

ISSN 0912-8042

財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

関 税 特 集

2021.8

832

主要目次

関 税 改 正 等
関税・税関を巡る国際的な動き
税関行政の主要施策の現状
最近における我が国の貿易動向

— 統 計 —

関 税 統 計
貿 易 統 計
そ の 他 事 務 統 計

財務省 財務総合政策研究所 編

目 次

— 関 税 特 集 —

	頁
I 関税改正等	1
第1. 令和3年度関税改正の概要等	1
第2. 特殊関税制度の概要等	2
(参考) 我が国の特惠関税制度の概要	22
II 関税・税関を巡る国際的な動き	28
第1. 世界貿易機関 (WTO) について	28
第2. 経済連携協定 (EPA)・自由貿易協定 (FTA) 等について	38
第3. 最近の米国の通商政策について	43
第4. 諸外国税関当局との協力	45
第5. 世界税関機構 (WCO) について	48
第6. 地域協力について	53
第7. 関税技術協力等について	57
III 税関行政の主要施策の現状	61
第1. 税関総務分野の重要施策の概要	61
第2. 監視取締及び保税行政の現状	62
第3. 通関手続の現状	65
第4. 密輸動向及び事後調査事務の概要	82
IV 最近における我が国の貿易動向 (通関ベース)	89

— 統 計 —

	頁		頁
I 関 税 統 計		(2) 主要商品の輸出	110
1. 租税及び印紙収入に占める	41	(3) 主要商品の輸入	111
関税収入のウエイトの推移	94	9. 主要国別品別輸出入額	112
2. 我が国の輸出入額と関税負担率の推移	95	10. 航空貨物主要商品別輸出入額	120
(参考) 1. 関税負担率の国際比較	95	11. 船舶・航空機の入港状況	122
(参考) 2. 関税改正と関税負担率等の推移	96	(1) 外国貿易船	122
3. 主要品目の関税率の推移	97	(2) 外国貿易機	122
4. 保税地域の推移	99	12. 主要港別輸出入額の推移	123
5. 輸入減免税額	100	13. 輸出入貨物屯量	124
6. もどし税額	104	(1) 船舶によるもの	124
(1) 総括	104	(2) 航空機によるもの	124
(2) 輸出貨物製造用原料品もどし税額	104	14. 貿易指数	124
II 貿 易 統 計		(1) 総括表	124
7. 貿易額の推移	105	(2) 地域別総括表	126
(1) 我が国の貿易額 (通関ベース) の推移	105	(3) 数量指数	132
(2) 世界及び主要国の輸出入額	106	(4) 価格指数	132
(3) 〃 輸入額	106	III その他事務統計	
8. 主要地域 (国) 別及び主要商品別輸出入額	108	15. 入出国旅客数の推移	133
(1) 主要地域 (国) 別輸出入額	108	(1) 正規入国者数	133
		(2) 正規出国者数	133

	頁
経 済 日 誌 (7月中)	134
主 要 経 済 指 標 (7月分)	136

I 関税改正等

第1. 令和3年度関税改正の概要等

令和3年度関税改正の概要及び規模

(1) 概要

令和3年度改正は、次の事項を中心として行われた。

- ① 暫定税率等の適用期限の延長等
- ② 個別品目の関税率の見直し
- ③ 特惠関税制度の適用期限の延長
- ④ HS品目表の2022年改正への対応
- ⑤ 災害等による納期限等の延長制度の拡充
- ⑥ 税関関係書類における押印義務の見直し
- ⑦ 通関時における関税等の納付手段の多様化
- ⑧ 電子帳簿等保存制度の見直し

以下あらましについて説明する。

① 暫定税率等の適用期限の延長等

令和3年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（416品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長。

また、加糖調製品のうち6品目について、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引下げ。

さらに、令和3年3月31日に適用期限の到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）についても、適用期限を1年延長。

② 個別品目の関税率の見直し

輸入や国内生産の状況等を踏まえつつ、国内産業の競争力強化の観点から、2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル（NDC）及びメターフェニレンジアミン（MPDA）の2品目について、基本税率を無税化。

また、調達価格上昇に伴う関税負担の軽減等の観点から、ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を設定し、無税化。

③ 特惠関税制度の適用期限の延長

特惠関税制度を通じた途上国への開発支援は引き続き重要であること、途上国への投資等を行う企業の予見可能性を確保する必要がある

あることを踏まえ、特惠関税制度の適用期限を10年延長。

④ HS品目表の2022年改正への対応

我が国の現行の関税率表（関税定率表及び関税暫定措置法の別表）は、HS条約附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されているため、同品目表の2022年改正に応じて、関税率表を改正。

⑤ 災害等による納期限等の延長制度の拡充

災害等による納期限等の延長制度について、告示により被災地域を指定する地域指定のほか、納付等をすべき者の申請に基づき税関長が延長する個別指定、NACCSの使用不能等により期限までに納付等をすることができない者の範囲を指定して延長する対象者指定も可能とした。

⑥ 税関関係書類における押印義務の見直し

文書内容の真正性確保が必要な手続等を除き、ほぼ全ての税関手続について、政府方針に沿って押印義務を廃止。

⑦ 通関時における関税等の納付手段の多様化

通関時にキャッシュレス納付（スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカードを使用した納付など）が可能となるよう、輸入者等が納付受託者（カード会社等）に対して関税の納付を委託できることとし、納付委託をした時点で輸入許可が受けられることとしたほか、納付受託者の指定・取消し、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務、納付受託者への質問検査等に係る規定を整備した。

⑧ 電子帳簿等保存制度の見直し

納税環境整備の一環として、関税関係帳簿書類の電子保存に係る負担の削減を図るとともに、円滑な事後調査のための適切な保存を推進する観点から、国税と同様に以下を実施。

- i 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化
- ・事前承認制度を廃止
- ・電子帳簿について、データのダウンロードの求めに応じることを要件に、訂正等

- の履歴・検索機能の確保を不要化
- ・優良な電子帳簿に関連して過少申告があった場合、過少申告加算税の税率を5%軽減
- ii スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設
 - ・事前承認制度を廃止
 - ・紙の原本とスキャナ画像との同一性チェックの不要化等
 - ・電子データに関連して不正が把握された場合、重加算税の税率を10%加重（iiiも

同様)

- iii 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し
 - ・検索項目の一部不要化（iiも同様）

(2) 改正の規模

今回の改正のうち、個別品目の関税率等の見直し等により、10億円の減収を見込んでいる。また、令和3年度の関税収入予算額は、8,460億円となっており、租税及び印紙収入予算に占める関税収入予算の割合は、1.5%（一般会計ベース）になる。

第2. 特殊関税制度の概要等

1. 特殊関税制度

我が国の特殊関税制度としては、報復関税、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税等がある。〔参考1〕

報復関税とは、WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するために必要があると認められる場合、又はある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な扱いをしている場合に課する割増関税である。

相殺関税、不当廉売関税とは、輸出国等による補助金交付又は輸出者等による不当廉売（ダンピング）という貿易秩序を乱す行為に対処するために課する割増関税である。

緊急関税とは、外国における価格の低落等による輸入の増加から我が国の産業を緊急に保護するために課する割増関税である。

更には、各国及び各地域との経済連携協定の締結に伴い、経済連携協定に基づく関税の緊急措置制度が導入されている。

2. 特殊関税をめぐる最近の動向等

(1) 報復関税制度

① 報復関税制度の概要〔参考1, 2〕

報復関税は、関連する国内法令（関税率法第6条及び報復関税等に関する政令）及びWTO協定（関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第23条及び紛争解決に係る規則及び手続に関する了解）に基づき、WTO協定上の本邦の利益を守り若しくはWTO協定の目的を達成するため必要があると認められるときに又はある国が本邦の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしていると認められるとき

に、課することができる割増関税である。

措置内容としては、当該貨物の課税価格と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。なお、WTO紛争解決機関等の承認に基づき措置をとる場合には、その承認の範囲内において課することとなっている。

報復関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに報復関税を課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。なお、措置を変更若しくは廃止する際にも、同様の手続をとることとされている。

② バード修正条項について

バード修正条項（注1）は、平成15年（2003年）1月にWTO協定違反が確定したが、米国は同年12月の是正期限内に是正しなかった。

平成16年（2004年）1月、我が国及びEC等8カ国・地域はWTOに対して対抗措置の承認を申請した（注2）。これに対し、米国が対抗措置の規模について異議を申し立て、本件は仲裁手続に付託された。

同年8月31日、仲裁人から共同申立国の対抗措置の規模（注3）を決定する判断が提示された。

この結果を受け、同年11月10日、我が国及びEC等7カ国・地域はWTOに対して再度対抗措置の承認申請を行い、同月26日に承認された（チリは同年12月に申請を行い、同月に承認）。

その後、米国がバード修正条項を廃止する等の是正措置を行わなかったことから、平成17年（2005年）9月1日、対象品目を玉軸受等15品目、税率を15%、課税期間を1年間として報復関税を課した。

(注1) バード修正条項は、米国の1930年関税法を修正する条項であり、不当廉売関税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律。

(注2) 平成16年(2004年)1月に対抗措置の承認申請を行った国は、我が国、EC、カナダ、ブラジル、チリ、インド、韓国、メキシコの8カ国・地域。

(注3) 我が国の対抗措置の規模は、バード修正条項による我が国の対米輸出減少推計額(直近年の分配額に0.72を乗じた額)以下とされた。

(参考1) 各国の動向

EC及びカナダは、平成17年(2005年)5月より、メキシコは、同年8月より、対抗措置を発動。

平成18年(2006年)2月8日、米国において、①バード修正条項を廃止する、②ただし、平成19年(2007年)10月1日前に米国に輸入された物品に対する不当廉売関税等は、引き続き同条項に基づき分配する、との内容を含む2005年赤字削減法が成立したが、上記②のとおり、引き続き分配は行われるため、WTO協定違反の状態が継続することとなった。

バード修正条項に対する報復関税については、WTO協定違反の状態が継続しているため、平成18年(2006年)から平成25年(2013年)まで毎年、対抗措置を1年間延長した。その間、分配額の減少に応じて、平成20年(2008年)の延長以降、対象品目を2品目(玉軸受及び円すいころ軸受)に絞り込むとともに、税率を順次10.6%、9.6%、4.1%及び1.7%に変更し、平成24年(2012年)の延長に際しては、分配額の更なる減少に応じて、対象品目を1品目(円すいころ軸受)に絞り込むとともに、税率を4.0%に変更した。平成25年(2013年)には、米国による分配額が前年から大幅に増加したことから、対象品目を玉軸受等の13品目に拡大するとともに、税率を17.4%に変更した。

平成26年(2014年)9月以降は、分配額が僅少である事等から、報復関税を課さないこととしているところであるが、WTOに対して、①米国による分配は、WTO是正勧告の不履行に該当すること、②報復関税を発動する権利を引き続き有する旨、通報を行っている。

(参考2) バード修正条項廃止後の各国の動向

EUは令和元年(2019年)5月1日より対抗措置をさらに1年間延長。4品目に対して0.001%の対抗措置を表明。

カナダは、米国の国際貿易裁判所が、バード修正条項をカナダ産品に係る関税に適用することはNAFTAに違反すると判断したこと等から、平成18年(2006年)5月に対抗措置を継続しなかった。ただし、対抗措置の権利は留保している。

メキシコは、平成18年(2006年)9月から同年10月まで、期間を限定して対抗措置を発動。

※ 平成18年(2006年)年7月の米国国際貿易裁判所判決を受けて、2006米国財政年度以降、カナダ及びメキシコに係る分配額はゼロとなっている。

(2) 相殺関税制度

① 相殺関税制度の概要〔参考1,3〕

相殺関税は、関連する国内法令(関税定率法第7条及び相殺関税に関する政令)及びWTO協定(GATT第6条及び補助金及び相殺措置に関する協定(補助金相殺措置協定))に基づき、外国において補助金の交付を受けた貨物の輸入が、本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

相殺関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、補助金額と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、4ヶ月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

相殺関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

② (事例) 韓国ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税について

平成16年(2004年)6月16日に、エルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社の2社から財務大臣に対して、韓国ハイニックスセミコンダクター社(ハイニックス社)製DRAMに係る相殺関税の課税の求めがなされた。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年8月4日、政府は調査を開始した。その後、平成17年(2005年)8月2日に、調査期間が6ヶ月間延長された。

調査の結果、補助金の交付を受けた貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、平成18年(2006年)1月27日から相殺関税を課した。

平成18年(2006年)6月19日、韓国政府の求めによりWTO紛争解決機関の小委員会(パネル)が設置され、平成19年(2007年)12月17日、パネル及び上級委員会での審理を経て、WTO協定に整合的ではない部分の是正を求める勧告が採択された。

平成20年(2008年)1月30日、政府は、当該是正勧告を実施するために調査を開始した。調査の結果及び当該是正勧告の内容を踏まえ、補助金についての事情の変更が認められたことから、同年9月1日から税率を27.2%から9.1%に変更した。

同月29日、ハイニックス社から財務大臣に対して、ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税の廃止の求めがなされた。

当該廃止の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年10月15日、政府は、調査を開始した。

調査の結果、補助金についての事情の変更が認められ、平成21年(2009年)4月23日に相殺関税を廃止した。

(3) 不当廉売関税制度

① 不当廉売関税制度の概要〔参考1, 4〕

不当廉売関税は、関連する国内法令(関税定率法第8条及び不当廉売関税に関する政令)及びWTO協定(GATT第6条及び1994年のGATT第

6条の実施に関する協定(ダンピング防止協定)に基づき、不当廉売(正常価格(輸出国における国内販売価格等)より低い価格で輸出のために販売することをいう。)された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実(本邦の産業に与える実質的な損害等の事実)がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

不当廉売関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、不当廉売された貨物の正常価格と輸出のための販売価格との差額(不当廉売差額)以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、原則4ヶ月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

不当廉売関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

② (事例) 韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税調査

平成29年(2017年)3月6日、株式会社ベンカン機工、日本ベンド株式会社及び古林工業株式会社(申請書掲載順)から財務大臣に対して、韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手(流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において管と管を接続する等の用途に使用される配管部材)に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると

認められたため、同月31日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、同年12月28日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4ヶ月間）。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、平成30年（2018年）3月31日から不当廉売関税（確定措置）を課した（5年間）。

③（事例）中国産電解二酸化マンガンを係る不当廉売関税の課税期間の延長調査

平成20年（2008年）9月1日から不当廉売関税を課している中国産電解二酸化マンガ（主に一次電池の正極材に使用される）について、平成30年（2018年）3月2日、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社（申請書掲載順）から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めを受け、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年4月18日、政府は調査を開始した。

調査の結果、課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入が継続し、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められたことから、平成36年2月29日まで課税期間を延長した（5年間）。

なお、同じく不当廉売関税を課していたスペイン産及び南アフリカ産については、延長の求めが提出されなかったことから、平成31年（2019年）3月4日、課税を終了した（オーストラリア産については、平成25年8月31日に課税終了）。

④（事例）中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに係る不当廉売関税調査

令和元年（2019年）8月5日、大八化学工業株式会社から財務大臣に対して、中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート（主に硬質ウレタン系断熱材用の難燃剤に使用される）に対する不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年9月26日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質

的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、令和2年6月27日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4ヶ月間）。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、令和2年（2020年）9月17日から不当廉売関税（確定措置）を課した（5年間）。

⑤（事例）韓国産炭酸二カリウムに係る不当廉売関税調査

令和2年（2020年）4月30日、カリ電解工業会から財務大臣に対して、韓国産炭酸二カリウム（主に液晶パネルをはじめとするガラス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料等として使用される）に対する不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年6月29日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、令和3年（2021年）3月25日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4ヶ月間）。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、令和3年（2021年）6月24日から不当廉売関税（確定措置）を課した（5年間）。

⑥（事例）韓国及び中国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査

平成28年（2016年）8月9日から不当廉売関税を課している韓国及び中国産水酸化カリウム（主に化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、合成樹脂重合反応剤、コンクリート混和剤原料、液体石鹼や洗剤の原料等）について、令和2年（2020年）7月7日、カリ電解工業会から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めを受け、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年8月31日、政府は調査を開始した。

⑦（事例）中国及び韓国産溶融亜鉛めっき鉄線に係る不当廉売関税調査

令和3年（2021年）3月31日、日亜鋼業株式会

社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン及び株式会社ワイヤーテクノから財務大臣に対して、中国及び韓国産溶融亜鉛めっき鉄線（金網類（フェンス、落石防護柵、落石防護網、じゃかご、クリンプ金網、亀甲金網）等に用いられる。）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年6月14日、政府は調査を開始した。

（参考）現在発動中の措置の概要

課税物件	原産地・税率	課税期間
電解二酸化マンガ	中国：34.3%、46.5% （※オーストラリア産（29.3%）は、2013年8月31日に課税終了。スペイン産（14.0%）及び南アフリカ産（14.5%）は2019年3月4日に課税終了。）	2008年9月1日から 2024年2月29日まで
水酸化カリウム	韓国：49.5% 中国：73.7%	2016年8月9日から 2021年8月8日まで
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国：39.8%～53.0%	2017年12月28日から 2022年12月27日まで
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国：41.8%、69.2% 中国：57.3%	2018年3月31日から 2023年3月30日まで
トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国：37.2%	2020年9月17日から 2025年9月16日まで
炭酸二カリウム	韓国：30.8%	2021年6月24日から 2026年6月23日まで

（4）緊急関税制度

① 緊急関税制度の概要〔参考1, 5〕

緊急関税は、関連する国内法令（関税率法第9条及び緊急関税等に関する政令）及びWTO協定（GATT第19条及びセーフガードに関する協定（セーフガード協定））に基づき、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加の事実があり、当該貨物の輸入が本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

措置内容としては、同種・競合貨物の国内適正卸売価格から対象貨物の課税価格及び通常の関税率による税額を控除した額と同額以下の割増関税を発動政令により課すること又は譲許税率の撤回・修正をすることとされている。

発動期間については、4年以内とされているが、発動期間の満了後においても当該貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、本邦の産業が構造調整を行っているとして認められる場合には、通算8年以内の延長が可能である。

調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により当該貨物の輸入の増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急の必要があると認められるときは、200日の期間内で、暫定措置を発動することができる。

緊急関税を発動しようとする又は発動した場合は、WTO協定に基づく貿易相手国との協議により、他品目の譲許の修正等を行うことができるとされている。

また、外国において緊急措置がとられた場合において、WTO協定に規定する事情があると認められる場合には、対抗措置として、輸入される貨物の課税価格と同額以下の割増関税を課すること又は当該貨物に係る譲許を停止することができる。ただし、当該外国における緊急措置が、輸入数量の増加の事実に基づきとられた場合には、当該措置がとられた日から3年間は対抗措置を行使することはできない。

緊急関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに緊急関税を課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。なお、措置を延長、撤回若しくは緩和する際は又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

② ねぎ等3品目に係るセーフガード事案について

ねぎ等3品目（ねぎ、生しいたけ、畳表）に係るセーフガードについては、平成12年（2000年）12月22日に調査を開始し、平成13年（2001年）4月10日に財務大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣の3大臣がセーフガード暫定措置の発動及び具体的内容を決定し、同月23日から実施した（同年11月8日までの200日間）。

これに対し、中国は、セーフガード暫定措置に対する対抗措置として、同年6月22日から、我が国より輸入する自動車等3品目（自動車、携帯・車載電話、空調機）に対して、通常の関税に加え

100%の特別関税の徴収を実施した。

同年10月8日及び21日、小泉総理が、それぞれ、朱鎔基総理及び江沢民国家主席と首脳会談を、また、同月17日、平沼経済産業大臣が石広生対外貿易経済合作部長と会談を行い、セーフガード問題については話し合いにより解決していくことで意見の一致をみた。

これらを受け、同月25日、セーフガード関係閣僚会合（3大臣の他、官房長官及び外務大臣が出席）が開かれ、同年11月8日の暫定措置の期限切れ後も直ちに確定措置に移行することはせず、二国間協議を継続させることとした。

その後、様々なレベルによる日中協議が精力的に行われた結果、セーフガードの政府調査の期限である同年12月21日、平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との間で、①我が国がセーフガード確定措置を実施しないこと、②中国が特別関税措置を撤廃すること、③農産品3品目に係る日中貿易スキームを早急に

構築すること、を内容とする「日中双方のねぎ、生しいたけ、豊表の農産品の貿易摩擦に関する覚書」が合意された。

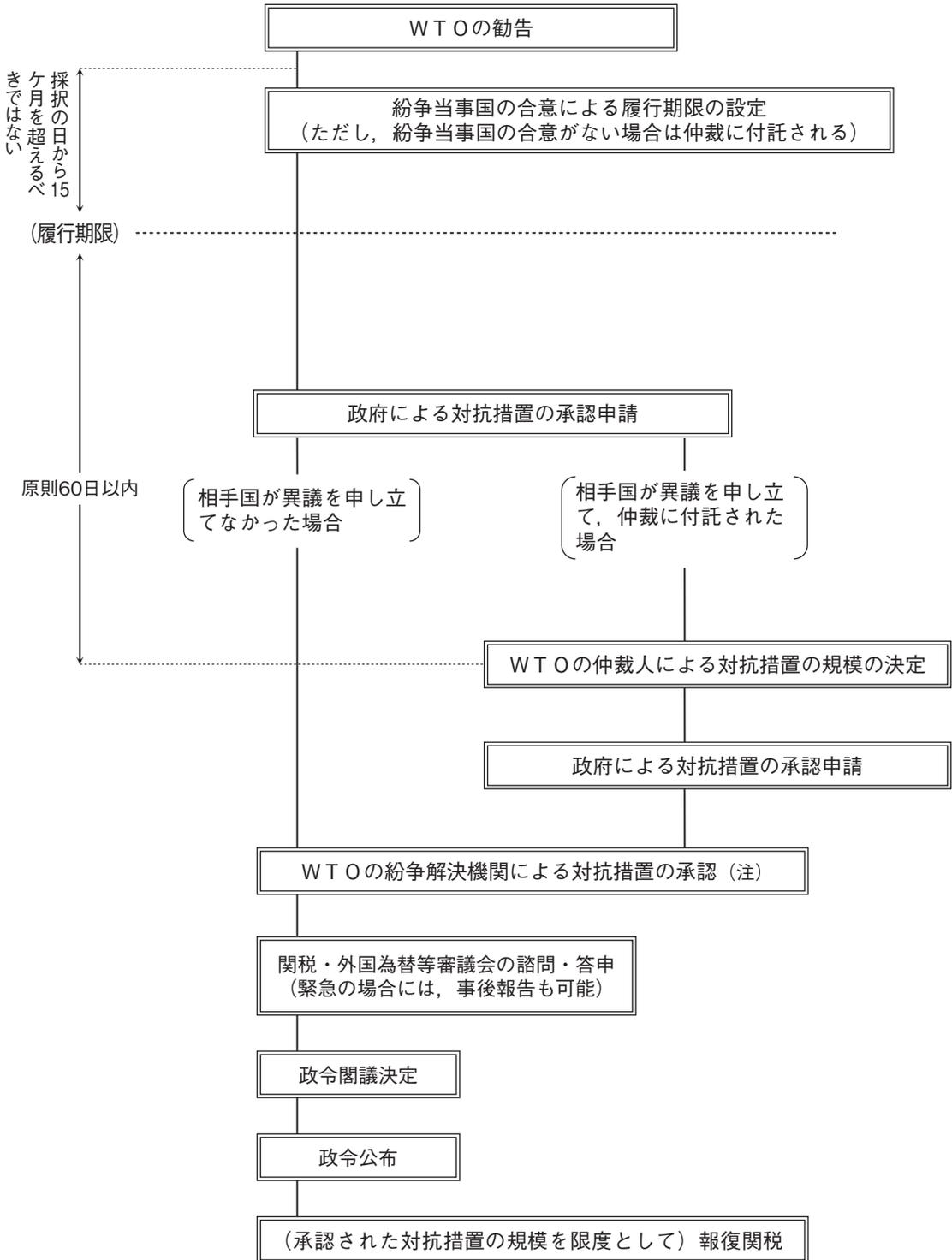
上記の合意を受け、我が国は、同月25日、ねぎ等3品目に対するセーフガード確定措置を発動しない旨の財務省及び経済産業省告示を行い、中国は、同月26日、我が国からの自動車等3品目に対する特別関税措置を翌27日から停止する旨の公告を行った。

日中間の上記の合意に従い、日中貿易スキームを構築し、秩序ある貿易を促進するため、平成14年（2002年）2月7日及び8日に上海においてねぎ等3品目に係る第1回日中農産物貿易協議会が開催され、以後、開催されている累次の会合において（我が国からは生産者団体、輸入業者団体及びオブザーバーとして関係省担当者が出席）、日本市場における需要見通し、日中双方の生産見通し、中国側の自主的な措置の効果的な実施等に関する情報交換が行われている。

我が国の特殊関税制度の概要

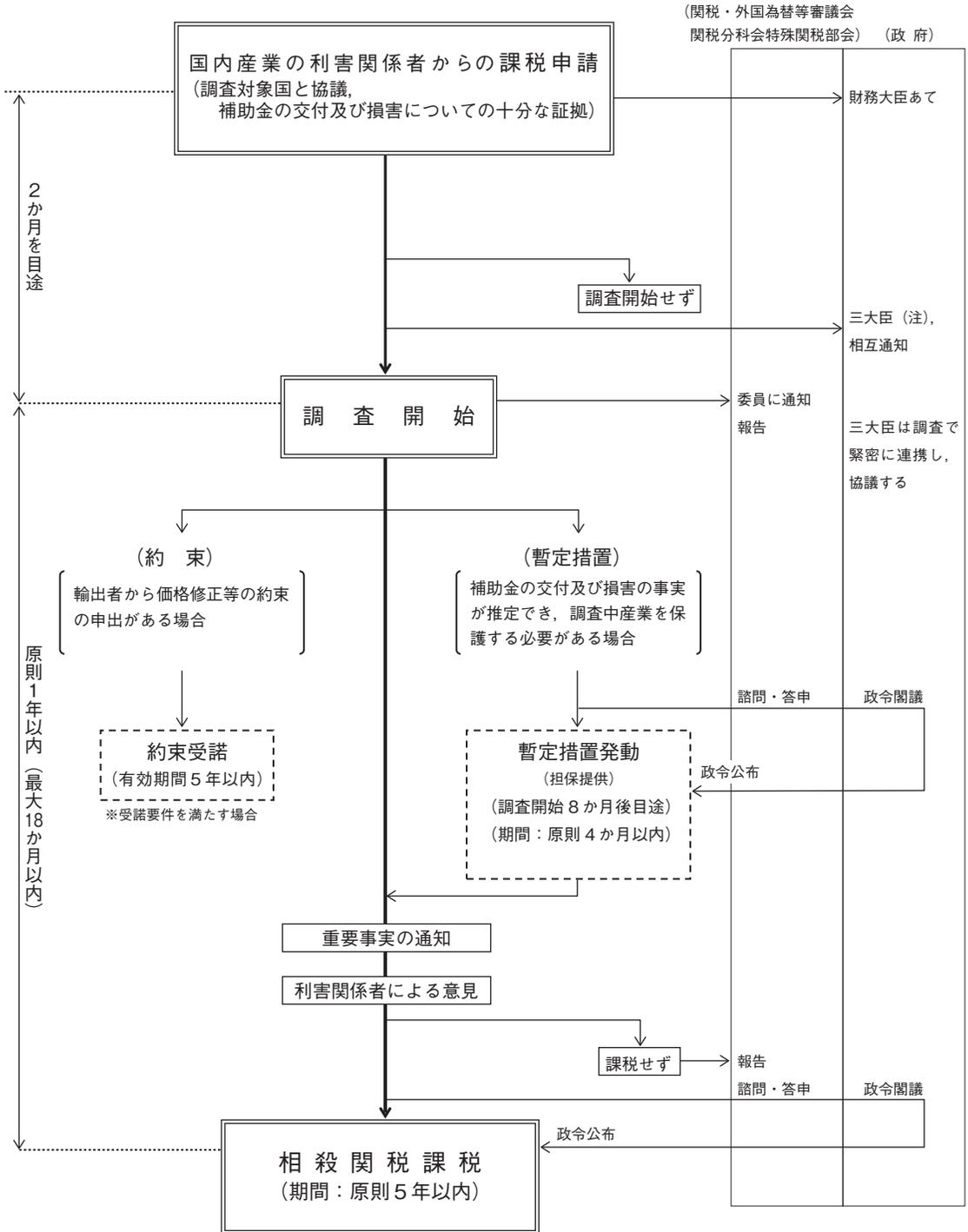
区 分	報復関税	相殺関税	不当廉売関税	緊急関税
国内法令上の根拠規定	・ 関稅定率法第6条 ・ 報復関税等に関する政令	・ 関稅定率法第7条 ・ 相殺関税に関する政令	・ 関稅定率法第8条 ・ 不当廉売関税に関する政令	・ 関稅定率法第9条 ・ 緊急関税等に関する政令
WTO協定上の根拠規定	・ G A T T第23条 ・ 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解	・ G A T T第6条 ・ 補助金及び相殺措置に関する協定	・ G A T T第6条 ・ ダンピング防止協定	・ G A T T第19条 ・ セーフガードに関する協定
制度の概要	(1) WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合に課する割増関税 (2) ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税	外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税	不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税	輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するための関税の引上げ
措置の適用要件	(1) WTO紛争解決機関等の承認を受けること (2) ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしていること	(1) 補助金の交付を受けた貨物の輸入 輸入された貨物が、外国において生産又は輸出について補助金を受けていること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を实質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること	(1) 不当廉売された貨物の輸入 輸入された貨物に不当廉売の事実があること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を实質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること	(1) 輸入の増加 予想されなかった事情の変化により貨物の輸入増加があること (2) 重大な損害等（含む因果関係） 当該輸入が我が国の同種・競合産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること (3) 緊急の必要性 国民経済上緊急に必要があると認められること
措置の内容	従価100%の範囲内での割増関税	補助金の額と同額以下の割増関税	不当廉売差額〔(正常価格) - (不当廉売価格)〕と同額以下の割増関税	(1) [(同種・競合貨物の国内適正卸売価格) - (輸入貨物の課税価格) - (通常関税額)]と同額以下の割増関税 (2) 譲許税率の撤回又は修正
措置の期間		5年以内 (5年以内の延長が可能)	5年以内 (5年以内の延長が可能)	暫定期間を含めて4年以内 (通算して8年以内まで延長が可能)
暫定措置の適用要件		(1) 調査開始から60日が経過 (2) 補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性	(1) 調査開始から60日が経過 (2) 不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性	(1) 輸入の増加の事実及びこれによる国内産業への重大な損害等の事実の推定 (2) 国民経済上特に緊急の必要性
暫定措置の内容		担保の提供（4ヶ月以内）	暫定的な関税賦課又は担保の提供 (原則4ヶ月以内)	関税引上げ（200日以内）
還付		請求に基づき、相殺関税の額と現実の補助金の額との差額を還付	請求に基づき、不当廉売関税の額と現実の不当廉売差額との差額を還付	
備考		・ 発動期間中に、事情の変更がある場合に措置を変更・廃止することが可能	・ 発動期間中に、事情の変更がある場合に措置を変更・廃止することが可能	・ 代償措置、対抗措置 ・ 輸入増加に対する数量制限措置

WTOの勧告から報復関税発動までの手続の流れ



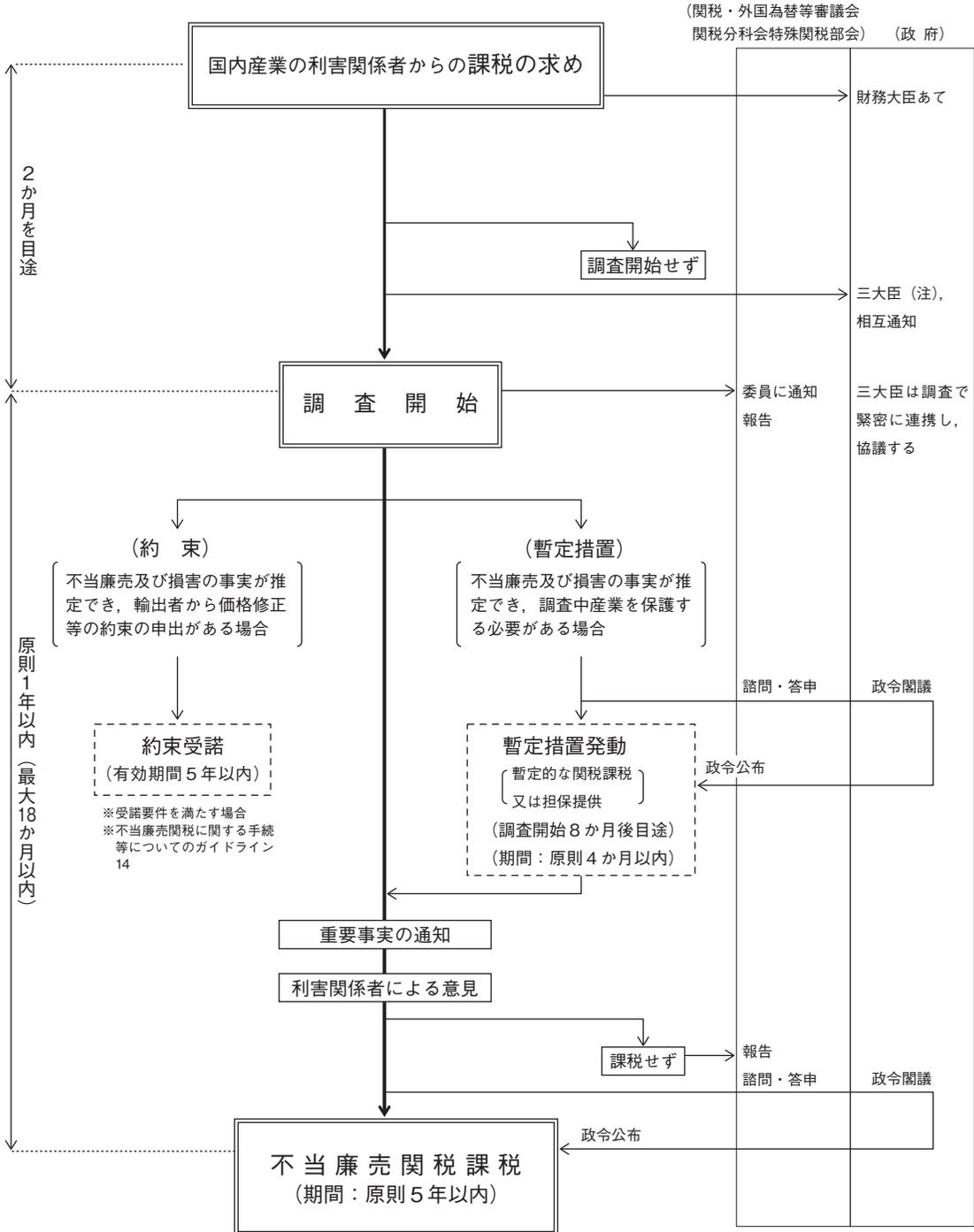
(注) 相手国が異議を申し立てない場合、原則30日以内に承認される。

相殺関税の課税手続の流れ



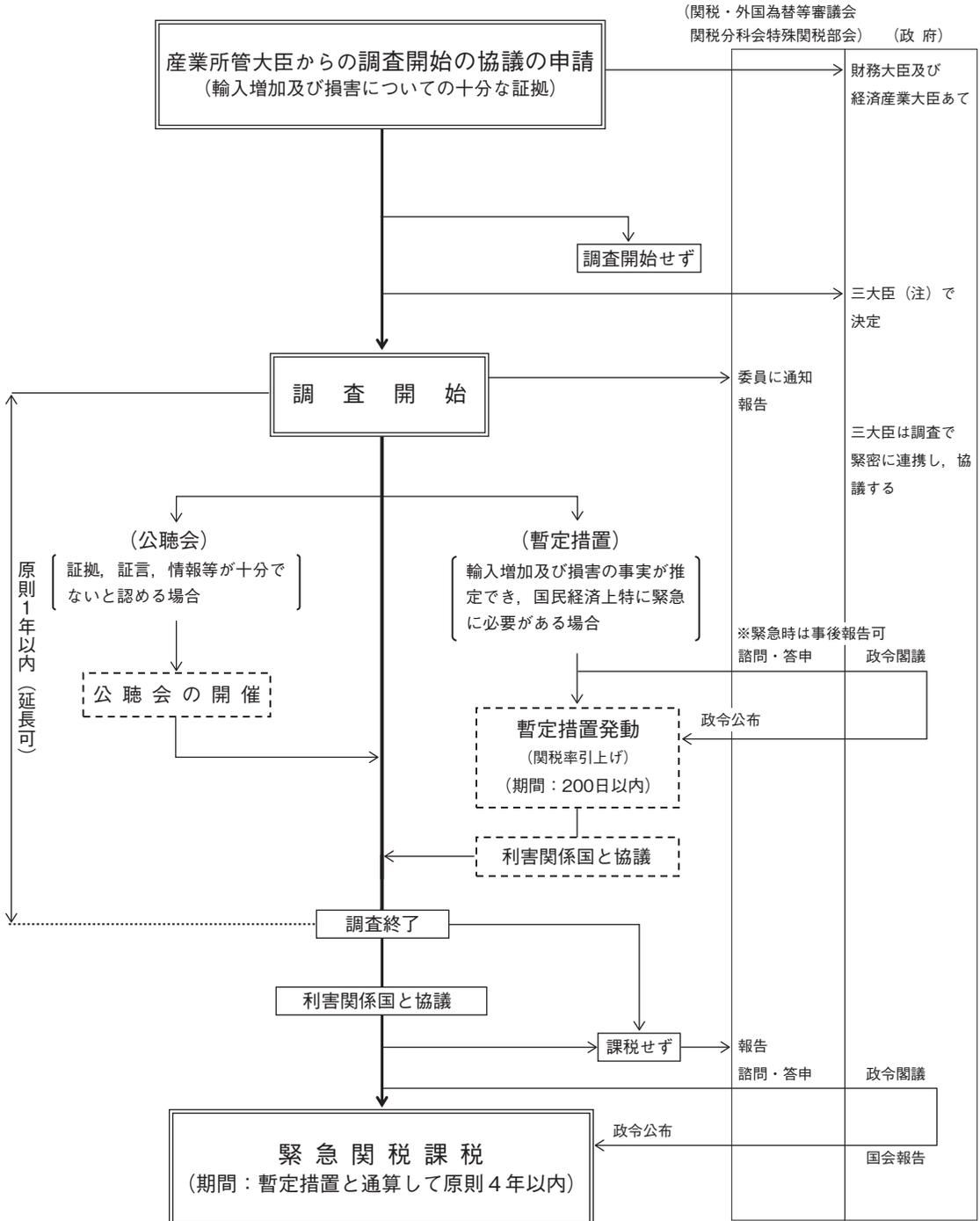
(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

不当廉売関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは, 財務大臣, 経済産業大臣, 産業所管大臣。

緊急関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

我が国における特殊関税の事例

	事 例	概 要
報 復 関 税	①米国バード 修正条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ H16.11.26 バード修正条項に対する対抗措置がWTOに承認される ・ H17.8.1 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H17.8.12 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」閣議決定 ・ H17.8.17 政令公布 ・ H17.9.1 政令施行 ・ H18.8.4 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H18.8.15 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H18.8.18 政令公布 ・ H18.9.1 政令施行 ・ H19.8.2 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H19.8.10 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H19.8.15 政令公布 ・ H19.9.1 政令施行 ・ H20.8.22 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H20.8.26 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H20.8.29 政令公布 ・ H20.9.1 政令施行 ・ H21.8.7 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H21.8.11 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H21.8.14 政令公布 ・ H21.9.1 政令施行 ・ H22.8.6 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H22.8.10 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H22.8.13 政令公布 ・ H22.9.1 政令施行 ・ H23.8.5 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H23.8.9 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H23.8.12 政令公布 ・ H23.9.1 政令施行 ・ H24.7.30 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H24.8.7 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H24.8.10 政令公布 ・ H24.9.1 政令施行 ・ H25.8.2 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H25.8.15 「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H25.8.20 政令公布 ・ H25.9.1 政令施行 ・ H26.8.5 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課さないこととし、関税・外国為替等審議会に報告（ただし、再発動の権利を留保） ・ H26.8.31 課税期間満了
	①パキスタン 産綿糸	<ul style="list-style-type: none"> ・ S57.12.27 日本紡績協会、課税の求め ・ S58.4.18 関税率審議会特殊関税部会に調査開始に至った事情を説明 ・ S58.4.20 調査開始の通知・告示 ・ S59.1.3 パキスタン政府、補助金の一部を廃止

	事 例	概 要
	・ S59.2.22 ・ S59.2.28	日本紡績協会、調査対象となった補助金制度が、補助金率が僅少であるものを除き、廃止されたことを理由に課税の求め取下げ。同日、同様の理由で相殺関税を課税しないこととして調査終了し、関税率審議会特殊関税部に報告 相殺関税を課税しないことを決定した旨を通知・告示
	②ブラジル産フェロシリコン ・ S59.3.6 ・ S59.6.14 ・ S59.6.18	日本フェロアロイ協会、課税の求め 日本フェロアロイ協会、輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に課税の求め取下げ 関税率審議会特殊関税部に、提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明
相 殺 関 税	③大韓民国DRAM ・ H16.6.16 ・ H16.7.27 ・ H16.8.3 ・ H16.8.4 ・ H17.2～3 ・ H17.3～4 ・ H17.7.26 ・ H17.8.1 ・ H17.8.2 ・ H17.10.21 ・ H17.10.31 ・ H17.11.14 ・ H17.12.1 ・ H18.1.20 ・ H18.1.24 ・ H18.1.27 ・ H18.4.25 ・ H18.6.19 ・ H19.7.13 ・ H19.8.30 ・ H19.11.28 ・ H19.12.17 ・ H20.1.15 ・ H20.1.30 ・ H20.8.22 ・ H20.8.26 ・ H20.8.29 ・ H20.9.1 ・ H20.9.23 ・ H20.9.29 ・ H20.10.15 ・ H20.12中 ・ H21.2.3 ・ H21.3.3 ・ H21.3.4 ・ H21.4.13 ・ H21.4.17 ・ H21.4.22 ・ H21.4.23	エルビーダメモリ社及びマイクロンジャパン社、課税の求め 大韓民国政府との二国間協議 調査開始の相互通知、調査開始決定の新聞発表 調査開始の告示（同日調査開始）、直接の利害関係人への通知 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始に至った事情を説明 大韓民国の政府・金融機関・供給者に対する現地調査の実施 本邦の生産者等に対する現地調査の実施 調査期間延長（新聞発表） 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査延長決定の旨を報告 調査期間延長の告示（6ヶ月延長） 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要事実の開示 大韓民国政府からの約束の申出 大韓民国政府との二国間協議 大韓民国政府との二国間協議 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、大韓民国ハイニックス社製DRAM等に対し相殺関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令」閣議決定 政令公布・施行 大韓民国政府との二国間協議 パネル設置 パネル報告の公表 上級委員会への申立て 上級委員会報告の公表 我が国に対する是正勧告をWTO紛争解決機関で採択 WTOに対し是正勧告を実施する意思を通報 是正勧告を実施するための調査開始を告示 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、税率変更について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の一部を改正する政令」を閣議決定 政令公布 政令施行 是正勧告実施の有無等に係る履行パネル設置（21.3.4韓国申出により中断。22.3.5履行パネル消滅。） ハイニックス社、課税廃止の求め 補助金に関する見直し調査開始の告示 大韓民国の政府・金融機関・供給者に対する現地調査の実施 利害関係者に対し重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 韓国の要請により履行パネル一時中断（22.3.5消滅） 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、課税廃止について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令を廃止する政令」閣議決定 政令公布 政令施行
	不 当 廉 売 関 税	①大韓民国産綿糸 ・ S57.12.27 ・ S58.6.17 ・ S58.7.11
②ノルウェー及びフランス産フェロシリコン ・ S59.3.6 ・ S59.6.14 ・ S59.6.18		日本フェロアロイ協会、課税の求め 日本フェロアロイ協会、輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に課税の求め取下げ 関税率審議会特殊関税部に、提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明

	事 例	概 要
不 当 廉 売 関 税	③大韓民国産 セーター類	<ul style="list-style-type: none"> ・ S63.10.21 ・ H1.2.2 ・ H1.3.29 ・ H1.4.11 <p>日本ニット工業組合連合会，課税の求め 大韓民国政府（商工部），自主規制措置を発表 日本ニット工業組合連合会，自主規制措置を評価し課税の求め取下げ 関税率審議会特殊関税部に，提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明</p>
	④中華人民共 和 国，ノル ウェー及び南 アフリカ共和 国産フェロシ リコマンガン	<ul style="list-style-type: none"> ・ H3.10.8 ・ H3.10.17 ・ H3.11.29 ・ H4.6.18 ・ H4.9～10 ・ H4.11.27 ・ H4.12.上 ・ H4.12.下 ・ H5.1.27 ・ H5.1.末 ・ H5.1.28 ・ H5.1.29 ・ H5.2.3 ・ H10.1.31 <p>日本フェロアロイ協会，課税の求め 関税率審議会特殊関税部に，提訴に関する情況説明 調査開始の相互通知・告示。同日，関税率審議会特殊関税部に，調査開始に至った事情を説明 暫定措置をとらないことを決定し，調査結果の暫定的とりまとめを公表 三国の輸出者，生産者，本邦の生産者に対する現地調査の実施 調査期間の2ヵ月延長 利害関係者等への基本的事実の開示及びそれぞれに対する反論の受理 中国の輸出者4社から価格修正の約束の申出 中国の輸出者2社について約束の受諾及び調査取り止め 調査終了 関税率審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日，中国の輸出者に不当廉売関税を課することについて，関税率審議会に諮問・答申 「フェロシリコマンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 政令公布・施行。同日，ノルウェー及び南アフリカの輸出者に対して不当廉売関税を課しない旨告示 課税期間満了</p>
	⑤パキスタン 産綿糸	<ul style="list-style-type: none"> ・ H5.12.20 ・ H5.12.22 ・ H6.2.18 ・ H6.2.23 ・ H6.8.30 ・ H6.11～12 ・ H7.2.14 ・ H7.4.17 ・ H7.5.12 ・ H7.7.28 ・ H7.8.1 ・ H7.8.4 ・ H8.2.16 ・ H8.3.19 ・ H8.3.29 ・ H8.5.27 ・ H8.9.13 ・ H9.5.21 ・ H9.12.5 ・ H10.2.5 ・ H11.4.30 ・ H12.7.31 <p>日本紡績協会，課税の求め 関税率審議会特殊関税部会懇談会に，提訴に関する情況説明 調査開始の相互通知・告示 関税率審議会特殊関税部に，調査開始に至った事情を説明 暫定措置をとらないことを決定 パキスタンの輸出者・生産者及び本邦の生産者に対する現地調査，輸入者及びユーザーに対するヒヤリングの実施 調査期間の2ヵ月延長 調査期間の4ヵ月延長 直接の利害関係人に対し，最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 関税率審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日，関税率審議会にパキスタンの輸出者に不 当廉売関税を課することについて，関税率審議会に諮問・答申 「二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 政令公布・施行 パキスタンの生産者3社から新規供給者に係る課税の見直しの求め 上記3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査開始 パキスタンの生産者13社から新規供給者に係る課税の見直しの求め 上記13社のうち11社について，新規供給者に係る課税の見直し調査開始 上記3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し，同社の綿糸に係る不当廉売 関税を変更又は廃止 上記11社について，新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し，同社の綿糸に係る不当廉売 関税を継続，変更又は廃止 パキスタンの生産者5社から新規供給者に係る課税の見直しの求め 上記5社のうち3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査開始 上記3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し，同社の綿糸に係る不当廉売 関税を継続 課税期間満了</p>
⑥大韓民国及 び台湾産ポリ エステル短織 維	<ul style="list-style-type: none"> ・ H13.2.28 ・ H13.3.28 ・ H13.4.20 ・ H13.4.23 ・ H13.5.8 ・ H13.10.30 ・ H13.11～12 ・ H14.1.下 ・ H14.4.19 ・ H14.5.中 ・ H14.6.14 <p>帝人等5社，課税の求め 関税・外国為替等審議会特殊関税部に課税の求めに関する情況説明 調査開始の相互通知，調査開始決定の新聞発表 調査開始の告示（同日調査開始），直接の利害関係人への通知 関税・外国為替等審議会特殊関税部に，調査開始に至った事情を説明 台湾の一部供給者と申請者における対質の実施 本邦の生産者及び輸入者に対する現地調査の実施 大韓民国の供給者に対する現地調査の実施 調査期間の3ヶ月延長 追加的な証拠を提出した大韓民国の供給者に対する現地調査の実施 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要事実の開示</p>	

	事 例	概 要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ H14.7.19 ・ H14.7.23 ・ H14.7.26 ・ H18.6.30 ・ H18.8.29 ・ H18.8.31 ・ H18.9.13 ・ H18.10.13 ・ H19.3中 ・ H19.5.16 ・ H19.6.6 ・ H19.6.19 ・ H19.6.26 ・ H19.6.29 ・ H19.7.1 ・ H24.6.28 	<p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、大韓民国及び台湾の供給者に不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>政令公布・施行</p> <p>帝人ファイバー等3社、課税期間延長の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始に至った事情を説明</p> <p>利害関係者へ質問状を送付</p> <p>本邦の生産者5社に対する現地調査を実施</p> <p>利害関係者に対し重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、課税期間延長について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>不当廉売関税を課する期間を平成24年6月28日まで延長することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>課税期間満了</p>
不 当 廉 売 関 税	<p>⑦南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H19.1.31 ・ H19.4.25 ・ H19.4.27 ・ H19.6.19 ・ H19.11～12 ・ H19.12中 ・ H20.4.25 ・ H20.6.6 ・ H20.6.9 ・ H20.6.10 ・ H20.6.13 ・ H20.6.14 ・ H20.7.7 ・ H20.8.22 ・ H20.8.26 ・ H20.8.29 ・ H20.9.1 ・ H24.8.30 ・ H24.10.29 ・ H24.10.30 ・ H24.11.8 ・ H25.4下 ・ H25.5～6 ・ H25.8.31 ・ H25.10.10 ・ H25.10.15 ・ H25.11.22 ・ H25.12.13 ・ H26.2.21 ・ H26.2.28 ・ H26.3.5 ・ H26.3.6 ・ H30.3.2 ・ H30.3.19 ・ H30.3.30 	<p>東ソー日向等2社、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始に至った事情を説明</p> <p>調査対象国の供給者4社に対する現地調査の実施</p> <p>本邦の生産者2社に対する現地調査の実施</p> <p>調査期間の6ヶ月延長</p> <p>オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>東ソー日向等2社、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明</p> <p>本邦の生産者2社に対する現地調査の実施</p> <p>調査対象国の供給者4社に対する現地調査の実施</p> <p>オーストラリア産電解二酸化マンガンに係る課税期間満了</p> <p>調査対象国の供給者1社から新たな証拠の提出がなされたことによる追加現地調査の実施</p> <p>調査期間の5ヶ月延長</p> <p>利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>不当廉売関税を課する期間を平成31年3月4日まで延長することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>東ソー日向等2社、中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め</p> <p>不当廉売関税の課税期間延長の求めに対する補正の求め</p> <p>東ソー日向等2社、不当廉売関税の課税期間の延長の求めの補正</p>

	事 例	概 要
不 当 廉 売 関 税	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30.4.16 ・ H30.4.18 ・ H30.10.上 ・ H30.10.15 ・ H30.12.10 ・ H30.12.25 ・ H31.2.14 ・ H31.2.26 ・ H31.3.1 ・ H31.3.4 ・ H31.3.5 	<p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦生産者2社に対する現地調査の実施</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明</p> <p>利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>不当廉売関税を課する期間を平成36年2月29日まで延長することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>スペイン及び南アフリカ共和国電解二酸化マンガンに係る課税期間満了</p> <p>政令施行</p>
	<p>⑧インドネシア産カットシート紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24.5.10 ・ H24.6.27 ・ H24.6.29 ・ H24.7.30 ・ H24.12～H25.3 ・ H25.1～2 ・ H25.4.12 ・ H25.5.10 ・ H25.6.26 ・ H25.8.2 	<p>日本製紙等8社、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明</p> <p>本邦の生産者5社及び輸入者1社に対する現地調査の実施</p> <p>調査対象国の供給者4社及び関連者4社に対する現地調査の実施</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>不当廉売関税を課さないことを決定し、その旨告示及び報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査結果を報告</p>
	<p>⑨中華人民共和国産トルエンジソシアナート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H25.12.17 ・ H26.2.12 ・ H26.2.14 ・ H26.2.21 ・ H26.7.22 ・ H26.10～11 ・ H26.12.4 ・ H26.12.12 ・ H26.12.19 ・ H26.12.24 ・ H26.12.25 ・ H27.1.15 ・ H27.2.6 ・ H27.2.12 ・ H27.4.7 ・ H27.4.14 ・ H27.4.17 ・ H27.4.25 ・ R24.24 	<p>三井化学株式会社、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明</p> <p>本邦の生産者1社に対する現地調査（製造工程に係るもの）の実施</p> <p>本邦の生産者2社に対する現地調査の実施</p> <p>中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに係る仮の決定</p> <p>中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「トルエンジソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>仮の決定に対する反論期限。同日、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>調査期間の4ヶ月延長</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「トルエンジソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>課税期間満了</p>
<p>⑩大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H27.4.3 ・ H27.5.22 ・ H27.5.26 ・ H27.11～12 ・ H28.1下 ・ H28.3.25 ・ H28.3.28 ・ H28.4.5 ・ H28.4.8 ・ H28.4.9 ・ H28.4.15 	<p>カリ電解工業会、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦の生産者2社に対する現地調査の実施</p> <p>大韓民国の供給者1社に対する現地調査の実施</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る仮の決定</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>仮の決定に対する反論期限</p>	

	事 例	概 要
不 当 廉 売 関 税	<ul style="list-style-type: none"> ・ H28.5.17 ・ H28.5.24 ・ H28.5.27 ・ H28.6.7 ・ H28.6.27 ・ H28.7.8 ・ H28.7.11 ・ H28.8.2 ・ H28.8.3 ・ H28.8.9 ・ R2.7.7 ・ R2.8.27 ・ R2.8.31 ・ R2.9.8 ・ R3.3上下 ・ R3.3中下 ・ R3.5.26 ・ R3.6.9 	<p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 調査期間の3ヶ月延長 大韓民国の輸出者から価格修正の約束の申出 重要事実に対する反論期限 不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会における持ち回り審議を開始 大韓民国の輸出者に約束は受諾困難である旨通知 不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会における持ち回り審議終了・答申 「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 カリ電解工業会、大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明 本邦生産者2社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施） 代替国生産者2社に対する現地調査の実施（※同上） 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ①中華人民共和 国産高重合 度ポリエチレ ンテレフタ レート ・ H28.9.6 ・ H28.9.28 ・ H28.9.30 ・ H29.3中 ・ H29.4中 ・ H29.8.4 ・ H29.8.23 ・ H29.8.28 ・ H29.8.29 ・ H29.9.1 ・ H29.9.2 ・ H29.9.27 ・ H29.9.29 ・ H29.10.10 ・ H29.10.23 ・ H29.12.12 ・ H29.12.14 ・ H29.12.22 ・ H29.12.27 ・ H29.12.28 	<p>三井化学株式会社等4社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者1社に対する現地調査の実施 中国の供給者3社に対する現地調査の実施 中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る仮の決定 中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 仮の決定に対する反論期限 「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 調査期間の3か月延長、中国の輸出者1社から価格修正の約束の申出 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 中国の輸出者4社から価格修正の約束の申出 重要事実に対する反論期限 中国の輸出者5社に約束は受諾困難である旨通知 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ②大韓民国及 び中華人民共 和国産炭素鋼 製突合せ溶接 式継手 ・ H29.3.6 ・ H29.3.29 ・ H29.3.31 ・ H29.10上 ・ H29.10中 ・ H29.12.8 ・ H29.12.14 ・ H29.12.22 ・ H29.12.27 ・ H29.12.28 ・ H30.1.30 ・ H30.3.1 	<p>株式会社ベンカン機工等3社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者1社に対する現地調査の実施 大韓民国の供給者1社に対する現地調査の実施 大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る仮の決定 大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行、仮の決定に対する反論期限 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限</p>

	事 例	概 要	
不 当 廉 売 関 税	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30.3.14 ・ H30.3.23 ・ H30.3.30 ・ H30.3.31 	<p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p>	
	⑬中華人民共和國産トリス（クロロプロピル）ホスフェート	<ul style="list-style-type: none"> ・ R1.8.5 ・ R1.9.24 ・ R1.9.26 ・ R2.3.13 ・ R2.3.16 ・ R2.5.25 ・ R2.5.28 ・ R2.6.12 ・ R2.6.23 ・ R2.6.25 ・ R2.6.26 ・ R2.6.27 ・ R2.7.15 ・ R2.7.29 ・ R2.9.8 ・ R2.9.11 ・ R2.9.16 ・ R2.9.17 	<p>大八化学工業株式会社、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦生産者1社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施）</p> <p>代替国生産者1社に対する現地調査の実施（※同上）</p> <p>中華人民共和國産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに係る仮の決定</p> <p>中華人民共和國産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会特殊関税部における持ち回り審議開始</p> <p>中華人民共和國産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会特殊関税部における持ち回り審議終了・答申</p> <p>「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>仮の決定に対する反論期限</p> <p>中華人民共和國産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p>
	⑭大韓民国産炭酸二カリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2.4.30 ・ R2.6.25,26 ・ R2.6.29 ・ R2.12中 ・ R2.12下 ・ R3.2.25 ・ R3.3.11 ・ R3.3.19 ・ R3.3.24 ・ R3.3.25 ・ R3.4.8 ・ R3.4.22 ・ R3.6.8 ・ R3.6.18 ・ R3.6.23 ・ R3.6.24 	<p>カリ電解工業会、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>韓国の供給者1社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施）</p> <p>本邦生産者1社に対する現地調査の実施</p> <p>大韓民国産炭酸二カリウムに係る仮の決定</p> <p>大韓民国産炭酸二カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会における持ち回り審議開始</p> <p>仮の決定に対する反論期限</p> <p>大韓民国産炭酸二カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会における持ち回り審議終了・答申</p> <p>「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>大韓民国産炭酸二カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p>
	⑮中華人民共和國及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3.3.31 ・ R3.6.9 ・ R3.6.14 	<p>日亜鋼業株式会社等4社 課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p>
	緊急関税	<ul style="list-style-type: none"> ・ H12.11.24 ・ H12.12.22 ・ H12.12.28 ・ H13.1.19 	<p>農林水産大臣より、ねぎ、トマト、たまねぎ、ピーマン、生しいたけ及びびいぐさ（豊表）の6品目について財務（大蔵）・経産（通産）両大臣に調査開始の要請</p> <p>ねぎ、生しいたけ及びびいぐさの3品目に対する調査開始の告示</p> <p>生産者に対する質問状発送</p> <p>輸入者、流通・小売業者、消費者等に対する質問状発送</p>

	事 例	概 要
緊 急 関 税	・ H13.1.23 ・ H13.3.22 ・ H13.3.23 ・ H13.3.27 ・ H13.4.6	関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査開始に至った事情を説明 証拠提出・証言の期限 ねぎ等3品目の調査にかかる政府による実態調査の結果公表 質問状回答結果等及び提出証拠の閲覧開始
	・ H13.4.10 ・ H13.4.17 ・ H13.4.20	関税・外国為替等審議会特殊関税部会に暫定措置発動の基本的考え方につき諮問・答申（答申には賛否両論が併記され、これを踏まえて政府が適切に対処すべきとされた。） 3大臣で、暫定措置の具体的内容を決定し、当該決定内容を閣議にて農水大臣が報告 「ねぎ等に対して暫定的に緊急の関税を課する政令」閣議決定 政令公布及び告示（ねぎ等に対して暫定的な緊急の関税を課する件） 暫定措置についてのWTO通報
	・ H13.4.23 ・ H13.4.27 ・ H13.5.31 ・ H13.6.1 ・ H13.6.22	政令施行 証拠等の閲覧及び意見表明の期限 ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見の概要公表 ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見の閲覧開始（13.6.14まで） 中国が日本からの自動車、携帯・車載電話、空調機に対し、現行の関税率に加え、100%の特別関税の徴収開始
	・ H13.7.3～4	中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京）
	・ H13.9.4 ・ H13.9.24～25 ・ H13.10.8 ・ H13.10.17 ・ H13.10.21 ・ H13.10.25 ・ H13.10.31 ・ H13.11.1	ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見に対する再意見の概要公表 ねぎ等3品目セーフガード措置に関する日中官民協議（於北京） 小泉総理と朱鎔基総理の会談（於北京） 平沼経済産業大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於上海） 小泉総理と江沢民国家主席との会談（於上海） セーフガード関係閣僚会合（3大臣のほか、官房長官、外務大臣が出席） 政府調査における主要指標の概要の公表 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京）
	・ H13.11.7～8 ・ H13.11.8 ・ H13.11.12 ・ H13.11.21 ・ H13.11.22	ねぎ等3品目セーフガード措置に関する日中官民協議（於北京） 暫定措置の期限 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於ドーハ） ねぎ等3品目の輸入動向のモニター結果の公表（以後、毎週公表） 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京）
	・ H13.11.30 ・ H13.12.7～8 ・ H13.12.11 ・ H13.12.19 ・ H13.12.21 ・ H13.12.25	中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（課長級）（於北京） 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於北京） 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（次官級）（於東京） 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との間で、ねぎ等3品目の秩序ある貿易の促進について合意、調査の終了（確定措置発動せず） 確定措置を発動しない旨の告示 関税・外国為替等審議会特殊関税部会開催
	・ H13.12.26 ・ H14.2.7～8 ・ H14.3.28 ・ H14.5.22・24 ・ H14.9.20 ・ H14.11.12 ・ H15.1.14 ・ H15.4.15 ・ H15.9.17 ・ H15.11.11 ・ H16.3.29 ・ H16.6.24 ・ H16.9.14 ・ H17.4.26 ・ H17.5.13 ・ H17.8.18 ・ H17.11.9	中国が輸入特別関税措置を27日から停止する旨の公告 第1回日中農産物貿易協議会（ねぎ等3品目） 第2回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第3回日中農産物貿易協議会（ねぎ等3品目） 第4回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第5回日中農産物貿易協議会（量表） 第6回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第7回日中農産物貿易協議会（量表） 第8回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第9回日中農産物貿易協議会（量表） 第10回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第11回日中農産物貿易協議会（量表） 第12回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第13回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第14回日中農産物貿易協議会（量表） 第15回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第16回日中農産物貿易協議会（量表）

	事 例	概 要
緊 急 関 税	<ul style="list-style-type: none"> ・ H18.4.14 ・ H18.7.11 ・ H19.1.30 ・ H19.6.21 ・ H19.11.9 ・ H20.6.27 ・ H20.9.17 ・ H21.7.2 ・ H21.9.15 ・ H22.5.24 ・ H22.6.24 ・ H24.4.11 ・ H24.5.17 ・ H25.5.23 ・ H26.4.18 ・ H26.10.28 ・ H27.5.21 ・ H28.3.9 ・ H28.9.13 ・ H29.6.8 ・ H29.7.21 ・ H30.8.3 ・ R1.1.17 	<ul style="list-style-type: none"> 第17回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第18回日中農産物貿易協議会（畳表） 第19回日中農産物貿易協議会（畳表） 第20回日中農産物貿易協議会（畳表） 第21回日中農産物貿易協議会（畳表） 第22回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第23回日中農産物貿易協議会（畳表） 第24回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第25回日中農産物貿易協議会（畳表） 第26回日中農産物貿易協議会（畳表） 第27回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第28回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第29回日中農産物貿易協議会（畳表） 第30回日中農産物貿易協議会（畳表） 第31回日中農産物貿易協議会（畳表） 第32回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第33回日中農産物貿易協議会（畳表） 第34回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第35回日中農産物貿易協議会（畳表） 第36回日中農産物貿易協議会（畳表） 第37回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第38回日中農産物貿易協議会（畳表） 第39回日中農産協議会（ねぎ及び生しいたけ）
	<ul style="list-style-type: none"> ②鉄鋼製品 ・ H14.3.5 ・ H14.3.14 ・ H14.3.20 ・ H14.4.11～12 ・ H14.5.14 ・ H14.5.16 ・ H14.5.17 ・ H14.5.21 ・ H14.6.13 ・ H14.6.14 ・ H14.6.17 ・ H14.6.18 ・ H14.7.3 ・ H14.7.19 ・ H14.8.30 ・ H14.9.30 ・ H15.3.21 ・ H15.3.26 ・ H15.5.2 ・ H15.7.11 ・ H15.8.11 ・ H15.9.19 ・ H15.11.10 ・ H15.11.26 ・ H15.12.5 ・ H15.12.10 ・ H15.12.12 ・ H15.12.17 	<ul style="list-style-type: none"> 米国がセーフガード措置の決定を発表 措置決定を受けての二国間協議 米国が鉄鋼14品目に対しセーフガード措置を発動 パネルの前提条件となる二国間協議を要請 パネルの前提条件となる日米等の協議 E Uが対抗措置をW T Oに通報 米国による鉄鋼セーフガード措置に対する対応について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 我が国が対抗措置をW T Oに通報 パネルの設置を要請 E Uが対抗措置に関する規則を閣僚理事会で採択 「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令」閣議決定 パネル設置 政令公布 政令施行（米国産品に対する譲許を停止、税率は従来と同一） E Uが米国に対する譲許を停止（税率は従来と同一） 米国がセーフガード措置の適用除外品目の決定期限を8月31日まで延期する旨公表 E Uが対抗措置に関する意思決定の期限を9月30日まで延期する旨公表 米国が適用除外品目を正式公表 総理及び関係大臣の了解を得て、平沼経済産業大臣が「米国の建設的な対応を勘案し、W T O紛争解決手続の結論が出るまでの間、関税を引上げない」旨の談話を発表 E Uが対抗措置を直ちに発動しないことを決定 米国が年次見直しに係る適用除外を発表 パネル中間報告の当時国配付 パネル最終報告の当時国配付 パネル最終報告の加盟国配付 米国が上級委員会へ上訴 米国I T Cによる中間見直し 上級委員会報告書の加盟国配付 我が国が対抗措置をW T Oに修正通報 米国がセーフガード措置を撤回 E Uが対抗措置を発動しないことを決定 上級委員会報告の採択。同日、米国による鉄鋼セーフガード措置に対する対抗措置の撤回について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令を廃止する政令」閣議決定 政令公布・施行

(参考) 我が国の特惠関税制度の概要

1. 意義及び経緯

開発途上国等からの輸入を促進するため、開発途上国等から輸入される一定の農水産品、鉱工業品につき通常の関税率より低い特惠税率を適用する制度。LDC（後発開発途上国）の産品に対しては、特惠税率を一律無税とする、一層の優遇が行われている（LDC特惠措置）。

我が国では昭和46年に導入されて以来、10年ずつ5回延長され、令和3年度改正により適用期限は令和12年度末までとされている。

2. 特惠受益国及び地域

127ヶ国及び5地域（別表1）

（注）平成12年度から、世界銀行統計の「高所得国」に3年連続該当した国・地域については、特惠関税を適用しないこととしている（特惠卒

業）。そのため、平成12年度から韓国・台湾・香港・シンガポール等19の国・地域、平成15年度からスロベニア、平成18年度からバーレーン、平成19年度から仏領ポリネシア地域、平成21年度からサウジアラビア、平成23年度からオマーン等3ヶ国、平成24年度から英領アンギラ地域等7地域、平成25年度からクロアチア、平成28年度からクック、平成29年度からチリ等3ヶ国、平成30年度からセーシェル、アンティグア・バーブーダ、令和3年度からパラオについて、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。また、令和元年度から、3年連続して世銀統計における「高中所得国」に該当し、かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上に該当した国・地域についても、特惠関税を適用しないこととしている。そのため、令和元年度から中国等5ヶ国について、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。

3. 農水産品・鉱工業品別の一般特惠措置の内容

	農水産品（HS1～24類）	鉱工業品（HS25～97類）
特惠対象品目	有税品約1,972品目中416品目	有税品約4,252品目中、毛皮、合板、繊維製品等及びLDC特惠対象品目を除く3,209品目
特惠税率	個々の品目ごとに通常の関税率より引下げ	① 原則として無税 ② ただし、関税暫定措置法別表第3の品目（1,112品目）は一般税率の20%、40%、60%、80%
特惠停止方法	エスケープ・クローズ方式 〔 ・国内産業に損害を与える等の場合に、政令で特惠適用を停止 ・発動の実績なし 〕	エスケープ・クローズ方式（同左）

（注1）産品の国際競争力等を勘案した国別・品目別特惠適用除外措置あり。（別表2）

（注2）品目数は、令和3年4月1日時点の輸入統計品目番号に基づき計上。以下同じ。

4. LDC（後発開発途上国）に対する特別特惠措置（LDC特惠措置）

(1) LDC特惠受益国

LDC45ヶ国。平成20年度からカーボベルデ、平成23年度からモルディブ、平成26年度からサモア、令和元年度から赤道ギニア、令和3年度からバヌアツが対象国から除外された。

(2) LDC特惠措置の内容

上記3.の特惠対象品目全てに加え、LDC特惠対象品目（2,390品目（農水産品1,394品目、鉱工業品996品目））について、無税・無枠。

5. 輸入手続及び原産地認定基準等

(1) 特惠適用物品の輸入手続

特惠関税を適用して輸入する物品についても、一般の輸入貨物とはほぼ同様の手続により通関を行うことになっている。すなわち、特惠適用物品の輸入者は、その品名、数量、価格等を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

特惠適用輸入の場合、更に、原産地認定基準を満たしていることを証明するため、輸入申告等の際し、輸入貨物の原産地の税関又はこれに準ずる機関が発給した「一般特惠制度原産地証明書（様

式A)」を税関に提出しなければならない（税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品、課税価格の総額が20万円以下の物品又はこれらに該当しない物品で特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。ただし、当該特例申告の対象となる物品であっても、同書類の発給を受けていることは必要となる）。

(2) 原産地認定基準

特惠関税は、特惠受益国又は地域を原産地とする物品のみを対象として適用される。このため、特惠関税の適用を受けようとする物品が特惠受益国又は地域の原産品であるかどうかを認定するための特惠原産地認定基準が定められている。

① 一般基準

次に掲げる物品は、その生産を行った国又は地域が原産地となる。

- イ 一の特恵受益国又は地域において完全に生産された物品（完全生産品）
- ロ 一の特恵受益国又は地域において、他の国の原産品をその原材料の全部又は一部として、これに実質的な変更（HS 4桁の分類の変更等）を加える加工又は製造により生産された物品（実質加工品）

② 自国関与基準

一の特恵受益国又は地域において、我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち、我が国から輸出された物品をその特惠受益国又は地域の完全生産品とみなした場合に、上記①の基準を満たすこととなる物品は、その特惠受益国又は地域の原産品として取り扱われる。

ただし、毛皮製品等特定の産品については、この基準の適用対象から除外されている。

③ 累積原産地制度

インドネシア、フィリピン及びベトナムの3ヶ国（以下「東南アジア諸国」という。）のうちの二以上の国を通じて生産が行われて、本邦へ輸出される物品については、東南アジア諸国を一の国とみなして上記①及び②の原産地認定基準が適用される。この結果、一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は東南アジア諸国の完全生産品とみなされるとともに、一の東南アジア諸国で行われた加工・製造は、東南アジア諸国において行われたものとみなされることとなる。

より具体的には、実質加工品の認定上、製品に

占める原産品（当該国を原産国とする原材料）については次のような効果が生じることになる。

イ 「原産品割合」の算定においては、次に掲げる物品が東南アジア諸国産品として扱われる。

- (i) 東南アジア諸国産品のみから成る原材料のすべて
- (ii) 本邦から東南アジア諸国のうちの一の国に輸出された物品のみから成る原材料のすべて
- (iii) 前記(i)及び(ii)に掲げる物品のみから成る原材料のすべて

ロ 加工・製造の工程については、生産に関わった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を充足すれば、原産品としての資格が付与される。

以上の結果、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

(3) 運送要件

(2)の基準により認定された特惠受益国原産品が特惠関税の適用を受けるためには、更に、次に掲げる運送要件のいずれかを満たす必要がある。

- ① 原産地である特惠受益国等からその他の国又は地域（以下「非原産国」という。）を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること（直接運送）。
- ② 原産地である特惠受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが、その経路が運送上の理由から非原産国において単に積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。
- ③ 原産地である特惠受益国等から非原産国において一時蔵置するため又は博覧会、展示会その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に出品するため輸出され、その後、当初における特惠受益国等の輸出者により、その非原産国から①又は②に準ずる運送方法で日本向けに輸出されること。

なお、②又は③に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品は、その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。また、上記②又は③に該当していることを証明するため、輸入申告等に際し、イ、当該物品の原産地である特惠受益国等から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、ロ、積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有

する官公署が発給した証明書，又はハ、これらの書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの、のいずれかを提出しなければならない（課税価格の総額が20万円以下の物品又は特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。）。

(別表1) 特惠受益国及び地域一覧表 (令和3年度)

番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名
1	アゼルバイジャン	51	ジャマイカ	101	ベネズエラ
2	アフガニスタン	52	ジョージア	102	ベラルーシ
3	アルジェリア	53	シリア	103	ベリーズ
4	アルゼンチン	54	ジンバブエ	104	ペルー
5	アルバニア	55	スーダン	105	ボスニア・ヘルツェゴビナ
6	アルメニア	56	スリナム	106	ボツワナ
7	アンゴラ	57	スリランカ	107	ボリビア
8	イエメン	58	赤道ギニア	108	ホンジュラス
9	イラク	59	セネガル	109	マーシャル
10	イラン	60	セルビア	110	マダガスカル
11	インド	61	セントビンセント	111	マラウイ
12	インドネシア	62	セントヘレナ及びその附属諸島地域	112	マリ
13	ウガンダ	63	セントルシア	113	ミクロネシア
14	ウクライナ	64	ソマリア	114	南アフリカ共和国
15	ウズベキスタン	65	ソロモン	115	ミャンマー
16	エクアドル	66	タジキスタン	116	モーリシャス
17	エジプト	67	タンザニア	117	モーリタニア
18	エスワティニ	68	チャド	118	モザンビーク
19	エチオピア	69	中央アフリカ	119	モルディブ
20	エリトリア	70	チェルノブイリ	120	モルドバ
21	エルサルバドル	71	ツバル	121	モロッコ
22	ガーナ	72	トーゴ	122	モンゴル
23	カーボベルデ	73	トケラウ諸島地域	123	モンテネグロ
24	ガイアナ	74	ドミニカ	124	モントセラト地域
25	カザフスタン	75	ドミニカ共和国	125	ヨルダン
26	ガボン	76	トルクメニスタン	126	ヨルダン川西岸及びガザ地域
27	カメルーン	77	トルコ	127	ラオス
28	ガンビア	78	トンガ	128	リビア
29	カンボジア	79	ナイジェリア	129	リベリア
30	北マケドニア	80	ナミビア	130	ルワンダ
31	ギニア	81	ニウエ	131	レソト
32	ギニアビサウ	82	ニカラグア	132	レバノン
33	キューバ	83	ニジェール		
34	キリバス	84	ネパール		
35	キルギス	85	ハイチ		
36	グアテマラ	86	バキスタン		
37	グレナダ	87	パナマ		
38	ケニア	88	バヌアツ		
39	コートジボワール	89	バブアニューギニア		
40	コスタリカ	90	パラグアイ		
41	コソボ	91	バングラデシュ		
42	コモロ	92	東ティモール		
43	コロンビア	93	フィジー		
44	コンゴ共和国	94	フィリピン		
45	コンゴ民主共和国	95	ブータン		
46	サモア	96	ブルキナファソ		
47	サントメ・プリンシペ	97	ブルンジ		
48	ザンビア	98	米領サモア地域		
49	シエラレオネ	99	ベトナム		
50	ジブチ	100	ベナン		

※アンダーラインは、「特別特惠（LDC特惠）受益国」であることを示す。

(別表2) 製品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の対象品目

(1) 農水産品 (第1~24類)

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで特惠適用が除外される品目

関税率表番号等	主 な 品 名	原産地
1007.90ex	グリーンソルガム (播種用以外のもので、飼料用以外のもので)	アルゼンチン

(参考1) 特惠対象物品輸入額及び特惠適用輸入額の推移

(単位：百万円)

区 分		年 度			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	構成比 (%)
全世界からの総輸入額		82,318,969	77,159,830	68,190,465	100.0
特惠 受益 国 か ら の 輸 入 額	計				
	総 輸 入 額	35,280,182	9,109,074	8,187,327	12.0
	(A) 特 恵 対 象 物 品	5,264,363	1,587,748	1,435,391	2.1
	(B) 特 恵 適 用 額	910,276	534,402	432,983	0.6
	(内 LDC)	453,357	460,408	361,701	
	適 用 率 (B)/(A)	17.3%	33.7%	30.2%	
	農 水 産 品				
	総 輸 入 額	3,047,836	1,035,541	1,013,408	1.5
	(C) 特 恵 対 象 物 品	678,988	298,821	288,911	0.4
	(D) 特 恵 適 用 額	99,586	67,477	61,522	0.1
(内 LDC)	28,024	28,190	19,519		
適 用 率 (D)/(C)	14.7%	22.6%	21.3%		
鉱 工 業 品					
総 輸 入 額	32,232,346	8,073,533	7,173,919	10.5	
(E) 特 恵 対 象 物 品	4,585,375	1,288,927	1,146,480	1.7	
(F) 特 恵 適 用 額	810,690	466,925	371,461	0.5	
(内 LDC)	425,333	432,218	342,181		
適 用 率 (F)/(E)	17.7%	36.2%	32.4%		

(注1) 平成30年度及び令和元年度は確定値による（令和元年度中、令和2年1～3月は確々報値）。

(注2) 令和2年度は確々報値による（令和3年1～3月は確報値）。

(注3) (内 LDC) は、LDC特惠受益国からの一般特惠適用額とLDC特惠適用額の合計値。

(注4) (A)、(C)及び(E)の輸入額は、一般特惠受益国（LDC特惠受益国を含む。）からの一般特惠対象物品の輸入額とLDC特惠受益国からのLDC特惠対象物品の輸入額の合計値。

(参考2) 我が国の国・地域別特惠適用輸入実績の推移(上位20位まで)

(単位: 百万円)

順位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	国・地域名	特惠 輸入実績	構成比 (%)	国・地域名	特惠 輸入実績	構成比 (%)	国・地域名	特惠 輸入実績	構成比 (%)
	総額	910,276		総額	534,402		総額	432,983	
1	中華人民共和国	368,959	40.5	カンボジア	146,569	27.4	カンボジア	123,113	28.4
2	バングラデシュ	144,387	15.9	バングラデシュ	141,481	26.5	バングラデシュ	117,490	27.1
3	カンボジア	143,603	15.8	ミャンマー	130,080	24.3	ミャンマー	98,546	22.8
4	ミャンマー	119,767	13.2	マダガスカル	17,069	3.2	南アフリカ共和国	13,355	3.1
5	マダガスカル	20,047	2.2	南アフリカ共和国	15,590	2.9	エクアドル	13,141	3.0
6	南アフリカ共和国	17,116	1.9	モーリタニア	14,391	2.7	モーリタニア	9,497	2.2
7	モーリタニア	14,598	1.6	エクアドル	12,117	2.3	トルコ	7,216	1.7
8	エクアドル	11,529	1.3	トルコ	9,475	1.8	モロッコ	6,967	1.6
9	ブラジル	11,443	1.3	スリランカ	6,637	1.2	コロンビア	6,545	1.5
10	トルコ	7,967	0.9	ラオス	6,481	1.2	マダガスカル	5,334	1.2
11	スリランカ	7,039	0.8	コロンビア	5,449	1.0	ラオス	5,073	1.2
12	コロンビア	6,512	0.7	モロッコ	3,656	0.7	スリランカ	5,049	1.2
13	ラオス	6,279	0.7	イラン	2,932	0.5	グアテマラ	2,608	0.6
14	モロッコ	4,971	0.5	ケニア	2,695	0.5	イラン	2,366	0.5
15	イラン	3,115	0.3	ベトナム	1,958	0.4	ベトナム	2,119	0.5
16	ケニア	2,202	0.2	ガーナ	1,957	0.4	ガーナ	1,601	0.4
17	ベトナム	1,971	0.2	グアテマラ	1,817	0.3	パキスタン	1,557	0.4
18	ガーナ	1,703	0.2	パキスタン	1,703	0.3	ケニア	1,356	0.3
19	パキスタン	1,604	0.2	インド	1,232	0.2	インド	1,333	0.3
20	アルゼンチン	1,449	0.2	セネガル	1,063	0.2	セルビア	888	0.2

※ 平成30年度及び令和元年度は確定値による(令和元年度中、令和2年1～3月は確々報値)。

※ 令和2年度は確々報値による(令和3年1～3月は確報値)。

※ 特惠輸入実績は、一般特惠適用輸入額及びLDC特惠適用輸入額の合計値。

Ⅱ 関税・税関を巡る国際的な動き

第1. 世界貿易機関 (WTO) について

1. はじめに

世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization) は、国際貿易に関する国際的なルールを取り扱う唯一の国際機関であり、関税その他の貿易障害を軽減する等により人々の生活水準の向上や世界の貿易を発展させることを目的としている。WTOの任務は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (通称: WTO設立協定)」及びその附属書に含まれている協定 (これらの集合体が「WTO協定」) の実施・運用 (紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (以下「紛争解決了解」という。)) 及び貿易政策検討制度の運用を含む)、多角的貿易関係に関する交渉の場の提供、開発途上国のための技術支援、IMFや世銀といった他の国際機関との協力である。2021年7月現在、164カ国・地域が加盟している (参考1)。

WTOは1995年、WTO協定の発効とともに、ガット (GATT: 関税及び貿易に関する一般協定) を発展的に引き継ぐ形で設立された。ガットは協定上の根拠を有しない事実上の国際機関であったが、WTOは明確な法的根拠を有するなど制度的基盤が整備されている。また、ガットがモノの貿易の分野のみを取り扱っていたのに対し、WTOはモノの貿易に加えサービスの貿易、知的所有権等の新しい分野を含む幅広い分野を取り扱っている。加えて、加盟国間の紛争解決に関する手続について、ガット時代から大きく拡充されている。

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回閣僚会議において、WTO設立後初の多角的貿易交渉 (ドーハ・ラウンド) の立上げが合意された。ドーハ・ラウンドでは、関税の引下げをはじめとするモノの貿易の自由化、サービス貿易の自由化、途上国問題、アンチ・ダンピング等の公正な貿易を確保するための貿易ルール、紛争解決、貿易円滑化 (貿易手続の簡素化等) など様々な貿易に関わる問題についての交渉が行われてきた。

しかし、2008年7月のWTO非公式閣僚会合の決裂以降、交渉全体が停滞。2011年12月の第8回

閣僚会議では、当面一括妥結の見込みは薄いとし、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進める「部分合意」アプローチが合意された。これを受け、2013年12月の第9回閣僚会議において貿易円滑化交渉が妥結するなどの成果が見られたが、全加盟国によるドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、近年は有志国による取組が活発化している。

以下、WTOの概要や、WTO交渉の経緯・現状等について簡単に紹介する。

2. WTOの概要

(1) WTO協定

①WTO協定の構成 (参考2)

いわゆる「WTO協定」は、WTOの組織、加入、意思決定等に関して規定している16条から成るWTO設立協定と、その附属書に含まれている協定の集合体を指す。

(注) 附属書は、物品の貿易に関する多角的協定 (附属書1A)、サービスの貿易に関する一般協定 (附属書1B)、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs協定) (附属書1C)、紛争解決了解 (附属書2)、貿易政策検討制度 (TPRM) (附属書3)、複数国間貿易協定 (附属書4) で構成されている。附属書1、附属書2及び附属書3に含まれている協定及び関係文書を「多角的貿易協定」という。

②シングル・アンダーテイクング

「多角的貿易協定」は、WTO設立協定の不可分の一部を成し、全ての加盟国を拘束することとされており、その全てを一括して受諾すること (「シングル・アンダーテイクング」) が加盟国に義務づけられている。

(注1) ガットにおいては、関税評価協定等の東京ラウンドで合意した協定の受諾が各加盟国の判断に任されていたために、一部の国しか受諾せず、加盟国間の権利や義務が同一でないという問題が生じていたことを踏まえ、WTO協定の下で同様の問題が

生じることを防止しようとしたもの。

(注2) 附属書4の「複数国間貿易協定」については、これらを受諾した加盟国についてWTO協定の一部を成し、当該加盟国を拘束することとされている。

(2) WTOの組織

WTOの最高意思決定機関は閣僚会議で、WTO設立協定上は、少なくとも2年に1回開催することとされている(表1)。閣僚会議が開催されていない間の意思決定は一般理事会(議長:Castillo大使(ホンジュラス))が行う。また、一般理事会は紛争解決機関(DSB)(議長:Chambovey大使(スイス))及び貿易政策検討機関(TPRB)(議長:Molokomme大使(ボツワナ))としての任務も遂行する。また一般理事会の下に物品貿易理事会、サービス貿易理事会及びTRIPs理事会が設置されている(参考3)。

(3) 事務局(参考4)

①事務局長・事務局次長

WTOの事務局長は、1995年1月の設立当初、サザerland前ガット事務局長が暫定的に務めて

いたが、1995年5月からは4年間の任期でルジェロ元イタリア貿易相、1999年9月からは3年間の任期でムーア元NZ首相、2002年9月からは3年間の任期でスパチャイ元タイ副首相がそれぞれ務めた。2005年9月からはラミー元欧州委員会貿易担当委員が4年間の任期で就任し、2009年に再選した。2013年9月からはアゼベド元在ジュネーブブラジル代表部WTO担当大使が4年間の任期で就任し、2017年に再選したが、2020年8月末に任期を1年残して辞任。後任の事務局長の選出プロセスが同年6月に開始され、2021年3月にオコンジョ=イウエアラ元ナイジェリア財務大臣・外務大臣が事務局長に就任(任期は2025年8月末まで)。事務局次長には、Ellard氏(米国)、Gonzalez氏(コスタリカ)、Paugam氏(フランス)、Zhang氏(中国)の4名が指名された。

②事務局・予算

事務局はジュネーブ(スイス)に設置されている。事務局職員は624名(2020年12月現在)であり、2021年7月1日時点で日本人は5名(宇山智哉WTO事務局長上級補佐官を含む)。2021年の予

(表1) これまでの閣僚会議

これまでの閣僚会議	主な成果
第1回(シンガポール) (1996.12.9~12)	ウルグアイ・ラウンドの実施状況やWTOの課題等について議論。
第2回(ジュネーブ) (1998.5.18~20)	広範な自由化交渉を含む、将来のWTOの作業計画について、第3回閣僚会議でしかるべき決定が行えるように準備プロセスを開始すること等。
第3回(シアトル) (1999.11.30~12.3)	新ラウンド交渉立上げに合意する閣僚宣言を採択することが最大の目的だったが、合意にはいたらず。
第4回(ドーハ) (2001.11.9~14)	新ラウンドの立上げに合意する閣僚宣言の採択等。
第5回(カンクン) (2003.9.10~14)	農業や非農産品市場アクセスの交渉の大枠(フレームワーク)、投資や貿易円滑化等の新分野の交渉開始等について議論を行ったが合意にはいたらず。
第6回(香港) (2005.12.13~18)	農業、非農産品市場アクセスでは、関税削減率等を含む各国共通ルール(フルモダリティ)の合意が目指されていたが、先送りされ、農業の輸出補助金の撤廃期限、綿花の取扱い、後発開発途上国(LDC)産品への無税無枠の供与等の限られた事項についてのみ合意された。
第7回(ジュネーブ) (2009.11.30~12.2)	事前の申し合わせどおり、ドーハ・ラウンドに係る「交渉」は行われず、世界経済の成長・回復、開発へのWTOの貢献等、ラウンド交渉を含むWTOの活動全般についての評価等について、出席閣僚による発言が行われた。
第8回(ジュネーブ) (2011.12.15~12.17)	閣僚間で、ドーハ・ラウンド交渉の今後の取り進め方等の議論がなされた。議長声明においては、近い将来に交渉の全ての要素が同時に妥結する可能性が低いことが率直に認められた。その他、サービス分野においてLDC向けの特恵の供与が決定された。
第9回(パリ) (2013.12.3~12.7)	貿易円滑化、農業の一部、開発の3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ・パッケージ」を含むバリ閣僚宣言が合意された。また、同宣言においては、ドーハ・ラウンド交渉に対するコミットメントが再確認されるとともに、今後の作業として、ドーハ・ラウンド交渉の残された課題について、12ヶ月以内(2014年末まで)に作業計画を策定することとされた。
第10回(ナイロビ) (2015.12.15~12.19)	①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC向け特恵関税の原産地規則について合意。ドーハ・ラウンド交渉の継続の是非については、加盟国間で意見の対立が解けず、閣僚宣言では両論の併記となった。
第11回(ブエノスアイレス) (2017.12.10~12.13)	電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画等を決定した。また、有志国間においては、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む71の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出した他、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明を発出した。

算額は、1億9,720万スイスフランであり、このうち日本の分担率は約3.9%（分担率は加盟国の貿易額（往復）を基に算出する）、分担額は約760万スイスフランで、米国（分担金約11.7%）、中国（約10.4%）、ドイツ（約7.2%）について第4位である。

(4) WTOの任務

WTO設立協定上、WTOの任務として次の5点が掲げられている。

- ①WTO協定の実施・運用
- ②多角的貿易関係に関する交渉の場及び交渉結果の実施の枠組みの提供
- ③紛争解決了解の運用
- ④貿易政策検討制度の運用
- ⑤IMF・世銀との協力

3. WTO交渉（参考5）

(1) 過去のラウンド交渉（多角的貿易交渉）

ガットにおいては、8回のラウンド交渉が行わ

れてきた（表2）。第1回から第5回ラウンド交渉では主に鉱工業品に関する関税引下げ交渉が行われ、ケネディ・ラウンド（1964～67年）及び東京ラウンド（1973～79年）では、関税引下げ交渉に加え、非関税分野における協定策定交渉も行われた。

ウルグアイ・ラウンド（1986～94年）においては、従来からのモノの貿易に係る分野（農産品、鉱工業品に係る関税引下げ等）の他、サービスの貿易、知的所有権（特許権、商標権等）の分野等が新たに交渉対象とされたことが、従来のラウンドとは異なる特徴である。交渉は、当初4年間の予定で開始されたが、農業をめぐる米・EC間の対立等から難航し、1994年4月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会議で終結が宣言されるまで7年以上の年月を要した。

（表2）多角的貿易交渉の歴史

時期	交渉	参加国	交渉成果
1947年	第1回	23	関税の引下げ、ガットの策定
1949年	第2回	13	関税の引下げ
1950～51年	第3回	38	関税の引下げ
1956年	第4回	26	関税の引下げ
1960～62年	ディロン・ラウンド	26	関税の引下げ
1964～67年	ケネディ・ラウンド	62	関税の引下げ アンチ・ダンピング協定、穀物協定、化学品協定の策定
1973～79年	東京ラウンド	102	関税の引下げ 関税評価協定等非関税措置に関する協定等の策定
1986～94年	ウルグアイ・ラウンド	123	関税の引下げ、農産物関税化 WTO設立協定、サービス協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定等の策定

（注）①日本は1955年にガットに加入。

②ディロン（米国務次官）、ケネディ（米大統領）はラウンドの提唱者。東京、ウルグアイはラウンド開始に合意した閣僚会議の開催地。

（出典：WTOホームページ）

(2) ドーハ・ラウンドの立上げ（第4回閣僚会議）

2001年11月の第4回閣僚会議（於：ドーハ）で立上げに合意されたドーハ・ラウンドは、関税削減等の貿易自由化のみならず、アンチ・ダンピング措置等の貿易ルールの改善・明確化も含んだ幅広い分野を対象とするものであり（表3）、2004年7月の一般理事会における交渉の枠組み合意以降、本格的な議論が進められた。

(3) ドーハ・ラウンドの進展（第6回～第8回閣僚会議）

2005年12月の第6回閣僚会議（於：香港）において、ドーハ・ラウンドの2006年末までの終結に

向け、必要な道筋を示す閣僚宣言に合意。2006年4月末までに農業・非農産品市場アクセス（NAMA：Non Agricultural Market Access）のモダリティ（関税削減等の方式）を確立することが目指されたが、農業市場アクセス、農業補助金、NAMAの3つの論点における各国間の立場の違いは埋まらず、同年7月には交渉が一時中断した。

2007年1月に交渉は再開され、2008年7月、農業・NAMAのモダリティ合意を目指す閣僚会合がジュネーブで開催されたが、米国とインド・中国との立場の違いは埋まらず、合意は断念された。モダリティ合意を目指す同年内の閣僚会合の

(表3) ドーハ・ラウンド交渉の交渉分野一覧

交渉分野	概要
農業	農産品に係る関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等に関する交渉。2015年12月の第10回閣僚会議では、農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等について合意。
非農産品市場アクセス (NAMA: Non-Agricultural Market Access)	鉱工業品及び林・水産品の関税・非関税障壁の削減等に関する交渉。
サービス	・サービスの市場アクセス(外資規制の撤廃・緩和等) ・国内規制(資格・免許の要件・手続きの透明化・合理化等) ・サービス分野におけるルール(補助金、政府調達等)に関する交渉。
ルール	ダンピング防止、補助金(漁業補助金を含む)等についてのルールに関する交渉。
貿易円滑化	貿易手続の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等に関する交渉。2013年12月の第9回閣僚会議で交渉妥結、2017年2月に貿易円滑化協定発効。我が国は、2015年5月の国会承認を経て、同年6月にWTO事務局に受諾通知を実施(6番目の受諾国)。2021年7月時点で154加盟国が受諾。
開発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」(S&D)の検討、途上国に対する「貿易のための援助」の促進。2005年12月の第6回閣僚会議でLDC産品への無税無枠の供与に合意し、我が国は、平成19年度関税改正で実施。
知的所有権(TRIPs)	ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示(GI)の多国間通報登録制度の設立に関する交渉。
環境	WTOのルールと多国間環境協定との関係、環境物品の関税撤廃・削減等に関する交渉。

開催を念頭に、同年12月に農業及びNAMAの第4次改訂議長テキストが提示された。しかし、関係国が主要争点について譲歩する見込みがないとの判断により、結局、同年内の閣僚会合の開催には至らなかった。

2011年に入り、同年中の交渉妥結に向けて全分野で集中的な協議が行われたが、特にNAMA交渉における米国と新興国(中国、インド、ブラジル)との間の対立を解消するには至らず、同年4月、ラミー事務局長より、現状では「橋渡しできない」明確な政治的ギャップがあるとの評価があり、年内のラウンド交渉全体の妥結が断念された。その後、第8回閣僚会議(於:ジュネーブ、以下MC8)に向けて、後発開発途上国(LDC)向けの措置を中心としたパッケージ策定の協議が行われたが、加盟国間の意見は収斂せず、同年7月末にパッケージの取りまとめが断念された。これ以降、ラウンド交渉全体が停滞することとなった。同年12月のMC8では、ドーハ・ラウンドについて当面一括妥結の見込みが薄いと認めつつも、交渉に引き続きコミットし、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進めることが確認された。

(4) ドーハ・ラウンドの部分合意(第9回及び第10回閣僚会議)

2012年に入ると、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、交渉が継続する貿易円滑化が先行合意の候補の一つと目される一方、途上国からは自らの関心事項の進展なしに貿易円滑化のみの先行合意

は認められないとの反発が見られ、同年後半には、途上国グループが、貿易円滑化の先行合意の条件として、農業の第4次改訂議長テキストの一部を抜粋して成立させるべく関税割当運用等の提案が出された。

2013年になると、同年12月の第9回閣僚会議(於:バリ、以下MC9)の成果の候補として、貿易円滑化、農業の一部、開発(LDC関心事項を含む)の3分野から成る先行合意パッケージの成立を目指して交渉を進める方向となり、各分野における交渉が加速化された。その結果、MC9においては、上記3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ・パッケージ」を含むバリ閣僚宣言が合意された。特に、2004年よりドーハ・ラウンド交渉の一分野として進められてきた貿易円滑化交渉が妥結した。貿易円滑化協定に係る改正議定書は当初の2014年7月までの採択予定から遅れて、2014年11月の一般理事会において採択された。

2015年は年明けから、ドーハ・ラウンド交渉をどのように妥結させるのかについての議論が始まった。途上国側は2008年7月時に交渉していたモダリティ案(いわゆる農業分野のRev4、NAMA分野のRev3など)をベースに交渉を行うべきと主張し、先進国側はそれらモダリティ案が過去に合意できなかったものであることから、それらをベースに議論することはできないと主張し、平行線をたどった。2015年9月になると各国の間で、同年12月の第10回閣僚会議(於:ケニア・

ナイロビ、以下MC10)を失敗させないためにスモール・パッケージ(部分合意)を目指すべきという認識が共有され始め、農業・LDC・ルールなどの分野に注目が集まりはじめた。また、スモール・パッケージの議論と並行し、MC10以降の交渉のあり方(いわゆるポスト・ナイロビ)についても議論となった。日米EU等の先進国は、ラウンド交渉をこれ以上続けても意味のある成果は望めないことから交渉を終了し、WTOはドーハ・マンデートを越えて新たな課題に取り組むべきと主張し、それに対し多くの途上国は途上国の優遇措置を重視する現行の交渉の枠組を維持するためドーハ・ラウンド交渉を維持すべきと主張した。

MC10ではスモール・パッケージ及びポスト・ナイロビについての交渉が断続的に行われ、当初の会議日程(2015年12月15日~18日)を1日延長し、閣僚宣言及び閣僚決定が採択された。スモール・パッケージについては、①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC向け特惠関税の原産地規則が合意された。ポスト・ナイロビについては、途上国と先進国との対立は最後まで解消できず、閣僚宣言としては異例の両論併記となった。

(5) 近年の動き(第11回閣僚会議以降)

2017年12月に開催された第11回閣僚会議(於:アルゼンチン・ブエノスアイレス、以下MC11)

では、各国間の意見の懸隔が狭まらず、全参加国の合意が必要な閣僚宣言の採択には至らず、議長個人の責任による議長声明が発出された。各論については、電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画等について、全加盟国の合意による閣僚決定が発出された。また、全加盟国(マルチ)によるドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、近年は、有志国(プल्ली)による取組が活発化しており、MC11では、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む71の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出したほか、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明が発出された。

MC11後は、2018年10月にカナダがWTO改革に関する非公式少数国閣僚会合を立ち上げるなど、WTOの改革・現代化に向けた議論が有志国間で行われる一方、ドーハ・ラウンドの交渉分野については、漁業補助金等に関する議論が行われている。第12回閣僚会議は、2021年11月30日~12月3日にジュネーブで開催予定であり、MC11で立ち上げられた電子商取引、投資円滑化等の各分野に関する有志国会合や、「貿易と保健」や「貿易と環境」といった新たな分野で一定の成果を出すことが目指されている。

(参考1) WTO加盟国・地域 (2021年7月1日現在)

アジア	イタリア	ベネズエラ
アフガニスタン*	キルギス	
バングラデシュ*	ラトビア	アフリカ
ブルネイ	リヒテンシュタイン	アンゴラ*
カンボジア*	リトアニア	ベナン*
中国	ルクセンブルグ	ボツワナ
香港	マルタ	ブルキナファソ*
インド	モルドバ	ブルンジ*
インドネシア	モンテネグロ	カーボベルデ
日本	北マケドニア共和国	カメルーン
カザフスタン	オランダ	中央アフリカ*
韓国	ノルウェー	チャド*
ラオス*	ポーランド	コンゴ
マカオ	ポルトガル	コートジボワール
マレーシア	ルーマニア	コンゴ民主共和国*
モルディブ	ロシア	ジブチ*
モンゴル	スロバキア	エスワティニ
ミャンマー*	スロベニア	エジプト
ネパール*	スペイン	ガボン
パキスタン	スウェーデン	ガンビア*
フィリピン	スイス	ガーナ
シンガポール	ウクライナ	ギニア*
スリランカ	英国	ギニアビサウ*
台湾		ケニア
タジキスタン	北米	レソト*
タイ	カナダ	リベリア*
ベトナム	アメリカ合衆国	マダガスカル*
		マラウイ*
中東	中南米	マリ*
バーレーン	アンティグア・バーブーダ	モーリタニア*
イスラエル	アルゼンチン	モーリシャス
ヨルダン	バルバドス	モロッコ
クウェート	ベリーズ	モザンビーク*
オマーン	ボリビア	ナミビア
カタール	ブラジル	ニジェール*
サウジアラビア	チリ	ナイジェリア
トルコ	コロンビア	ルワンダ*
アラブ首長国連邦	コスタリカ	セネガル*
イエメン*	キューバ	セーシェル
	ドミニカ	シエラレオネ*
	ドミニカ共和国	南アフリカ
ヨーロッパ	エクアドル	タンザニア*
アルバニア	エルサルバドル	トーゴ*
アルメニア	グレナダ	チュニジア
オーストリア	グアテマラ	ウガンダ*
ベルギー	ガイアナ	ザンビア*
ブルガリア	ハイチ*	ジンバブエ
クロアチア	ホンジュラス	
キプロス	ジャマイカ	オセアニア
チェコ	メキシコ	オーストラリア
デンマーク	ニカラグア	フィジー
エストニア	パナマ	ニュージーランド
欧州連合	パラグアイ	バブアニューギニア
フィンランド	ペルー	サモア
フランス	セントクリストファー・ネイビス	ソロモン諸島*
ジョージア	セントルシア	トンガ
ドイツ	セントビンセント	バヌアツ
ギリシャ	スリナム	
ハンガリー	トリニダード・トバゴ	
アイスランド	ウルグアイ	
アイルランド		

計 164 カ国・地域

(注) * : LDC (後発開発途上国)

(参考2) WTO協定の構成

本 体

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

多角的貿易協定

附属書 1

附属書 1 A 物品の貿易に関する多角的協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定 [1994年のガット]

1947年のガット

1947年のガットの下で効力を生じた法的文書

解釈了解

マラケシュ議定書 一譲許表

農業に関する協定 [農業協定]

衛生・植物検疫措置に関する協定 [SPS協定]

貿易の技術的障害に関する協定 [TBT協定]

貿易に関連する投資措置に関する協定 [TRIMs協定]

1994年のガット第6条の実施に関する協定 [アンチダンピング協定]

1994年のガット第7条の実施に関する協定 [関税評価協定]

船積み前検査に関する協定 [PSI協定]

原産地規則に関する協定 [原産地協定]

輸入許可手続きに関する協定 [ライセンス協定]

補助金及び相殺措置に関する協定 [補助金協定]

セーフガードに関する協定 [セーフガード協定]

貿易の円滑化に関する協定 [TF協定]

附属書 1 B サービスの貿易に関する一般協定 [GATS] 一約束表

附属書 1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 [TRIPs協定]

附属書 2

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 [DSU]

附属書 3

貿易政策検討制度 [TPRM]

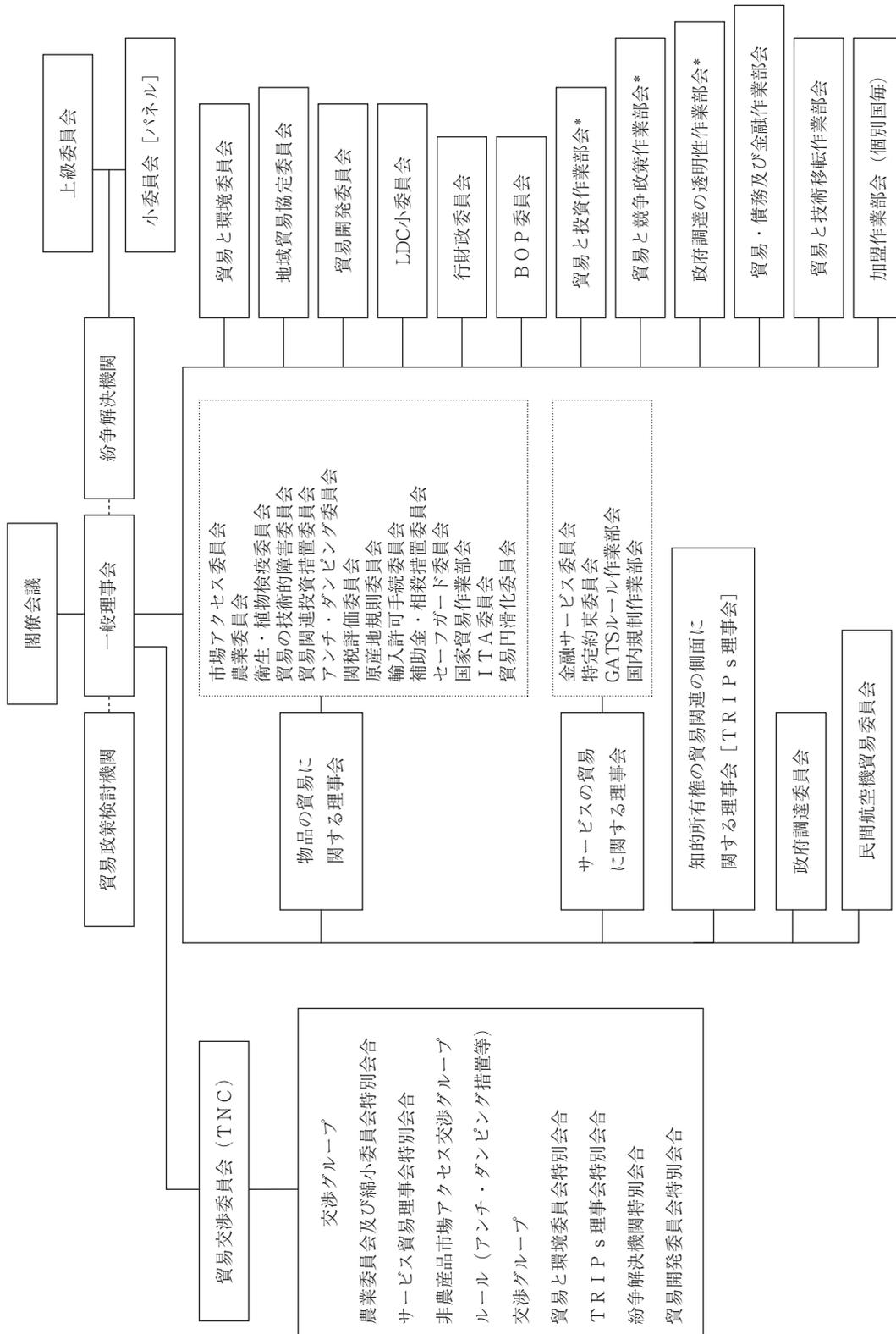
附属書 4

複数国間貿易協定

民間航空機貿易に関する協定

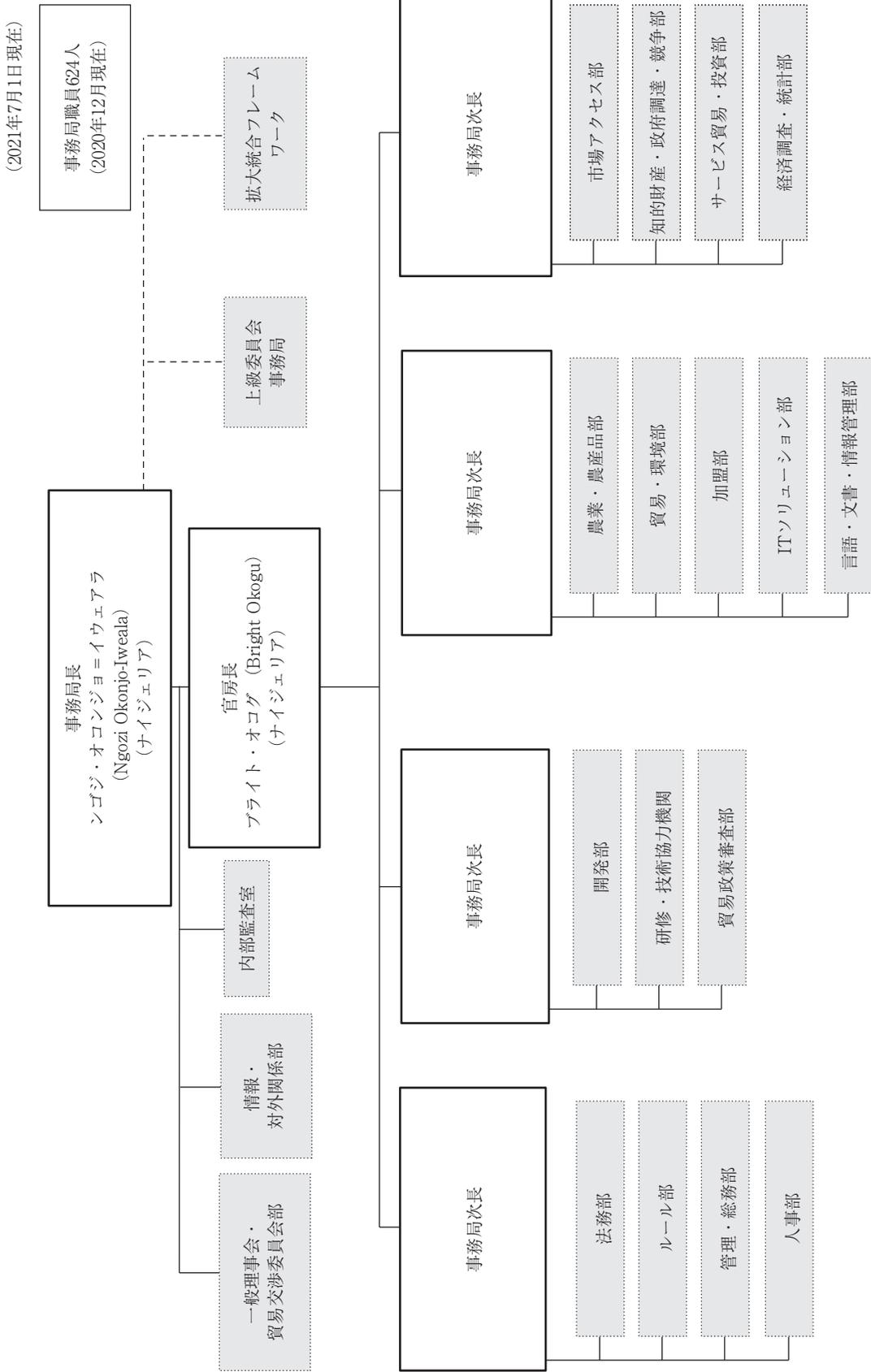
政府調達に関する協定

(参考3) WTOの組織 (2021年7月1日現在)



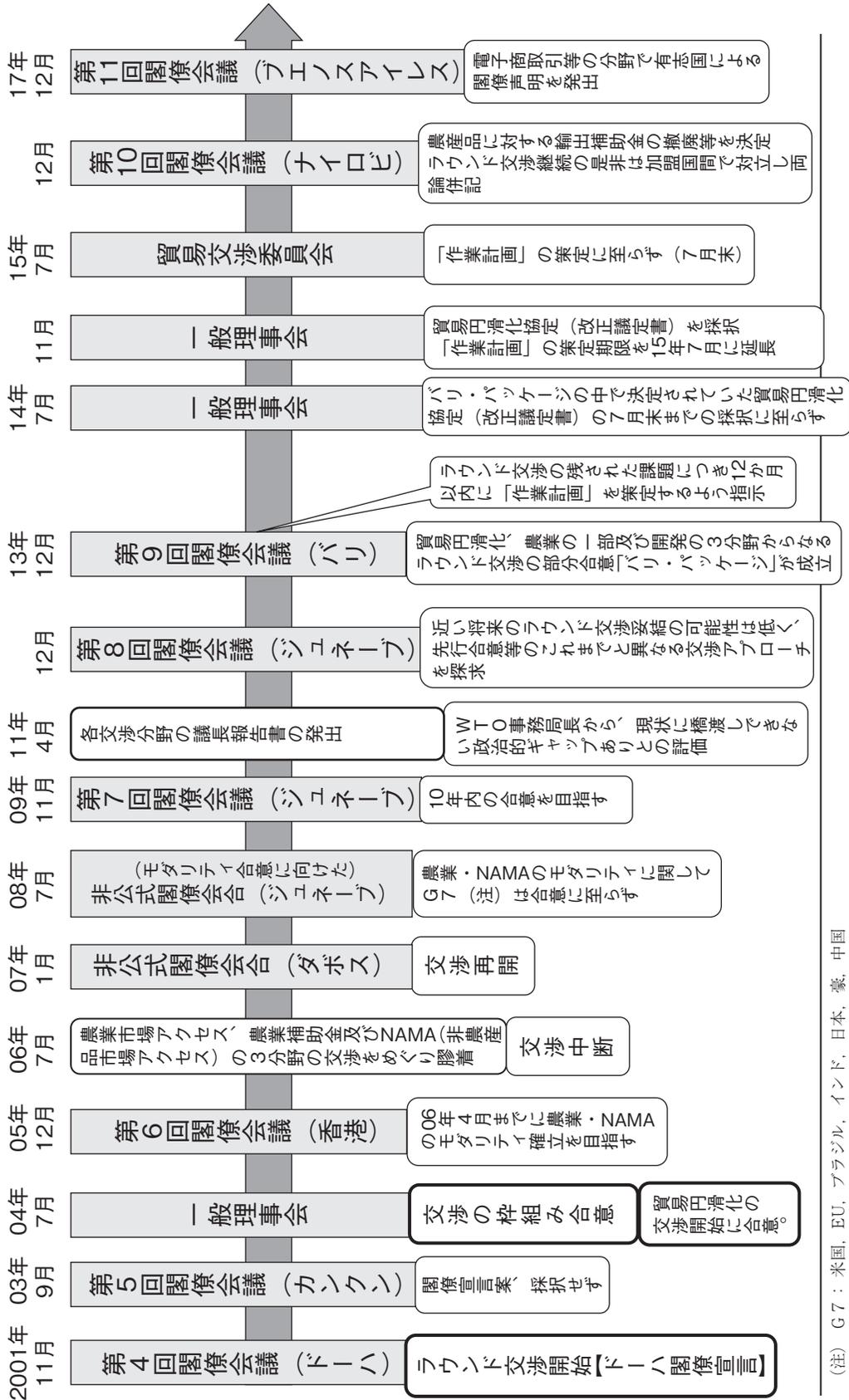
*現在、作業は停止中。

(参考4) WTO事務所の体制



(注) 2021年5月、オコンジョイウエアラ事務局長は、アンジェラ・エラード(米国)、ジャン・マリー・ボーガム(フランス)、張向農(中国)及びアナベル・ゴンザレス(コスタリカ)の4名を事務局長次長に指名。2021年7月1日時点においてそれぞれの担当は未公表。

(参考5) WTO交渉の経緯



(注) G7: 米、EU、ブラジル、インド、日本、豪、中国

第2. 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）等について

1. はじめに

FTA（Free Trade Agreement, 自由貿易協定）は、WTOの基本原則である無差別原則の例外として、GATT24条において

① 構成国間の実質上全ての貿易について妥当な期間内に関税等を廃止すること

② 域外国に対する関税を引き上げないことの2つの要件を満たす場合に限り、認められた枠組みである。

戦後の我が国は、一貫してGATT・WTOを中心とした多角的貿易体制を対外経済政策の基本としてきた。しかし、1990年代に入ると、94年に米国、カナダ、メキシコによる北米自由貿易協定（NAFTA）が発足するなど、世界の貿易体制の中で自由貿易協定、関税同盟等の地域貿易協定が急増した。90年代後半には、世界のGDP上位30ヶ国・地域の中で自由貿易協定に未参加なのは、日本、中国、韓国、香港、台湾のみという状況になっていった。

このように多くの国がFTAの推進に転じた背景として、FTAは多国間貿易協定に比べより迅速に協定締結に達することが可能であり、貿易創出効果による域内経済の活性化や、別の国とFTAを締結している相手国の市場において自国産品が被っている不利益が解消されるといったメリットが指摘されている。

そうした中、我が国としても、対外経済政策の基本はWTOを中心とした多角的貿易体制の維持・強化に置きつつも、WTO交渉が複雑化し必ずしも早期の成果が望めない分野が多くなっている状況にあって、多角的貿易体制を補完するものとしてFTAの共同研究・交渉に取り組んでいくこととなった。

2002年12月には我が国にとって初の協定がシンガポールと締結された。同協定は物品及びサービス貿易の自由化という狭義のFTAにとどまらず、人の移動や投資、政府調達、二国間協力等の分野を含む、包括的な経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）という形式をとった。2021年7月現在、シンガポール経済連携協定を含め、24か国・地域との間で21のEPA等が発効・署名済となっている。TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：

CPTPP）は、2018年12月30日に発効し、日EU・EPAは、2019年2月に発効した。なお、EUを離脱した英国との間でも2021年1月に日英EPAが発効した。また、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は、2020年1月に発効した。さらに、RCEP協定について、2012年11月以来約8年間にわたる交渉を経て、2020年11月に署名に至った。日中韓FTA、日トルコEPA、日コロンビアEPAについても交渉を行っている。

EPAの増加にともない、我が国の貿易に占めるEPAの位置づけは益々重要なものとなっており、経済連携の推進とともに、締結済EPAの一層の活用が必要となっている。2021年6月18日に閣議決定された『成長戦略フォローアップ』においては、「RCEP協定の早期発効及びその確実な履行の確保に取り組むとともに、TPP11協定については、2021年のTPP委員会議長国として、着実な実施及び拡大に向けた議論を主導していく。また、その他の経済連携交渉についても、戦略的観点を踏まえながら、スピード感を持って推進する。国内ではEPAの利活用促進に取り組み、その一環として、相手国の制度等を考慮しつつ、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備を推進する。」こととされており、政府の方針として、経済連携の推進とその利用の一層の促進に取り組むこととされている。

＜日本のEPA交渉等の現状＞

①各国との経済連携の進捗状況

経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況(2021年8月時点)

発効済

シンガポール(2002年11月(07年9月改正)), メキシコ(2005年4月(12年4月改正)), マレーシア(2006年7月), チリ(2007年9月), タイ(2007年11月), インドネシア(2008年7月), ブルネイ(2008年7月), ASEAN(2008年12月), (2020年8月改正), フィリピン(2008年12月), スイス(2009年9月), ベトナム(2009年10月), インド(2011年8月), ペルー(2012年3月), 豪州(2015年1月), モンゴル(2016年6月), TPP11^(注1)(2018年12月), EU(2019年2月), 米国(2020年1月), 英国(2021年1月発効)

署名済

TPP12^(注2)(2016年2月署名), RCEP^(注3)(2020年11月署名)

交渉中

コロンビア, 日中韓, トルコ(GCC^(注4), 韓国, カナダは交渉延期中または中断中)

(注1) TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)(CPTPP): カナダ, 豪州, シンガポール, チリ, 日本, ニュージーランド, ブルネイ, ベトナム, ペルー, マレーシア, メキシコ(計11か国)。

発効済国: カナダ, 豪州, シンガポール, 日本, ニュージーランド, メキシコ(2018年12月), ベトナム(2019年1月14日)

(注2) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定): カナダ, 豪州, シンガポール, チリ, 日本, ニュージーランド, ブルネイ, 米国, ベトナム, ペルー, マレーシア, メキシコ(計12か国)。

(注3) RCEP(地域的な包括的経済連携): ASEAN加盟国(インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, ラオス), 日本, 中国, 韓国, 豪州, ニュージーランド(計15か国)。

(注4) GCC(湾岸協力理事会): アラブ首長国連邦, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア, バーレーン。

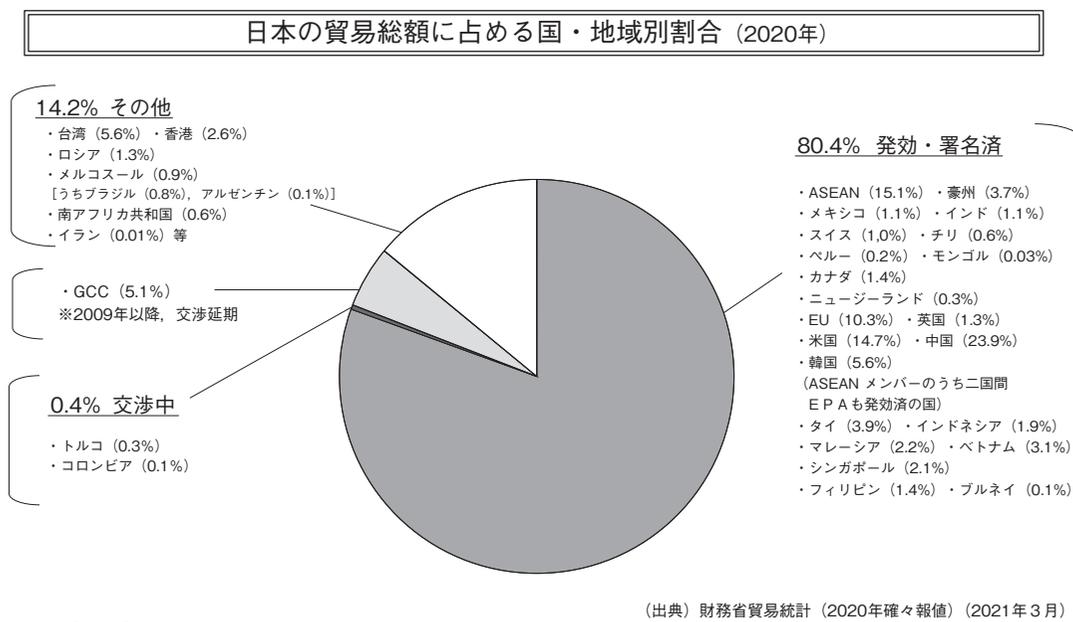
②現状等

	国・地域	貿易額割合 (2020年)	現 状
発効済	シンガポール	2.1%	(協定本体) 2002年11月30日発効 (改正議定書) 2007年9月2日発効
	メキシコ	1.1%	(協定本体) 2005年4月1日発効 (市場アクセスの条件の改善に関する議定書) 2007年4月1日発効 (改正議定書) 2012年4月1日発効
	マレーシア	2.2%	2006年7月13日発効
	チリ	0.6%	2007年9月3日発効
	タイ	3.9%	2007年11月1日発効
	インドネシア	1.9%	2008年7月1日発効
	ブルネイ	0.1%	2008年7月31日発効
	ASEAN	15.1%	(協定本体) 2008年12月1日発効 (投資・サービス貿易等に関する第一改正議定書) 2020年8月1日発効
	フィリピン	1.4%	2008年12月11日発効
	スイス	1.0%	2009年9月1日発効
	ベトナム	3.1%	2009年10月1日発効
	インド	1.1%	2011年8月1日発効
	ペルー	0.2%	2012年3月1日発効
	オーストラリア	3.7%	2015年1月15日発効
	モンゴル	0.03%	2016年6月7日発効
	TPP11(CPTPP)	14.8%	2018年12月30日発効

発効済	EU	10.3%	2019年2月1日発効
	米国	14.7%	2020年1月1日発効
	英国	1.3%	2021年1月1日発効
署名済	TPP12	29.5%	2016年2月署名, 2017年1月日本締結
	RCEP (地域的な包括的経済連携)	48.6%	2020年11月署名
交渉中等	コロンビア	0.1%	2012年12月交渉開始
	日中韓	29.5%	2013年3月交渉開始
	トルコ	0.3%	2013年11月交渉開始
	カナダ	1.4%	2012年11月交渉開始
	韓国	5.6%	2003年12月交渉開始
	GCC (湾岸協力理事会)	5.1%	2006年9月交渉開始

発効済・署名済の国・地域の貿易額の我が国貿易額全体に占める割合：80.4%

③日本の貿易総額に占める国・地域別割合（2020年）



【参考】主要国のFTA等比率

日本：80.4%，米国：43.6%，EU：46.3%，中国：48.8%，韓国：78.6%

(注1) FTA等比率とは、発効済・署名済FTA等相手国との貿易が貿易総額に占める割合

(注2) 米国、EU、中国、韓国は、2020年の数値 (出典：通商白書 2021 第三部第1章第4節「経済連携協定」, p210 各国のFTA等カバー率比較)

2. TPP11について

アジア・太平洋地域の12か国（日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、ベトナム、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、メキシコ、チリ、ペルー）によるTPP協定（Trans-Pacific Partnership）は、2016年2月に署名されたが、2017年1月に米国でトランプ新政権が発足すると、米国はTPPの締約国となる意図が無いことを通知した。

このため、妥結に至ったTPPを実現させるべく、米国を除く11か国は、TPP早期発効の方策につき、同年7月から事務レベルで協議を積み重ねてきた。集中的に議論を続けた結果として、同年11月にベトナムのダナンにおいて開催されたTPP閣僚会合で、11か国によるTPPの早期発効について大筋合意を達成した。すなわち、新たな協定である「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）」について、元々の12か国によるTPPの条文を組み込み、一部条文を例外的に「凍結」することで、11か国でTPPを前に進めることに合意した。そして、2018年1月の協定文確定を経て、同年3月にチリのサンティアゴにおいて署名式が行われた。

なお、日本においては、2018年4月にTPP11協定及び関連法案の国会審議が開始。協定は6月に国会承認され、関連法案も同月に成立。7月6日、寄託国ニュージーランドに国内手続完了について通報した。

TPP11の発効要件として、署名国のうち少なくとも6カ国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託国ニュージーランドに通報した日の60日後に効力を生ずることとされている。2018年10月31日までに、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアが国内手続を完了し、その60日後にあたる2018年12月30日、当該6カ国に対して発効した。

その後、ベトナムは2018年11月15日に国内手続の完了を通報し、ベトナムに対し2019年1月14日に発効している。

協定の運営等に関する最高意思決定機関として各締約国政府代表者から成るTPP委員会が設けられており、2019年1月に第1回が東京で、2019年10月に第2回がオークランド（ニュージーランド）で開催された。2020年8月の第3回は、メキシコが議長国を務め、新型コロナウイルス感染症の流行を受けてバーチャルで開催された。TPP委

員会の下には協定の各分野に関する小委員会が設置されており、TPP委員会の開催に併せて専門的な協議がなされている。

現在、TPP11への加入に関心を示す国・地域が現れている。2021年2月1日、かねてからTPP11への加入関心を示してきた英国が、寄託国ニュージーランドに加入要請を通報し、6月2日、締約国はTPP委員会を開催し、英国の加入手続を開始することを決定した。今後は、英国の加入に向けて交渉するための作業部会を設置する予定。

3. 交渉中のEPA・FTAについて（中断中、延期中のものを含む）

(1) 日中韓FTA

2009年10月の日中韓サミットにおいて日中韓FTA産官学共同研究の早期開始について合意されたことを受け、2010年5月から日中韓FTA産官学共同研究が開始され、2012年3月に「産官学共同研究報告書」が取りまとめられた。2012年5月の日中韓サミットにおいて、日中韓FTAの年内交渉開始で一致。同年11月の日中韓経済貿易担当大臣会合（於：プノンペン）の際に日中韓FTA交渉の開始が宣言され、2013年3月に第1回交渉会合を開催、2021年6月までに16回の交渉会合が開催されている。

(2) 日・コロンビアEPA

2011年9月に開催された日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時） 於：東京）において、共同研究の開始に合意。同年11月から2012年5月までに3回の共同研究会合を開催し、同年7月に日コロンビアEPA交渉入りの提言を含む報告書が取りまとめられた。同年9月の国連総会の機会に日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時））を開催し、交渉開始に合意したことを受け、同年12月に第1回交渉会合が開催され、2021年6月までに13回の交渉会合が開催されている。

(3) 日・トルコEPA

2012年7月に開催された日トルコ貿易・投資閣僚会合（於：東京）において、日トルコEPA交渉開始の可能性を検討する官民共同研究の立上げに合意。同年11月からの2回の共同研究会合を経て、2013年7月に日トルコEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が公表された。これを受け、2014年1月の日トルコ首脳会談（エルドアン首相（当時）、安倍首相 於：東京）において交渉開始に合意。2019年10月までに17回の交渉会合が開催

された。その後、交渉会合は開催されていない。

(4) 日・カナダEPA

2010年11月のAPEC首脳会合（於：横浜）の際の日加首脳会談（ハーバー首相（当時）、菅首相（当時））において、経済連携につき前向きに対処していくことで一致。2011年3月から2012年1月まで4回の共同研究会合を開催し、同年3月に共同研究報告書を発表した。

2012年3月の首脳会談（ハーバー首相（当時）、野田首相（当時） 於：東京）において、日加EPA交渉の開始につき合意した。交渉は同年11月に開始され、2014年11月までに7回の交渉会合が開催された。その後、交渉会合は開催されていない。

(5) 日韓EPA

2003年10月の日韓首脳会談（盧大統領（当時）、小泉首相（当時） 於：バンコク）における合意を受け、2003年12月に交渉を開始したが、2004年11月の第6回交渉以降、交渉は中断している。

(6) EGCC・FTA

2006年4月、小泉首相（当時）とスルタン・サウジアラビア皇太子（当時）との会談（於：東京）後に発表した共同声明において、湾岸協力理事会（GCC）加盟諸国全体との間でFTA交渉を開始することを発表した。これを受け、2006年5月に正式交渉の開始に向けた準備会合を開催し、2006年9月に正式交渉を開始。2009年3月に第4回中間会合を開催したが、その後の交渉は延期されている。

第3. 最近の米国の通商政策について

1. 総論

2020年の米国大統領選挙において、現職大統領（当時）であるドナルド・トランプに勝利した民主党のジョー・バイデンは、2021年1月20日に第46代米国大統領に就任した。TPPから離脱する等多国間枠組みに否定的であったトランプ前大統領に対して、バイデン大統領はWTO改革に取り組む方針を示したほか、同盟国との連携を強化する姿勢を鮮明にした。

我が国との関係では、トランプ前政権時に、2019年9月25日の日米首脳会談で最終合意に至った日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が、10月7日の署名を経て2020年1月1日に発効した。また、バイデン政権発足後、2021年4月16日の日米首脳会談において、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」が発出され、デジタル貿易協力や気候変動に関する目標に資する通商政策の策定、世界貿易機関（WTO）改革等の促進に取り組み、両国の強固な二国間通商関係を維持・強化することが確認された。

他方、中国との関係では、トランプ前大統領が発動した貿易制限的な措置を当面維持する等、米国に有害な中国の不正な貿易慣行に対処するため、全ての利用可能な手段を用いる方針を示している。

2. 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定交渉

2018年9月26日の日米首脳会談において、日米物品貿易協定交渉の開始が合意された後、2019年4月に茂木内閣府特命担当大臣（経済財政政策）とライトハイザー通商代表との間で閣僚協議が開催され、農産品・自動車を含む物品貿易の議論が開始された。また、デジタル貿易の取扱いについても、適切な時期に議論を行うこととされた。その後、交渉を重ねた結果、9月23日の閣僚会談において交渉が全て終了したことが確認され、9月25日の日米首脳会談の際に日米共同声明が発出されたことで日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が最終合意に達したことを確認した。両協定は10月7日の署名を経て12月4日に国会で承認され、2020年1月1日に発効した。

日米貿易協定は日米間の物品貿易に関する協定

であり、日本と米国の経済規模を合わせると、世界のGDPの約3割を占める。また、日米共同声明及び日米首脳間において、日本の自動車及び自動車部品に対し追加関税を課さない旨が確認されている。

また、日米デジタル貿易協定の目的は、①日米間で円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備し、それによって日米間のデジタル貿易を促進すること、②日米両国がデジタル貿易に関する国際的なルール作りにおいて主導的な役割を果たしていく基盤となることの2点がある。

3. 米中間での関税引上げ措置

2018年6月15日、USTRは航空宇宙、情報通信技術等、500億ドル規模の輸入品に対し、25%の追加関税を段階的に賦課するリストを公表し、340億ドル分については7月6日から追加関税を賦課した（「第1弾」）。また、プラスチック製品や集積回路等160億ドル相当の輸入品に対する追加関税（「第2弾」）を8月から開始した。中国商務部も報復措置として、大豆等の農産物、自動車等約500億ドル規模の輸入品に対して、25%の追加関税を賦課すると発表した。更に、米国は9月24日より、食料品、衣料品等2,000億ドル相当の輸入品に対し10%の追加関税措置を発動し、同追加関税率を2019年1月1日より25%に引き上げることを発表した（「第3弾」）。中国も9月24日より、LNGや金属加工機械等600億ドル相当の輸入品に対し5～10%の追加関税措置を発動した。

その後、トランプ大統領は、中国からの輸入品3,000億ドル相当に対し、9月1日より10%の追加関税措置（「第4弾」）を実施する旨を表明した。その後、USTR実施の意見公募等の結果を踏まえ、特定の対象項目（約1,600億ドル相当）への追加関税措置は12月15日まで延期との決定がなされた。これに対し中国は、8月23日、石油や農産物等約750億ドル相当のアメリカからの輸入品に対し5%または10%の追加関税を9月1日及び12月15日から賦課することを発表した。併せて、2018年12月の米中首脳会談を受けて停止されていた自動車及び同部品への追加関税賦課（5%または25%）についても、2019年12月15日から復活させると発表した。これを受けてUSTRは同日、第

1弾から第3弾（25%）及び第4弾（10%）の追加関税率をそれぞれ5%引き上げることを公表した。

追加関税措置第4弾のうち9月1日に実施予定の衣類、テレビ等（1,200億ドル相当）に対する追加関税措置は実施されたものの、トランプ大統領は、10月1日に予定していた追加関税率の引上げを10月15日に延期する旨を表明した。その後、10月10、11日の閣僚級協議において米中間で「第一段階の合意」がなされたとして、トランプ大統領は、10月15日に実施予定の第1弾から第3弾の追加関税率を5%引き上げる方針を見送る旨を表明した。

12月13日、米中両政府は改めて第一段階の合意に達したと発表した。同日、USTRは、第4弾に関し12月15日実施予定分の発動を見送るとともに、9月1日実施分の追加関税率を15%から7.5%へ引き下げると発表した。また、中国国務院関税税則委員会も12月15日、第4弾に関し、12月15日実施予定分の発動を見送ると発表するとともに、2018年12月14日以降賦課を停止していたアメリカから輸入する自動車及び同部品への追加関税の再開も見送ると発表した。

2020年1月15日には、第一段階合意文書への署名が行われ、USTRは同日、上述の第4弾（9月1日実施分）の追加関税率の引下げを2020年2月14日から適用する旨を公表した。また、中国国務院関税税則委員会政府も2月6日、9月1日実施分の追加関税率を10~5%から5~2.5%へ引き下げると発表した。

なお、「第1弾」および「第3弾」は、2020年9月15日に発表されたWTO紛争解決パネル報告書において、WTO協定上認められる範囲を逸脱しているとされた。これに対し、報告書発表の同日、USTRは声明を発表し、「パネル報告書はWTOが中国の有害な行為を止めるには無力であると示した」としつつ、「本報告書は（2020年2月に発効した）米中間の第一段階の合意には何ら影響しない」とした。2020年10月26日、米国は上級委員会に申立を行ったが、2019年12月以降、上級委員会は新規案件の審理が事実上不可能な状況

となっている。

2021年1月にバイデン政権が発足したのちも当該措置は継続されており、第二段階合意への日程は未定。タイ通商代表は2021年3月29日トランプ前政権が中国製品に課した関税は当面維持される旨発言している。また、2021年5月26日、米国は、バイデン政権発足後初となる中国との閣僚級の貿易協議を開催し、双方の懸念事項について意見交換を行った。USTRの発表によれば、タイ代表は今後の協議継続の期待を表明している。

4. バイデン政権下における通商政策の基本方針

2021年3月1日に米国通商代表部（USTR）より、「2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report」が発表され、「PRESIDENT BIDEN'S POLICY PRIORITIES」として通商政策の基本方針が示された。その中で、WTOに必要な改革に向けたオコンジヨ＝イウェアラ事務局長及びパートナー国との協力すること、デジタルエコノミー分野におけるハイスタンダードなルールの構築を目指すこと等、同盟国や国際機関と連携する方向性が示されている。

一方、中国との関係では、米国に有害な中国の不正な貿易慣行に対処するため、全ての利用可能な手段を用いること、新疆ウイグル自治区等における強制労働による人権侵害問題へ最優先で対処すること、中国に既存の貿易面での義務を遵守させ、国際貿易ルールに空白がある場合、パートナー国や同盟国と協力して対処することが記載されている。またバイデン大統領は、2021年2月4日の演説において、米国は同盟国との関係を修復して世界に関与する米国を取り戻し、権威主義の台頭に対処すべくリーダーシップを発揮していかなければならないとしている。

このほか、バイデン政権は、貿易協定における労働規定義務の規定・完全な履行等、労働者中心の貿易政策や、貿易協定への強力な環境基準の規定等、温室効果ガス排出の課題に取り組むための国際的なルール作りを模索する姿勢を打ち出している。

第4. 諸外国税関当局との協力

1. 税関協力会議等

WCO（世界税関機構）を中心とした多国間での税関当局の対話・協力の枠組みとともに、二国間や地域レベルでの当局間の協力を深めることも、税関手続の調和・簡素化による貿易円滑化や税関当局間の情報交換等による水際取締りの強化を効果的に進めるために重要であり、我が国も関係の深い国との対話を積極的に進めている。

(1) 日米

①日米税関協力会議

日米税関協力会議は、1982年1月の米国関税庁（当時：組織再編により現在は国土安全保障省税関国境取締局）長官が来日した際の関税局長との会談を契機に、2004年まで日米交互に開催してきた。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2009年6月には、日米間のAEO相互承認取決めに署名した。

②CSI（Container Security Initiative）

米国関税庁は、2001年9月の同時多発テロの発生を受け、2002年1月、米国向け海上コンテナに大量破壊兵器を隠匿し米国内で爆発させる等のテロを未然に防止するため、米国向けコンテナ貨物を船積みする外国の港に米国税関職員を派遣し、当該国税関と協力して危険性の高いコンテナの特定を行うCSI（海上コンテナ安全対策）を提案。

我が国との間では、2003年3月より順次、横浜港、ロサンゼルス・ロングビーチ港、東京港、神戸港及び名古屋港を対象として実施している。

(2) 日カナダ

①日加税関協力会議

カナダ国境サービス庁（カナダ税関当局）との協力関係を強化するため、2005年6月に第1回日加税関協力会議をカナダ・オタワにて開催し、日・カナダ税関協力取決め（当局間取決め）に署名した。2008年6月の第2回会議（於：オタワ）では、カナダとのCSI実施の覚書に署名。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2010年6月には、日カナダ間のAEO相互承認取決めに署名した。

(3) 日中韓

①日中韓関税局長・長官会議

日中韓3か国の税関協力は、日中韓関税局長・長官会議（TCHM：Tripartite Customs Heads'

Meeting）の枠組みの下で進められている。TCHMは、税関行政上の諸問題について日中韓3か国の税関当局（我が国：財務省関税局、中国：海関総署、韓国：関税庁）のトップが率直な議論を行い、税関が直面する課題について共通認識を深めるとともに、情報交換等の協力関係を一層強化するため、2007年から開催されている。これまで6回開催されており、直近の会議は2017年11月、我が国（東京）で開催。

②日中税関協力会議

中国の税関当局との連携強化を図ること等を目的とし、関税局長・海関総署長レベルの会議として開催することとしており、2000年5月の第1回会合（於：北京）以降、これまでに7回開催。

直近の会議は、第6回日中韓関税局長・長官会議の機会に併せて2017年11月に我が国（東京）において開催。

③日韓税関協力会議

1970年7月、第4回日韓定期閣僚会議（於：ソウル）の合意に基づいて日韓税関実務会議を設置。2002年3月のイ・ヨンソブ韓国関税庁長官と田村関税局長（ともに当時）との会合（於：東京）の際に局長・庁長レベルに格上げされ、現在まで通算31回開催。

直近の会議は、2016年11月に我が国（東京）において開催。

(4) 日ASEAN

・日・ASEAN関税局長・長官会合

1999年5月にASEAN事務局から、ASEAN関税局長・長官会議（年1回開催）の際に我が国関税局長を招いて日・ASEAN間における関税技術協力について非公式に意見交換を行いたい旨打診がなされたことを受け発足した。同年7月に第1回非公式協議がマレーシアで開催されて以降、毎年ASEAN関税局長・長官会議に併せて開催され、ハイレベルでの意見交換が行われている。併せて個別国との政策協議も実施している。

(5) 日EU

・日EU税関協力合同委員会（JCCC：Joint Customs Cooperation Committee）

2008年2月1日に発効した税関相互支援協定に基づき、税関協力に関する共通の関心事項等を議論するため、日EU税関当局の関税局長レベルの会議として、2008年2月から、毎年1回程度、

JCCCを開催。直近では、2019年6月にブリュッセルにおいて第9回会議が開催された。日EU税関協力の主な課題は以下のとおり。

・ AEO相互承認

EUとのAEO相互承認については、2010年6月に決定文書に署名し、2011年5月から実施している。また、毎年1回程度開催されているAEO専門家対話を通じて、双方のAEO制度の実施状況のモニタリング等を行っている。

・ リスク管理

リスク管理については毎年1回程度開催されているリスク管理専門家対話を通じて、双方のリスク管理手法等についての情報交換や協議を行い、協力を進めている。

(6) 日露

・ 日露局長級税関協力会議

2009年10月、日露税関相互支援協定（2009年5月発効）のフォローアップ実務者会合がモスクワで開催され、局長・長官級の会議を立ち上げることで合意した。これに基づき、2010年9月に第1回日露局長級税関協力会議（於：東京）を開催。

直近では、2017年4月に東京において第5回会議を開催し、貿易円滑化手法等に関する意見交換を行う専門家対話の設置等、貿易円滑化に向けた協力の推進に関する日露貿易円滑化に関する協力覚書に署名した。

(7) 日豪

・ 日豪税関協力会議

1998年4月、豪州関税庁長官が来日した際の関税局長との会談を契機に、日豪税関当局の長をヘッドとする会議として開始。最近ではWCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2003年6月には「日本税関当局と豪州税関当局間における協力枠組み」に署名し、2017年7月には、同枠組みを「税関に係る事項における日本国税関当局と豪州移民・国境警備省との間の協力枠組み」と改定した上で署名した。また、2019年6月には日豪間のAEO相互承認取決めに署名した。

(8) 日NZ

2004年4月に署名された「日・ニュージーランド税関当局の協力枠組み」のフォローアップとして、日NZ税関協力会議を開始し、2008年5月の第2回税関協力会議（於：東京）では、日NZ間のAEO相互承認取決めに署名した。最近では、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っている。

2. 税関相互支援協定等

(1) 税関相互支援協定（CMAA：Customs Mutual Assistance Agreement）

①経済・社会のグローバル化の進展や、人や物の国境を越える動きが拡大する中、不正薬物・銃砲等の社会悪物品の水際取締りのみならず、セキュリティを脅かす大量破壊兵器、知的財産侵害物品の水際での取締り等の必要性が一層増大している。こうした中、税関行政を一層効果的に進めていく観点から、外国の税関当局と相互支援・協力を推進することの重要性が高まっている。諸外国税関においては、外国税関当局との相互支援・協力体制のひとつの形式として、税関相互支援協定等の枠組み構築に向けた取組が進められており、我が国においても、諸外国との間で税関相互支援に関する枠組みの構築に向け積極的に取り組んでいる。

我が国の税関相互支援に関する枠組みの形式としては、政府間協定（税関相互支援協定、EPA（注：EPAの中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの）、当局間取決め等の形式があり、2021年6月現在、37か国・地域との間で協定等が締結・署名されている。

②税関相互支援協定等は、税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和等について協力することを定めた枠組みである。協定の締結等により、我が国関税法上の要件である相手国に提供する情報の秘密保持・目的外使用制限等の包括的な担保が可能となるほか、手続が明確化されるため、税関当局間における情報交換や協力の促進が期待される。

(2) 税関相互支援協定等の骨子

①支援・協力の内容

・ 情報交換

相手国税関当局の要請又は自らの判断により、関税法令の適正な適用の確保及び不正薬物・銃砲等の密輸、知的財産侵害等の関税法令違反の防止、調査及び処置等のために必要な情報の交換。

なお、提供される情報は、秘密として取り扱われ、また、同意のない限り、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されない。

・ 特別な監視

関税法令に反する（又はその疑いのある）者、物品、輸送手段等に対する情報提供及び監視。

②支援・協力の条件

- ・全ての支援及び協力は、それを提供する国の国内法令に従い、かつ、税関当局の利用可能な資源の範囲内で行われる。
- ・主権、安全保障等重大な国益を侵害する場合には、その支援を拒否又は留保することができる。

(3) 税関相互支援協定等の現状 (2021年6月現在)

発効済 又は 署名済 (37か国・ 地域 注1)	<p>○税関相互支援協定 米国 (1997.6), 韓国 (2004.12), 中国 (2006.4), EU (2008.2), ロシア (2009.5), オランダ (2010.3), イタリア (2012.4), 南アフリカ (2012.7), ドイツ (2014.12), スペイン (2015.5), ノルウェー (2016.9), ブラジル (2017.9署名), メキシコ (2018.7), ウズベキスタン (2019.12), ウルグアイ (2021.1署名), イギリス (2021.1)</p> <p>○経済連携協定関連 注2 シンガポール (2002.11), マレーシア (2006.7), タイ (2007.11), インドネシア (2008.7), ブルネ イ (2008.7), フィリピン (2008.12), スイス (2009.9), ベトナム (2009.10), インド (2011.8), ペルー (2012.3), オーストラリア (2015.1), TPP11 (※) (2018.3署名), モンゴル (2016.6) (※) TPP11 (CPTPP) 参加国: <u>メキシコ</u>, <u>シン</u> <u>ガポール</u>, <u>ニュージーランド</u>, <u>カナダ</u>, <u>オース</u> <u>トラリア</u>, <u>ベトナム</u>, <u>ブルネイ</u>, <u>チリ</u>, <u>マレー</u> <u>シア</u>, <u>ペルー</u> 注3</p> <p>○税関当局間取決め オーストラリア (2003.6, 2017.7改定), ニュー ジーランド (2004.4, 2014.6改定), カナダ (2005.6), 香港 (2008.1), マカオ (2008.9), フ ランス (2012.6), ベルギー (2017.7), オースト リア (2019.5)</p> <p>○その他 台湾 (2017.11) 注4</p> <p>※下線は、外国税関当局との情報交換拡充のため の平成24年度の関税法改正の内容が盛り込ま れているもの ※ () 内は発効年月</p>
--------------------------------------	---

(注1) 別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上(例: オーストラリアとは経済連携協定, TPP及び税関当局間取決めを作成)

(注2) 経済連携協定の中に税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

(注3) TPP11 (CPTPP) については、2018年3月にアメリカを除く11か国で署名。点線は協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了し、協定の効力が生じている国。

(注4) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

3. AEO相互承認

AEO制度を導入した各国税関当局間において、同制度を相互に承認し、一層の二国間の安全かつ円滑な物流を目指す取組みが、近年、各国で進展している。我が国はこれまで、ニュージーランド、米国、EU、カナダ、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、中国、台湾(注)、オーストラリア、英国との間で相互承認取決めに署名・実施したほか、各国と協議等を行っている。

(注) 台湾との取決めは、民間機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で作成された取決め。

AEO相互承認に係る我が国と各国との取組み状況は以下のとおり。

①ニュージーランド

2008年5月、相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

②米国

2009年6月、相互承認取決めに署名、実施。なお、実施対象の双方向化は2012年12月より実施。

③EU

2010年6月、相互承認取決めに署名、2011年5月より実施。

④カナダ

2010年6月、相互承認取決めに署名。2012年11月より実施。

⑤韓国

2011年5月、相互承認取決めに署名。同年11月より実施。

⑥シンガポール

2011年6月、相互承認取決めに署名。同年8月より実施。

⑦マレーシア

2014年6月、相互承認取決めに署名。2015年3月より実施。

⑧香港

2016年8月、相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

⑨中国

2018年10月、相互承認取決めに署名。2019年6月より実施。

⑩台湾

2018年11月、「認定事業者制度の相互承認に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め」(略称「AEO相互承認に係る日台民間取決め」)に署名。2019年5月より実施。

⑪オーストラリア

2019年6月、相互承認取決めに署名。同年9月より実施。

⑫英国

2020年12月、相互承認取決めに署名。2021年1月より実施。

⑬その他

スイス及びタイとの間でAEO相互承認に向けた協議を実施している。

第5. 世界税関機構 (WCO) について

1. 概要 (資料1)

世界税関機構 (WCO: World Customs Organization) は、1952年11月に設立された、税関制度の調和・統一、関税行政に係る国際協力を目的とする国際機関であり、本部はベルギーのブリュッセルに置かれている。2021年7月現在、183ヶ国・地域が加入している (我が国は1964年6月に加入)。なお、設立条約上は「関税協力理事会 (CCC)」であるが、通称として「WCO」の名称が使用されている。

2009年1月1日より、御厨邦雄 (みくりや くにお) 氏がアジア出身初の事務総局長を務めており、2018年6月のWCO総会において再選され、現在三期目 (任期: 2019年1月~2023年12月)。

2. 沿革

戦後、欧州13ヶ国は、関税同盟設立の可能性を検討するため、1947年にブリュッセルに欧州関税同盟研究グループを設置した。結局、関税同盟は実現しなかったが、関税分類・評価の研究の成果を世界的に広げようとの見地から、条約としてまとめることになった。その条約を管理する機関として、1952年に「関税協力理事会を設立する条約」により、関税協力理事会が設立された。

3. 活動内容

(1) 国際貿易の安全確保及び円滑化

WCOは、2001年の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための様々な方策について検討を行ってきた。検討成果は「国際貿易の安全確保及び円滑化 (SAFE: Security and Facilitation in a Global Environment) のためのWCO基準の枠組み (以下、「SAFE基準の枠組み」という。))」としてまとめられ (注)、2005年6月のWCO総会にて採択されるとともに、我が国を含む多くのメンバーが実施の意図を表明した (2021年7月現在、170ヶ国・地域及びEU)。これまで、「SAFE基準の枠組み」は2012年以降、3年毎に改定がなされており、2015年改定では、「税関と他の政府機関との協力に関する柱」及び「航空貨物の事前情報の提出に関する規定」等が、2018年改定では、「郵便物の事前電子情報に関する規定」等が新たに盛り込まれた。我が国は、

「SAFE基準の枠組み」の着実な実施に努めていくとともに、途上国メンバーの着実な実施を可能とするためのキャパシティ・ビルディングに取り組んでいる。

(注)

「SAFE基準の枠組み」の主要要素

- ・ 電子的に提出する事前貨物情報の標準化
- ・ リスク管理手法の採用
- ・ 輸出国における非破壊検査機器 (大型X線検査装置等) を使用したハイリスク貨物の検査の実施
- ・ 一定の基準を満たす民間企業に対する優遇措置の明確化 (AEO)

(2) 税関手続の国際的統一

WCOは税関手続の国際標準を定めた「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」 (以下、「京都規約」という。) を1973年に採択した (我が国は1976年に加入)。これは、各国の税関手続の簡易化を図るとともに税関手続の調和を進め、これにより国際貿易の円滑な発展を促進しようとするものであった。

その後、京都規約について、近年の電算化や関税技術の進歩に伴いアップデートするための見直しが行われ、あわせて規約の解釈や実施の方法に関するガイドラインを作成する等、手続の調和に向けた作業が行われた。

1999年6月のWCO総会において京都規約の改正案が採択され、2006年2月3日に締約国数が発効規定数の40ヶ国に達し改正京都規約が発効した (我が国は2001年6月に加入。2021年7月現在、締約国は127ヶ国・地域及びEU)。

(3) 商品分類の統一

WCOにおいて策定された「商品の名称及び分類についての統一システム (略称HS)」は、1988年1月から発効しており、2021年7月現在、159ヶ国・地域及びEUが加入し、国際的に統一された国際貿易に関わる品目の分類表として広く用いられている。

(4) 関税評価協定の統一適用

1981年1月に発効したGATT関税評価協定に基づき、WCOに関税評価技術委員会が設置されている。同委員会においては、同協定の統一的適用を図るため、同協定適用上の技術的問題の検討、国際的指針となる文書の作成等の作業を行ってき

ている。

なお、GATT関税評価協定は1995年のWTO設立に伴い、WTO関税評価協定として継承されている。

(5) 原産地規則

WTOの原産地規則に関する協定に基づき、同協定の適用及び非特惠原産地規則の調和に係る技術的作業を実施することを目的としてWCOに原産地規則技術委員会が設置され、原産地規則の運用に起因する特定の技術的事項を検討している。

(6) 監視・取締分野における国際協調

監視・取締分野においては、麻薬不正取引の情報交換をはじめとする国際協力を行っており、また、近年では、知的財産侵害物品の水際取締り強化、テロ関連対策、商業犯則対策にも積極的に取り組んでいる。

密輸等の情報については世界11ヶ所に設置されているRILO (Regional Intelligence Liaison Office : 地域情報連絡事務所) を中心に、情報交換等を行っている。アジア・大洋州地域のRILOは、1987年12月、WCOの地域プロジェクトとして世界で初めて香港税関内に設置された。その後、1999年1月から2003年12月までの5年間、我が国がRILOをホストし (東京税関内に設置)、2004年1月からは中国税関、2012年1月からは韓国税関がホストしている。

(7) 地域キャパシティ・ビルディング事務所

WCOは、途上国メンバーに対し、諸分野におけるキャパシティ・ビルディング活動を実施しているが、地域におけるキャパシティ・ビルディング活動を効果的かつ効率的に実施するため、全6地域にそれぞれROCB (Regional Office for Capacity Building : 地域キャパシティ・ビルディング事務所) が設置されている。アジア・大洋州地域では、2004年9月、世界で初めてバンコク (タイ) にROCBが設置された。同事務所は、①地域及びメンバーの技術支援等のニーズの把握、②地域における技術支援の実施、③ドナー国・機関との協力関係強化、④ベストプラクティスの調査分析等を目的として、積極的に活動を展開している。

(8) 地域研修センター

WCOが各地域内のメンバー国の税関職員を対象とする研修等を行う施設として、RTC (Regional Training Centre : 地域研修センター) が現在、全6地域合計29ヶ所に設置されている。我が国の税関研修所は、2004年にアジア大洋州地域におけるRTCとなった。

(9) 地域税関分析所

地域における分析分野の技術協力、情報提供を行う施設として、RCL (Regional Customs Laboratory : 地域税関分析所) が現在、全3地域合計4ヶ所に設置されている。我が国の関税中央分析所は、2014年に世界で初めてアジア大洋州地域におけるRCLとして承認された。

4. 主要機構等 (資料2)

(1) 総会 (理事会)

WCOの最高意思決定機関であり、各国の関税当局の局長・長官クラスを集めて毎年6～7月に開催される。

(2) 政策委員会

通常、毎年12月及び翌年の6～7月に開催され、主要政策課題について検討し、総会に対して提言を行っている。6地域代表 (総会副議長)、及び各地域から選出された24ヶ国の計30ヶ国で構成されている。

(3) 財政委員会

各地域から選出された19ヶ国・地域でWCOの年次予算等財政事項を検討する委員会であり、毎年4月頃及び必要に応じて随時開催される。

(4) 各種技術委員会等

税関手続、品目分類、関税評価、原産地規則、監視取締り等の個別分野毎の会議を定期的に開催し、条約、税関手続の調和、国際協力等について検討を行っている。

(5) 事務局

事務局は、官房、関税・貿易局、監視・手続局及びキャパシティ・ビルディング局からなり、事務総局長、事務総局次長及び各局長は加入国・地域による選挙によって選出される。

5. 地域的活動

WCOにおいては、1986年以降、全加入国・地域を、アジア・大洋州地域、アメリカ州地域等6地域に分け、地域代表 (総会副議長) のイニシアティブの下、地域内活動を行っている。日本は1989年7月から1991年6月まで、アジア・大洋州地域の地域代表を務めた。アジア・大洋州地域は33ヶ国・地域で構成されており、2020年7月からはインドネシアが地域代表となっている。

アジア・大洋州地域においては、関税局長・長官クラスによる「関税局長・長官会合」及び、課長クラスによる「地域コンタクトポイント会合」が開催され、地域戦略プランを中心に、地域

における様々な取組について議論が行われている。

(参考：アジア・大洋州地域の構成国・地域) アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、ブータン、カンボジア、中国、フィジー、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、ラオス、マカオ、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、トンガ、バヌアツ、ベトナム(以上33ヶ国・地域)

6. 最近の主な動き

(1) 改正京都規約の見直し

税関を取り巻く環境の変化に対応するため、2018年6月の総会において、改正京都規約の見直しの開始に合意し、以降、検討を行っている。

(2) WTO貿易円滑化協定の実施支援

2013年12月に、WTO貿易円滑化協定交渉が妥結したことを受け、同協定の主要な実施主体である各国税関を支援するための作業部会を設置するとともに、支援プログラムを立ち上げるなど、積極的な支援を行っている。なお、同協定は、2017年2月22日に発効した。(我が国を含む154ヶ国が受諾済み)。

(3) セキュリティプログラム

WCOは税関のテロ対策をより体系的なものとするため、2012年に「セキュリティプログラム」を策定した。同プログラムは、税関の取締りにおける、より具体的なオペレーションを念頭に置いたもので、各国税関が直面している、

- 事前情報(API及びPNR)を活用した航空機旅客管理
- 航空貨物における小型武器、軽兵器の取締り
- 即席爆発物に使用される化学物質の不正取引防止
- 大量破壊兵器
- テロ資金源

の5分野に焦点を絞り、包括的な技術協力を実施するものである。同プログラムの重要性は主要国首脳にも共有され、2016年のG7伊勢志摩サミットの「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」等にも盛り込まれている。

(4) 新技術の活用

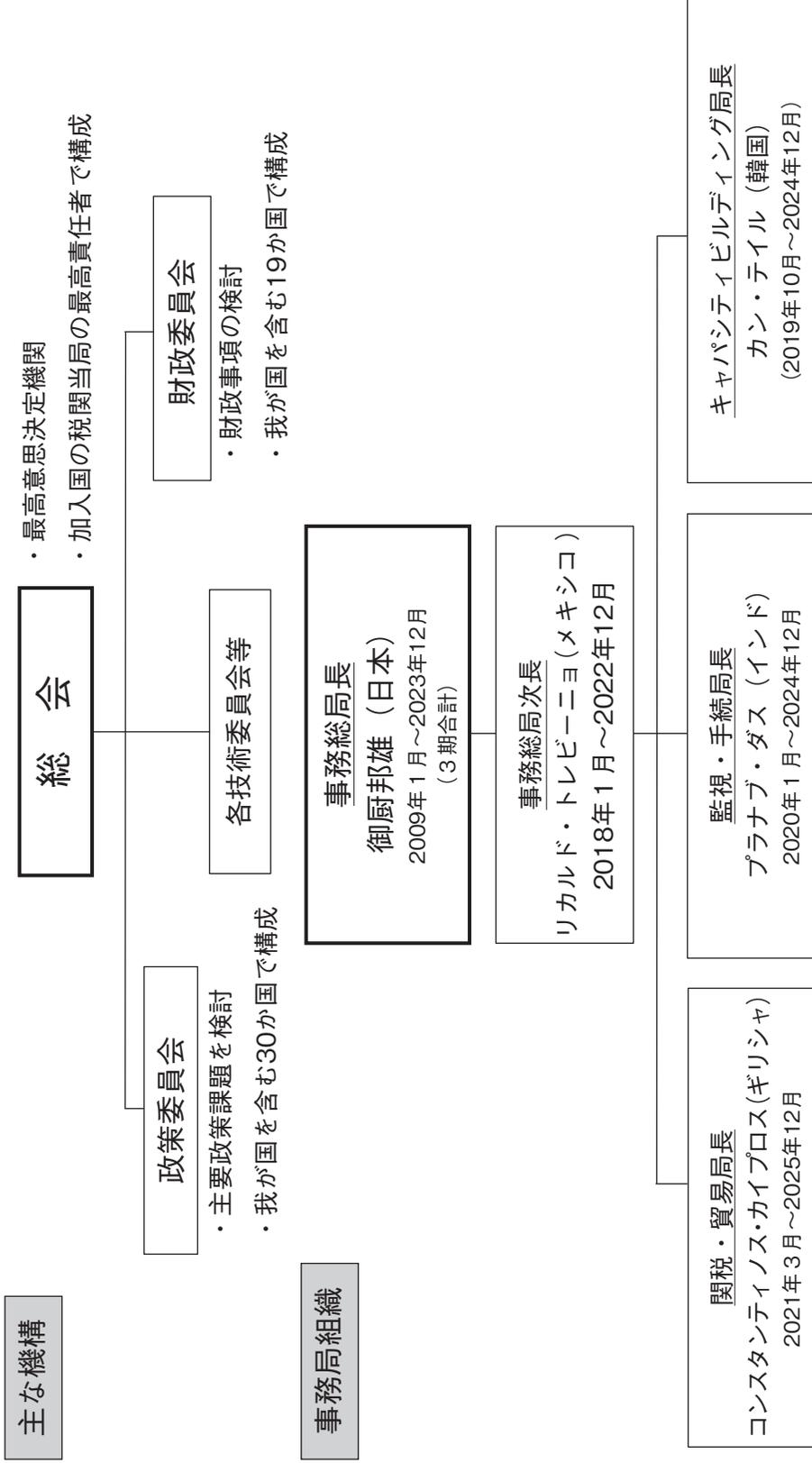
WCOの常設技術委員会等において、ブロックチェーン、AI等の活用に係る情報共有を実施している他、破壊的技術(disruptive technologies)に係る研究レポートの発行、データ分析に係る研究プロジェクト(BACUDA(Band of Customs Data Analytics))の設置等を行っている。

(資料1) WCO (世界税関機構) メンバー一覧表 (加入順)

合計183か国・地域 (2021年7月1日現在)

	締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日		締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日		締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日
1	トルコ	1951. 6. 6	63	アイスランド	1971. 2. 15	125	スロバキア	1993. 1. 1
2	ノルウェー	1951. 8. 6	64	カナダ	1971.10.12	126	トルクメニスタン	1993. 5. 17
3	デンマーク	1951.10.19	65	タイ	1972. 2. 4	127	ベトナム	1993. 7. 1
4	ギリシャ	1951.12.10	66	コンゴ民主共和国	1972. 7. 26	128	コロンビア	1993. 7. 1
5	スペイン	1952. 7. 13	67	モーリシャス	1973. 3. 29	129	クロアチア	1993. 7. 1
6	英国	1952. 9. 12	68	サウジアラビア	1973. 5. 8	130	イエメン	1993. 7. 1
7	アイルランド	1952. 9. 23	69	ブルガリア	1973. 8. 1	131	コモロ	1993. 7. 1
8	フランス	1952.10. 6	70	エチオピア	1973. 8. 6	132	マカオ	1993. 7. 7
9	スウェーデン	1952.10.17	71	トリニダード・トバゴ	1973.10.15	133	クウェート	1993.10. 4
10	ドイツ	1952.11. 4	72	ポーランド	1974. 7. 17	134	ジョージア	1993.10.26
11	イタリア	1952.11.20	73	バハマ	1974. 8. 16	135	ペルラールシ	1993.12.16
12	ベルギー	1952.12.11	74	リベリア	1975. 1. 7	136	マケドニア	1994. 7. 1
13	スイス	1952.12.19	75	シンガポール	1975. 7. 9	137	モルドバ	1994.10.28
14	オーストリア	1953. 1. 21	76	コンゴ共和国	1975. 9. 2	138	エリトリア	1995. 8. 8
15	ルクセンブルク	1953. 1. 23	77	シエラレオネ	1975.11. 6	139	モルディブ	1995. 9. 8
16	オランダ	1953. 1. 23	78	セネガル	1976. 3. 10	140	パナマ	1996. 3. 8
17	ポルトガル	1953. 1. 26	79	ガイアナ	1976. 7. 29	141	ブルネイ	1996. 7. 1
18	パキスタン	1955.11.16	80	ウルグアイ	1977. 9. 16	142	ベネズエラ	1996. 7. 1
19	エジプト	1956.10.26	81	バングラデシュ	1978. 7. 1	143	フィジー	1997. 7. 1
20	インドネシア	1957. 4. 30	82	レソト	1978. 8. 2	144	タジキスタン	1997. 7. 1
21	ハイチ	1958. 1. 31	83	ボツワナ	1978. 8. 25	145	ボリビア	1997. 8. 14
22	イスラエル	1958. 5. 23	84	ザンビア	1978. 9. 27	146	エクアドル	1997.12.16
23	イラン	1959.10.16	85	アラブ首長国連邦	1979. 2. 7	147	アンドラ	1998. 9. 3
24	シリア	1959.11. 3	86	モリタニア	1979.10. 2	148	ニカラグア	1998. 9. 24
25	レバノン	1960. 5. 20	87	フィリピン	1980.10. 1	149	ベナン	1998.11. 9
26	スーダン	1960. 6. 8	88	ブラジル	1981. 1. 19	150	バルバドス	1999. 1. 7
27	オーストラリア	1961. 1. 5	89	ジンバブエ	1981. 3. 19	151	キルギス	2000. 2. 10
28	フィンランド	1961. 1. 27	90	エスワティニ	1981. 5. 15	152	セーシェル	2000. 7. 25
29	ジャマイカ	1963. 3. 29	91	ニジェール	1981. 7. 1	153	オマーン	2000. 9. 19
30	ニュージーランド	1963. 5. 16	92	リビア	1983. 1. 11	154	セルビア	2001. 3. 27
31	ナイジェリア	1963. 8. 21	93	中国	1983. 7. 18	155	カンボジア	2001. 4. 3
32	コートジボワール	1963. 9. 2	94	グアマテラ	1985. 2. 22	156	バーレーン	2001. 4. 18
33	ヨルダン	1964. 1. 1	95	ネパール	1985. 7. 22	157	キュラソー	2001. 7. 1
34	マダガスカル	1964. 2. 18	96	中央アフリカ	1986. 7. 28	158	コスタリカ	2001. 8. 29
35	ルワンダ	1964. 3. 3	97	香港	1987. 7. 1	159	サモア	2001.10. 1
36	南アフリカ	1964. 3. 24	98	モザンビーク	1987. 7. 2	160	ブータン	2002. 2. 12
37	日本	1964. 6. 15	99	マリ	1987. 8. 7	161	バブアニューギニア	2002. 3. 18
38	マレーシア	1964. 6. 30	100	ガンビア	1987.10.14	162	東ティモール	2003. 9. 19
39	ブルンジ	1964.10.20	101	メキシコ	1988. 2. 8	163	ドミニカ共和国	2004. 7. 28
40	ウガンダ	1964.11. 3	102	キューバ	1988. 7. 11	164	アフガニスタン	2004. 8. 10
41	タンザニア	1964.11.17	103	トーゴ	1990. 2. 12	165	チャド	2005. 2. 16
42	ガボン	1965. 2. 18	104	イラク	1990. 6. 6	166	セントルシア	2005. 5. 12
43	カメルーン	1965. 4. 9	105	バミューダ	1990. 7. 1	167	トンガ	2005. 7. 1
44	ケニア	1965. 5. 24	106	アンゴラ	1990. 9. 26	168	エルサルバドル	2005. 7. 7
45	マラウイ	1966. 6. 6	107	ミャンマー	1991. 3. 25	169	ホンジュラス	2005.12. 8
46	チリ	1966. 7. 1	108	ロシア	1991. 7. 8	170	モンテネグロ	2006.10.24
47	チュニジア	1966. 7. 20	109	モンゴル	1991. 9. 17	171	ラオス	2007. 1. 16
48	ブルキナファソ	1966. 9. 16	110	ギニア	1991.10.30	172	ジブチ	2008. 3. 19
49	アルジェリア	1966.12.19	111	カタール	1992. 5. 4	173	ベリーズ	2008. 4. 22
50	スリランカ	1967. 5. 29	112	アゼルバイジャン	1992. 6. 17	174	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2008. 7. 4
51	キプロス	1967. 8. 31	113	エストニア	1992. 6. 18	175	サントメ・プリンシペ	2009. 9. 23
52	アルゼンチン	1968. 7. 1	114	リトアニア	1992. 6. 18	176	バヌアツ	2009.11.17
53	モロッコ	1968. 7. 1	115	ラトビア	1992. 6. 22	177	ギニアビサウ	2010. 8. 19
54	韓国	1968. 7. 2	116	アルメニア	1992. 6. 30	178	南スーダン	2012. 7. 18
55	マルタ	1968. 7. 6	117	カザフスタン	1992. 6. 30	179	ソマリア	2012.10. 4
56	ガーナ	1968. 8. 1	118	ナミビア	1992. 6. 30	180	パレスチナ	2015. 3. 24
57	ハンガリー	1968. 9. 16	119	カーボベルデ	1992. 7. 1	181	コンゴ	2017. 1. 25
58	ルーマニア	1969. 1. 15	120	ウズベキスタン	1992. 7. 28	182	アンティグアバーブーダ	2017. 4. 10
59	パラグアイ	1969.10. 3	121	アルバニア	1992. 8. 31	183	スリナム	2018.11.26
60	ベルー	1970. 1. 27	122	スロベニア	1992. 9. 7			
61	米国	1970.11. 5	123	ウクライナ	1992.11.10			
62	インド	1971. 2. 15	124	チェコ	1993. 1. 1			

(資料2) WCOの組織概要



第6. 地域協力について

アジア太平洋地域では、「開かれた地域協力」を原則とするAPEC（アジア太平洋経済協力：Asia-Pacific Economic Cooperation）において貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等に関する議論、プログラムが進められており、また、アジアと欧州の間では、ASEM（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting）において政治・経済等の幅広い分野について対話が進められている。関税局・税関としても、各地域協力における関税政策分野での協力を積極的に取り組んでいる。

1. APEC（アジア太平洋経済協力）

(1) APECの概要と経緯（資料1）

APECは、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等を議論する開かれた地域協力の枠組みとして、現在21エコノミー（APECでは「国」ではなく「エコノミー」と呼称）からなっている。

毎年1回、首脳会議及び閣僚会議（日本からは外務大臣及び経済産業大臣が出席）が開催されるほか、財務大臣会合等の分野別担当大臣会合が開催されている。また、閣僚会議の下に高級実務者会合（SOM：Senior Officials' Meeting）、SOMの下に貿易・投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）をはじめとするフォーラム、CTIの下に税関手続小委員会（SCCP：Sub-Committee on Customs Procedures）をはじめとするサブフォーラムが設置されている。

APECは貿易・投資分野に重点を置いており、2020年には、ボゴール目標（1994年の首脳会議（インドネシア）で掲げられた「先進エコノミーは2010年、途上エコノミーは2020年までに、自由で開かれた貿易及び投資を達成する」という目標）後のAPECの方向性を示すものとして、APECプトラジャヤ・ビジョン2040が採択された。APECプトラジャヤ・ビジョン2040では(1)貿易・投資、(2)イノベーションとデジタル化、(3)力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長、という3つの経済的推進力により、「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体とすること」を目指している。

(2) 昨年の結果及び本年の取組

昨年の首脳会議（2020年11月、オンライン形

式）はマレーシアが議長を務め、「共有された繁栄の未来に向けた、人間の潜在能力の最適化」を全体テーマに掲げ、「貿易・投資の説明方法の改善」、「デジタル経済と技術を通じた包摂的な経済参画」、「革新的な持続可能性の推進」を優先課題として議論がなされた。会議の成果として、APEC首脳宣言の他、「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」が発出された。

本年はNZが議長を務め、「共に参加し、共に取り組み、共に成長する」を全体テーマに掲げ、「回復を強化する経済・貿易政策」、「回復に向けた包摂性・持続可能性の向上」、「イノベーションとデジタルに対応した回復の追求」という3つの優先課題に沿った取組を推進している。首脳・閣僚会議は本年11月に開催される予定である。

(3) 税関手続小委員会（SCCP）の活動について

①経緯

SCCPは、1994年に税関手続の専門家サブフォーラムとしてCTIの下に設立されたAPECエコノミー税関当局間の会合であり、毎年2回開催されている。議長は首脳会議ホストの税関当局が務め、本年はNZ税関が担当している。

②活動概要

SCCPでは、税関手続の調和・簡素化を目的とする共同行動計画（CAP：Collective Action Plan）を設定し、各項目のコーディネーターを務めるエコノミーが中心となって取り組んでいる。我が国は、「乗客予約記録（PNR）の導入・実施」及び「WCO即時通関ガイドラインに沿った実施」のコーディネーターを担い、前者はメキシコ及びインドネシアと共に、後者はフィリピンと共に担当した（実施済）。現在、CAPに代わる新たな指針として、Strategic Planの作成について議論がされている。

また、我が国は、コロナ禍で各APECエコノミーがどのように税関の機能を維持しつつ職員を保護するための政策を取っているか等の調査を実施し、コロナ禍においても税関が滞りなく活動を続けるため、知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導している。

2. ASEM（アジア欧州会合）

(1) ASEMの概要（資料2）

ASEMは、1994年にシンガポールのゴー・チョ

ク・トン首相がアジア欧州間の協力関係強化を目的とするアジアとEUのサミットを提唱したことを受けて開始された。アジア・欧州の対等のパートナーシップを基礎とした政治対話促進、経済面での協力強化及び文化・社会面での協力促進に向けた枠組みである。参加国・機関は51ヶ国+2機関（欧州連合（EU）、ASEAN事務局）となっている。

首脳会合及び外相会合が隔年でアジア側と欧州側で交互に持回りで開催されているほか、経済閣僚会合、財務大臣会合等が開催されている。また、財務大臣会合の下に、不正薬物取引防止及び税関手続の調和・簡素化に関する協力を強化するための関税局長・長官会合（隔年開催）が設置されている。

関税局長・長官会合の下には、課長級会合として税関作業部会が設置されており、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力について議論がなされている（原則毎年開催）。

(2) 第12回首脳会合（2018年10月）の結果

第12回ASEM首脳会合（ベルギー・ブリュッセル）

ル）では、「グローバルな課題のためのグローバルなパートナー」をテーマに議論が行われ、議長声明が発出された。なお、次回第13回首脳会合は、2021年11月に開催される予定である。

(3) 第13回関税局長・長官会合（2019年10月）の結果

第13回関税局長・長官会合（ベトナム・ハロン）では、これまでの2年間（2018-2019年）のASEMでの税関分野における活動及び成果について報告が行われ、さらに次期2年間（2020-2021年）に取り組む「税関活動項目」が策定された。我が国は、新しい活動項目として「先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締り」を提案し、コーディネーターとして主導的な役割を担っており、他のコーディネーター（インド、オランダ、ポーランド、スペイン、ロシア）と連携して活動している。

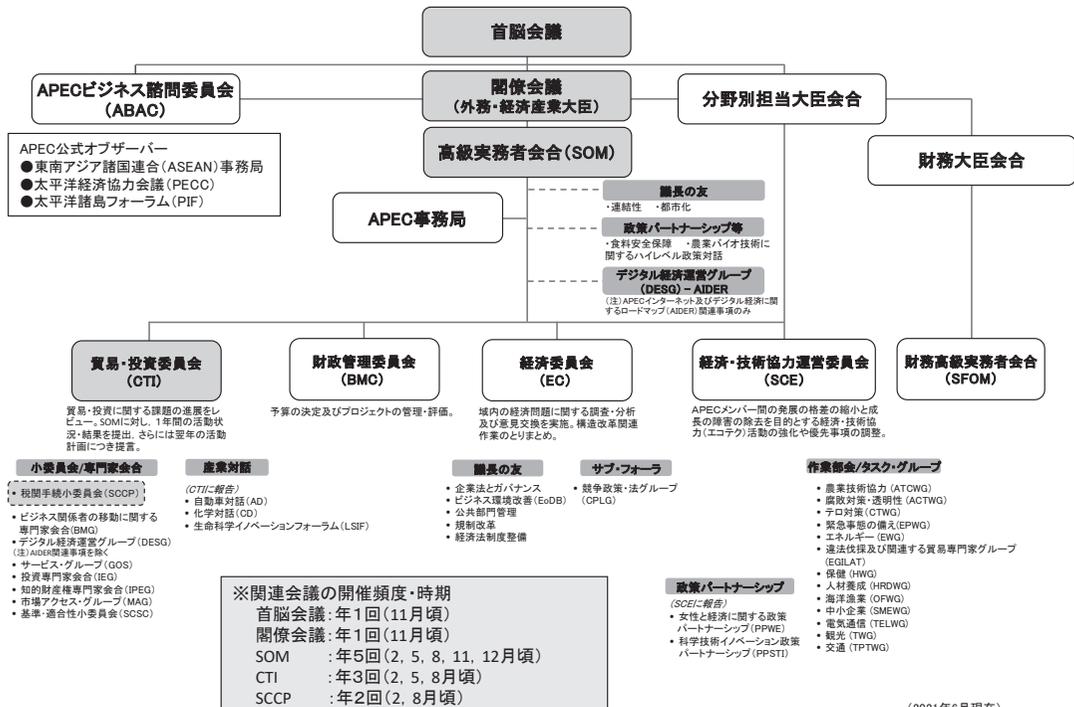
なお、次回関税局長・長官会合、税関作業部会の開催については時期等未定である。

APEC (Asia Pacific Economic Cooperation: アジア太平洋経済協力) の概要

- 貿易・投資分野を中心にアジア・太平洋地域の経済協力を議論する地域的枠組。
- 「開かれた地域協力・協調的自主的な行動」が特色で、1989年に発足。
- 現在、21エコノミー(国・地域)が参加し、首脳会議、閣僚会議等を毎年開催。
- 税関・貿易円滑化は税関手続小委員会(SCCP), 貿易・投資委員会(CTI)を中心に取り扱われている。



APECの主な組織



ASEM(Asia-Europe Meeting: アジア欧州会合)の概要

- アジアと欧州両地域間で、相互尊重及び相互利益に基づく平等な関係の下、両地域の共通の関心事項について、オープンで包括的な「対話と協力の枠組み」。
- 政治、経済及び社会・文化等という3つの柱を中心に活動。1996年に発足。
- 現在51ヶ国+2機関が参加し、首脳会合、財務大臣会合、関税局長・長官会合等を2年に1回開催。
- 税関関連事項は関税局長・長官会合、その下の税関作業部会を中心に取り扱われている。

ASEMメンバー(51ヶ国+2機関)

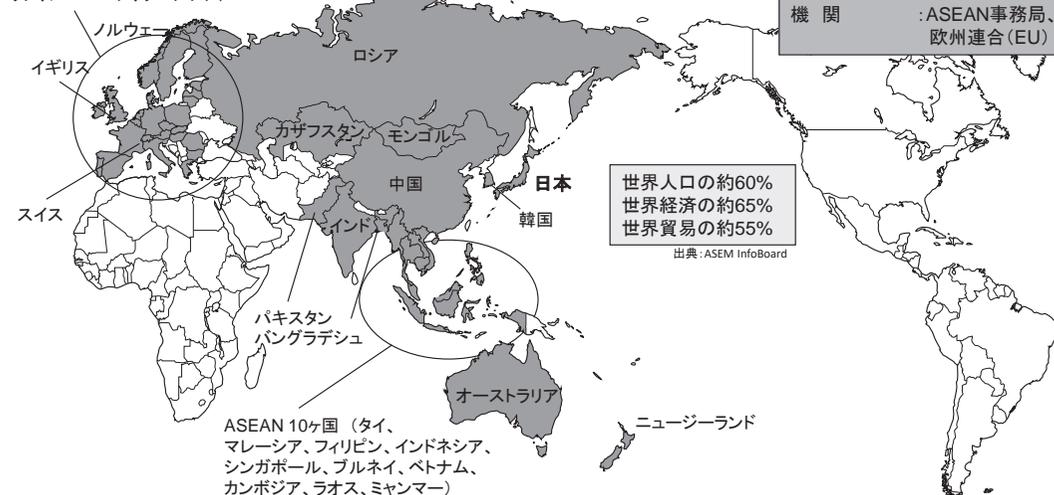
EU 27ヶ国 (フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、アイルランド、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、キプロス、マルタ、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア)

参加国・機関 : 51ヶ国+2機関

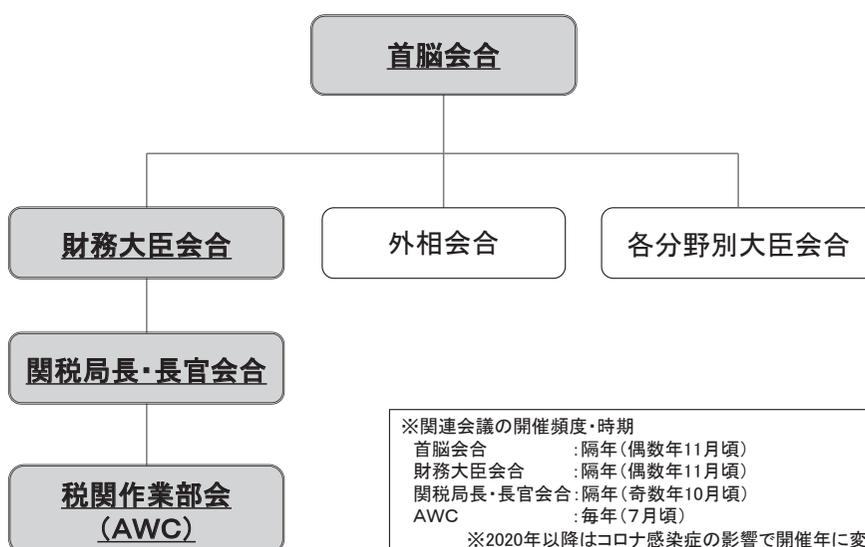
アジア側 : 21ヶ国

欧州側 : 30ヶ国

機関 : ASEAN事務局、
欧州連合(EU)



ASEMの主な組織



※関連会議の開催頻度・時期

首脳会合 : 隔年(偶数年11月頃)

財務大臣会合 : 隔年(偶数年11月頃)

関税局長・長官会合: 隔年(奇数年10月頃)

AWC : 毎年(7月頃)

※2020年以降はコロナ感染症の影響で開催年に変更あり。

第7. 関税技術協力等について

1. 関税技術協力の概要

(1) 総論

関税局・税関では、貿易円滑化を通じた経済成長への貢献、各国税関当局との有効な関係構築及び税関行政の適切な執行の確保を主要な目的に、政府開発援助の一環として、開発途上国税関に対する関税技術協力を実施している。これは、開発途上国税関当局からのニーズを踏まえ、WCOからの認定を受けた職員をはじめ専門的な知見を有する我が国税関職員を現地に派遣し、また、研修員の受入れ等を実施して専門知識・技術を伝授することによって、開発途上国税関の改革・近代化を支援するものである。かかる支援は税関手続の調和化・簡素化を通じた国際貿易の一層の円滑化、グローバルなレベルにおける密輸阻止及びテロ対策等に貢献し、開発途上国のみならず、我が国にとっても有益なものである。関税技術協力の実施に当たっては、相手国の支援ニーズを的確に把握した上で、WCO、JICA（国際協力機構）、MDBs（国際開発金融機関）とも連携しつつ、各地域と我が国との経済的・社会的な結びつきの強弱及び各地域の特性に応じ、具体的な支援方法を選択することとしている。

(2) 関税技術協力の予算規模（資料1）

令和3年度の関税技術協力関係予算は総額で約6.2億円である。その内訳は、二国間援助経費が約1.1億円、WCO関税協力基金への拠出金が約5.0億円（内、模倣品・海賊版拡散防止拠出金が約1.3億円）、APEC事務局への拠出金が0.2億円となっている。

(3) 関税技術協力の実施形態

主に、受入研修及び専門家派遣の2種類の形態により技術支援を実施している。

受入研修は、各税関等の人的資源を活用しつつ、アジア大洋州地域を中心とした世界各国の開発途上国の税関職員を対象に、税関研修所等において行っている。専門家派遣は、我が国税関の専門家を派遣し、相手国における研修や助言・指導等を実施している。これらの支援には、JICA等外部機関からの依頼を受けたものも含まれている。このほか、我が国税関出身職員を長期専門家として開発途上国の税関、関連国際機関に派遣している。

関税技術協力の実施に当たっては、それぞれの実施形態の特性を考慮しつつ、各形態を効果的かつ効率的に組み合わせながら、実施することとしている。

(4) WCOとの連携

アジア大洋州地域における税関当局の改革・近代化支援について、WCOが実施する地域の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施するため、2004年9月にROCB A/P（Asia Pacific Regional Office for Capacity Building: WCOキャパシティ・ビルディング・アジア大洋州地域事務所）が設置された。我が国は、ROCB A/Pと連携して、アジア大洋州地域における効果的かつ効率的な技術協力事業の策定・実施に努めている。

2. 関税技術協力の基本的な支援アプローチ

(1) 体制面

関税局では、主にアジア大洋州地域のWCO加入税関当局と連絡・調整を密に行い、有効な技術協力の方針を策定するとともに、我が国の税関研修所や各地の税関と連携して実施を管理している。更に、アジア大洋州地域における技術協力を一層円滑かつ有効に実施するため、ROCB A/Pに我が国職員を派遣し、ROCB A/Pとの意思疎通・連携の強化を図っている。また、2014年6月には我が国の関税中央分析所が世界初のWCO地域税関分析所（RCL: Regional Customs Laboratory）として認定され、アジア大洋州地域に対する税関分析分野における技術協力や税関分析及び関連分野についての情報提供を積極的に行っている。

(2) 支援対象国及び地域

ASEAN諸国は我が国との距離も近く、地理的・経済的な関係性も深いことから、JICA、WCO等とも連携し、関税局として緊密かつ深度のある支援を実施してきている。

また、南アジア、中央アジア、オセアニア、中南米、アフリカ地域においても、JICAやWCO、MDBsと連携した支援を実施している。

(3) 相手国の実情に即した支援

相手国のニーズ及び実情に即した支援を実現するため、中期的な視点に立って相手国との協議を行い、毎年支援分野を設定している。特に、ASEAN諸国に対しては国別の受入研修を実施し、専門家派遣と連動させ、効果的・効率的な支

援を図っている。

(4) 評価の充実

ASEAN諸国を中心に、事前評価（支援のニーズ把握）及び事後評価（達成度等の評価等）を実施し、技術協力の効果・効率の向上に努めている。また、受入研修等では受講生に対しアンケート調査を実施し受講生の意見を直接聴取しており、それらを次回研修に反映することによって技術協力の質的改善を図っている。

(5) 国内外のドナーとの連携

我が国のODA実施機関の一つであるJICA、WCOやMDBsをはじめとする国際機関等、関税技術協力に関連する組織との連携・調整に努め、我が国の支援の効率化や重複回避を図っている。

3. 関税技術協力の実績・成果（資料2）

(1) 受入研修実績

昭和45年度から令和元年度まで累計7,430名を受け入れた。

【受入研修の実績】（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受入人数	325	393	401	289	229

（注）留学生は含まない。

(2) 専門家派遣実績

平成元年度から令和元年度まで累計2,701名を派遣した。

【専門家派遣の実績】（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣人数	184	223	144	132	106

※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大によりオンラインによる技術協力を36件実施した。

(3) 支援分野

税関手続の適かつ円滑な運用を図るための基礎的な分野である、関税分類、関税評価、事後調査、原産地規則にかかる各国税関職員の運用能力向上、また貿易円滑化の推進と安全・安心な社会の実現の両立を図るための先進的な手法である、リスク管理、通関システム、AEO制度の制度整備等、各国の税関手続の近代化及び適正な執行を促進するための支援を実施した。

これに加えて、密輸阻止・テロ対策や、知的財産侵害物品の取締りなどを含む幅広い分野で支援を行った。

(4) 成果

開発途上国税関当局の制度改善・能力向上により、税関行政の適正な執行の実現に貢献してい

る。また、貿易の円滑化が促進され、各国の貿易拡大・経済成長に貢献することで、海外に展開する日系企業にも裨益している。各国での制度改善・能力向上の具体的な成果事例としては以下のとおり。

- イ. 税関手続に係る透明性・一貫性の向上
 - ・品目分類の事前教示制度の導入
 - ・品目分類に資する分析方法の統一
- ロ. 個別国における研修制度の整備
 - ・関税の徴収に係る指導員の育成、研修教材の整備
- ハ. ASEAN域内共通の制度整備
 - ・関税評価マニュアル、事後調査マニュアル、事後調査研修モジュール等の策定
- ニ. 開発途上国税関当局と現地日本人商工会との定期的な意見交換会の立上げ
- ホ. NACCS型システムの導入

4. NACCS型システムの海外展開

我が国は、ASEAN諸国における貿易円滑化の観点から、これまでベトナムとミャンマーに対し、我が国の通関システムであるNACCSをベースとした通関システムの導入とそれによる税関行政の近代化を支援している。

両国に対する関税局・税関が行う関税技術協力では、新システムの要求性能検討・仕様策定のほか、既存通関制度とその運用の見直しを支援するとともに、新システムを活用していくための人材育成にも取り組み、包括的なパッケージとして展開している（システム構築の調達費用については、無償資金協力を活用）。

(1) ベトナム

ベトナムでは、e-customsという既存のシステムが利用されていたが、処理能力に限界があったことから、新規システムの開発が計画された。2011年7月には両国税関当局間で、NACCSをベースとしたシステム（VNACCS：Viet Nam Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージ支援について基本的に合意し、同年8月に両国税関共同の作業部会（WG）が設置され、システム導入に向けた検討が開始された。

その後、2012年3月に、システム構築の費用として無償資金協力（26.61億円）の供与を決定、3年近くに亘るWGでの導入検討を経て、2014年4月、VNACCSの運用が開始された（同年6月

末に全国への展開が完了)。

なお、運用開始から1年後には、99%の輸出入申告がVNACCSを通じて行われている。

(2) ミャンマー

ミャンマーでは、従来、紙ベースで通関業務が処理されており、輸入手続が電子化されていないことが経済成長のボトルネックとならないよう、通関システムの導入について検討がなされた。2013年7月には、両国税関当局間でNACCSをベースとしたシステム(MACCS: Myanmar Automated Cargo Clearance System)の導入と人

材育成等をあわせた包括的パッケージについて基本的に合意し、同月には両国税関共同の作業部会(WG)を設置、ベトナムにおける我が国の経験も活かして、導入に向けた検討が開始された。

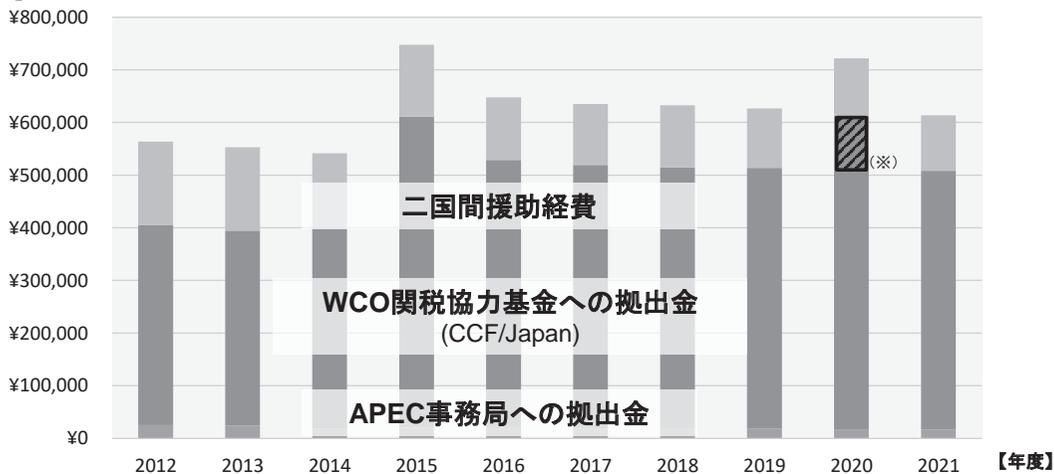
その後、2014年4月に、システム構築の費用として無償資金協力(39.9億円)の供与を決定、3年以上に亘るWGでの検討を経て、ヤンゴン・ティラワ地区では2016年11月から、タイとの国境所在のミヤワディ地区では2018年6月から、それぞれMACCSの運用が開始された。

(資料1) 関税技術協力の予算規模

予算規模(2021年度(令和3年度)) : 6.2億円

- 関税局二国間援助経費 : 1.1億円
- WCO関税協力基金への拠出金(CCF/Japan): 5.0億円
 [関税協力理事会拠出金(CCF/一般) : 3.7億円]
 [模倣品・海賊版拡散防止拠出金(CCF/IPR) : 1.3億円(2008年度から開始)]
- APEC事務局への拠出金 : 0.2億円

【単位:千円】

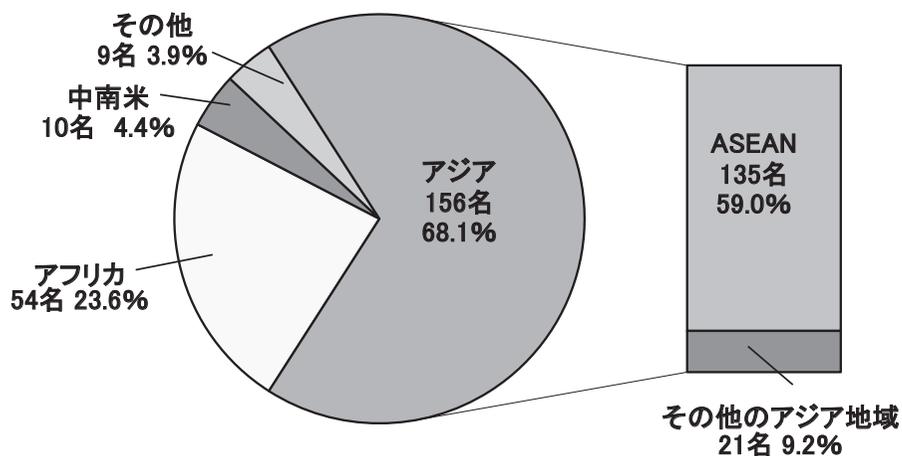


(※)2020年度のCCF/Japan:補正予算(1.0億円)を含む。

○ 受入研修

2019年度：58ヶ国から229名受入 累計7,430名受入

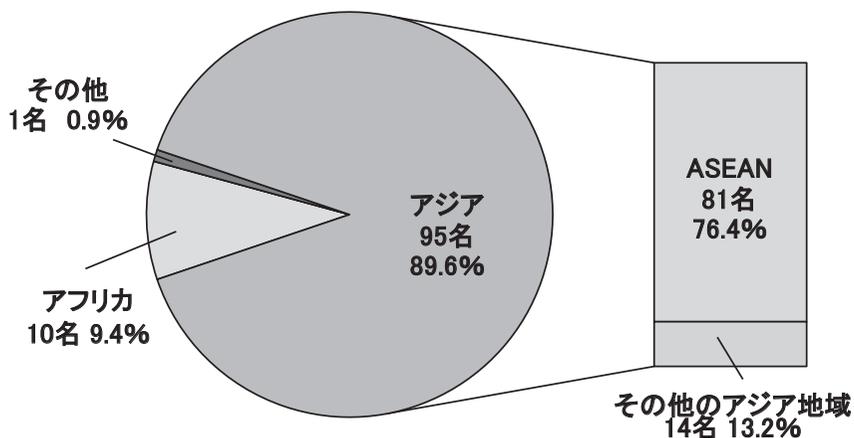
受入研修員の地域別割合(2019年度)



○ 専門家派遣

2019年度：19ヶ国へ106名派遣 累計2,701名派遣

専門家派遣の地域別割合(2019年度)



○ 2020年度においては新型コロナウイルス感染拡大によりオンラインによる技術協力を36件実施した。

Ⅲ 税関行政の主要施策の現状

第1. 税関総務分野の重要施策の概要

1. 定員関係

税関においては平成28年3月30日に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」により、訪日外国人旅行者数について2020年に4,000万人、2030年に6,000万人を目指すとの目標が示されたことを受け、訪日外国人旅行者の増加に対応するための計画的な増員に取り組んできているところであり、令和3年度予算における税関定員については、9,971人（前年度比+145人）となった。

近年では、電子商取引の拡大に伴う航空貨物の輸入許可件数の急増や不正薬物全体の押収量の増加、広域で多国間の経済連携協定の発効等、税関を取り巻く環境が大きく変化する中で多くの課題に直面しており、今後も水際における取締の強化と適正かつ迅速な通関を実現するため、更に税関の体制整備を進めていく必要がある。

2. 広報関係

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要である。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、不正薬物・銃砲等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組及びその重要性を国民の皆様知ってもらうことが必要である。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度について利用者が必要とする時に、分かり易い形で情報を得られるようにすることが重要である。

実効性ある税関行政の実現に資するため、税関ホームページにおいて、原産地規則、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行時における税関の

手続や貿易統計等のページ構成について随時見直しを行っている。また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性の向上を図っている。また、これらの情報については、講演会や税関見学会においても発信していくとともに、「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信している。

3. 我が国が締結しているEPA等を利用した貿易の促進のためのEPA利用支援

昨年1月に日米貿易協定が発効し、今年1月には、日英EPAが発効した。また、昨年11月には、RCEPが署名（未発効）に至り、日本の貿易総額に占めるEPA等発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合が約8割になり、益々EPAの対象となる貿易が相当量増加すると見込まれる。現在、我が国においては19本のEPA等が発効している。

EPAの利用を促進するためには、原産地規則・関税分類などについての理解が必要であり、具体的な関税制度・通関手続について、広く貿易関係者に対し情報提供等の支援を行うことが重要である。

そのため、各税関においては各地域の商工会議所と連携し、輸出入者に対する支援を強化する取組として、EPAセミナーを開催し、EPA利用に関する相談の受付も行っている。また、EPAを解説したパンフレットや動画を作成し、周知徹底を図っている。

第2. 監視取締及び保税行政の現状

1. 取締対象の現状

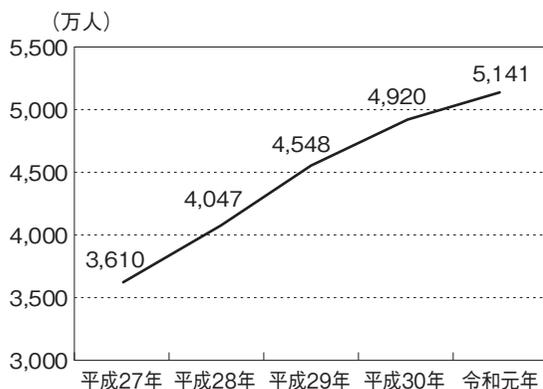
(1) 入国者数¹

令和元年における我が国への入国者数は、約5,141万人（前年比約4.5%増）となっている。

入国者の大半は空港を利用している。令和元年の入国者総数のうち、空港からの入国者数は約5,065万人であり、全体の約99%を占める。

また、同年の入国者総数のうち空港の利用状況を個別に見ると成田空港が約32%を占め、次いで関西空港（約24%）、羽田（約18%）、中部（約7%）、福岡（約6%）の順となっている。

図1 入国者数の推移（平成27年～令和元年）



(2) 商業貨物

令和2年における一般商業貨物の輸入許可・承認件数は、約6,966万件（前年比50.1%増）となっている。

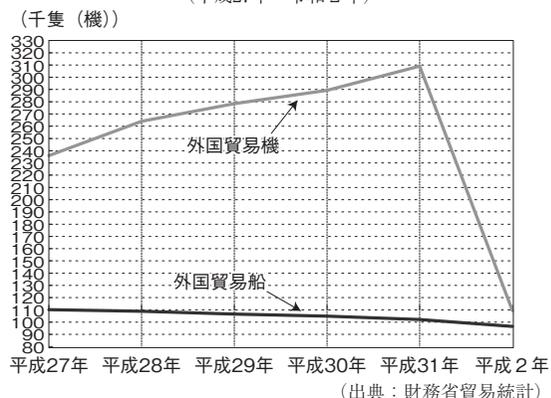
図2 輸入許可・承認件数の推移



(3) 船舶・航空機

2020年の外国貿易船（機）の入港隻（機）数は、外国貿易船が約9万6千隻（前年比5.5%減）と減少し、外国貿易機が約10万9千機（前年比64.6%減）と減少している。

図3 外国貿易船（機）の入港隻（機）数の推移（平成27年～令和2年）



2. 取締・検査の概要

(1) 取締・検査体制の整備

麻薬や拳銃等の社会悪物品やテロ関連物資等の一貫した取締体制の構築を図る観点から、2006年7月に機構を改正し、監視部において、船舶等の入港から国内引取りまで、輸出入通関に係る物流の中で一貫した貨物の取締りを行っているほか、船舶、乗組員、旅客等の取締りを実施している。

(2) 取締・検査機器の積極的活用

隠匿手口が複雑化・巧妙化する社会悪物品等の密輸入に対し、取締・検査機器を積極的に活用するなど、取締りの強化を図っている。

① X線検査装置

X線検査装置は、商業貨物、出入国旅客の携帯品、国際郵便物等の検査に際し、開披検査が困難な検査対象貨物を破壊することなく検査することを可能とするものであり、社会悪物品等の発見のために効果的・効率的に活用している。

また、コンテナ貨物又はコンテナ自体を利用した大口の密輸事犯に対応し、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査を可能とするため、2000年度に大型X線検査装置を導入し、現在、全国で13港・16ヶ所に配備している。これまでコンテナ内の貨物を全量取出して検査を行う場合に

¹ 数値はいずれも出入国在留管理庁「出入国管理統計」による

は、コンテナ1本あたり2時間程度を要していたが、同検査装置の導入により、10分程度で検査することが可能となり、検査時間が大幅に短縮された。

② 麻薬探知犬

麻薬探知犬は、1979年に米国税関の協力を得て2頭を導入したことに始まり、2021年7月1日現在、全国の税関に計134頭が配備されている。

麻薬探知犬は、出入国旅客の携帯品及び国際郵便物等の検査対象貨物に付着した臭いを探知して、隠匿された不正薬物等の有無を的確に確認するために活用しており、導入以降、多くの不正薬物等の摘発に貢献している。

(3) 取締強化期間の設定

数週間の取締強化期間を設定するほか、より短期間に集中して取締りを行う短期集中取締期間を各税関にて設定し、一層効果的な取締りに努めている。

3. テロ対策等

(1) テロ対策

関税局・税関では、2001年9月の米国同時多発テロ発生以降、国内におけるテロ対策の重要性が高まったことや大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的にもますます重要となったことを踏まえ、我が国政府の関係機関及び米国等を始めとする諸外国と密接に連携しつつ、通関検査体制の強化、テロ対策関連機器の増強、海上コンテナ安全対策（コンテナ・セキュリティ・イニシアチブ：CSI）の実施などを進めるとともに、爆発物や生物テロに使用されるおそれのある病原体等の輸入管理の強化、外国貿易船等の積荷及び旅客等に関する事項の事前報告の義務化、税関職員による質問検査に応じなかった場合の罰則の強化、乗客予約記録（Passenger Name Record：PNR）を航空会社から求めることができる規定の整備など、国際テロ対策に積極的に取り組んできたところである。2015年3月以降、旅客の事前旅客情報（Advance Passenger Information：API）に加え、政府一体として、航空会社に対し、乗客予約記録のNACCSによる電子的報告を働きかけた結果、EU系航空会社及びスイス航空を除く航空便のうち、殆どの航空便について電子的にPNRを取得している。2017年度関税改正において出国PNRを求めることができるようにし、2019年3月にはNACCSにより電子的に報告することを原則化し、これと同時期に航空貨物の事前報告制度を

拡充し情報内容の追加及びNACCSにより電子的に報告することを原則化した。

また、WCO（世界税関機構）のガイドラインである「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」を踏まえ、積荷情報を活用した水際取締りの強化を図るため、平成26年3月から、コンテナ貨物を積載して我が国に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び当該貨物の荷送人に対し、原則として当該外国貿易船が船積港を出港する24時間前までに、詳細な積荷情報を電子的に報告することを義務付ける「出港前報告制度」を運用している。

(2) 北朝鮮対策

我が国は、北朝鮮の核・ミサイル開発に対する独自の制裁措置として、北朝鮮との輸出入の禁止（輸入：2006年10月～、輸出：2009年6月～）や北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出の届出を要する金額の下限の引き下げ（2009年5月～）を実施しており、関税局・税関は、これらの措置の実効性を確保するべく、関係機関等と連携しつつ、常に厳格な取締りを実施している。

また、国際連合安全保障理事会決議第1874号（2009年6月12日採択）を受けて我が国で制定された貨物検査法（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（2010年7月4日施行））に基づき、北朝鮮特定貨物（注）に対し、提出命令・保管を行い、関係行政機関との緊密な連携・協力の下、同法の実効性の確保を図っている。

（注）「北朝鮮特定貨物」とは、国際連合安全保障理事会決議及びその他政令により指定された大量破壊兵器及び武器の関連物資等の対北朝鮮禁輸貨物のうち、通過貨物（仮陸揚貨物を含む。）をいう。貨物検査法施行以降、北朝鮮に対する制裁を追加・強化する新たな国際連合安全保障理事会決議の採択等を受け、北朝鮮特定貨物の追加等が行われている。

4. 保稅行政の現状

(1) 保稅制度の概要

保稅制度は、貿易秩序の維持、関稅債權の確保、貿易取引の円滑化等の観点から設けられており、保稅地域及び保稅運送等の規定がある。

① 保稅地域

輸入貨物の国内への引取り又は輸出貨物の船舶、航空機への積込みに当たっては、原則として、

貨物を一旦、保税地域に蔵置し、税関長に申告を行い、必要な検査を経て（輸入の場合は、原則として、関税、内国消費税を納めた後に）税関長の許可を受ける必要がある。このように、輸出入貨物を税関の監督下に置くことで、取締りの適正を期するとともに、輸入貨物に係る関税等の徴収等、適切な税関手続を確保する目的がある。

また、輸入許可を受ける前の貨物が保税地域にある間は、関税等の納付が留保されるほか、保税地域の種類によっては、外国貨物を加工・製造した後、関税等を納付することなく再び外国に向けて積み戻すことや、関税等を納付することなく外国貨物のまま展示することができるなど、貿易取引の円滑化、貿易の振興、国際的な文化交流に役立っている。

保税地域には、機能別に指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種類がある。

② 保税運送

外国貨物は、開港、税関空港、保税地域、税関官署等の場所相互間に限り外国貨物のまま運送することができる。これを保税運送といい、原則として税関長の承認が必要となっている。

保税運送は、外国貨物を特定の場所相互間に限り運送することを認めていることから、企業活動の円滑化に資するものである。

(2) 最近の保税制度の改正

① 特定保税承認制度の導入

平成19年度に、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として税関長の承認を受けた保税蔵置場又は保税工場の被許可者に対して、届出により、保税蔵置場又は保税工場を設置することが可能となる等の制度（特定保税承認制度）を導入した。

さらに、平成23年度には、届出により設置された場所についての帳簿の保存期間を5年から1年に短縮し、特定保税承認制度の利用拡大に努めた。

② 特定保税運送制度の導入

平成20年度に、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として税関長の承認を受けた国際運送事業者に対して、NACCSで貨物管理を行う保税地域相互間の保税運送について、個々の運送承認が不要となる等の制度（特定保税運送制度）を導入した。

③ 処分規定の整備

保税地域の被許可者等が保税業務について法令に違反したとき等一定の要件に該当することとなったときは、税関長は外国貨物等を当該保税地域に入れることを停止させ、又は当該保税地域（指定保税地域を除く）の許可を取り消すことができることとされている。この処分を行う際の処分基準については、社会情勢の変化等に応じ、種々の見直しを行っており、直近では令和2年1月に、被許可者からの申し出による減算対象を広げると共に、非違が故意である場合の加算点数引き上げを行った。

④ 許可要件の見直し

平成21年度に、近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し、保税蔵置場等の許可をしないことができる要件として、暴力団員であること等を追加した。

⑤ 国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアへの対応

令和2年度に、近年の美術品の国際的なオークションやアートフェア等の開催に向けた動きを踏まえ、保税地域の活用を可能とするため、手続きの明確化等を行った。

第3. 通関手続の現状

1. 総論

(1) 通関を取り巻く環境の変化

我が国の社会・経済の国際化の進展に伴うヒトやモノの国際交流の量的な拡大や質的な多様化により、輸出入通関行政を取り巻く環境は大きく変化している。

また、取引形態の複雑化・取引貨物の多様化に加えて、コンテナ化の進展を中心とした輸送形態の変革、航空輸送貨物における小口急送貨物（SP貨物）サービスの発展、越境ECの拡大等に伴い、物流形態が大きく変化している。

輸入許可・承認件数は、平成22年には約1,969万件であったものが令和2年には約6,966万件と大きく増加し、輸出許可件数は、平成22年には約1,445万件であったものが令和2年には約2,188万件と増加している。

(2) 輸入通関における対応

このような環境の中にあって、輸入通関に関しては、内外から迅速通関への要請が高まってきている一方で、国民からは、海外で多発する国際テロへの脅威、覚醒剤等の未成年層への拡散などの状況を踏まえ、爆発物等のテロ関連物資、麻薬、覚醒剤等の社会悪物品の水際での取締りに対して、強い期待が寄せられている。

これらの要請に的確に対処するため、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による通関手続の電算化や通関情報総合判定システム（CIS）を活用した選別的な通関処理を促進し、通関手続の迅速化・簡素化を図るとともに、検査機器の整備・活用、貨物検査を集中的に行う検査専担班の充実等により効率的かつ重点的な審査・検査を実施しているところである。

(3) 輸出通関における対応

輸出通関の面では、大量破壊兵器については核兵器等の拡散防止に関する様々な国際的枠組みに基づき、また、通常兵器及び関連汎用品については旧ココムに代わって地域紛争防止の観点から新たな国際的輸出管理体制として平成8年7月に設立されたワッセナー・アレンジメントに基づき、輸出規制を行っている。加えて、平成14年4月に大量破壊兵器等の不拡散のために欧米諸国と同様の原則全品目（食料品、木材等を除く。）を規制対象とするキャッチオール規制を我が国でも導入し、平成20年11月には通常兵器の不拡散のために、同様に原則全品目（食料品、木材等を除く。）を対象とするキャッチオール規制を導入しており、経済産業省と連携しつつ、税関における審査・検査を強化しているところである。

一方、貿易円滑化のため、保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域等への搬入前に行うことを可能としている。（平成23年10月実施）

(4) AEO制度

貨物のセキュリティと法令遵守の体制が整備された事業者に対する特例措置を講じることにより、国際物流におけるセキュリティの強化と効率化の両立を図るAEO制度は、平成18年3月の特定輸出申告制度（現・特定輸出者制度）、平成19年4月の特例輸入申告制度（現・特例輸入者制度）の導入を皮切りに、平成19年10月には倉庫業者に対する特定保税承認制度、平成20年4月には運送業者に対する特定保税運送制度及び通関業者に対する認定通関業者制度、平成21年7月には製造者に対する認定製造者制度が導入されている。これらの制度の導入によって、我が国のAEO制

表1 輸出入許可件数の推移

（単位：万件）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
輸入許可・承認件数	2,442	2,943	3,411	3,974	4,640	6,966
海上	409	414	426	431	428	406
航空	2,032	2,529	2,985	3,544	4,212	6,560
輸出許可件数	1,571	1,632	1,921	1,994	1,985	2,188
海上	367	361	376	376	358	328
航空	1,205	1,271	1,545	1,617	1,628	1,860

度は、サプライ・チェーンに関与する貿易関連業者をほぼ全てその対象としており、今後は、認定水準の維持・向上を図りつつAEO事業者を拡大していくとともに、諸外国のAEO制度との相互

承認についても、協議・共同研究を引き続き推進していく。

我が国の認定事業者（AEO：Authorized Economic Operator）制度

要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令遵守規則を定めている →税関手続を適正に履行するための体制及び手順が規則により整備されている 等 ○ 高い業務遂行能力を有している →税関手続に関する知識及び経験が十分である 等 ○ 一定期間法令違反がない 等 →関税法等の法令違反がない 等 					
	概要	輸入者 (平成19年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物到着前に輸入申告を行い、許可を受け、貨物の引取りが可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括（1月分）での納税申告が可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸入申告が可能（※） 	輸出者 (平成18年3月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能（※） 	倉庫業者 (平成19年10月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに保税蔵置場等を設置する場合の許可が不要（届出により設置が可能） ○ 保税蔵置場の許可手数料の免除 ○ コンプライアンスの反映による検査率の軽減 	通関業者 (平成20年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物到着前に輸入申告が可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括（1月分）での納税申告が可能 ○ AEO運送者による運送等を要件に、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出入申告が可能（※） 	運送者 (平成20年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 保税運送毎の承認が不要 ○ 当該運送者が運送を行った場合、AEO通関業者は貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能
事業者数	100者	229者	142者	234者	9者	—

令和3年6月現在（計714者）

(5) 輸出入申告官署の自由化・通関業制度の見直し

平成28年度関税改正において、貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図り、貿易円滑化に資するとの観点から、蔵置官署（貨物が置かれている場所を所管する税関官署）に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者（特定輸出者、特例輸入者及び認定通関業者）については、蔵置官署以外の税関官署に対して輸出入申告を行うことを可能とする関税関係法律及び通関業法の改正を行い、NACCSの更改と併せ、平成29年10月8日より実施している。

2. 輸入通関手続の現状

(1) 輸入通関業務を取りまく環境

令和2年における輸入許可・承認件数は、全体で約6,966万件（前年比50.1%増）となっており、その内訳は、航空貨物が約6,560万件（同55.7%

増）、海上貨物が約406万件（同5.1%減）である。

このような状況のなか、拳銃、麻薬、覚醒剤を中心とした社会悪物品の不正輸入等に対する取締り強化の要請が一層高まっている一方で、迅速な輸入通関に対する国内外からの要請もますます高まってきており、「適正」さを確保しつつ「迅速」な通関を行うといった二律背反な要請を同時に達成するため、種々の改善を図っているところである。

(2) 輸入通関手続の改善の現状

輸入通関手続の簡素化・迅速化を図るため、これまでも通関手続の電算化の推進、輸入申告の際に添付する書類の簡素化、国際郵便物の通関手続の見直し等種々の改善を重ねているところであるが、規制緩和の要望等も踏まえ、更なる改善策を講じている。

① 貨物到着前処理及び貨物到着後処理の促進
通常、輸入通関手続は、貨物の到着後に開始さ

れ、関税等の納付後に貨物の引取りを許可することを原則とするが、税関における審査を貨物の到着前又は貨物の引取り後にできる限り移行し、貨物が税関の管理下にある時間を短縮することにより、貨物の到着から輸入者等が引き取るまでの時間を可能な限り短縮することを目的として、i) 貨物の到着前に税関審査を終了させる予備審査制の拡充、ii) 貨物の輸入申告前に関税分類・関税評価・原産地・減免税に係る教示を行う事前教示制度の改善、iii) 納期限延長制度の導入等を図っている。

② 選別的通関処理の促進

税関手続の電算化の推進により処理の迅速化を図るとともに、密輸等のリスクの高い貨物には重点的に審査・検査を実施することにより適正な通関を確保する一方、リスクの低い貨物は審査を簡素化する選別的通関処理を一層促進している。

③ 特例輸入者制度（旧・簡易申告制度）の導入・改善

現在、我が国の税関手続においては、輸入申告（引取申告）と納税申告を同時に行うことが原則である。しかしながら、輸入者の利便性の向上等のために、法令遵守（コンプライアンス）の確保を条件に、あらかじめ税関長に承認された輸入者（特例輸入者）は、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ることができる簡易申告制度を平成13年3月から導入した。

また、同年9月の米国における同時多発テロの発生を契機として、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るための取組みが国際的に加速化したことから、我が国においても平成19年度関税改正において、既存の簡易申告制度に貨物のセキュリティ確保の要素を承認要件として加えた上で、輸入者を対象とするAEO制度を導入した。これにより、貨物が本邦に到着する前に輸入（引取）申告を行うことを可能とするとともに、従来輸入許可毎に行うこととされていた事後の納税申告について、1ヶ月間に受けた輸入許可に係る貨物について、これらを一括して納税申告を行うことを可能とした。

さらに、平成19年7月より、承認申請者が法人である場合に特定の事業部門においてのみ簡易申告制度を利用できるよう改善、また、平成20年4月より、提供しなければならないとされていた関税等の額に相当する担保を、税関長が関税等の保

全のために必要があると認めるときを除き省略する等の改善を行ってきた。このように改善してきた「簡易申告制度」は、輸入通関手続の迅速化、簡素化のための制度ではなく、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者に対するAEO制度として定着してきたことから、本制度を平成21年3月に「特例輸入申告制度」と名称変更した（平成29年10月8日より「特例輸入者制度」と名称変更）。

その後も平成24年4月より、保全担保の提供要件の緩和を行う等、随時、本制度の改善を行ってきているところである。

④ 特例委託輸入申告制度の導入

平成20年4月より、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者に貨物の輸入手続を委託した場合に、貨物の到着前の輸入申告及び貨物の引取り後の納税申告（特例申告）を行えることとした。

⑤ 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組み

更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進することとしており、その一環として、平成24年7月よりNACCSを利用して輸入申告を行い簡易審査扱い（区分1）とされた場合の税関への通関関係書類の提出を、原則省略することとした。また、NACCSを利用した輸入申告における税関への通関関係書類の提出について、平成25年10月より、書面（紙）による提出に加え、NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

さらに、平成29年10月から特惠税率の適用等に係る原産地証明書について、電磁的記録による提出を可能とする等、電磁的記録による提出が可能な対象範囲を拡大した。

(3) 各種手続の概要及び改善策

① 予備審査制

イ 概要

予備審査制とは、貨物が到着する前に予備的に輸入申告を行わせ、あらかじめ税関の審査を受けておくことを可能とする制度である。輸入者等は、予備審査により検査を受ける必要がないとされた場合には、貨物が本邦に到着し保税地域等への搬入を確認の上、本申告を行えば直ちに輸入が許可されることとなり、貨物到着から引取りまでの所要時間の大幅な短縮を図ることが可能である。

ロ 予備審査制導入の背景

輸入申告は、関税法第67条の2第3項の規定により、貨物を保税地域等に搬入した後に行うこととされていることから、たとえ貨物到着前に書類が整っていたとしても、税関における書類審査は、保税地域等への貨物搬入後（輸入申告後）に行われるため、輸入通関に時間を要する状況にあった。

そこで、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和63年4月に「搬入前予備審査制」（「予備審査制」の前身）を導入した。

しかしながら、この制度は、対象貨物が制限されており、提出書類が多い等の制約が多く利用しづらい面があった。

平成2年6月、日米構造問題協議の最終報告において、輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引取りを確保する一方策として、「搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化」を図ることを対外的に表明し、平成3年4月、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置を実施し、制度の名称を「予備審査制」に変更した。

また、平成6年2月における総合経済対策として、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化の措置を実施した。

さらに、平成7年3月の規制緩和推進計画に基づき平成8年4月に予備審査制の利用を前提とする「到着即時輸入許可制度」を航空貨物について導入し、平成15年9月には、海上貨物についても導入した。

なお、主な改善事項は次のとおりである。

(イ) 日米構造問題協議の最終報告に基づき平成3年4月に講じられた措置

(i) 対象貨物の拡大

一申告で多数の品目の申告となる貨物等に限定されていた対象貨物を、特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）を除く全ての貨物に拡大した。

(ii) 提出書類の簡素化

予備申告時の「搬入前予備審査申請書」及び輸入申告時の「輸入申告届」の提出を省略した。

(iii) 予備申告時期の前倒し

輸入申告の日の4日前から行えるとされていた予備申告を、輸入申告予定日における外国為替相場の公示日又は船荷証券等の発行日のいずれか遅い日から行え

ることとした。

(iv) 税関検査要否の事前通知

信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、輸入申告前であっても、検査要否を通知することとした。

(v) 税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理の実施

税関手続以外の輸入関連法令手続が終了していない貨物についても、予備審査制の対象とし、税関手続と税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理が行えることとした。

(ロ) システムへの組み込み

平成3年10月、海上貨物について予備審査制をNACCSに組み込み、続いて、平成5年2月、航空貨物についても組み込み、NACCSによる予備申告を可能とした。また、海上貨物については、暫定的な仕様となっていたことから平成6年3月にNACCSの仕様を変更し、グレードアップを図った。

(ハ) 総合経済対策により平成6年3月及び4月に講じられた措置

(i) 提出書類の簡素化（平成6年3月）

NACCSを利用して予備申告した場合、NACCS端末より出力される申告控（税関へ提出する書類）を予備申告時と輸入申告時（本申告時）の2回提出していたが、予備申告時に申告控の提出を行ったものについては、輸入申告（本申告）までの間に申告内容の変更がない場合、輸入申告（本申告）時の申告控の提出を省略した。

(ii) 対象貨物の拡大（平成6年4月）

予備審査制の適用除外としていた特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）に該当する貨物を、新たに対象貨物に加え、全ての輸入貨物を適用対象貨物とした。

(ニ) 規制緩和推進計画により平成8年4月に講じられた措置

・到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物の中でも航空貨物については、とりわけ迅速な通関処理に対する強い要請があるが、従来、輸入申告は、貨物を保税地域に搬入した後に行うことが原則となっているため、早期に貨物を引き取る上で、この搬入に

要する時間の短縮が課題となっていた。

この問題を解決するため、予備申告が行われた航空貨物のうち、審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域へ搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われれば直ちに輸入を許可する「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお、海上コンテナ貨物についても、平成11年10月のSea-NACCS更改に伴い、海上貨物搬入即時輸入許可制度を導入し、さらに、平成15年9月には航空貨物と同様に「到着即時輸入許可制度」を導入した。

② 事前教示制度の改善

イ 事前教示制度の概要

「事前教示制度」とは、輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し、輸入を予定している貨物の関税率表適用上の所属区分（品目分類）及び関税率、関税評価上の取扱い原産地並びに減免税の適用の可否について照会を行い、その回答を受けることができる制度であり、昭和41年に申告納税制度が導入された際に新設された関税法第7条第3項に基づくものである。文書による事前教示回答書は、発出日から3年間、輸入（納税）申告の審査上尊重されることとなっている。更に、照会者が文書回答に対し再検討を希望する場合には、回答後2月以内に意見の申出ができることとなっている。

当該制度を利用した場合、事前に輸入予定貨物の関税率、関税評価上の取扱い等が判明するため、原価計算が確実にできる等販売計画が立てやすくなる。また、貨物の輸入申告時に税番、関税率、関税評価上の取扱い原産地及び減免税の適用の可否が判明しているため通関の適正かつ迅速な処理が図られ、早期に貨物を引き取ることができる等大きなメリットがある。

ロ 主な改善措置

事前教示制度の充実策として、事前教示は原則として文書により行い、口頭回答は単なる参考情報であるとして取扱いの違いを明確化し、文書による事前教示については照会受理後30日以内（関税評価に係る照会の場合、90日以内）の極力早期に回答を行うよう努めることを通達に明記している。また、インターネットによる事前教示の照会につき、これまでの品目分類及び原産地に加え、平成26年6月より関税評価、平成27年10月より減免税についても可能として

おり、当該照会については、基本的には口頭照会と同様の取扱いであるが、照会者が希望し、一定の要件を満たす場合には、文書による回答に切り替えることが出来る。

照会の透明性の確保への取り組みとして、事前教示回答書の非公開期間に上限（180日以内）を設け、原則として公開することとしており、税関ホームページに掲載している。

令和2年における取扱い件数は、品目分類では文書回答が4,120件、口頭回答が91,337件であり、金属・機械（68類～92類）に係る照会が多く、原産地では文書回答が1,649件、口頭回答が23,643件であり、農水産品（1～24類）、木材・紙・繊維（41～67類）に係る照会が多かった。また、関税評価では文書回答が5件、口頭回答が1,104件であり、運賃に係る照会が多く、減免税では文書回答が5件、口頭回答が45件であり、無条件免税及び再輸出免税の適用に係る照会が多い。

(4) 貨物到着後処理の促進

① 納期限延長制度

従来は、輸入貨物を保税地域から国内に引き取ろうとするときには、輸入申告を行ったうえ、輸入許可前引取制度等の場合を除き、関税等を納付し、輸入許可を得た後でなければ当該貨物を引き取ることができないこととなっていたが、平成元年4月の消費税導入に併せて、関税及び消費税に係る納期限延長制度が導入され、担保の提供を条件に輸入（貨物の引取り）を認め、関税等は、当該輸入の時から3ヶ月以内に事後的に納付すればよいこととなった。

この納期限延長制度には、個別延長方式（個々の輸入申告毎に、担保提供のうえ、納期限延長を申請する方式）と、包括延長方式（貨物を輸入しようとする月の前月末日までに担保提供のうえ当該月における輸入申告に係る納税額を一括して申請する方式）がある。

また、平成13年3月に施行された簡易申告制度（現・特例輸入申告制度）においても、納期限延長制度（ただし、納期限を現行の包括延長方式を利用した場合と合わせるため、2ヶ月の延長となる。）が盛り込まれた。

令和2年度における納期限延長制度の利用状況は、税額ベースで関税52.4%、消費税及び地方消費税55.0%となっている。

② 担保管理の一元化

納期限延長制度が導入された当初は、同制度の

定着及び導入当初の混乱を避けるため、各通関官署毎、関税及び消費税毎に担保を提供し納期限延長を行う取扱いとしていたが、納期限延長制度の定着に伴い、平成2年4月より税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署を対象に、税関単位で担保を提供することができる担保管理の一元化を実施した。これにより、包括延長方式（一括包括延長方式）を利用する輸入者は、各税関の本関に担保を提供することにより、当該税関の管内にある収納事務電算処理システムによってオンライン化されている官署の全てにおいて、同一の担保を使用することができることとなり、包括延長方式が利用しやすくなった。

また、平成7年4月から、NACCSによってオンライン化されている海上官署を対象に全国単位で担保を提供することができる全国担保の一元化を実施し、同年11月には、その対象を航空官署に拡大した。

さらに、平成12年4月から、Sea-NACCS及びAir-NACCSで共用して使用することができる「共用担保制度」を導入した。

なお、平成22年2月にSea-NACCSとAir-NACCSが統合され、システム別ごとの担保管理の区分けは現在無くなっている。

③ 共通担保等

納期限延長等のため提供される担保は、租税債権の確保を図る観点から制度別、税科目別に提供することとなっていたが、平成3年10月から関税・消費税の納期限延長の担保は、両税で共通に使用することができる担保（共通担保）を提供することができることとともに、据置担保の提供中、担保残高に不足が生じた場合に新たな担保に設定換えすることなく、不足額に相当する担保を追加して提供することができることとなった（追加担保）。

また、包括納期限延長における据置担保は「税関長が確実に認める保証人の保証」及び「金銭」としていたが、平成6年6月から、「国債」及び「地方債」、平成19年4月から、「社債その他の有価証券」、平成26年3月から、「不動産及び動産」の提供を可能とした。

④ 引取担保と他の担保との管理の一元化

特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）における引取担保と納期限延長等に係る担保については、同一の担保物件であっても、その管理は別々に行われ、引取担保としての提供額として税関に申し出た金額分については、納期限延長等に係る

担保として使用できないこととされていた。

特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）の利便性向上等のため、当該担保管理方式の見直しを行うこととし、引取担保に係る担保額について特例輸入者が自主管理することにより、提供された担保額の範囲内において、引取担保又は他の担保として柔軟に使用できることとなった。（平成19年10月実施）

⑤ 特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）に係る担保の見直し

特例輸入申告制度においては、関税等の徴収を確実なものとするため、特例申告を行おうとする輸入者は、その月において輸入しようとする貨物に課されるべき関税等の額に相当する額の担保をその月の前月末日までに、当該貨物の輸入の予定地を所管する税関長に提供しなければならないこととしていたが、輸入者の負担軽減を図るとともに、特例輸入申告制度の一層の利便性向上を図るため、税関長が関税等の保全のために必要があると認めるときに、その提供を求めることができるものとした。（保税担保の見直し）。（平成20年4月実施）

さらに、平成24年4月からは保全担保を提供する際の要件を緩和している。

(5) 他省庁の輸入手続との連携強化

① 輸入手続関連省庁連絡会議の設置

輸入手続関連省庁連絡会議は、日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向けて施策を講じる上での各省庁間の連絡・調整を行うため、内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経済企画庁の担当課長をメンバーとして平成2年9月に設置されたものである（議長：大蔵省）。同連絡会議では輸入手続のみならず、輸出入・港湾関連手続の迅速化・適正化のための諸施策の実施を推進してきたところであるが、これまでの活動実績及び今後の検討課題をよりの確に反映するため、平成13年9月にその名称を「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」と改め、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化等の施策等を講じてきたところである。

また、平成16年2月の各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、関係府省で連携して最適化の検討を行う21の業務・システムが定められ、その中の一つである輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムは、財務省が担当府省として最適化計画を策定するとされたことを受

け、平成16年2月に輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画の策定について本会議の検討事項とし、平成17年3月にその名称を「輸出入及び港湾・空港手続関連府省連絡会議」と改めた。

更に、同年12月28日のCIO連絡会議において、当該最適化計画が決定されたことを踏まえ、平成18年3月に当該最適化計画の実施についても引き続き本会議の検討事項とされたところである。現在のメンバーは、内閣官房、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省となっている。

② 税関手続とその他の輸入関連手続との同時並行処理の実施

従来は、関税法の規定により、税関以外の輸入関連手続が終了しなければ税関手続を開始することができない取扱いとしていた。しかしながら、各法令に基づく手続をステップ・バイ・ステップに行うのではなく、同時並行的に行う方が、輸入手続全体の処理時間を短縮し輸入手続の一層の迅速化を図ることができるとの観点から、平成3年4月より、予備審査制の枠組みの中で、税関に予備申告書を提出し、当該申告に係る税関審査の間に、関税法以外の輸入関連法令の手続を並行的に行うことができることとした。

また、平成5年7月には、厚生労働省検疫所による食品検査と税関検査の両方が必要となる貨物について、輸入者等の開梱作業等の利便を勘案し、食品検査終了後、引き続き税関検査を実施する体制を整備した。

さらに、他法令手続との同時並行処理を促進するため、関税法以外の輸入関係他法令のうち、動植物検疫等主要他法令について、従来、当該他法令に係る許可・承認書等を税関に対する輸入申告の際に提出させていたものを、平成6年9月以降、税関の輸入許可までの間に提出すればよいこととした。

③ 輸入通関手続と他法令手続とのインターフェース化

輸入手続全体のより一層の簡素化・迅速化を図るため、平成9年2月に食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「FAINS（輸入食品監視支援システム）」と、平成9年4月に植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「PQ-NETWORK（輸入植物検査手続電算処理システム）」及び「ANIPAS（動物検疫検査手続電算処理システム）」と、平成14年11月に外国為替

及び外国貿易法に基づく許可・承認申請等に関する業務を行う「JETRAS（貿易管理オープンネットワークシステム）」と財務省・税関の通関手続システムであるNACCS（通関情報処理システム）とのインターフェース化をそれぞれ実施した。（平成22年2月にJETRAS、平成25年10月にFAINS、PQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。下記⑤参照。）

④ 輸入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化

輸入・港湾関連手続においては、複数の行政機関に対する手続を、利用者が一回の入力・送信で行うことを可能としたシングルウィンドウ化を平成15年7月23日に実現している。しかし、従来の各省庁の手続の様式、申請項目の見直し等が行われないまま実施したことから、利用者の利便性に配慮されたものでなかった。このことから、FAL条約（注）の締結に併せて、平成17年11月に入港届の様式を統一化・簡素化することとし、申請様式の統一や、項目の削減等の見直しを行った。

また、関係省庁は、シングルウィンドウ実現後も更なる利便性向上を目指して機能の見直しを行い、同年12月28日、CIO連絡会議において、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」を決定し、利用者コードの一元化、項目の反復利用等の業務プロセスの改善を徹底し、手続の簡素化・効率化を図るとともに、申請窓口や利用申込窓口の統一化、利用者に対する関係省庁からの情報提供窓口の設置等を実現した新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を平成20年10月に稼働させた。

シングルウィンドウは「貿易手続改革プログラム」（平成21年7月16日第二次改訂）において、稼働後も継続して見直すこととしており、平成22年2月には、空港の入出港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現し、シングルウィンドウは完結した。

（注）FAL条約（Convention on Facilitation for International Maritime Traffic：国際海運簡素化条約）

昭和40年に制定され、昭和42年に発効した条約で、国際物流の円滑化を目的に船舶の入出港の際に税関など関係当局に提出する書類の簡素化・統一化を定めた国際条約。平成17年9月に締結、同11月に日本において発効。

⑤ NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」では、シングルウィンドウの基幹をなすNACCSと関係省庁シス

テムの統合についての検討が必要とされ、平成20年10月、Sea-NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合、さらに平成22年2月、Air-NACCSを更改し、Sea-NACCSと統合した統合NACCSに経済産業省の貿易管理手続を処理するJETRASを統合。また、平成25年10月には食品衛生法に基づく手続を行う厚生労働省のFAINS、植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省のPQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。

さらに平成26年11月には、医薬品医療機器等法関連手続きを新たにNACCS業務に追加した。

(6) 開庁時間外の通関需要への対応

① 臨時開庁制度の見直し

平成20年3月まで、税関の執務時間（注1）外において輸出入通関等の臨時的執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けるとともに、税関の執務する時間に応じて、手数料（注2）を納付しなければならないこととされていたが、我が国産業の国際競争力の強化、港湾・空港の活性化・競争力強化といった重要な課題を踏まえ、輸出入者等の負担を更に軽減し、利便性の向上を図るため、臨時開庁手数料を廃止するとともに、臨時開庁に係る手続についても承認制を廃止して届出制とし、手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間（税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署の事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間）に拡大することとした。

（注1）税関の執務時間

月曜日から金曜日までの08：30～17：00

（注2）臨時開庁手数料

・17：00～22：00，05：00～08：30

→4,100円／h

（土曜、日曜及び休日は08：30～17：00にあっても4,100円／hが必要である。）

・22：00～05：00 →4,550円／h

② 開庁時間外の通関体制の整備

イ 経緯と体制整備

港湾の24時間フルオープン化に向けた取組みが進展する中で、平成14年度以降、その実現に向けた官民の関係者による取組みの推進が閣議決定等においても一層求められていた状況であったことから、港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対する上での問題点等を把握することを目的として、全国の主要港湾のコンテナ貨物取扱実績が多い6税関7官署において、

税関の執務時間外に職員を常駐させる通関体制の試行を平成14年10月15日から平成15年6月30日までの間実施した。

この試行の結果、執務時間外にコンテナ貨物等の通関需要があること、コンテナターミナルゲートのオープン時間が延長されたこと等港湾の24時間フルオープン化へ向け官民の関係者が前向きに取り組んでいることが明らかとなったこと、また、構造改革特別区域に所在する通関官署においては、臨時開庁承認申請が見込まれる時間帯に職員を配置することとなっていることから、平成15年7月1日より全国の主要港湾を中心として7税関14官署において一定の時間帯に職員を常駐させる税関の執務時間外における通関体制を整備し、これを実施することとした。

ロ 執務時間外の通関体制の見直し

執務時間外の通関体制については、平成16年9月に構造改革特別区域推進本部が「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の方針」を決定し、その決定に基づき、①全国すべての港湾・空港が所在する官署の1年間の臨時開庁承認件数、②直近（平成15年10月から12月）の時間帯（平日夜間、土曜日、日曜日及び休日）別の臨時開庁承認件数と近い将来の通関需要の見込みを踏まえ、全国展開することとされた。

この構造改革特別区域推進本部の決定した基準の下、臨時開庁承認件数等の執務時間外における通関需要の見極め調査（平成17年10月～平成18年3月）を行い、平成18年7月1日に執務時間外の通関体制を一部見直した。更に平成20年4月1日には、前述の通り、臨時開庁に係る手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間に拡大することとした。

また、NACCSを使用して行われる輸出入申告のうち、簡易審査扱い（区分1）とされるものについては、税関職員による書類審査又は検査が不要であることから、開庁時間外においても開庁時間外執務の要請に係る届出をNACCSにより受理するとともに輸出入の許可通知を行うこととした。この場合において、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）とされるものについては、審査区分の通知は開庁時間外に行うものの、審査又は検査については翌開庁日の開庁時間内に行われることとなる。（平成26年10月1日より実施）

(7) 輸入通関手続の改善に伴う効果

輸入通関手続の一層の迅速化を図るために必要な改善措置を講じていくうえでの参考とするために、輸入通関手続の所要時間調査を実施しており、これまで平成3年以降、概ね3年ごとに計12回実施している。

第12回の調査（平成29年3月）では、通関所要時間（税関への輸入申告から輸入許可までの所要時間）は、海上貨物では3.1時間と前回より短縮し、航空貨物では0.3時間と前回並みの結果となっている。また、AEO制度を利用して輸入申告された貨物の場合では、通関所要時間は海上貨物では0.1時間、航空貨物で0.1時間と、前回調査並みの所要時間となっている。

平成29年10月より実施した、輸出入申告官署の自由化を利用して輸入申告した貨物の通関所要時間は、海上貨物で1.9時間、航空貨物で0.2時間となっている。

なお、船舶・航空機が入港してから輸入許可されるまでの総所要時間の平均は、海上貨物では61.9時間、航空貨物では12.3時間となっている。

(8) ワシントン条約該当物品の水際規制

① 絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の規制

ワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制することにより、これら動植物を保護することを目的としており、我が国においては、外国為替及び外国貿易法（輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令）及び関税法により当該条約に該当する動植物の輸出入規制が行われている。これにより、税関は、同条約により国際取引が規制されている動植物が不正に輸出入されないよう水際における取締りを行っている。

② 取締体制

税関においては、ワシントン条約該当物品の水際取締りの実効を確保するため、昭和60年から同条約対象貨物を通関することができる官署を各税関の本関、主たる空港官署及び外国郵便を取り扱う官署（令和3年7月1日現在50官署）に限定している。

これらの官署には専担者を配置し、識別に必要な資料を整備する等により、適正・迅速な通関が行える体制をとっている。

③ 取締りの現状

ワシントン条約該当物品の税関における輸入差止件数は、平成28年で約700件、平成29年で約800件、平成30年で約700件、令和元年で約400件、令

和2年で約400件となっている。

輸入を差し止めた品目として、生きた動植物では、サボテン、ラン、サソリ等、加工品では、木香等を使用した漢方薬、ワニやヘビの皮革製品、サボテンやアロエの食品等がある。

(9) 知的財産侵害物品の水際規制

① 概要

関税法第69条の11第1項第9号又は第10号の規定により、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品（以下「知的財産侵害物品」という。）は、麻薬、覚醒剤、拳銃、偽造貨幣等と並んで輸入してはならない貨物とされている。また、回路配置利用権侵害物品を除く知的財産侵害物品は、同法第69条の2第1項第3号又は第4号の規定により、輸出してはならない貨物とされている。さらに、輸出してはならない知的財産侵害物品と同様の貨物は、同法第30条第2項及び第65条の3の規定により、保税地域に置くことや保税運送が禁止され、我が国を經由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象となっている。

近年、知的財産侵害物品の税関による水際取締りに対する内外の期待は非常に高まっており、より効果的な取締りが実施できるよう制度改正を重ねているところである。

② 経緯

我が国は、内閣に設置された知的財産戦略本部を中心に、政府一体となって知的財産の創造・保護・活用を進めている。税関を所掌する財務省においても、知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度改正を行うなど、知的財産保護の強化に積極的に取り組んでいる。

近年の知的財産侵害物品の水際取締りについての動きを見ると次のとおりである。

平成14年2月、我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっているとの認識の下で、内閣総理大臣、関係国務大臣及び有識者により構成される知的財産戦略会議の開催が決定され、同年7月の第5回知的財産戦略会議において、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」が決定された。平成15年度の関税改正においては、この知的財産戦略大綱を踏まえ、特許権侵害物品等の輸入差止申立ての対象への追加等

を内容とする関税定率法等の改正が行われた。

平成15年3月には知的財産基本法が施行されるとともに、同法に基づき内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置され、同年7月には同本部により「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（知的財産推進計画）が決定された（以降、知的財産推進計画は毎年改訂版が決定されている）。その後も、この知的財産推進計画を踏まえ、平成16年度関税改正においては、認定手続開始時に権利者及び輸入者双方に対してそれぞれの名称・住所を通知すること等を内容とする関税定率法等の改正が行われ、平成17年度関税改正においては、形態模倣品等の不正競争防止法違反物品の輸入禁制品への追加等のための関税定率法等の改正が行われた。

平成18年度関税改正においては、税関が必要に応じ外部の有識者に意見を聴く仕組みの導入及び知的財産を侵害する物品の輸出取締り導入のための関税法等の改正が行われ、平成19年度関税改正においては、認定手続の簡素化措置が導入された。平成20年度関税改正においては、我が国を経由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象とされた。平成22年度関税改正においては、水際取締り強化のための罰則水準の見直しが行われた。平成23年度関税改正においては、技術的制限手段無効化装置が、平成28年度関税改正においては、営業秘密侵

害品が、輸出入してはならない貨物に追加された。

③ 水際取締りの現状

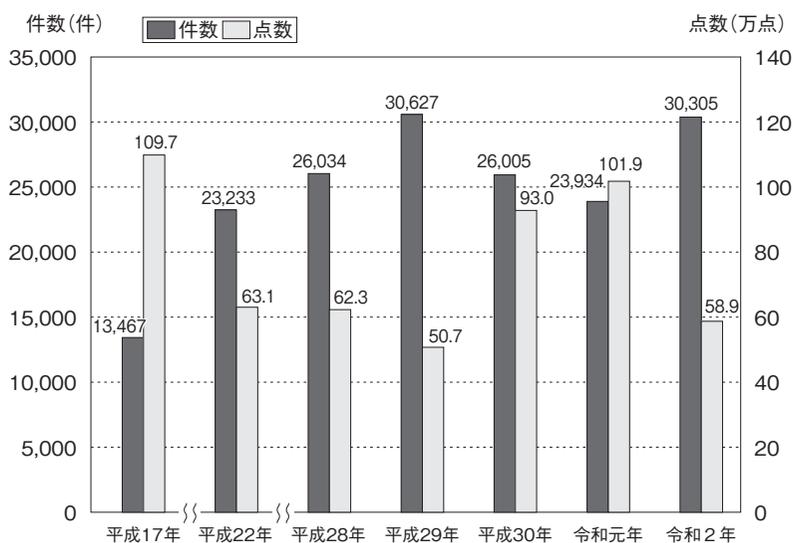
イ（総論）輸入差止件数が引き続き高水準（図1）

令和2年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は30,305件（前年比26.6%増）で、3年ぶりに3万件超えであった。輸入差止点数は589,219点（前年比42.2%減）であった。税関においては、1日平均で82件、1,600点以上の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになる。

ロ（仕出国・地域別）中国来の輸入差止件数が引き続き最多（図2）

仕出国（地域）別の輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが25,828件（構成比85.2%、前年比30.4%増）で、引き続き高水準で推移している。次いでベトナムが1,374件（同4.5%、同152.1%増）、シンガポールが845件（同2.8%、同42.7%増）、フィリピンが635件（同2.1%、同8.1%減）であった。輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが410,405点（構成比69.7%、前年比31.1%減）であり、次いで香港が58,157点（同9.9%、同3.2%減）、韓国が45,994点（同7.8%、同64.7%減）、ベトナムが28,621点（同4.9%、同277.7%増）であった。件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっている。

図1 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

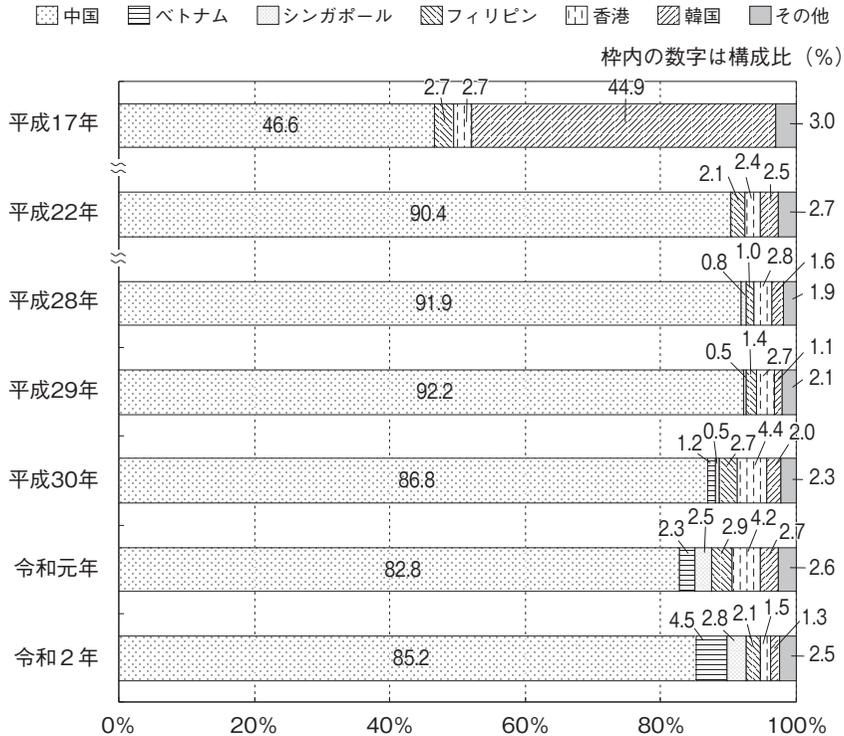


(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。

例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上している。

図2 仕出国（地域）別輸入差止件数（構成比）の推移



（注1）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

（注2）ベトナム及びシンガポールを仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めます。

ハ（知的財産別）商標権侵害物品の輸入差止件数が引き続き高水準（図3）

知的財産別の輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が29,483件（構成比96.7%，前年比27.2%増）で、引き続き全体の大半を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が576件（同1.9%，同14.1%増）であった。輸入差止点数についても、商標権侵害物品が416,599点（構成比70.7%，前年比52.0%減）で、引き続き大半を占める傾向は変わらないものの、スマートフォンのグリップ・スタンドなどの特許権侵害物品が40,523点（同6.9%，同110.9%増）となり、大幅に増加しました。

ニ（品目別）健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見（図4）

品目別の輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が9,931件（構成比29.2%，前年比3.0%増）と最も多く、次いで衣類が9,166件（同27.0%，同54.1%増）、時計類が4,057件（同11.9%，同240.1%増）、靴類が1,962件（同5.8%，同1.9%減）であった。輸入差止点数は、

衣類が67,582点（構成比11.5%，前年比38.1%増）と最も多く、次いでイヤホンなどの電気製品が64,728点（同11.0%，同1.8%減）、包装用品などの紙製品が47,461点（同8.1%，同55.2%減）、メモリーカードなどのコンピュータ製品が42,914点（同7.3%，同40.8%増）であった。

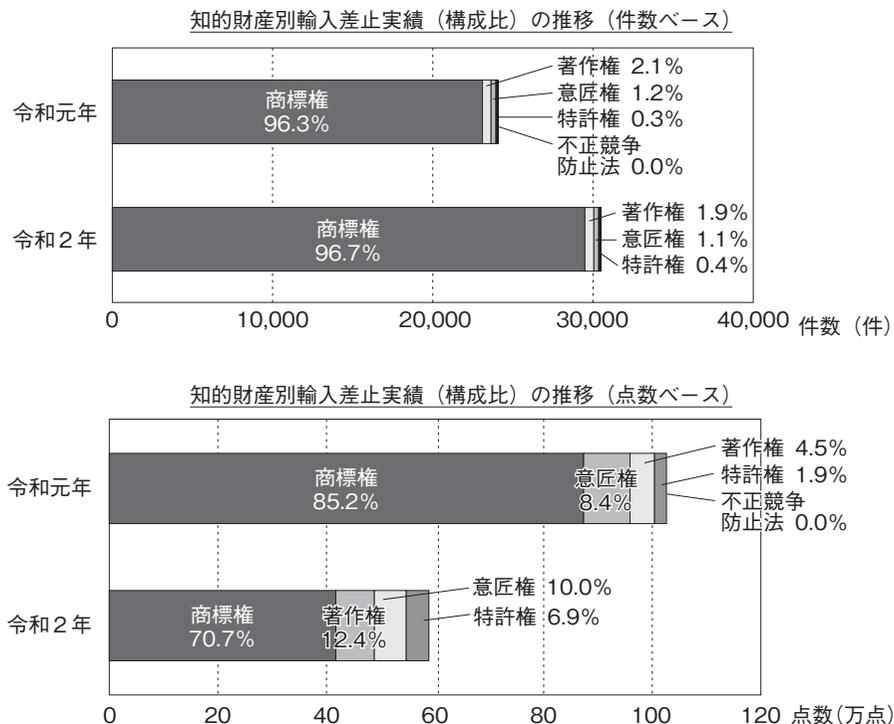
使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、自動車付属品、電気製品、医薬品などの知的財産侵害物品の輸入差止めが、継続している。

④ 水際取締り手続の概要

イ 輸入差止申立て及び輸入差止情報提供

輸入差止申立ては、権利者が税関長に対し、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとするときは、認定手続を執るよう申し立てるものであり、申立人は侵害の事実を疎明するに足りる証拠を提出する必要がある。この輸入差止申立ての対象となっているのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品である。な

図3 知的財産別輸入差止実績



（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

お、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立てに際しては、経済産業大臣の意見書（営業秘密侵害品以外の場合）又は認定書（営業秘密侵害品の場合）の交付を受け、提出することも必要である。また、回路配置利用権は輸入差止情報提供の対象であり、その具体的な手続は輸入差止申立てに準ずるものである。

ロ 認定手続

税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産侵害物品の疑いがある貨物（侵害疑義物品）を発見した場合には、輸入者及び権利者に対して認定手続を開始する旨を通知するとともに、これに併せて、輸入者及び権利者双方にそれぞれの氏名又は名称及び住所を通知する。また、仕出人の氏名又は名称及び住所を権利者に通知する。さらに、輸入申告書等税関に提出された書類又は当該侵害疑義物品における表示から、当該侵害疑義物品の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかである場合は、当該情報も権利者に通知する。

税関長は、輸入者及び権利者に対し、上記認定手続が執られた貨物（疑義貨物）に係る侵害の該否についての証拠の提出や意見の陳述を求

め、これらの証拠等に基づき、認定手続の開始から1ヶ月以内を目途に侵害の該否を認定することとしている。認定手続の結果、当該疑義貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定した場合には、税関長は輸入者及び権利者に対し、その旨及びその理由を通知する。税関長が侵害の認定を行った場合、輸入者は、廃棄等の自発的処理を行うことができる。自発的処理が行われない場合には、税関長は、当該侵害物品を没収して廃棄することとなる。

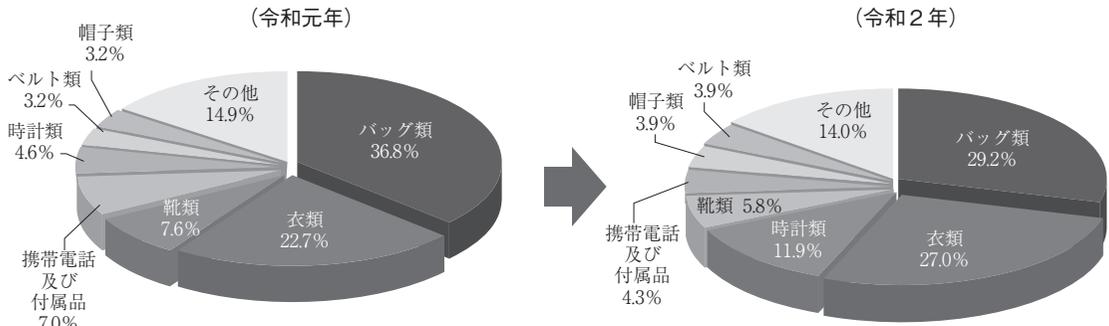
疑義貨物について輸入者又は申立人が点検をする場合には、税関職員の立会いのもと実施することとしている。外観等の点検だけでは侵害の有無を確認することが困難な場合には、申立人は疑義貨物の見本の検査（分解検査を含む）を申請することができる。また、税関長は、疑義貨物が侵害物品に該当しないと認めた場合に見本に生じ得る損害の賠償を担保するため、申立人に相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

ハ 認定手続の簡素化措置

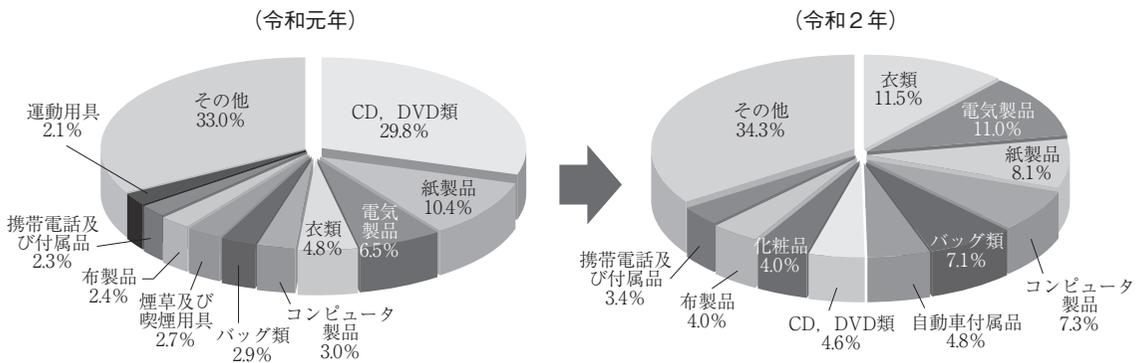
当初の制度においては、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、権利者及び輸入者に

図4 品目別輸入差止実績

品目別輸入差止実績（構成比）の推移（件数ベース）



品目別輸入差止実績（構成比）の推移（点数ベース）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

証拠・意見を求めた上、税関が侵害の該否を認定することとしていた。しかしながら、この認定手続の実態を見ると、輸入者からは証拠・意見が出されない場合が多い一方、権利者に対しては疑義貨物が少量であってもそれを点検の上、証拠の提出や意見の陳述を求めており、人的・経済的負担が生じていた。このような状況を背景に、輸入差止申立てが受理された商標権等を侵害するおそれのある物品について、一定期間内に輸入者が何ら意思を示さない場合は、権利者からの証拠の提出や意見の陳述を不要とし、速やかに没収・廃棄ができる認定手続の簡素化措置を導入するため関税法施行令を改正し、平成19年6月1日から施行している。

ニ 特許庁長官への意見照会制度

特許権、実用新案権若しくは意匠権の権利者又は輸入者は、税関長に対し、疑義貨物が当該権利者の権利の技術的な範囲等に抵触するか否かについて、税関長が特許庁長官の意見を聴く

ことを求めることができる。特許庁長官は、税関長から意見を求められたとき、30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお、税関長自らが特許庁長官に対し、意見を求めることも可能である。

ホ 農林水産大臣への意見照会制度

育成者権に関し認定手続が執られた場合において、その侵害の該否を認定するために必要があるときは、税関長は農林水産大臣に対し、認定のための参考となるべき意見を求めることができる。農林水産大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。

ヘ 経済産業大臣への意見照会制度

(i) 営業秘密侵害品

不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）又は輸入者は、税関長に対し、疑義貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物

に該当するか否かについて、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる。経済産業大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお、税関長自らが経済産業大臣に対し、意見を求めることも可能である。

- (ii) 営業秘密侵害品以外の不正競争防止法違反物品（形態模倣品、技術的制限手段無効化装置等）

侵害の該否を認定するために必要があるときは、税関長は経済産業大臣に対し、認定のための参考となるべき意見を求めることができる。経済産業大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。

ト 専門委員への意見照会制度

- (i) 輸入差止申立てにおける専門委員への意見照会

税関長は、輸入差止申立てがあった場合において必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて意見を求めることができる。ただし、不正競争防止法違反物品については、申立ての対象となる表示等が周知であること等について経済産業大臣の意見書又は認定書が提出されることから、この意見書又は認定書に記載される事項については、重複して専門委員の意見を聴くことはできないこととされている。

- (ii) 認定手続における専門委員への意見照会

税関長は、疑義貨物について、その侵害の該否を認定するため必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権に係る疑義貨物についての技術的範囲等については特許庁長官への意見照会が可能であり、また、育成者権又は不正競争防止法に係る疑義貨物につ

いては、侵害の該否に関し、それぞれ農林水産大臣又は経済産業大臣への意見照会が可能であり、重複して専門委員の意見を聴くことはできない。

チ 通関解放制度

特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）の輸入差止申立てに係る疑義貨物について、一定の期間が経過しても税関長が侵害の該否の認定を行わないときは、輸入者は、税関長に対し、認定手続の取りやめを求めることができる。この場合、税関長は、当該疑義貨物が輸入されることにより権利者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため、輸入者に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭の供託を命ずることとなる。供託を命ずる額は、ライセンス料又は輸入者が当該疑義貨物の販売により得ると考えられる利益額となる。

4. 通関関連業務の電算化・電子化について

(1) はじめに

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進み、貨物の輸出入に係る取引形態が複雑化した現代においては、通関業務の電算化・電子化といった行政運営の効率化や利便性の高い電子行政サービスが求められている。

一方、安全・安心な社会を実現するため、水際における薬物、銃砲等の社会悪物品、知的財産侵害物品やテロ関連物品の取締り強化とともに、適正な関税等の徴収が求められている。

このような状況の中、税関においては、NACCSにより輸出入申告等を処理するとともに、CISを活用し、適正かつ迅速な通関を実現し、物流の円滑化等に貢献している。

(2) NACCS

NACCSは、税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生手続、動植物検疫手続、貿易管理手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用システムであり、年間365日24時間稼働している。また、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社がNACCSの運営・管理を行っている。現在、NACCSには、税関その他の関係行政機関の他、航空会社、船会社、船舶代理店、航空貨物代理店、混載業者、NVOCC（注）、保税蔵置業者（CY）、海貨業者、通関業者、機用品業者、損害保険会社及び輸出入

者が参加し、輸出入申告の約99%を電子的に処理している。

平成29年10月から第6次NACCSが稼働中であるが、令和7年10月に第7次NACCS更改が予定されており、「安定性・信頼性の高いシステム」、「効率性・経済性の高いシステム」、「機能の更なる充実」及び「最新技術の応用・周辺貿易情報基盤との連携可能性」を開発コンセプトとして、更改作業を進めているところである。

(3) システムの最適化

NACCSは、「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日財務省行政情報化推進委員会決定）に基づき、我が国の国際物流の一層の効率化、円滑化及び利用者の利便性の向上、コストの削減を図るため、平成20年10月のSea-NACCSの更改並びに平成22年2月のAir-NACCSの更改及びSea-NACCSとの統合により、港湾・空港における国際物流の基幹システムとしての機能の充実・強化が図られてきた。

平成29年に行われた第6次NACCS更改においては、民間事業者と税関との間で、紙ベースにより行われていた関税割当制度適用輸入申告における残数量管理業務や包括保険申請手続業務などをNACCSで行えるようシステム化を行い、民間事業者のより一層の利便性の向上を図った。

(4) シングルウィンドウの推進

輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化とは、輸出入・港湾関連手続を所管する関係省庁において、行政手続の電子化（システム化）を行うとともに、各システム間の連携を図ることにより、「利用者が一回の入力・送信で関係する全ての行政機関に対して必要な手続を行えるようになる。」ものである。

シングルウィンドウ化は、平成13年8月28日、

塩川財務大臣（当時）による「塩川イニシアティブ」で掲げられた「国際物流改革プラン」の一つとして、「我が国の国際物流全体において、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を始めとする高度なIT化を図る」との提言がなされたことにより、検討が進められたもので、平成15年7月23日に輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を実現した。

平成20年10月に申請画面及び入力方法の統一や、相談などの各種窓口の一本化を図った新たなシングルウィンドウを稼働させ、平成22年2月には、空港の出入港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現した。

(5) NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」（平成20年8月1日改訂版）において、「NACCSについては、関係省庁システムの統合を検討する」とされたことを踏まえ、平成20年10月に、NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合を行い、平成22年2月に、貿易管理手続を処理する経済産業省所管の貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）との統合を行い、平成25年10月には、厚生労働省のFAINS、農林水産省のANIPAS及びPQ-NETWORKとの統合を実現している。

また、平成26年11月には、医薬品等の輸入手続（輸入報告（薬監証明）、輸出用製造・輸入届出等）機能をNACCSに追加した。

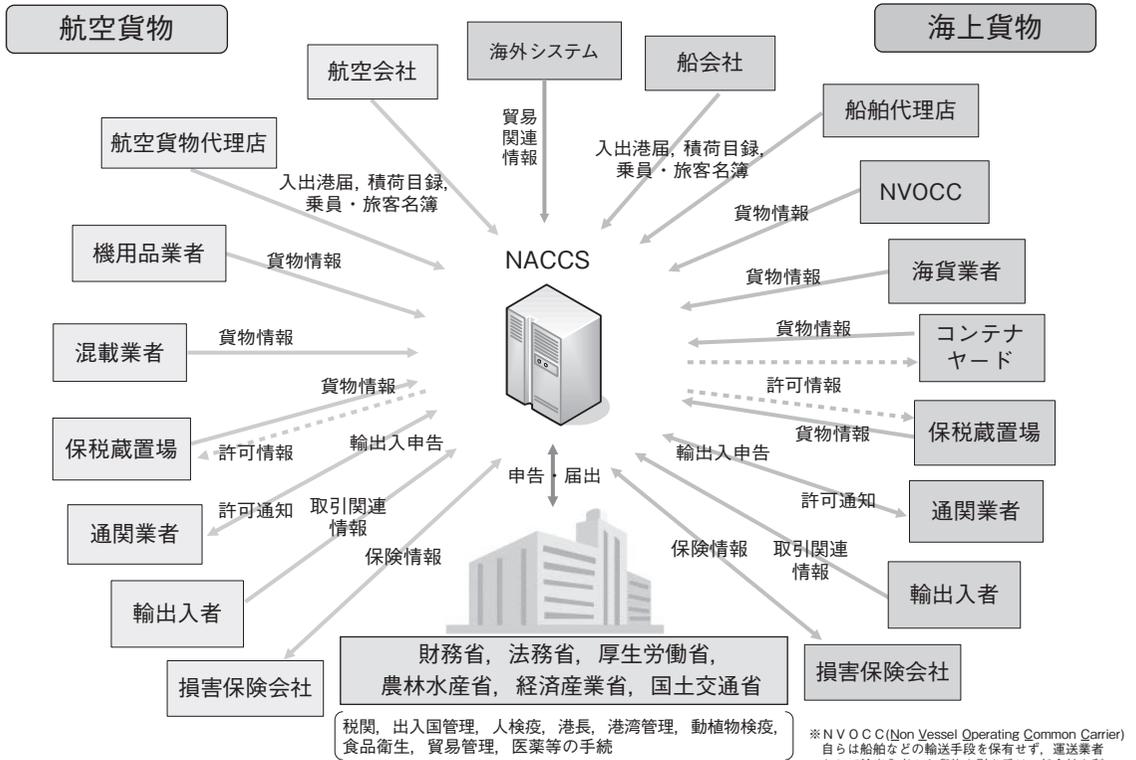
(6) 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への対応

貿易関連手続の電子化・ペーパーレス化の推進及びリードタイム短縮・コスト削減の観点から、平成25年10月より、これまで書面により提出を求めていた通関関係書類について、NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

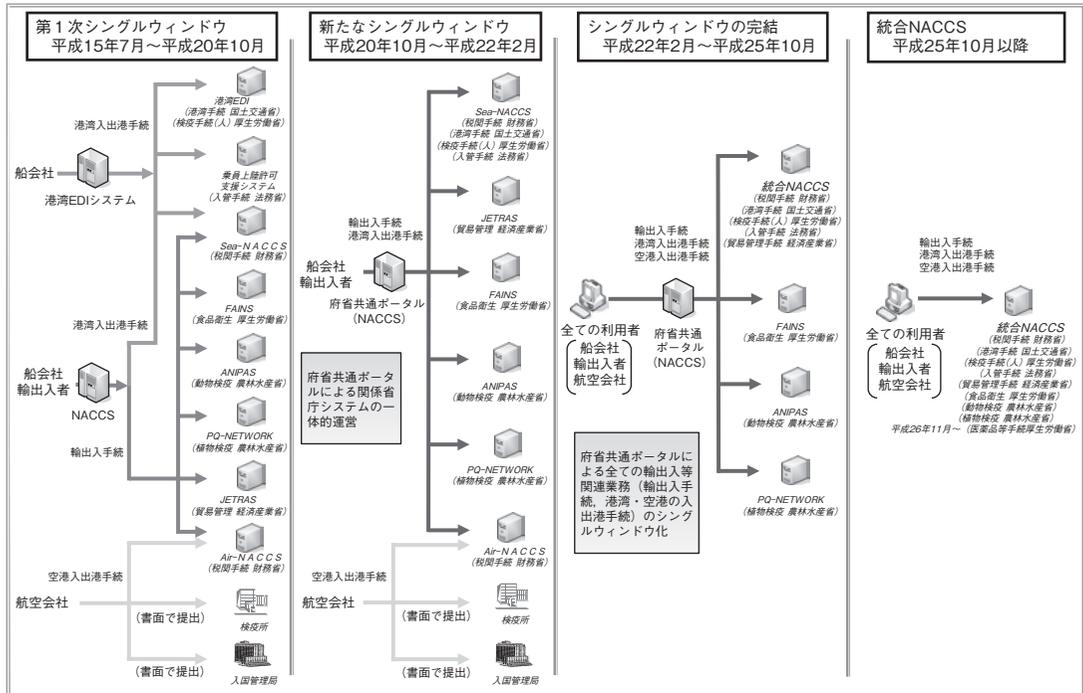
(注) NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier)

自らは船舶などの輸送手段を保有せず、運送業者として輸出入者から貨物を引き受け、船会社を利用して海上運送を行う者。

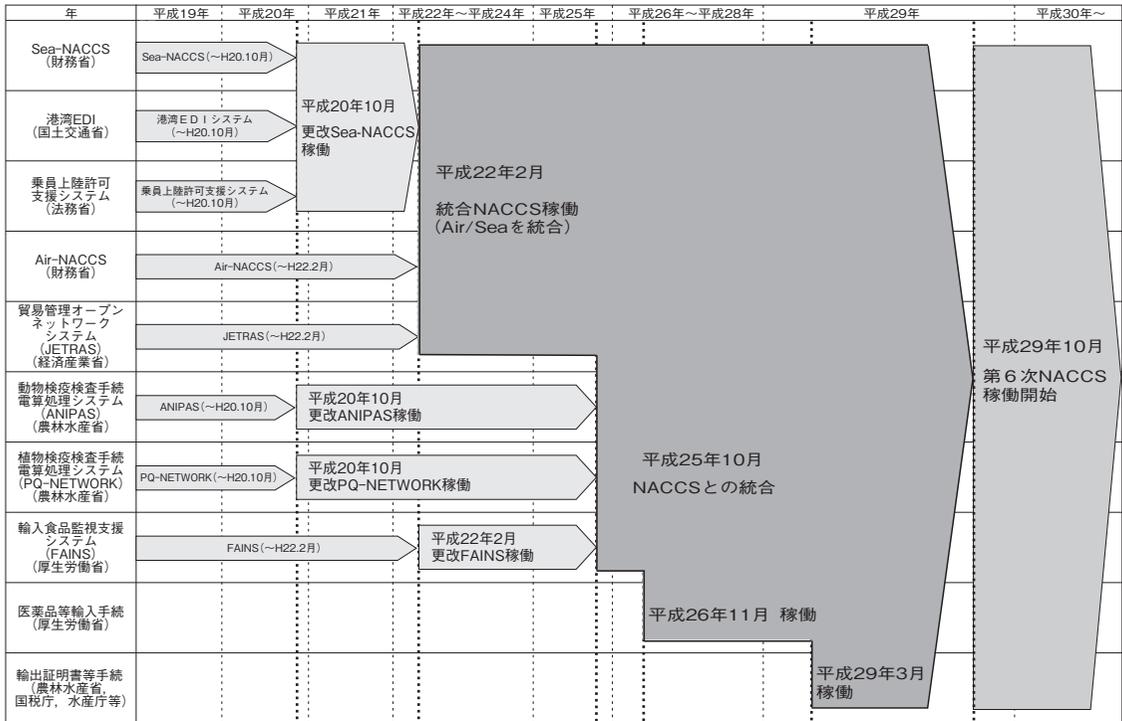
(図1) NACCSによる業務処理イメージ



(図2) シングルウィンドウの推進



(図3) 関連府省システムのNACCSへの統合



第4. 密輸動向及び事後調査事務の概要

1. 情報の収集・分析・活用の強化

全国9税関においては、情報管理室（官）が各々設置され、情報の一元化及び機能強化を図っている。

全国的には、情報センター（税関情報監理官、国際情報センター室、情報分析室及び総括情報管理官（注1））において、全国9税関が収集した情報を管理・分析し、不正薬物、銃器をはじめ、金地金、知的財産侵害物品及びテロ関連物資等の水際取締り並びに輸出入貨物等の審査・検査のための選定及び参考となる各種情報の発出を行うとともに、海外の税関当局等との間で積極的に情報交換を行っている。

（注1）平成18年7月、各税関の監視部、業務部にあった情報関係部門を調査部に集約し、監視取締り及び通関審査を支援する情報の分析・管理機能やシステム管理機能等を一元化するため税関情報監理官が設置され、平成20年7月には、情報分析機能の強化を目的として、国際情報センター室、総括密輸情報調査官、総括貨物情報管理官を統合し、総括情報管理官が設置された。また、平成29年7月には、情報分析室が設置され、併せて、センター機能の整理が行われた。これらにより、監視・業務・調査等の関係部署間の連携が一層促進されている。

関税局においては、情報センターが海外の税関当局等と、より一層円滑に情報交換を行うため、諸外国・地域との間で税関相互支援協定等を締結する取組みを積極的に進めており、これまでに37ヶ国・地域との間で政府間協定、税関当局間取決め等の締結に至っている（Ⅱ第3.2(3)税関相互支援協定の現状参照）。また、WCO（世界税関機構）及びアジア・大洋州RILO（注2）へ積極的に参加し、情報収集の拠点となる国・地域に職員を派遣する等、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めている。

（注2）アジア・大洋州RILO(Regional Intelligence Liaison Office)とは、同地域における税関当局間の密輸情報交換を一層効率化・円滑化するために設置されたWCOの地域情報連絡事務所。

2. 政府全体としての不正薬物・銃器対策への取組

覚醒剤等の不正薬物及び銃器の取締りに関しては、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、不正薬物・銃器に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するため、犯罪対策閣僚会議の下において、厚生労働大臣及び国家公安委員長をそれぞれ議長とし、関係閣僚を構成員とする「薬物乱用対策推進会議」及び「銃器対策推進会議」を随時開催し、政府全体として、不正薬物・銃器対策の強化に努めている。

このうち、薬物乱用対策については、引き続き政府を挙げた総合的な対策の推進により、薬物乱用の根絶を図るため、平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」が決定され、次の戦略決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

また、銃器対策については、これまでは単年度で「銃器対策推進計画」を決定し、銃器摘発体制の強化と取締機関の連携の緊密化等の各種施策を推進していたが、中長期的視点で目標を設定し、施策の進捗状況を確認しながら取り組むことが適当であること等を踏まえ、令和元年7月の銃器対策推進会議において「銃器対策推進5か年計画」を決定し、上記の薬物乱用対策同様に、次の計画決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

3. 不正薬物の密輸動向

(1) 不正薬物全体の密輸動向

令和2年における不正薬物^{*1}全体の摘発件数は733件（前年比30%減）、押収量^{*2,3}は約1,906kg（同43%減）となり共に減少したものの、5年連続で1トンを超え、2トンに迫る過去3番目となる押収量を記録し、深刻な状況となっている。

※1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

※2 錠剤型薬物を除く。

※3 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

摘発件数を密輸形態別にみると、海上貨物による密輸は12件（同2倍）、国際郵便物による密輸は556件（同7%増）と増加傾向がみられる。一

表1 社会悪物品の摘発実績（過去5年間）

種類	年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	前年比
覚醒剤	件	104	151	169	425	72	17%
	kg	1,501	1,159	1,159	2,587	800	31%
大麻	件	118	171	218	242	203	84%
	kg	9	131	156	82	116	142%
大麻草	件	81	115	128	110	86	78%
	kg	6	117	143	61	49	79%
大麻樹脂等	件	37	56	90	132	117	89%
	kg	3	13	13	21	68	324%
麻薬	件	182	170	225	209	163	78%
	kg	121	82	161	656	821	125%
	千錠	1	2	32	61	90	148%
ヘロイン	件	6	6	8	5	2	40%
	kg	0	70	1	17	0	0%
コカイン	件	12	24	58	52	27	52%
	kg	119	10	153	638	818	128%
MDMA等	件	27	48	59	67	74	110%
	kg	1	0	5	0	2	432%
	千錠	1	2	32	61	90	148%
ケタミン	件	20	18	17	26	18	69%
	kg	1	0	1	0	0	244%
その他麻薬	件	117	74	83	59	42	71%
	kg	1	1	0	0	0	423%
	千錠	0	0	1	0	0	30%
向精神薬	件	11	17	38	6	2	33%
	kg	-	0	0	-	-	-
	千錠	2	4	26	0	1	460%
指定薬物	件	477	275	221	165	293	178%
	kg	19	8	17	14	168	12倍
合計	件	892	784	871	1,047	733	70%
	kg	1,650	1,380	1,493	3,339	1,906	57%
	千錠	3	6	58	61	91	149%
(参考) 使用回数	万回	5,405	4,638	4,427	10,957	5,482	50%
銃砲	件	4	7	8	-	3	全増
	丁	4	19	10	-	3	全増
うち拳銃	件	4	6	7	-	3	全増
	丁	4	18	9	-	3	全増
拳銃部品	件	-	3	1	-	-	-
	点	-	4	1	-	-	-

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
2. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等其他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
6. (参考) 使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
7. 端数処理のため数値が合わないことがある。
8. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
9. 令和2年の数値は速報値である。

方、航空機旅客を利用した密輸は70件（同82%減）、航空貨物による密輸は95件（同21%減）、船員等による密輸は0件（同全減）と減少した。

航空機旅客による摘発が減少した要因としては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入国規制の影響により、入国者数が大幅に減少したことが考えられる。

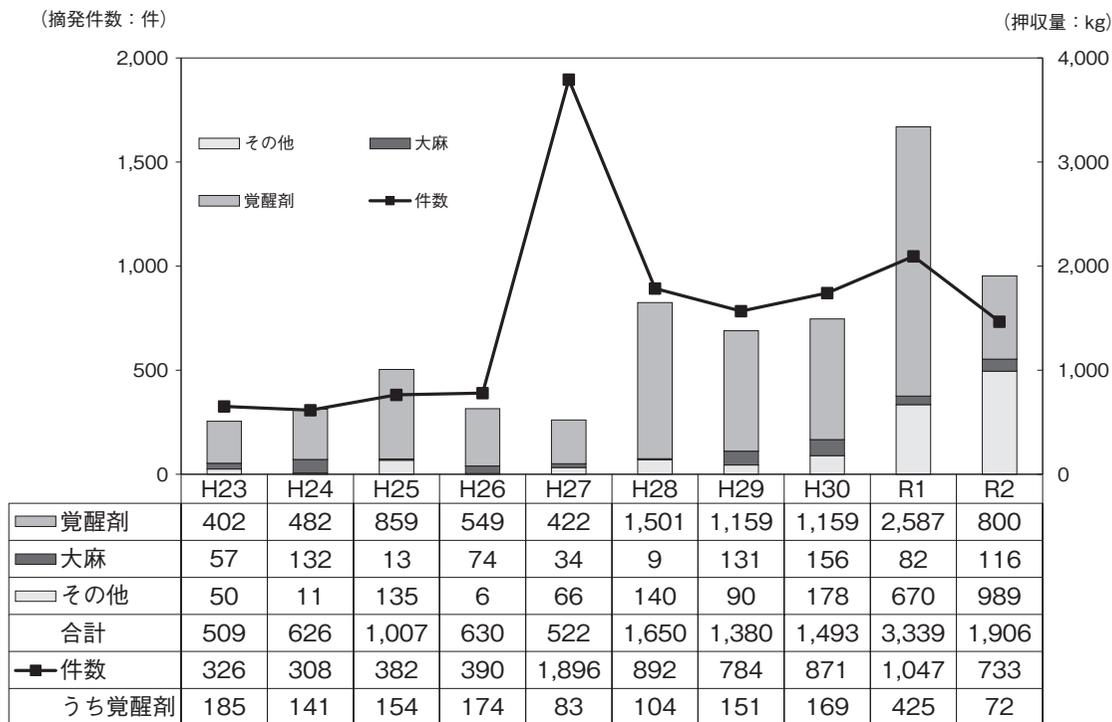
(2) 覚醒剤の密輸動向

覚醒剤は、平成28年から令和元年まで4年連続

で1トンを超えていたが、令和2年の摘発件数は72件（前年比83%減）、押収量は約800kg（同69%減）となり共に減少したものの、平成27年以前は400kgから500kgで推移しており、それらと比べると令和2年の押収量は、およそ2倍となっており、極めて深刻な状況が続いている。

押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約2,668万回分、末端価格にして約512億円に相当する。

表2 不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。令和2年の数値は速報値。

表3 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸		176	214	243	389	70	18%	10%
国際郵便物を利用した密輸		640	526	557	520	556	107%	76%
商業貨物を利用した密輸		60	36	58	127	107	84%	15%
	航空貨物	49	32	46	121	95	79%	13%
	海上貨物	11	4	12	6	12	200%	2%
船員等による密輸		16	8	13	11	-	全減	-
合計		892	784	871	1,047	733	70%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

密輸形態別にみると、海上貨物の押収量は、大口密輸事件の摘発もあり、前年比約15倍と増加し、押収量全体の約8割を占めたが、一方で、航空機旅客、航空貨物、国際郵便物及び船員等の摘発件数、押収量は減少した。

密輸仕出地別にみると、摘発件数は、アジア40%、北米17%と2地域で過半数を占めた。また、押収量では、アフリカ32%、北米31%、アジア19%と3地域で約8割を占めた。

主な摘発事例としては、カナダから到着した海上貨物（ぼたん海老等と記載の箱）に隠匿された

覚醒剤約239kgを摘発した事例や南アフリカから到着した海上貨物（プラスチック射出成形機）に隠匿された覚醒剤約237kgを摘発した事例が挙げられる。

(3) 大麻の密輸動向

大麻（大麻草・大麻樹脂等^{※4}）の摘発件数は203件（前年比16%減）と減少した一方、押収量は約116kg（同42%増）と増加した。

※4 大麻樹脂のほか、大麻キッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。

大麻のうち、大麻草の摘発件数・押収量は減少

表4 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		
						前年比	構成比	
航空機旅客による密輸		53	99	91	229	23	10%	32%
		79	190	160	427	54	13%	7%
国際郵便物を利用した密輸		20	38	52	85	23	27%	32%
		53	96	50	188	14	8%	2%
商業貨物を利用した密輸		21	11	23	109	26	24%	36%
		653	398	948	367	733	199%	92%
	航空貨物	15	10	13	107	20	19%	28%
	72	48	22	325	93	29%	12%	
	6	1	10	2	6	300%	8%	
	581	351	926	43	639	15倍	80%	
船員等による密輸		10	3	3	2	-	全減	-
		715	475	0	1,605	-	全減	-
合計		104	151	169	425	72	17%	100%
		1,501	1,159	1,159	2,587	800	31%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2. 端数処理のため数値が合わないことがある。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

したが、一方で、大麻リキッド等の大麻製品を含む大麻樹脂等の押収量は約68kg（同約3.2倍）と増加した。

(4) 麻薬の密輸動向

麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）の摘発件数は163件（前年比22%減）と減少したものの、押収量は約821kg（同25%増）及び約9万錠（同48%増）と増加した。

コカインの摘発件数は27件（同48%減）と半減したものの、押収量は約818kg（同28%増）と増加した。これは、コカインとしては過去最高の押収量となる約722kg（海上貨物に隠匿）の大口密輸事件を摘発したことが主たる要因である。

MDMAの摘発件数は74件（同10%増）、押収量は錠剤型が約9万錠（同48%増）、その他の形状が約2kg（同約4.3倍）と共に増加した。

4. 金地金の密輸動向

令和2年における金地金^{※5}密輸入事件の摘発件数は51件（前年比16%減）、押収量は約150kg（同53%減）と共に減少した。

※5 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

密輸形態別件数では、摘発件数51件のうち、航空貨物と航空機旅客によるもので46件となり、全体の約9割を占めた。密輸仕出地別にみると、アジアからの密輸入が全体の98%と大宗を占めた。

5. 知的財産侵害物品等

不正薬物以外の関税法違反事件のうち、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、不正輸出

等の主な事例は次のとおりである。

(1) 知的財産侵害物品

令和2年12月、函館税関は、中国から国際郵便物により商標権を侵害するマスク等247点を密輸入しようとした日本人を関税法違反で告発した。

(2) ワシントン条約該当物品

令和2年1月、東京税関は、航空機によりベトナムを経由してラオスへ象牙13点等を密輸出しようとしたラオス人を関税法違反で告発した。

(3) 不正輸出

令和2年8月、大阪税関は、航空機により香港へうなぎの稚魚約58kgを密輸出しようとした日本人6名及び韓国人1名を関税法違反で告発した。

(4) その他

令和2年4月及び6月、沖縄地区税関は、台湾から航空機により偽造クレジットカード34枚及び偽造クレジットカード等の原料となるべきカード1枚を密輸入しようとしたマレーシア人3名を関税法違反で告発した。

6. 輸入事後調査事務の概要

昭和41年に関税について申告納税方式が採用されたことに伴い、既に同方式を採用していた他の国税と同様に、関税についても申告内容を事後に調査する必要が生じ、昭和43年に全国税関で約80名の体制により輸入事後調査がスタートした。

その後、輸入貨物の大幅な増加により輸入申告件数が増大するとともに、物流の迅速化が進む状況において、輸入通関の迅速化が強く要請される

表5 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比	合計
アジア		68 1,168	75 925	85 1,031	204 283	29 153	40% 19%	461 3,560
タイ		6 3	21 27	18 174	87 87	7 120	10% 15%	139 411
マレーシア		2 7	14 21	22 63	69 107	4 14	6% 2%	111 212
ラオス		-	-	3	9	1	1%	13
フィリピン		2 0	-	3 2	36 16	2 -	0%	41 17
台湾		16 104	11 7	9 345	6 0	4 1	6% 0%	46 457
カンボジア		-	2 5	7 21	4 10	-	-	13 35
韓国		4 2	-	4 8	4 5	-	-	12 15
中国（香港・マカオを含む）		34 1,049	20 853	11 404	4 3	4 11	6% 1%	73 2,321
中国		19	10	6	1	1	1%	37
香港		1,025	835	157	0	2	0%	2,018
マカオ		15	10	5	2	3	4%	35
		25	19	247	1	9	1%	301
		-	-	-	1	-	-	1
		-	-	-	2	-	-	2
インド		1	4	3	3	1	1%	12
ベトナム		2 2 0	11 2 0	6 4 3	6 4 4	2 8 3	0% 11% 0%	28 20 10
中東		1 0	7 12	4 4	24 109	7 19	10% 2%	43 142
トルコ		-	6	2	11	2	3%	21
アラブ首長国連邦		-	11	3	15	6	1%	34
イラン		-	1 0	1 -	9 23	2 6	3% 1%	13 31
		1	-	-	4	2	3%	7
		0	-	-	70	4	0%	74
アフリカ		5 38	16 72	7 54	19 70	5 259	7% 32%	52 493
ナイジェリア		-	-	1	9	-	-	10
南アフリカ		-	-	15	47	-	-	62
ウガンダ		1 2	3 22	2 4	7 14	4 258	6% 32%	17 301
ケニア		4 36	5 23	-	1 6	-	-	10 65
		-	2	1	-	-	-	3
		-	10	30	-	-	-	39
欧州		6 8	22 26	28 18	43 47	10 14	14% 2%	109 114
イギリス		1 3	1 2	5 11	14 9	3 8	4% 1%	24 32
ドイツ		-	7 9	7 4	7 12	1 0	1% 0%	22 25
フランス		1	-	-	3	-	-	4
スペイン		1	-	-	4	-	-	5
オランダ		1 3	2 8	1 3	3 2	-	-	7 16
ベルギー		2 0	9 3	10 0	3 0	2 0	3% 0%	26 3
		-	-	5	1	1	1%	7
		-	-	0	2	6	1%	8
北米		13 16	19 111	34 43	111 336	12 245	17% 31%	189 750
米国		12	12	26	61	9	13%	120
カナダ		11 1	96 7	37 8	126 50	1 3	0% 4%	271 69
		5	15	5	209	244	31%	479
中南米		6 260	6 14	9 9	22 138	9 111	13% 14%	52 532
メキシコ		6	6	9	22	9	13%	52
		260	14	9	138	111	14%	532
オセアニア		-	1 0	-	-	-	-	1 0
不明		5 11	5 0	2 0	2 1,605	-	-	14 1,616
合計		104 1,501	151 1,159	169 1,159	425 2,587	72 800	100% 100%	921 7,206

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。

2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

表6 金地金の摘発実績（過去10年間）

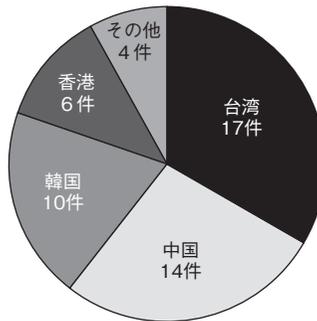
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
摘発件数（件）	17	18	12	119	465	811	1,347	1,086	61	51
押収量（kg）	63	79	133	449	2,032	2,802	6,277	2,054	319	150

（注）令和2年の数値は速報値

表7 金地金の密輸形態別摘発状況（令和2年）

密輸形態	摘発件数（件）	押収量（kg）
航空機旅客	21	15
航空貨物	25	132
国際郵便物	5	3
合計	51	150

表8 金地金の密輸仕出地別摘発件数（令和2年）



中、適正通関を確保する上で、輸入事後調査の役割は一層重要となってきている。

(1) 調査の目的

関税の申告納税制度は、適正かつ公平な課税の実現を申告納税義務者の自主申告に委ねることを本旨とするものであるが、必ずしも申告が法令の規定に従って正しく行われているとは限らない。

輸入事後調査は、輸入貨物に係る納税申告が、関税法等関税に関する法令の規定に基づいて正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告についてはこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的としている。

また、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税などの加算税制度を厳正に運用することにより、申告漏れを行った納税者と適正な申告を行った多くの納税者の間での課税の公正を図るとも

に、より適正な納税申告を行う環境の整備に努めている。

(2) 調査の権限

輸入者等に対する調査は、関税法第105条第1項第6号に規定する質問検査権に基づくもので、輸入貨物について輸入者その他の関係者に対する質問、輸入貨物に係る帳簿書類等の検査及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができる旨規定されている。

なお、この質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものではない。

(3) 調査の方法

輸入事後調査は、輸入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸入取引に係る契約書、仕入書その他の貿易関係帳票及び会計帳票等を調査することにより行われており、課税価格の適否の確認のほか、特惠税率適用の可否及び品目分類の適否並

びに輸入品に係る消費税についての調査も併せて行っている。

また、調査の結果、納税申告に誤りがあることが判明した場合には、関税法第7条の16の規定に基づき、課税標準及び税額を更正する等により適正な課税の実現を図っている。

(4) 令和元事務年度（令和元年7月～令和2年6月）の調査実績と非違の傾向

令和元事務年度において、全国の税関が調査した結果は表9のとおりであり、申告漏れに係る課税価格は約1,231億円で、追徴税額は約117億円となった。

また、納付不足税額の大きい上位5品目（関税分類ベース）は表10のとおりであり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占める。

なお、主な申告漏れ等の内容は、輸出者又は輸入者が作成した低価インボイスによる輸入申告、インボイスに記載された決済金額以外の貨物代金の申告漏れなどとなっている。

7. 輸出事後調査事務の概要

大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的な要請となってきたこと等を踏まえ、不正輸出に対する税関による取締りを強化し、適正な輸出通関を確保する観点から、平成17年10月に全国税関で輸出事後調査がスタートした。

(1) 調査の目的

輸出事後調査は、輸出された貨物について、輸出の許可が適正に行われていたか、輸出貨物が許可した内容に従って適切に輸出されたか等を確認し、適切な輸出申告の履行を促すことを目的としている。

(2) 調査の権限

輸出者等に対する調査は、関税法第105条第1項第4号の2に規定する質問検査権に基づくもので、同号においては、輸出された貨物について輸出者その他の関係者に対する質問、輸出貨物に係る帳簿書類等の検査及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができる旨が規定されている。

なお、この質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものではない。

表9 輸入事後調査の状況

	令和元事務年度		平成30事務年度	
		前事務年度比		
調査を行った輸入者①	3,361者	82.4%	4,079者	
申告漏れ等のあった輸入者②	2,723者	84.3%	3,231者	
申告漏れ等の割合②／①	81.0%	1.8ポイント増加	79.2%	
申告漏れ等に係る課税価格	1,231億2,300万円	79.5%	1,549億5,745万円	
追徴税額	納付不足税額	112億474万円	81.8%	136億9,163万円
	関税	12億4,838万円	102.1%	12億2,257万円
	内国消費税	99億5,635万円	79.8%	124億6,906万円
	加算税額	4億6,682万円	70.9%	6億5,849万円
	重加算税額	5,540万円	127.3%	4,353万円
	計	116億7,156万円	81.3%	143億5,012万円

表10 納付不足税額が多い上位5品目

順位	令和元事務年度			平成30事務年度		
	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	85類	電気機器	22億6,709万円	85類	電気機器	33億6,536万円
2	90類	光学機器等	19億1,913万円	90類	光学機器等	21億278万円
3	84類	機械類	14億5,347万円	87類	自動車等	14億4,140万円
4	24類	たばこ	6億2,591万円	84類	機械類	11億5,164万円
5	39類	プラスチック	4億9,817万円	29類	有機化学品	8億8,238万円

IV 最近における我が国の貿易動向（通関ベース）

1. 概況

令和2年の輸出は、自動車、自動車の部分品等が減少し、68兆4,005億円（△11.1%）と2年連続の減少。数量指数は△11.8%。

輸入は、原粗油、液化天然ガス等が減少し、67兆8,371億円（△13.7%）と2年連続の減少。数量指数は△6.4%。

差引額は、5,634億円となり3年ぶりの黒字。

令和3年第I四半期の輸出は、半導体等製造装置、プラスチック等が増加し、19兆1,961億円（+6.0%）と9期ぶりの増加。数量指数は+4.6%。

輸入は、通信機、電算機類（含周辺機器）等が増加し、18兆6,537億円（+1.9%）と9期ぶりの増加。数量指数は+6.0%。

差引額は5,424億円と3期連続の黒字。

2. 主要地域別動向

(1) 米国

令和2年の輸出は、自動車、原動機等が減少し、12兆6,122億円（△17.3%）と2年連続の減少。輸入は航空機類、原動機等が減少し、7兆4,369億円（△13.9%）と2年連続の減少。

差引額は5兆1,753億円（△21.8%）となり2年ぶりの減少。

令和3年第I四半期の輸出は、航空機類、自動

車等が減少し、3兆3,332億円（△4.9%）と7期連続の減少。輸入は、航空機類、有機化合物等が減少し、1兆9,977億円（△3.4%）と8期連続の減少。

差引額は、1兆3,354億円（△7.0%）となり2期ぶりの減少。

(2) EU

令和2年の輸出は、自動車、自動車の部分品等が減少し、6兆4,603億円（△14.6%）と2年連続の減少。輸入は、自動車、航空機類等が減少し、7兆7,900億円（△12.6%）と4年ぶりの減少。

差引額は、△1兆3,297億円（△1.3%）となり過去最大の赤字。

令和3年第I四半期の輸出は、自動車の部分品、重電機器等が増加し、1兆8,359億円（+2.9%）と6期ぶりの増加。輸入は、航空機類、医薬品等が増加し、2兆1,187億円（+5.7%）と6期ぶりの増加。

差引額は、△2,828億円となり15期連続の赤字。

(3) アジア

令和2年の輸出は、鉄鋼、有機化合物等が減少し、39兆2,202億円（△5.1%）と2年連続の減少。輸入は、衣類・同付属品、液化天然ガス等が減少し、34兆6,435億円（△7.4%）と2年連続の減少。

差引額は、4兆5,768億円（+16.9%）となり3年ぶりの増加。

表1 輸出入額表

(単位 億円, %)

年別	輸出	輸入	差引	対前年伸率	
				輸出	輸入
平成26年	730,930	859,091	△128,161	4.8	5.7
27	756,139	784,055	△27,916	3.4	△8.7
28	700,358	660,420	39,938	△7.4	△15.8
29	782,865	753,792	29,072	11.8	14.1
30	814,788	827,033	△12,246	4.1	9.7
令和元年	769,317	785,995	△16,678	△5.6	△5.0
2	684,005	678,371	5,634	△11.1	△13.7
令和3年第I四半期	191,961	186,537	5,424	6.0	1.9

表2 貿易指数の推移

(対前年(同期)伸率%)

年・期別	輸出			輸入			
	金額指数	数量指数	価格指数	金額指数	数量指数	価格指数	
令和元年	△5.6	△4.3	△1.3	△5.0	△1.1	△3.9	
令和2年	△11.1	△11.8	0.8	△13.7	△6.4	△7.7	
2年	I	△5.5	△5.5	0.0	△7.3	△6.9	△0.5
	II	△25.3	△25.0	△0.4	△15.8	△4.6	△11.8
	III	△13.0	△14.9	2.2	△19.9	△11.1	△9.9
	IV	△0.7	△1.8	1.1	△11.8	△3.2	△8.9
3年	I	6.0	4.6	1.3	1.9	6.0	△3.9

令和3年第I四半期の輸出は、半導体等製造装置、原料品等が増加し、10兆9,344億円（+13.4%）と2期連続の増加。輸入は、通信機、電算機類（含周辺機器）等が増加し、9兆5,168億円（+11.0%）と9期ぶりの増加。

差引額は、1兆4,176億円（+32.7%）となり3期連続の増加。

(4) 中国

令和2年の輸出は、非鉄金属、自動車等が増加し、15兆819億円（+2.7%）と2年ぶりの増加。輸入は、衣類・同付属品、電算機類の部分品等が減少し、17兆4,931億円（△5.2%）と2年連続の減少。

差引額は、△2兆4,112億円（△36.1%）となり2年ぶりの赤字幅縮小。

令和3年第I四半期の輸出は、半導体等製造装置、プラスチック等が増加し、4兆414億円（+25.4%）と3期連続の増加。輸入は、通信機、電算機類（含周辺機器）等が増加し、4兆7,447億円（+23.4%）2期連続の増加。

差引額は、△7,023億円（+13.2%）と3期連続の赤字幅拡大。

3. 主要商品別動向

令和2年の輸出の14%程度を占める自動車については、数量が△20.7%、金額が△20.0%。令和3年第I四半期は、数量が△6.6%、金額が△2.5%。

令和2年の輸入の7%程度を占める原粗油については、数量が△16.0%、金額が△41.7%。令和3年第I四半期は、数量が△13.2%、金額が△30.7%。

注1：伸び率について、年分は対前年比、四半期分は対前年同期比。

注2：本稿文中、表及び統計部分「Ⅱ貿易統計」の数値については令和3年6月17日現在のもの。

表3 主要地域（国）別輸出入動向

(1) 米 国

(単位 億円, %)

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	151,135	6.9	80,903	10.5	70,232	2,025	3.0
30	154,702	2.4	90,149	11.4	64,553	△5,679	△8.1
令和元年	152,545	△1.4	86,402	△4.2	66,143	1,590	2.5
2	126,122	△17.3	74,369	△13.9	51,753	△14,391	△21.8
3. 第Ⅰ四半期	33,332	△4.9	19,977	△3.4	13,354	△1,003	△7.0

(2) E U

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	86,569	8.5	87,566	7.4	△996	704	△41.4
30	92,092	6.4	97,185	11.0	△5,093	△4,097	411.1
令和元年	89,553	△2.8	97,222	0.0	△7,669	△2,576	50.6
2	64,603	△14.6	77,900	△12.6	△13,297	△5,628	△1.3
3. 第Ⅰ四半期	18,359	2.9	21,187	5.7	△2,828	△618	28.0

加盟国ベース

(3) アジア

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	429,200	15.7	370,261	11.5	58,939	19,858	50.8
30	447,356	4.2	392,178	5.9	55,178	△3,761	△6.4
令和元年	413,268	△7.6	374,130	△4.6	39,138	△16,040	△29.1
2	392,202	△5.1	346,434	△7.4	45,768	6,630	16.9
3. 第Ⅰ四半期	109,344	13.4	95,168	11.0	14,176	3,493	32.7

(4) 中 国

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	148,897	20.5	184,593	8.5	△35,696	10,880	△23.4
30	158,977	6.8	191,937	4.0	△32,959	2,736	△7.7
令和元年	146,819	△7.6	184,537	△3.9	△37,718	△4,759	14.4
2	150,819	2.7	179,431	△5.2	△24,112	13,606	△36.1
3. 第Ⅰ四半期	40,414	25.4	47,447	23.4	△703,353	△820	13.2

(5) 韓 国

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	59,752	19.0	31,527	15.8	28,225	5,241	22.8
30	57,926	△3.1	35,505	12.6	22,421	△5,804	△20.6
令和元年	50,438	△12.9	32,271	△9.1	18,167	△4,254	△19.0
2	47,666	△5.5	28,398	△12.0	19,267	1,100	6.1
3. 第Ⅰ四半期	13,488	9.3	7,921	△0.9	5,567	1,227	28.3

(6) ASEAN

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	118,720	14.4	115,452	14.9	3,268	△50	△1.5
30	126,345	6.4	123,991	7.4	2,354	△914	△28.0
令和元年	115,783	△8.4	117,567	△5.2	△1,784	△4,138	△175.8
2	98,430	△15.0	106,646	△9.3	△8,216	△6,432	360.6
3. 第Ⅰ四半期	28,662	3.6	29,822	0.6	△1,160	835	△41.9

(注1)「伸率」は対前年（同期）伸率。

(注2)「差引増減額」は前年（同期）差引との差。

表4 主要商品の輸出状況

(単位 億円, %)

年 別	有機化合物		プラスチック		鉄 鋼				非鉄金属	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (千トン)	伸 率	金 額	伸 率
平成28年	16,818	△20.5	22,715	△7.1	28,433	△22.5	40,828	△1.1	12,386	△13.2
29	19,566	16.3	25,112	10.6	32,844	15.5	37,743	△7.6	13,951	12.6
30	20,513	4.8	25,574	1.8	34,412	4.8	36,136	△4.3	15,131	8.5
令和元年	19,071	△7.0	24,297	△5.0	30,740	△10.7	33,419	△7.5	13,684	△9.6
2	15,556	△18.4	24,198	△0.4	25,737	△16.3	31,824	△4.8	15,895	16.2
3 (第I四半期)	4,430	1.6	7,032	21.6	7,446	△4.1	8,234	△10.7	4,688	24.9

年 別	原 動 機		半導体等製造装置		半導体等電子部品				電気計測機器	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	I C		金 額	伸 率
平成28年	24,163	△6.8	19,358	21.8	36,072	△7.8	24,312	△8.1	14,145	△3.7
29	27,454	13.6	25,502	31.7	40,225	11.5	28,022	15.3	15,779	11.6
30	29,488	7.4	27,286	7.0	41,502	3.2	29,040	3.6	17,371	10.1
令和元年	27,279	△7.5	24,670	△9.6	40,060	△3.5	28,361	△2.3	16,268	△6.4
2	21,692	△20.5	25,170	2.0	40,771	1.8	28,272	△0.3	15,303	△5.9
3 (第I四半期)	6,042	△4.7	7,290	24.4	10,340	6.4	6,891	2.1	4,219	7.5

年 別	電気回路の機器		自 動 車				乗 用 車			
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (台)	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (台)	伸 率
平成28年	17,721	△4.4	113,329	△5.9	5,801,023	△0.7	99,765	△4.1	5,040,871	1.3
29	20,716	16.9	118,254	4.3	5,961,940	2.8	104,678	4.9	5,223,656	3.6
30	20,776	0.3	123,072	4.1	6,114,235	2.6	109,381	4.5	5,393,300	3.2
令和元年	18,515	△10.9	119,712	△2.7	6,102,517	△0.2	106,820	△2.3	5,395,022	0.0
2	17,410	△6.0	95,796	△20.0	4,837,817	△20.7	86,334	△19.2	4,284,376	△20.6
3 (第I四半期)	4,799	12.3	27,177	△2.5	1,308,447	△6.6	24,079	△3.3	1,141,887	△7.5

年 別	自動車の部分品		二輪自動車		船 舶				科学光学機器	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (隻数)	伸 率	金 額	伸 率
平成28年	34,617	△0.6	2,615	△11.1	13,250	△0.6	553	△6.1	20,461	△13.9
29	38,966	12.6	3,197	22.3	13,224	△0.2	511	△7.6	24,159	18.1
30	39,909	2.4	3,372	5.5	13,679	3.4	460	△10.0	23,141	△4.2
令和元年	36,017	△9.8	2,674	△20.7	14,928	9.1	527	14.6	21,297	△8.0
2	29,124	△19.1	2,246	△16.0	11,420	△23.5	512	△2.8	19,680	△7.6
3 (第I四半期)	8,605	4.2	839	△2.3	3,435	△11.6	117	△13.3	5,312	8.6

(注) 「伸率」は対前年(同期)伸率。

表5 主要商品の輸入状況

(単位 億円, %)

年 別	肉類・同調製品		魚介類・同調製品		非鉄金属鉱		原油・粗油			
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	数量 (千KL)	伸率
平成28年	12,901	△6.6	14,800	△6.0	11,832	△14.3	55,319	△32.4	194,610	△0.5
29	14,813	14.8	16,494	11.4	13,804	16.7	71,549	29.3	186,731	△4.0
30	15,162	2.4	16,629	0.8	15,628	13.2	89,063	24.5	175,897	△5.8
令和元年	15,401	1.6	16,092	△3.2	13,779	△11.8	79,690	△10.5	173,864	△1.2
2	14,311	△7.1	13,678	△15.0	14,397	4.5	46,466	△41.7	146,026	△16.0
3 (第I四半期)	3,168	△9.5	3,068	△4.0	3,904	20.3	13,313	△30.7	36,030	△13.2

年 別	石油製品		揮発油		液化天然ガス		石 炭			
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	数量 (千トン)	伸率
平成28年	10,744	△41.0	8,247	△38.8	32,816	△40.5	16,652	△15.7	189,732	△0.5
29	15,442	43.7	11,501	39.5	39,173	19.4	25,703	54.4	192,839	1.6
30	20,740	34.3	15,219	32.3	47,389	21.0	28,121	9.4	189,320	△1.8
令和元年	15,373	△25.9	11,590	△23.8	43,498	△8.2	25,282	△10.1	186,178	△1.7
2	12,454	△19.0	9,747	△15.9	32,089	△26.2	17,043	△32.6	173,730	△6.7
3 (第I四半期)	4,219	△5.5	2,978	△7.9	10,714	△5.3	4,502	△13.9	46,277	△1.6

年 別	有機化合物		医薬品		非鉄金属		半導体等電子部品		I C	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
平成28年	15,052	△8.8	27,802	△4.9	13,440	△20.1	25,146	△16.1	18,343	△10.0
29	17,085	13.5	26,449	△4.9	17,359	29.2	27,966	11.2	21,723	18.4
30	19,379	13.4	29,622	12.0	19,997	15.2	28,165	0.7	22,147	2.0
令和元年	16,911	△12.7	30,919	4.4	17,502	△12.5	25,814	△8.3	20,083	△9.3
2	16,481	△2.5	31,548	2.0	17,227	△1.6	25,056	△2.9	19,904	△0.9
3 (第I四半期)	3,735	△8.1	8,795	7.7	5,476	20.8	6,739	6.8	5,450	9.6

年 別	電 算 機 類 (含周辺機器)		通 信 機		自 動 車		科学光学機器		衣類・同付属品	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
平成28年	17,237	△12.6	27,224	△7.2	11,781	3.4	15,563	△7.4	29,978	△12.2
29	19,658	14.0	31,091	14.2	13,070	10.9	17,218	10.6	31,092	3.7
30	20,290	3.2	30,868	△0.7	14,284	9.3	18,329	6.5	33,067	6.4
令和元年	22,108	9.0	28,463	△7.8	14,084	△1.4	18,179	△0.8	32,045	△3.1
2	24,003	8.6	28,494	0.1	11,652	△17.3	17,101	△5.9	27,233	△15.0
3 (第I四半期)	6,736	30.5	8,566	30.8	3,537	12.9	4,530	6.5	6,955	△1.9

(注)「伸率」は対前年(同期)伸率。

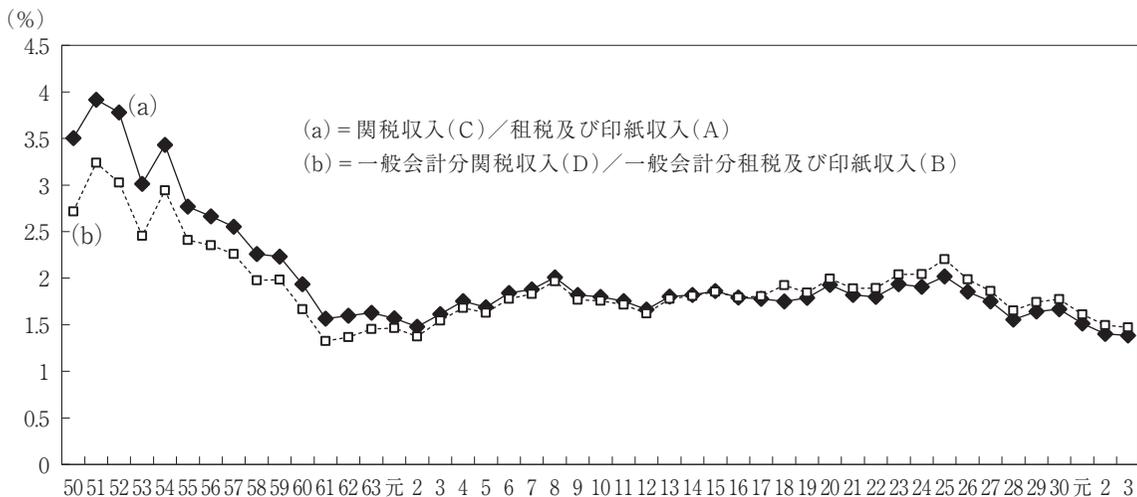
I 関 税 統 計

1. 租税及び印紙収入に占める関税収入のウエイトの推移

(単位 百万円, %)

区 分 年度別	租税及び印紙収入		関 税 収 入			ウ エ イ ト	
	(A)	一般会計分(B)	(C)=(D)+(E)	一般会計分(D)	特別会計分(E)	(C)/(A)	(D)/(B)
平成元年度…	57,136,114	54,921,817	895,926	804,871	91,055	1.6	1.5
2……………	62,779,769	60,105,864	928,056	825,203	102,853	1.5	1.4
3……………	63,211,030	59,820,384	1,020,504	923,419	97,085	1.6	1.5
4……………	57,396,449	54,445,324	1,005,831	915,450	90,382	1.8	1.7
5……………	57,114,195	54,126,174	962,943	880,890	82,053	1.7	1.6
6……………	54,000,691	51,030,033	994,289	907,547	86,742	1.8	1.8
7……………	54,962,991	51,930,778	1,032,104	950,038	82,066	1.9	1.8
8……………	55,226,063	52,060,104	1,109,290	1,023,983	85,307	2.0	2.0
9……………	55,600,734	53,941,481	1,011,740	952,920	58,820	1.8	1.8
10……………	51,197,738	49,431,880	920,506	868,688	51,818	1.8	1.8
11……………	49,213,861	47,234,484	863,710	810,150	53,561	1.8	1.7
12……………	52,720,869	50,712,497	876,408	821,451	54,957	1.7	1.6
13……………	49,968,445	47,948,108	901,578	851,838	49,740	1.8	1.8
14……………	45,844,234	43,833,205	835,111	793,642	41,470	1.8	1.8
15……………	45,369,370	43,282,403	844,999	802,860	42,140	1.9	1.9
16……………	48,102,930	45,589,013	861,836	817,659	44,177	1.8	1.8
17……………	52,290,502	49,065,439	930,298	885,669	44,629	1.8	1.8
18……………	54,116,856	49,069,052	947,335	944,021	3,314	1.8	1.9
19……………	52,655,804	51,018,246	940,991	940,991	—	1.8	1.8
20……………	45,830,885	44,267,304	883,109	883,109	—	1.9	2.0
21……………	40,243,269	38,733,076	731,880	731,880	—	1.8	1.9
22……………	43,707,430	41,486,793	785,881	785,881	—	1.8	1.9
23……………	45,175,396	42,832,602	874,227	874,227	—	1.9	2.0
24……………	47,049,242	43,931,407	897,230	897,230	—	1.9	2.0
25……………	51,227,438	46,952,947	1,034,379	1,034,379	—	2.0	2.2
26……………	57,849,171	53,970,700	1,073,104	1,073,104	—	1.9	2.0
27……………	59,969,372	56,285,403	1,048,742	1,048,742	—	1.7	1.9
28……………	58,956,257	55,468,640	917,355	917,355	—	1.6	1.7
29……………	62,380,254	58,787,489	1,024,089	1,024,089	—	1.6	1.7
30……………	64,224,124	60,356,385	1,071,123	1,071,123	—	1.7	1.8
令和元年度…	62,175,135	58,441,533	941,216	941,216	—	1.5	1.6
2(予算)	58,917,100	55,125,000	825,000	825,000	—	1.4	1.5
3(予算)	61,066,700	57,448,000	846,000	846,000	—	1.4	1.5

(注) 1. 平成元～令和元年度は決算額、令和2年度は補正後予算額、令和3年度は当初予算額である。
 2. 特別会計分(E)は、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分(原油等関税)である。
 ただし、平成元～4年度については石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計分である。
 平成18年度改正において、原油等関税のうち原油関税は無税化され、石油製品関税は一般会計に組み入れられた。



2. 我が国の輸出入額と関税負担率の推移

(単位 百万円, %)

区分 年度別	輸 出 額	輸 入 額		関税収入額	負 担 率	
		総 額	うち有税品		対輸入総額	対有税品輸入額
平成元年度…	38,882,993	30,404,171	14,006,310	895,926	2.9	6.4
2……………	41,874,991	34,171,137	14,733,031	928,056	2.7	6.3
3……………	42,696,582	30,970,420	12,729,550	1,020,504	3.3	8.0
4……………	43,052,879	29,225,047	12,610,043	1,005,831	3.4	8.0
5……………	39,613,243	26,449,917	11,088,126	962,943	3.6	8.7
6……………	40,750,347	28,988,814	11,798,946	994,289	3.4	8.4
7……………	42,069,432	32,952,956	12,095,904	1,032,104	3.1	8.5
8……………	46,040,586	39,671,661	14,817,472	1,109,290	2.8	7.5
9……………	51,411,190	39,961,467	14,162,538	1,011,740	2.5	7.1
10……………	49,449,347	35,393,751	12,026,405	920,506	2.6	7.7
11……………	48,547,648	36,451,616	13,066,985	863,710	2.4	6.6
12……………	52,045,241	42,449,370	15,419,850	876,408	2.1	5.7
13……………	48,592,792	41,509,071	15,213,671	901,578	2.2	5.9
14……………	52,727,107	43,067,102	15,657,993	835,111	1.9	5.3
15……………	56,060,293	44,855,181	15,744,168	844,999	1.9	5.4
16……………	61,720,757	50,367,565	18,661,771	861,836	1.7	4.6
17……………	68,290,157	60,511,292	22,099,281	930,298	1.5	4.2
18……………	77,460,585	68,447,346	12,363,354	947,335	1.4	7.7
19……………	85,113,381	74,958,073	11,279,323	940,991	1.3	8.3
20……………	71,145,593	71,910,441	10,419,305	883,109	1.2	8.5
21……………	59,007,879	53,820,852	9,136,757	731,880	1.4	8
22……………	67,788,838	62,456,704	10,305,918	785,881	1.3	7.6
23……………	65,288,486	69,710,574	11,511,899	874,227	1.3	7.6
24……………	63,939,981	72,097,764	11,709,618	897,230	1.2	7.7
25……………	70,856,464	84,612,856	13,381,122	1,034,379	1.2	7.7
26……………	74,667,048	83,794,784	13,774,200	1,073,104	1.3	7.8
27……………	74,115,132	75,220,368	13,395,759	1,048,742	1.4	7.8
28……………	71,522,248	67,548,804	12,143,940	939,010	1.4	7.7
29……………	79,221,249	76,810,476	13,078,671	1,024,089	1.3	7.8
30……………	80,709,887	82,318,969	14,009,261	1,071,123	1.3	7.6
令和元年度…	75,878,781	77,159,830	12,542,276	941,216	1.2	7.5
2……………	69,487,446	68,190,465	10,725,905	825,000	1.2	7.7

(注) 平成元～令和元年度は決算額、令和2年度は補正後予算額である。

(参考) 1. 関税負担率の国際比較

(単位 %)

年度 国 名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
	(平成20)	(平成21)	(平成22)	(平成23)	(平成24)	(平成25)	(平成26)	(平成27)	(平成28)	(平成29)	(平成30)	(令和元)
日 本	1.2	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	1.1	1.1
ア メ リ カ	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	2.1	3.1
E U	1.3	1.4	1.3	1.2	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2
カ ナ ダ	0.9	1.0	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9
オーストラリア	2.9	2.8	2.7	3.0	3.5	3.7	4.2	5.3	5.4	5.2	5.2	—
韓 国	1.9	2.3	2.2	2.0	1.7	2.0	1.7	1.8	1.8	1.7	1.6	1.4

(注) 1. 年度は各国の会計年度(但し、EUについては暦年)。

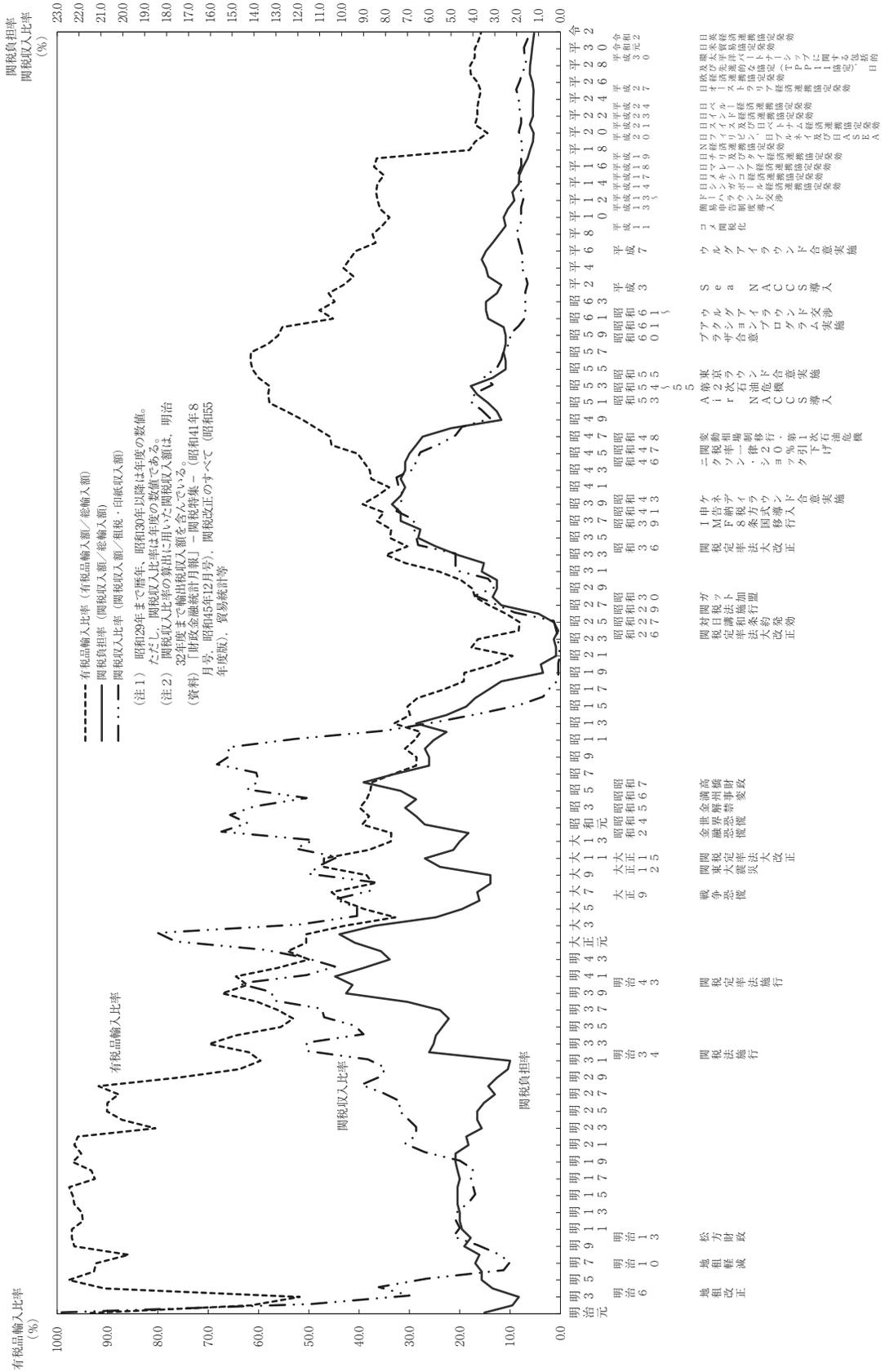
2. 関税負担率=関税収入額/輸入額として計算。

3. EU以外: OECD「Revenue Statistics」及び「International Trade」による数値。

4. EU: EUROSTATによる数値。但し、データの制約上、各年度とも(当時未加盟の国も含めた)現27加盟国及び英国の数値。

5. 日本の関税収入額は「租税及び印紙収入額(決算額)」による数値。

(参考) 2. 関税改正と関税負担率等の推移



3. 主要品目の関税率の推移

H	S	品名	税率 (%)					
			明44年	大15年	昭7年	昭26年	昭36年	令和3年4月現在
04.02		ミルク及びクリーム	(20)	(15)	(23,54)	30	30,協25,免税 (一部)	暫無税~協25.5%+509円/kg TQ 1次:暫無税~35 2次:暫92円/kg ~協25.5%+509円/kg
04.05		バター	(40)	(25)	(50)	35	暫35	暫35~暫29.8%+210円/kg TQ 1次:暫35 2次暫:暫29.8%+179 円/kg, 29.8% +210円/kg
04.06		チーズ(プロセス) (その他)	(40)	100	(40)	35	暫35 35	40 暫無税~協29.8 TQ 1次:暫無税 2次:協29.8%
07.13		小豆	(15)	(10)	(12)	10	暫10	TQ 1次:暫10% 2次:協354円/kg
09.01		コーヒー(いってない豆) (その他)	(45) (45)	(33) (24)	(39) (20)	35 35	35,協30 35	無税 協12
09.02		紅茶	(45)	100	(48)	35	35	協12
10.01		小麦	(20)	(16)	(49)	20,免税	暫無税	暫無税~暫9.80円/kg
10.03		大麦	(20)	(10)	(33)	10,免税	10	暫無税~暫10.40円/kg
10.06		米	(22)	(16)	(22)	15,免税	15,免税	暫無税~暫49円/kg
11.01		小麦粉	(34)	(28)	(47)	25	25	協12.5~暫27.40円/kg
12.01		大豆	(20)	(12)	(18)	10	(13),協10	無税
15.01		豚脂	(30)	(17)	(27)	10	5~(15),協5	無税~協8.50円/kg
15.02		牛脂	(5)	(5)	(10)	5	5	無税
15.07		大豆油	(20)	(16)	(17)	20	暫20	協10.90円/kg~協13.20円/kg
17.01		砂糖(粗糖) (精製糖)	(50) (60)	(30~36) (33)	(76~87) (40)	10 20	(146) (108)	無税~協35.30円/kg 21.50円/kg~暫39.98円/kg
22.03		ビール	(25)	100	100	50	56,協35	協無税
22.08		ウイスキー(瓶入)	(103)	100	100	50	(66),一部協40	無税
27.01		石炭	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.09		原油	(2~5)	(12~25)	(26~50)	10	暫(6)	無税
28.03		カーボンブラック	(10)	(5)	(15)	10	20	協3.9
28.15		かせいソーダ	(10,20)	(14,15)	(23,24)	20	20	協5.3
29.07		石炭酸	(20)	(34)	(36)	20	20	無税
32.10		油性ペイント	(15,30)	(15,24)	(13,14,22)	15	15	1.6, 協3.9
34.01		化粧せっけん	(50)	100	100	30	30,協27	協無税
38.06		ロジン	無税	無税	無税	5	5	無税
38.24		化学薬品(その他)	20~30	20~30	20~30	20	20	協無税~3.9
47.01~47.06		製紙用パルプ	(5)	(2.5,2.8)	(3)	5	5	無税
48.02, 48.23		印刷用紙(その他)	(12,18)	(7,10)	(11,14)	10	10	協無税
48.18, 48.23		紙製品(その他)	40	35	35	20	20,協15	協無税
51.05		羊毛	無税	無税, (5)	無税, (21)	無税	無税	無税

(注) 1. () 内は従量税等を従価換算したものである。
 2. 表中、協は協定税率、暫はすべての国に適用される暫定税率、その他は基本税率である。なお、特惠税率については省略し、また、実行税率のみを記載した。
 3. 小麦、大麦、米について昭和26年、36年の欄に免税とあるのは、関稅定率法第6条(昭和26年)及び第12条(昭和36年)により免税されたものである。

3. 主要品目の関税率の推移(続)

H	S	品名	税率(%)					
			明44年	大15年	昭7年	昭26年	昭36年	令和3年4月現在
51.11, 51.12		毛織物	(25)	(15, 20)	(8~16)	20	20	協5.3, 6.6, 協7.9%又は130円/㎡の高い方
52.01		綿花	無税	無税	無税	無税	無税	無税
52.08, 52.09		綿織物	(20)	(5)	(7~27)	10	10~(15)	協5.6, 協3.7%又は2.9%+1.01円/㎡の高い方, 5.6%又は4.4%+1.52円/㎡の高い方
55.03, 55.04		人造織維	(30)	(27)	(75)	15, 25	15, 25	協4~協6.6
54.07, 54.08		人造織維織物	(40)	100	100	15, 25	15, 25	協4~協10
55.12, 55.13								
55.14, 55.15								
55.16								
64.01, 64.02		ゴム製長靴	(40)	(30)	(59)	15	20	協6.7~協8
64.03, 64.04		革製履物	(40)	100	100	30	30, 一部協27	TQ:
64.05								1次暫 17.3, 21.6, 24 2次協 30%又は4,300円/足の高い方, 30%又は2,400円/足の高い方
70.03, 70.04		板ガラス	(25)	(10, 27)	(5~24)	10	10~20	無税
72.01		銑鉄	(5)	(4)	(20)	10	10	無税
72.06		鋼塊	(7.5)	15	15	12.5	12.5	無税, 協3.9
72.14, 72.15		鉄鋼の棒	(15)	(18)	(19, 24)	15	15	協無税
74.03		銅の塊(精製したもの)	(5)	(17)	(35)	10	10	スライド関税 無税~協3
78.01		鉛の塊(精製したもの)	(5)	(3)	(5)	5	10	スライド関税 無税~協2.7円/kg
80.01		すずの塊	(5)	(4)	(4)	5	10	無税, 協2.1
82~83類		金属製品(一部)	40	35	35	15, 20	20	無税~協5.3
84.02		ボイラー	(25)	(20)	(15, 21)	15	15, 20	無税
84.07, 84.08		内燃機関	(20)	(11~24)	(1~35)	(15, 30)	10, 25, 30	無税
84.09							協15 (一部), 30	
84.44, 84.45		紡織機械	(15)	(15)	(16)	15	15	無税
84.56, 84.57		金属加工及び木工機械	(15)	(15, 20)	(21)	15	15, 25	無税
84.58, 84.59								
84.60, 84.61								
84.62, 84.63								
84.65								
84.01, 84.77		機械(その他)	20	20	20	15	20, 一部協15	無税
84.78, 84.79								
85.01, 85.02		発電機	(20)	(15~20)	(8~29)	15	暫15	無税
85.17		有線電信機	20	20	20	15	15	無税
85.19		蓄音機	50	100	100	40	30, 協25, 30	無税
87.03		乗用自動車	50	50	50	40	40, 協35	無税
90.06		写真機	50	100	100	40	30	無税
91.01, 91.02		懐中時計	(39, 52, 65)	(21)~100	(9)~100	30, 50	30~50	無税
91.03, 91.05		置時計及び掛時計	40	40, 100	40, 100	30	25, 30, 協20, 27	無税
92.01~92.08		楽器	40	40	40	20	20	無税

4. 保 税 地 域 の 推 移

(各年1月1日現在
(平成31年以降は4月1日現在))
単位 千m²

区 分 年 別	保 税 地 域									
	指定保税地域		許 可 保 税 地 域						合 計	
			保 税 蔵 置 場		保 税 工 場		総 合 保 税 地 域			
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
平成3年……	72	16,530	5,365	68,047	934	56,130			6,371	140,707
4……	72	17,115	5,439	68,816	890	56,055			6,401	141,986
5……	73	17,533	5,479	69,442	833	54,131			6,385	141,106
6……	73	17,707	5,562	70,272	773	54,740			6,408	142,719
7……	73	18,831	5,251	70,343	738	55,157	1	125	6,063	144,456
8……	73	19,031	5,383	70,270	701	53,386	1	125	6,158	142,812
9……	76	21,107	5,493	70,930	650	52,206	3	666	6,222	144,908
10……	77	21,118	5,585	72,281	622	53,123	3	666	6,287	147,188
11……	76	21,639	5,556	71,511	576	53,019	4	998	6,212	147,167
12……	76	21,603	5,464	70,808	536	51,549	4	1,002	6,080	144,961
13……	76	21,820	5,382	70,144	505	49,399	4	970	5,967	142,333
14……	81	22,886	5,364	69,368	471	47,100	4	970	5,920	140,324
15……	81	22,870	5,302	67,933	445	44,170	4	970	5,832	135,944
16……	82	23,445	5,320	68,086	423	42,932	4	943	5,829	135,406
17……	84	23,906	5,296	68,975	401	40,501	5	1,048	5,786	134,430
18……	86	24,855	5,255	68,901	364	39,830	5	1,221	5,710	134,807
19……	86	25,272	5,255	69,121	353	39,992	4	1,239	5,698	135,624
20……	86	25,100	5,249	70,210	344	40,229	4	1,287	5,683	136,826
21……	85	25,700	5,206	69,895	326	37,464	4	1,266	5,621	134,325
22……	86	26,184	5,095	68,579	312	35,307	4	1,256	5,497	131,326
23……	87	26,565	5,036	68,026	309	34,784	4	1,265	5,436	130,640
24……	87	26,621	4,990	67,815	298	34,553	4	1,258	5,379	130,247
25……	88	27,047	4,941	68,122	300	34,848	4	1,259	5,333	131,276
26……	88	27,100	4,907	67,767	291	34,623	4	1,269	5,290	130,758
27……	88	27,228	4,866	68,018	278	33,846	4	1,303	5,236	130,395
28……	88	27,444	4,807	68,160	270	32,702	4	1,320	5,169	129,626
29……	88	27,501	4,808	68,251	261	32,017	4	1,322	5,161	129,091
30……	89	27,704	4,779	68,083	250	29,734	4	1,320	5,122	126,840
31……	89	27,530	4,724	67,292	249	27,693	4	1,318	5,066	123,833
令和2年……	89	27,719	4,693	67,168	237	27,742	4	1,380	5,023	123,509
令和3年……	89	27,980	4,659	66,607	225	25,510	4	1,382	4,977	121,479
指 数	123.6	169.3	86.8	97.9	24.1	45.4	—	—	78.1	86.3

(注) 1. 指数は、令和3年を100とした場合である。
2. 平成6年以前の保税蔵置場の件数及び面積は、保税上屋及び保税倉庫の合計数を計上。

5. 輸 入 減

区 分	平成23年度				24			
	価 格	減 免 額	構 成 比	前 年 比	価 格	減 免 額	構 成 比	
合 計	931,366	186,852	100	106.3	919,617	180,069	100	
定10条1項 変質損傷物品の減税	2	1	0.0	197.0	-	-	-	
ㄨ11条 加工修繕のため輸出された貨物の減税	769	51	0.0	165.5	813	59	0.0	
ㄨ12条 生活関連物資の減免税	-	-	-	-	-	-	-	
ㄨ13条1項 製造用原料品減免税	354,623	161,112	86.2	107.0	347,156	155,402	86.3	
ㄨ14条 無条件免税	107,749	4,316	2.3	114.2	114,027	4,647	2.6	
ㄨ14条の2 再輸入減税	9	0	0.0	4.0	2,602	14	0.0	
ㄨ14条の3 水産物の減免税	0	0	0.0	-	-	-	-	
ㄨ15条1項 特定用途免税	518	27	0.0	504.3	384	13	0.0	
ㄨ16条1項 外交官用貨物等の免税	156	11	0.0	108.0	666	28	0.0	
ㄨ17条1項 再輸出免税	11,191	599	0.3	101.4	11,811	656	0.4	
ㄨ18条 再輸出減税	-	-	-	-	-	-	-	
ㄨ19条1項 輸出貨物の製造用原料品の減免税	-	-	-	-	-	-	-	
ㄨ19条の2・1項 課税原料品等による製品の輸出免税	292	11	0.0	-	188	7	0.0	
暫4条 航空機及びその部分品等の免税	27,693	1,017	0.5	91.3	35,674	1,305	0.7	
ㄨ8条1項 加工又は組立てに係る製品の減税	419,383	19,146	10.2	105.4	398,467	17,464	9.7	
関税法等の臨時特例法による貨物の免税	1,677	42	0.0	75.9	2,014	40	0.0	
M D A 協定による免税	7,303	518	0.3	34.6	5,815	433	0.2	
沖縄復帰特別措置法による減免税	-	-	-	-	-	-	-	

5. 輸 入 減

区 分	28				29			
	価 格	減 免 額	構 成 比	前 年 比	価 格	減 免 額	構 成 比	
合 計	872,338	164,125	100	95.4	819,533	165,310	100	
定10条1項 変質損傷物品の減税	80	48	0.0	5,381.3	0	0	0.0	
ㄨ11条 加工修繕のため輸出された貨物の減税	670	43	0.0	95.4	606	102	0.1	
ㄨ12条 生活関連物資の減免税	-	-	-	-	-	-	-	
ㄨ13条1項 製造用原料品減免税	254,673	138,683	84.5	95.3	271,585	143,591	86.9	
ㄨ14条 無条件免税	156,668	7,214	4.4	99.2	129,000	6,114	3.7	
ㄨ14条の2 再輸入減税	26,629	259	0.2	97.7	26,237	179	0.1	
ㄨ14条の3 水産物の減免税	-	-	-	-	-	-	-	
ㄨ15条1項 特定用途免税	859	31	0.0	8.0	8,532	286	0.2	
ㄨ16条1項 外交官用貨物等の免税	512	18	0.0	25.3	118	6	0.0	
ㄨ17条1項 再輸出免税	36,461	1,891	1.2	290.2	11,256	593	0.4	
ㄨ18条 再輸出減税	-	-	-	-	-	-	-	
ㄨ19条1項 輸出貨物の製造用原料品の減免税	-	-	-	-	-	-	-	
ㄨ19条の2・1項 課税原料品等による製品の輸出免税	-	-	-	-	-	-	-	
暫4条 航空機及びその部分品等の免税	65,411	2,422	1.5	82.4	61,902	2,176	1.3	
ㄨ8条1項 加工又は組立てに係る製品の減税	321,118	12,918	7.9	88.5	304,842	11,917	7.2	
関税法等の臨時特例法による貨物の免税	2,699	81	0.0	103.6	1,628	53	0.0	
M D A 協定による免税	6,558	518	0.3	169.5	3,826	294	0.2	
沖縄復帰特別措置法による減免税	-	-	-	-	-	-	-	

Ⅱ 貿 易 統 計

7. 貿 易 額 の 推 移

(1) 我が国の貿易額（通関ベース）の推移

(単位 百万円, %)

区分 年期別	額					
	輸 出		輸 入		差 引	
		伸率 (%)		伸率 (%)		伸率 (%)
平成8年	44,731,311	7.7	37,993,421	20.4	6,737,890	△32.5
9	50,937,992	13.9	40,956,183	7.8	9,981,809	48.1
10	50,645,004	△0.6	36,653,647	△10.5	13,991,357	40.2
11	47,547,556	△6.1	35,268,008	△3.8	12,279,548	△12.2
12	51,654,198	8.6	40,938,423	16.1	10,715,775	△12.7
13	48,979,244	△5.2	42,415,533	3.6	6,563,711	△38.7
14	52,108,956	6.4	42,227,506	△0.4	9,881,450	50.5
15	54,548,350	4.7	44,362,023	5.1	10,186,327	3.1
16	61,169,979	12.1	49,216,636	10.9	11,953,343	17.3
17	65,656,544	7.3	56,949,392	15.7	8,707,152	△27.2
18	75,246,173	14.6	67,344,293	18.3	7,901,880	△9.2
19	83,931,438	11.5	73,135,920	8.6	10,795,518	36.6
20	81,018,088	△3.5	78,954,750	8.0	2,063,338	△80.9
21	54,170,614	△33.1	51,499,378	△34.8	2,671,236	29.5
22	67,399,627	24.4	60,764,957	18.0	6,634,670	148.4
23	65,546,475	△2.7	68,111,187	12.1	△2,564,712	—
24	63,747,572	△2.7	70,688,632	3.8	△6,941,060	170.6
25	69,774,193	9.5	81,242,545	14.9	△11,468,352	65.2
26	73,093,028	4.8	85,909,113	5.7	△12,816,085	11.8
27	75,613,929	3.4	78,405,536	△8.7	△2,791,607	△78.2
28	70,035,770	△7.4	66,041,974	△15.8	3,993,796	—
29	78,286,457	11.8	75,379,231	14.1	2,907,226	△27.2
30	81,478,753	4.1	82,703,304	9.7	△1,224,551	—
令和元年	76,931,665	△5.6	78,599,510	△5.0	△1,667,845	36.2
2	68,400,483	△11.1	67,837,102	△13.7	563,381	—
平成31年1～3	19,161,989	△3.9	19,739,987	△1.9	△577,998	198.8
令和元年4～6	19,087,223	△5.5	19,405,533	△0.1	△318,310	—
7～9	19,151,176	△5.0	19,686,341	△4.9	△535,165	△2.9
10～12	19,531,277	△7.8	19,767,650	△11.9	△236,373	△81.1
2. 1～3	18,109,105	△5.5	18,300,306	△7.3	△191,201	△66.9
4～6	14,250,603	△25.3	16,335,248	△15.8	△2,084,645	554.9
7～9	16,654,900	△13.0	15,774,325	△19.9	880,575	—
10～12	19,385,875	△0.7	17,427,223	△11.8	1,958,652	—
3. 1～3	19,196,069	6.0	18,653,670	1.9	542,399	—

7. 貿 易 額
(2) 世 界 及 び

年	国 別	世 界	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
平成12		6,387,850	478,542	772,280	282,873
13		6,141,540	403,652	731,122	268,599
14		6,435,410	416,969	693,357	275,830
15		7,525,980	472,063	723,885	306,002
16		9,134,690	566,137	816,630	341,987
17		10,363,300	595,138	904,431	370,301
18		11,965,200	647,186	1,037,150	422,709
19		13,845,300	714,883	1,162,710	441,207
20		16,024,200	783,149	1,300,190	459,824
21		12,360,600	581,579	1,057,050	353,354
22		14,994,300	771,720	1,277,630	373,414
23		17,772,414	824,415	1,480,727	434,369
24		17,873,246	800,334	1,546,635	430,334
25		18,234,202	714,613	1,578,831	496,925
26		18,422,817	690,190	1,623,421	461,906
27		16,481,368	591,763	2,137,295	639,159
28		15,827,832	644,927	1,453,699	409,044
29		17,486,857	698,073	1,545,605	440,984
30		19,294,811	737,941	1,664,238	486,595
令和元		18,785,172	705,632	1,641,118	469,923
2		17,376,823	638,167	1,431,584	395,389
			3.7%	8.2%	2.3%

(注)：％は総額に対する割合を示す。

(資料)：IMF：Direction of Trade Statistics (2021/6/30時点)

(3) 世 界 及 び

年	国 別	世 界	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
平成12		6,593,300	379,624	1,238,290	334,974
13		6,381,520	349,106	1,180,230	322,849
14		6,629,130	337,195	1,202,460	335,346
15		7,752,940	382,973	1,305,370	383,641
16		9,487,080	454,857	1,525,510	453,197
17		10,756,100	515,223	1,732,540	482,622
18		12,364,600	578,725	1,919,290	546,814
19		14,341,500	621,887	2,017,410	624,142
20		16,689,400	761,803	2,166,020	633,913
21		12,743,700	551,928	1,603,580	482,108
22		15,518,000	694,028	1,968,140	536,649
23		18,355,707	854,726	2,265,010	602,534
24		18,494,997	885,912	2,335,652	655,596
25		18,742,205	832,343	2,293,805	620,867
26		18,834,358	812,206	2,345,186	652,956
27		16,906,705	697,333	1,481,967	435,654
28		16,145,613	606,868	2,189,178	636,639
29		17,717,101	671,183	2,342,665	643,502
30		19,530,206	748,335	2,542,733	673,660
令和元		19,015,368	720,803	2,498,402	693,592
2		17,536,687	631,195	2,336,579	628,179
			3.6%	13.3%	3.6%

(注)：％は総額に対する割合を示す。

(資料)：IMF：Direction of Trade Statistics (2021/6/30時点)

の 推 移 (続)

主 要 国 の 輸 出 額

(単位 百万ドル)

カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー
275,184	548,962	323,528	236,668	229,757	186,609
4.3%	8.6%	5.1%	3.7%	3.9%	2.9%
261,301	570,590	322,906	240,828	230,897	188,072
4.3%	9.3%	5.3%	3.9%	3.8%	3.1%
252,384	613,309	331,136	251,225	243,204	213,507
3.9%	9.5%	5.1%	3.9%	3.8%	3.3%
271,597	742,263	392,089	299,885	295,964	250,254
3.6%	9.9%	5.2%	4.0%	3.9%	3.3%
315,955	911,901	451,771	353,604	357,487	307,911
3.5%	10.0%	4.9%	3.9%	3.9%	3.4%
360,587	977,104	463,031	373,020	406,032	334,281
3.5%	9.4%	4.5%	3.6%	3.9%	3.2%
388,217	1,108,980	495,537	417,217	463,867	366,939
3.2%	9.3%	4.1%	3.5%	3.9%	3.1%
420,853	1,322,750	551,891	500,383	551,674	432,274
3.0%	9.6%	4.0%	3.6%	4.0%	3.1%
457,289	1,465,200	606,611	539,933	633,842	477,605
2.9%	9.1%	3.8%	3.4%	4.0%	3.0%
294,151	1,120,740	484,065	406,943	498,495	369,989
2.4%	9.1%	3.9%	3.3%	4.0%	3.0%
387,137	1,206,060	510,434	441,219	567,138	402,744
2.6%	8.0%	3.4%	2.9%	3.8%	2.7%
452,442	1,392,162	584,804	515,414	648,561	462,773
2.5%	7.8%	3.3%	2.9%	3.6%	2.6%
454,859	1,323,106	557,033	489,794	641,803	431,977
2.5%	7.4%	3.1%	2.7%	3.6%	2.4%
458,138	1,366,433	567,932	509,643	653,362	453,104
2.5%	7.5%	3.1%	2.8%	3.6%	2.5%
474,627	1,418,625	569,654	521,495	656,796	455,670
2.6%	7.7%	3.1%	2.8%	3.6%	2.5%
416,216	1,044,710	585,690	412,250	519,524	356,223
2.5%	6.3%	3.6%	2.5%	3.2%	2.2%
389,663	1,334,355	501,179	461,737	570,606	398,218
2.5%	8.4%	3.2%	2.9%	3.6%	2.5%
418,787	1,448,191	535,188	507,418	652,065	430,127
2.4%	8.3%	3.1%	2.9%	3.7%	2.5%
447,671	1,560,539	582,222	549,526	726,698	468,651
2.3%	8.1%	3.0%	2.8%	3.8%	2.4%
446,098	1,489,412	570,950	537,717	708,596	446,944
2.3%	7.7%	3.0%	2.8%	3.7%	2.3%
390,144	1,380,368	488,345	496,120	675,001	296,187
2.2%	7.9%	2.8%	2.9%	3.9%	1.7%

主 要 国 の 輸 入 額

(単位 百万ドル)

カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー
262,830	500,285	331,840	235,283	215,720	175,126
4.0%	7.6%	5.0%	3.6%	3.3%	2.7%
243,658	492,726	328,593	232,743	208,691	178,453
3.8%	7.7%	5.1%	3.6%	3.3%	2.8%
244,196	493,651	328,310	243,001	218,788	197,513
3.7%	7.4%	5.0%	3.7%	3.3%	3.0%
263,352	596,512	398,685	297,930	264,719	224,952
3.4%	7.9%	5.1%	3.8%	3.4%	2.9%
299,081	718,249	470,889	355,297	319,787	285,952
3.2%	7.6%	5.0%	3.7%	3.4%	3.0%
346,015	776,941	503,950	384,688	363,230	319,103
3.2%	7.2%	4.7%	3.6%	3.4%	3.0%
384,397	907,867	541,813	442,630	417,104	351,985
3.1%	7.3%	4.4%	3.6%	3.4%	2.8%
418,041	1,056,870	620,163	511,872	493,306	413,583
2.9%	7.4%	4.3%	3.6%	3.4%	2.9%
448,905	1,204,750	706,733	556,328	573,758	470,542
2.7%	7.2%	4.2%	3.3%	3.4%	2.8%
353,020	925,956	559,900	414,868	443,550	351,938
2.8%	7.3%	4.4%	3.3%	3.5%	2.8%
430,295	1,054,340	594,732	475,867	513,028	387,818
2.8%	6.8%	3.8%	3.1%	3.3%	2.5%
495,815	1,239,719	701,158	525,013	592,377	458,061
2.7%	6.8%	3.8%	2.9%	3.2%	2.5%
508,686	1,153,036	660,587	451,722	587,243	434,096
2.8%	6.2%	3.6%	2.4%	3.2%	2.3%
508,094	1,174,222	664,402	452,500	587,294	446,589
2.7%	6.3%	3.5%	2.4%	3.1%	2.4%
507,026	1,202,804	663,691	451,139	584,533	446,610
2.7%	6.4%	3.5%	2.4%	3.1%	2.4%
405,425	1,316,915	540,678	466,047	522,270	364,806
2.4%	7.8%	3.2%	2.8%	3.1%	2.2%
426,936	1,055,326	567,657	406,788	500,797	379,377
2.6%	6.5%	3.5%	2.5%	3.1%	2.3%
457,380	1,162,907	618,649	453,123	574,646	409,113
2.6%	6.6%	3.5%	2.6%	3.2%	2.3%
485,445	1,284,353	676,442	503,240	645,502	454,947
2.5%	6.6%	3.5%	2.6%	3.3%	2.3%
479,228	1,233,978	654,658	475,006	635,678	427,707
2.5%	6.3%	3.4%	2.4%	3.3%	2.2%
428,467	1,170,717	582,352	422,875	596,093	302,838
2.4%	6.7%	3.3%	2.4%	3.4%	1.7%

8. 主要地域(国)別及び

(1) 主要地域(国)

地域(国)名	番号	令和元年				
		輸出		輸入		
		価額	伸率	価額	伸率	
総	額	1	76,931,665	△5.6	78,599,510	△5.0
ア	ジ	2	41,326,804	△7.6	37,413,020	△4.6
	中華人民共和国	3	14,681,945	△7.6	18,453,731	△3.9
	大韓民国	4	5,043,824	△12.9	3,227,104	△9.1
	台湾	5	4,688,545	0.2	2,927,625	△2.3
	香港	6	3,665,365	△4.4	225,106	△4.1
	シンガポール	7	2,198,787	△14.9	851,244	△20.9
	タイ	8	3,290,636	△7.6	2,765,055	△0.2
	マレーシア	9	1,448,960	△5.8	1,926,305	△7.9
	インドネシア	10	1,524,280	△12.6	1,981,960	△16.7
	フィリピン	11	1,161,260	△6.6	1,156,146	0.3
	ベトナム	12	1,797,058	△0.9	2,450,876	5.0
	インド	13	1,196,500	△1.5	585,500	△3.6
(A S E A N)		14	11,578,266	△8.4	11,756,655	△5.2
大	洋州	15	2,053,400	△14.5	5,586,834	△1.3
	オーストラリア	16	1,579,821	△16.2	4,957,595	△1.9
	ニュージーランド	17	254,000	△11.9	291,789	△0.4
北	米	18	16,222,229	△1.7	9,935,018	△3.7
	アメリカ合衆国	19	15,254,513	△1.4	8,640,165	△4.2
	カナダ	20	967,708	△6.0	1,286,422	△0.7
中	南米	21	3,221,404	△5.2	3,168,280	△1.8
	ブラジル	22	410,246	△7.1	872,335	14.6
	メキシコ	23	1,157,712	△9.8	644,002	△8.0
	チリ	24	223,338	1.4	725,303	△9.4
西	欧	25	9,010,356	△4.0	10,394,077	0.2
	ドイツ	26	2,205,122	△4.4	2,722,618	△5.1
	英国	27	1,513,201	△1.4	887,574	△2.4
	フランス	28	743,514	△4.5	1,312,697	7.6
	オランダ	29	1,298,705	△7.5	343,195	△2.7
	イタリア	30	501,357	△3.3	1,264,793	0.4
	ベルギー	31	811,931	7.9	351,145	3.7
	スイス	32	446,590	7.2	892,517	4.1
	スウェーデン	33	159,323	0.8	316,108	5.5
	アイルランド	34	99,060	△16.6	748,214	△1.6
	スペイン	35	367,492	△1.3	371,424	0.2
(E U)		36	8,955,277	△2.8	9,722,197	0.0
中	東欧・ロシア等	37	1,757,238	2.2	2,332,992	△8.4
	ロシア	38	782,592	△2.8	1,560,636	△9.4
中	東	39	2,356,437	△3.2	8,851,500	△14.7
	アラブ首長国連邦	40	782,679	△10.2	2,855,515	△6.3
	サウジアラビア	41	556,699	22.6	3,015,802	△19.2
	クウェート	42	187,231	△4.2	750,788	△6.2
	カタール	43	122,204	△22.0	1,433,437	△12.7
	オマーン	44	230,722	3.0	298,061	△7.6
	イラン	45	7,246	△90.6	126,925	△66.7
ア	フリカ	46	983,797	9.3	917,542	△7.4
	南アフリカ共和国	47	263,329	△5.3	559,098	△1.6

(注)「伸率」は対前年伸率。

主要商品別輸出入額

別輸出入額

(単位 百万円, %)

2年				3年第I四半期				番号
輸出		輸入		輸出		輸入		
価額	伸率	価額	伸率	価額	伸率	価額	伸率	
68,400,483	△11.1	67,837,102	△13.7	19,196,069	6.0	18,653,670	1.9	1
39,220,216	△5.1	34,643,461	△7.4	10,934,376	13.4	9,516,820	11.0	2
15,081,922	2.7	17,493,085	△5.2	4,041,391	25.4	4,744,744	23.4	3
4,766,560	△5.5	2,839,829	△12.0	1,348,816	9.3	792,125	△0.9	4
4,739,152	1.1	2,859,122	△2.3	1,316,941	11.5	757,355	5.4	5
3,414,504	△6.8	85,376	△62.1	872,423	7.5	26,931	13.4	6
1,887,603	△14.2	914,263	7.4	512,220	△3.0	217,133	△6.0	7
2,722,580	△17.3	2,538,727	△8.2	849,579	11.8	705,335	6.5	8
1,343,467	△7.3	1,700,472	△11.7	427,204	14.9	528,473	△0.3	9
980,916	△35.6	1,651,990	△16.6	312,351	△10.0	483,725	1.1	10
939,602	△19.1	997,663	△13.7	264,576	△0.8	278,127	3.6	11
1,825,823	1.6	2,353,703	△4.0	467,188	2.6	622,510	1.1	12
970,960	△18.8	504,631	△13.8	349,780	16.7	153,189	△3.3	13
9,842,954	△15.0	10,664,585	△9.3	2,866,165	3.6	2,982,201	0.6	14
1,687,621	△17.8	4,348,299	△22.2	522,433	5.1	1,200,834	△4.3	15
1,295,449	△18.0	3,821,105	△22.9	411,289	8.9	1,067,461	△4.4	16
196,583	△22.6	266,792	△8.6	64,342	18.0	53,379	△11.9	17
13,384,903	△17.5	8,598,419	△13.5	3,570,540	△4.7	2,302,255	△1.9	18
12,612,187	△17.3	7,436,892	△13.9	3,333,170	△4.9	1,997,724	△3.4	19
772,712	△20.2	1,153,292	△10.3	237,369	△1.9	302,760	9.5	20
2,285,360	△29.1	2,954,884	△6.7	761,715	4.4	754,630	△6.5	21
315,411	△23.1	800,039	△8.3	112,312	11.2	195,556	△19.5	22
894,873	△22.7	580,815	△9.8	283,889	7.9	136,445	△15.9	23
107,997	△51.6	719,998	△0.7	35,208	△9.2	190,489	△2.4	24
7,651,530	△15.1	8,971,653	△13.7	2,135,242	△2.8	2,481,027	5.6	25
1,875,242	△15.0	2,265,990	△16.8	530,745	1.8	644,395	6.8	26
1,145,312	△24.3	684,860	△22.8	263,486	△32.4	183,332	△7.2	27
602,604	△19.0	986,719	△24.8	177,782	3.3	266,270	7.0	28
1,163,870	△10.4	329,115	△4.1	343,485	7.5	97,636	41.6	29
403,243	△19.6	1,117,845	△11.6	137,926	9.4	285,142	△2.5	30
699,167	△13.9	346,062	△1.4	188,934	△5.4	92,067	7.2	31
513,970	15.1	796,199	△10.8	132,196	28.2	234,248	9.2	32
133,464	△16.2	301,573	△4.6	40,626	17.1	86,720	1.2	33
95,060	△4.0	694,366	△7.2	24,179	△1.3	202,751	10.3	34
230,970	△37.1	337,971	△9.0	63,811	△18.8	94,989	3.8	35
6,460,281	△14.6	7,789,959	△12.6	1,835,893	2.9	2,118,707	5.7	36
1,514,236	△13.8	1,839,428	△21.2	448,191	5.3	455,671	△15.1	37
627,815	△19.8	1,145,515	△26.6	190,977	3.9	283,832	△17.2	38
1,808,569	△23.2	5,558,599	△37.2	562,140	△7.7	1,670,630	△23.9	39
593,257	△24.2	1,750,572	△38.7	196,333	△1.8	464,090	△37.4	40
452,596	△18.7	1,969,579	△34.7	139,490	△18.8	645,629	△11.1	41
150,438	△19.7	487,018	△35.1	51,982	4.0	137,333	△33.3	42
108,602	△11.1	980,701	△31.6	25,979	△20.8	300,413	△26.7	43
137,807	△40.3	156,639	△47.4	38,253	△24.2	33,749	△41.0	44
8,561	18.2	3,618	△97.1	1,601	△21.3	1,202	△20.8	45
848,049	△13.8	921,412	0.4	261,432	△0.5	271,789	14.0	46
178,252	△32.3	614,923	10.0	54,829	△2.8	184,690	25.6	47

8. 主要地域(国)別及び

(2) 主要商品の輸出

(単位 百万円, %)

(単位 百万円, %)

品名	令和元年		2年		品名	3年第I四半期	
	価額	伸率	価額	伸率		価額	伸率
総額	76,931,665	△5.6	68,400,483	△11.1	総額	19,196,069	6.0
食料品	754,267	1.8	790,161	4.8	食料品	216,494	30.3
原料品	1,033,552	△10.6	1,019,845	△1.3	原料品	336,759	26.5
鉱物性燃料	1,382,973	6.0	722,807	△47.7	鉱物性燃料	215,602	△33.7
化学製品	8,739,096	△2.0	8,533,601	△2.4	化学製品	2,439,969	15.5
有機化合物	1,907,103	△7.0	1,555,589	△18.4	有機化合物	442,976	1.6
医薬品	733,105	13.0	835,954	14.0	医薬品	217,387	9.6
プラスチック	2,429,668	△5.0	2,419,779	△0.4	プラスチック	703,158	21.6
原料別製品	8,407,009	△8.0	7,505,093	△10.7	原料別製品	2,148,870	4.7
鉄鋼	3,074,011	△10.7	2,573,733	△16.3	鉄鋼	744,625	△4.1
非鉄金属	1,368,404	△9.6	1,589,480	16.2	非鉄金属	468,764	24.9
金属製品	1,216,583	△6.6	1,042,205	△14.3	金属製品	304,596	9.9
織物用糸・繊維製品	704,870	△2.8	590,942	△16.2	織物用糸・繊維製品	150,763	△7.7
非金属鉱物製品	857,308	△4.7	729,998	△14.8	非金属鉱物製品	198,834	7.8
ゴム製品	882,526	△2.4	702,472	△20.4	ゴム製品	201,461	0.0
紙類・紙製品	280,023	△14.3	257,552	△8.0	紙類・紙製品	74,856	8.5
一般機械	15,121,618	△8.4	13,140,149	△13.1	一般機械	3,777,393	9.9
原動機	2,727,906	△7.5	2,169,169	△20.5	原動機	604,160	△4.7
電算機類(含周辺機器)	360,599	△4.0	305,361	△15.3	電算機類(含周辺機器)	73,109	△12.5
電算機類の部分品	966,696	△8.9	868,185	△10.2	電算機類の部分品	244,976	9.3
半導体等製造装置	2,467,042	△9.6	2,517,003	2.0	半導体等製造装置	728,981	24.4
金属加工機械	1,065,210	△12.7	777,110	△27.0	金属加工機械	223,963	5.1
ポンプ・遠心分離機	1,229,505	△5.1	1,173,217	△4.6	ポンプ・遠心分離機	329,415	11.3
建設用・鉱山用機械	1,139,680	△7.6	896,530	△21.3	建設用・鉱山用機械	300,306	22.1
荷役機械	645,735	△9.6	497,891	△22.9	荷役機械	138,497	△1.6
加熱用・冷却用機器	423,588	△5.3	369,950	△12.7	加熱用・冷却用機器	95,538	3.5
繊維機械	224,936	△15.3	181,157	△19.5	繊維機械	51,324	1.8
ベアリング	464,598	△6.8	368,785	△20.6	ベアリング	114,610	14.7
電気機器	13,207,675	△6.6	12,819,914	△2.9	電気機器	3,420,649	8.2
半導体等電子部品	4,005,965	△3.5	4,077,119	1.8	半導体等電子部品	1,034,038	6.4
(IC)	2,836,057	△2.3	2,827,191	△0.3	(IC)	689,096	2.1
音響・映像機器	450,892	△12.1	379,263	△15.9	音響・映像機器	107,430	10.0
(映像記録・再生機器)	301,233	△17.3	258,491	△14.2	(映像記録・再生機器)	72,073	14.6
(テレビ受像機)	105,062	3.2	81,003	△22.9	(テレビ受像機)	24,769	1.1
音響・映像機器の部分品	228,186	△9.0	189,300	△17.0	音響・映像機器の部分品	47,191	△2.1
重電機器	943,692	△1.1	992,254	5.1	重電機器	281,808	20.1
通信機	447,170	△22.8	376,884	△15.7	通信機	94,686	△2.8
電気計測機器	1,626,787	△6.4	1,530,339	△5.9	電気計測機器	421,912	7.5
電気回路等の機器	1,851,516	△10.9	1,741,029	△6.0	電気回路等の機器	479,905	12.3
電池	543,183	△10.2	519,122	△4.4	電池	152,323	15.3
輸送用機器	18,118,040	△4.0	14,456,205	△20.2	輸送用機器	4,123,424	△3.3
自動車	11,971,189	△2.7	9,579,625	△20.0	自動車	2,717,748	△2.5
(乗用車)	10,682,017	△2.3	8,633,372	△19.2	(乗用車)	2,407,909	△3.3
(バス・トラック)	1,222,822	△5.4	901,600	△26.3	(バス・トラック)	298,606	5.6
自動車の部分品	3,601,667	△9.8	2,912,366	△19.1	自動車の部分品	860,520	4.2
二輪自動車	267,425	△20.7	224,579	△16.0	二輪自動車	83,935	△2.3
航空機類	494,564	3.2	324,391	△34.4	航空機類	44,905	△61.7
船舶	1,492,841	9.1	1,142,046	△23.5	船舶	343,494	△11.6
その他	10,167,435	△4.9	9,412,706	△7.4	その他	2,516,910	8.2
科学光学機器	2,129,712	△8.0	1,968,032	△7.6	科学光学機器	531,165	8.6
写真用・映画用材料	527,610	△1.0	499,731	△5.3	写真用・映画用材料	136,094	3.2

(注)「伸率」は対前年伸率。

主要商品別輸出入額(続)

(3) 主要商品の輸入

(単位 百万円, %)

(単位 百万円, %)

品名	令和元年		2年		品名	3年第一四半期	
	価額	伸率	価額	伸率		価額	伸率
総額	78,599,510	△5.0	67,837,102	△13.7	総額	18,653,670	1.9
食料品	7,191,581	△0.8	6,678,153	△7.1	食料品	1,550,105	△4.7
魚介類	1,609,182	△3.2	1,367,772	△15.0	魚介類	306,829	△4.0
肉類	1,540,079	1.6	1,431,066	△7.1	肉類	316,829	△9.5
穀物	797,346	△1.5	766,120	△3.9	穀物	208,357	0.0
野菜	536,865	△2.5	503,862	△6.1	野菜	121,304	△2.9
果実	538,632	△2.1	536,837	△0.3	果実	107,605	△9.1
原料品	4,861,195	△2.6	4,595,308	△5.5	原料品	1,316,131	13.6
木材	357,309	△12.4	278,953	△21.9	木材	68,509	△10.9
非鉄金属	1,377,936	△11.8	1,439,690	4.5	非鉄金属	390,394	20.3
鉄	1,188,303	15.4	1,030,797	△13.3	鉄	320,467	10.8
大豆	167,316	△1.6	159,160	△4.9	大豆	43,375	13.4
燃料	16,950,648	△12.1	11,254,947	△33.6	燃料	3,493,013	△16.3
原油及び粗油	7,969,046	△10.5	4,646,595	△41.7	原油及び粗油	1,331,287	△30.7
石油製品	1,537,288	△25.9	1,245,379	△19.0	石油製品	421,873	△5.5
(揮発油)	1,159,047	△23.8	974,730	△15.9	(揮発油)	297,810	△7.9
液化天然ガス	4,349,779	△8.2	3,208,948	△26.2	液化天然ガス	1,071,374	△5.3
液化石油ガス	532,751	△22.9	430,368	△19.2	液化石油ガス	194,936	31.9
石炭	2,528,243	△10.1	1,704,265	△32.6	石炭	450,171	△13.9
(一般炭)	1,312,798	△11.6	904,212	△31.1	(一般炭)	264,921	△7.3
化学製品	8,163,450	△4.5	7,793,914	△4.5	化学製品	2,054,203	2.5
有機化合物	1,691,145	△12.7	1,648,138	△2.5	有機化合物	373,488	△8.1
医薬品	3,091,877	4.4	3,154,767	2.0	医薬品	879,459	7.7
原料別製品	7,068,411	△5.2	6,561,382	△7.2	原料別製品	1,739,965	8.3
鉄鋼	948,006	△6.9	705,828	△25.5	鉄鋼	199,468	△0.4
非鉄金属	1,750,156	△12.5	1,722,741	△1.6	非鉄金属	547,564	20.8
金属製品	1,299,845	0.6	1,135,766	△12.6	金属製品	293,129	5.6
織物用糸・繊維製品	946,991	△2.1	1,245,608	31.5	織物用糸・繊維製品	237,839	13.2
非金属鉱物製品	694,374	△6.6	570,088	△17.9	非金属鉱物製品	152,442	3.0
木製品等(除家具)	764,804	△3.4	616,183	△19.4	木製品等(除家具)	161,757	△5.4
一般機械	7,582,617	△4.6	7,034,967	△7.2	一般機械	1,882,488	10.5
原動機	1,231,235	△15.0	897,170	△27.1	原動機	237,236	△7.4
電算機類(含周辺機器)	2,210,832	9.0	2,400,338	8.6	電算機類(含周辺機器)	673,623	30.5
電算機類の部分品	523,988	4.2	412,800	△21.2	電算機類の部分品	107,966	△1.1
電気機器	11,992,000	△2.8	11,349,690	△5.4	電気機器	3,217,940	16.1
半導体等電子部品	2,581,351	△8.3	2,505,638	△2.9	半導体等電子部品	673,938	6.8
(IC)	2,008,280	△9.3	1,990,411	△0.9	(IC)	544,956	9.6
絶縁電線・絶縁ケーブル	824,468	0.8	749,099	△9.1	絶縁電線・絶縁ケーブル	220,623	12.4
音響映像機器(含部品)	1,368,557	7.9	1,276,467	△6.7	音響映像機器(含部品)	346,050	13.2
重電機器	664,103	1.3	604,579	△9.0	重電機器	178,604	24.8
通信機	2,846,267	△7.8	2,849,435	0.1	通信機	856,584	30.8
(電話機)	1,694,305	△13.9	1,603,579	△5.4	(電話機)	520,462	40.4
電気計測機器	762,824	△2.9	636,662	△16.5	電気計測機器	190,933	4.6
輸送用機器	3,560,706	2.0	2,599,039	△27.0	輸送用機器	773,544	5.6
自動車	1,408,351	△1.4	1,165,150	△17.3	自動車	353,696	12.9
自動車の部分品	890,622	△9.7	674,348	△24.3	自動車の部分品	212,282	9.4
航空機	905,297	23.4	441,098	△51.3	航空機	99,438	△31.6
その他	11,228,902	△1.4	9,969,702	△11.2	その他	2,626,281	4.0
科学光学機器	1,817,899	△0.8	1,710,127	△5.9	科学光学機器	452,963	6.5
衣類・同付属品	3,204,538	△3.1	2,723,339	△15.0	衣類・同付属品	695,487	△1.9
家具	787,912	1.2	747,895	△5.1	家具	209,389	17.3
バッグ類	643,708	4.7	505,574	△21.5	バッグ類	135,490	△9.2

(注)「伸率」は対前年伸率。

9. 主 要 国 別 品

令和2年1～12月輸出額

品名 国名	番号	輸出総額	食料品	原料品	鉱物性 燃料	化学 製品	有機 化合物	医薬品	プラス チック	原料別 製品	鉄 鋼	非 鉄 属	金 属 製 品
総 額	1	68,400,483	790,161	1,019,845	722,807	8,533,601	1,555,589	835,954	2,419,779	7,505,093	2,573,733	1,589,480	1,042,205
大 韓 民 国	2	4,766,560	33,549	154,604	174,894	1,105,004	233,227	36,135	294,534	671,065	326,059	116,935	65,457
中 華 人 民 共 和 国	3	15,081,922	129,247	236,453	100,798	2,531,174	455,042	158,014	886,282	1,780,948	502,442	545,662	248,211
台 湾	4	4,739,152	91,285	66,460	15,048	890,688	135,134	28,638	270,977	564,807	167,529	204,305	44,156
香 港	5	3,414,504	192,812	16,443	8,939	341,525	2,409	28,737	104,877	185,509	23,902	57,523	33,052
ベ ト ナ ム	6	1,825,823	46,170	125,087	12,352	204,682	24,464	5,301	94,227	347,418	138,637	41,146	26,319
タイ	7	2,722,580	32,969	49,583	14,057	310,829	38,154	9,012	99,862	593,813	292,657	125,002	84,746
シンガポール	8	1,887,603	26,416	4,480	78,989	195,326	22,979	5,849	27,346	137,308	36,400	35,884	19,347
マレーシア	9	1,343,467	10,413	73,403	57,275	140,737	13,690	2,389	64,882	201,993	72,267	67,565	18,274
フィリピン	10	939,602	7,606	8,769	5,476	94,746	19,027	1,723	36,701	139,217	51,314	28,225	19,242
インドネシア	11	980,916	6,278	28,240	4,719	128,915	24,407	3,195	38,939	250,030	122,604	39,260	30,030
インド	12	970,960	694	22,128	15,217	240,311	49,588	2,031	83,353	247,781	69,224	115,908	26,057
パキスタン	13	124,329	10	3,083	155	7,349	2,229	600	2,006	32,877	24,980	336	1,916
イラン	14	8,561	1	667	0	320	50	12	57	177	0	0	64
サウジアラビア	15	452,596	1,674	343	1,356	11,492	2,589	1,897	1,774	78,490	39,099	1,422	3,917
クウェート	16	150,438	370	51	70	818	60	128	317	21,688	15,232	20	480
カタール	17	108,602	348	350	216	840	89	136	317	16,832	11,338	258	459
オマーン	18	137,807	473	324	855	1,000	202	49	251	18,453	12,416	383	563
イスラエル	19	161,554	344	398	17	10,463	952	169	2,838	4,937	297	797	1,040
アラブ首長国連邦	20	593,257	3,343	2,834	1,174	13,909	2,214	426	3,900	67,676	28,683	252	3,673
ノルウェー	21	107,919	890	39	2	3,687	439	49	141	32,232	29,657	22	1,327
スウェーデン	22	133,464	664	265	65	4,945	2,252	87	612	13,674	2,203	3,008	2,198
デンマーク	23	48,784	410	1,139	0	4,098	63	125	875	4,483	46	1,388	1,477
英国	24	1,145,312	4,767	9,032	11,306	95,063	17,347	45,495	13,118	52,873	8,060	12,833	15,226
アイルランド	25	95,060	157	106	6	34,251	16,790	5,590	2,251	2,509	470	148	384
オランダ	26	1,163,870	10,748	11,597	13,292	133,733	32,609	12,874	32,952	54,398	5,820	3,405	17,240
ベルギー	27	699,167	2,026	11,332	109	97,433	35,168	10,652	28,484	36,378	6,131	2,394	7,435
フランス	28	602,604	6,617	1,991	91	78,206	12,606	22,000	8,070	34,435	1,426	3,056	8,780
ドイツ	29	1,875,242	5,292	15,645	2,160	236,486	104,357	20,365	47,272	116,313	9,526	15,832	26,860
スイス	30	513,970	922	845	21	151,735	15,519	122,555	5,057	52,113	1,210	44,879	2,006
ポルトガル	31	52,392	341	1,305	14	1,940	810	66	647	7,870	3,375	678	550
スペイン	32	230,970	1,208	1,721	40	23,877	8,685	3,486	4,032	11,631	4,025	469	2,728
イタリア	33	403,243	2,060	4,809	91	68,407	29,373	13,454	12,366	39,048	4,102	5,119	4,830
フィンランド	34	41,747	119	1,268	5	3,474	358	699	986	4,451	936	87	482
ロシア	35	627,815	6,674	1,150	3,917	19,985	2,654	1,537	5,685	54,304	5,072	303	8,185
オーストリア	36	113,248	411	1,719	5	21,191	9,281	2,792	1,507	9,030	3,739	2,260	946
ギリシャ	37	26,150	11	94	3	1,462	36	228	228	1,653	167	20	330
トルコ	38	284,341	103	3,668	198	17,196	4,755	926	5,297	44,628	29,952	3,706	6,224
カナダ	39	772,712	9,238	1,872	57	25,336	8,131	1,812	5,594	46,687	14,593	1,550	9,968
アメリカ合衆国	40	12,612,187	100,396	89,379	45,202	974,106	159,931	268,697	165,077	780,911	129,004	88,057	207,193
メキシコ	41	894,873	922	1,620	5,050	38,163	6,456	687	18,249	176,377	116,642	3,192	32,789
パナマ	42	491,850	106	0	136	417	123	72	32	2,337	255	4	703
プエルトリコ(米)	43	58,488	170	35	0	4,438	1,726	19	1,733	868	2	14	12
コロンビア	44	85,710	74	502	35	3,076	1,171	146	746	22,942	19,036	69	313
ベネズエラ	45	1,906	0	0	17	24	6	0	0	92	1	0	16
チリ	46	107,997	24	3,240	12,080	4,973	732	76	937	25,702	8,040	8	3,100
ブラジル	47	315,411	651	2,647	2,874	46,070	30,819	1,752	6,467	39,459	15,958	992	9,509
アルゼンチン	48	57,791	57	119	50	8,603	3,700	39	1,405	2,715	486	64	1,063
リベリア	49	230,247	0	0	0	56	0	51	0	400	7	1	154
南アフリカ共和国	50	178,252	1,140	1,295	2,935	12,636	1,683	356	2,623	17,672	5,489	85	2,879
オーストラリア	51	1,295,449	15,743	3,025	96,440	37,015	5,460	2,238	4,636	96,488	20,167	1,177	6,880
ニュージーランド	52	196,583	2,389	268	8,312	5,441	682	463	1,492	10,404	3,009	262	898
(EU)	53	6,460,281	31,643	58,410	17,808	816,069	259,421	100,221	158,549	399,137	53,314	48,997	91,995

別 輸 出 入 額

(単位 百万円)

織物用 糸・織 維製品	非金属 鉱物製品	ゴム 製品	紙類・ 紙製品	一般 機械	原動機	電算機 類(含周 辺機器)	電算機 類の部 品	半導体 等製造 装置	金属加 工機械	ポンプ・ 遠心分離 機	建設用・ 鉱山用機 械	荷機	役機	加熱用・ 冷却用機 器	番 号
590,942	729,998	702,472	257,552	13,140,149	2,169,169	305,361	868,185	2,517,003	777,110	1,173,217	896,530	497,891	369,950	1	
33,792	79,022	18,980	30,238	1,053,501	90,014	8,694	14,562	486,259	47,763	109,143	12,351	22,494	23,505	2	
178,227	175,750	60,616	65,614	3,409,903	476,135	26,262	167,211	957,879	234,728	264,620	23,894	75,732	70,785	3	
19,954	90,622	12,862	24,671	855,464	35,417	8,124	4,878	518,816	37,797	50,115	18,748	18,403	17,340	4	
25,014	29,614	10,811	4,706	198,173	16,595	8,570	49,880	7,730	4,545	10,675	23,540	4,646	4,672	5	
88,385	15,012	14,547	21,428	276,281	16,193	1,971	63,090	6,361	22,211	18,110	20,962	16,480	6,309	6	
24,290	24,062	20,597	21,801	563,386	126,898	4,538	51,030	8,514	44,081	78,593	18,237	23,238	16,982	7	
5,603	28,951	7,972	3,054	267,194	49,243	7,192	32,573	69,117	4,586	21,627	3,716	8,360	7,881	8	
4,951	16,115	6,986	15,809	162,195	20,778	2,313	4,614	20,988	10,208	12,774	3,585	9,436	3,123	9	
8,484	11,636	7,515	6,888	152,137	18,581	1,672	31,836	5,768	7,251	10,602	11,443	10,818	5,229	10	
16,787	7,063	26,865	6,991	238,356	64,741	1,012	15,604	827	16,508	21,349	8,360	20,708	8,396	11	
9,292	9,558	11,198	6,487	213,078	28,006	2,289	3,777	498	36,402	30,301	10,152	11,035	5,418	12	
1,815	301	1,283	2,200	22,593	6,360	164	26	0	279	2,193	1,564	886	559	13	
1	0	47	64	1,023	687	10	0	0	0	85	0	0	36	14	
13,487	3,514	16,770	275	52,413	12,775	569	118	9	785	17,521	1,221	5,439	1,299	15	
1,937	776	3,211	28	8,284	1,598	25	2	0	14	2,938	66	1,117	203	16	
1,376	834	2,534	29	12,915	4,341	54	6	0	57	4,475	660	472	961	17	
279	1,429	3,234	20	12,398	3,070	53	7	0	100	4,626	1,041	244	242	18	
146	1,091	1,238	325	45,057	431	237	170	33,222	2,050	1,945	807	1,115	1,148	19	
9,803	2,595	21,768	881	103,895	41,431	2,581	8,909	2	382	15,186	10,983	5,250	1,440	20	
23	27	1,162	8	8,527	1,558	20	3	2	1,094	157	4,408	287	140	21	
553	973	4,544	181	25,573	2,482	766	149	665	1,831	3,824	2,400	1,669	1,203	22	
428	611	443	43	8,914	1,562	30	17	93	1,105	514	2,518	124	105	23	
2,407	5,335	8,500	371	196,790	67,233	14,602	6,309	3,040	6,827	12,956	28,026	4,508	15,320	24	
90	283	1,114	7	24,462	4,904	190	339	9,474	952	408	156	1,242	497	25	
3,767	15,621	4,110	4,393	395,177	22,448	30,049	145,548	8,717	5,670	25,401	83,075	19,772	8,457	26	
3,554	5,314	11,350	188	97,909	14,665	1,248	2,076	1,474	8,118	23,409	21,807	3,705	2,682	27	
6,591	4,045	9,461	943	136,693	33,740	2,280	3,183	6,971	8,382	14,705	11,617	5,821	6,876	28	
11,167	31,280	15,632	5,755	343,109	34,151	62,266	18,302	27,004	23,910	54,387	17,258	7,643	7,838	29	
687	1,719	1,425	174	15,700	434	573	1,352	418	2,694	1,337	5,559	275	207	30	
849	639	1,613	164	6,295	433	14	25	331	485	964	34	139	776	31	
1,356	653	2,233	159	37,911	13,363	574	598	390	1,955	2,470	1,030	1,563	3,489	32	
13,500	4,369	5,513	1,587	82,865	14,999	1,010	4,618	3,989	8,719	12,792	5,916	3,150	4,981	33	
595	797	1,370	172	7,627	1,947	7	29	649	1,021	114	1,605	130	79	34	
2,284	3,514	33,946	948	116,334	28,223	486	147	60	4,314	14,174	30,046	13,883	3,738	35	
585	1,037	341	111	33,349	1,931	161	49	5,348	1,076	809	18,218	905	1,048	36	
374	45	682	34	4,928	1,809	9	3	0	2	713	250	95	242	37	
1,524	616	2,293	312	76,074	19,309	545	251	29	7,297	7,965	13,235	5,412	1,536	38	
2,385	2,213	15,185	764	99,995	17,557	1,701	4,670	266	7,260	6,509	24,672	2,138	4,236	39	
51,311	111,959	170,223	21,931	2,837,115	667,556	96,767	209,610	328,477	159,533	220,357	329,840	118,367	88,320	40	
4,793	4,279	13,797	823	177,675	43,109	5,623	3,869	217	20,421	11,284	1,096	6,495	10,732	41	
26	45	1,299	5	19,902	3,537	814	561	0	1	3,261	5,868	246	103	42	
32	1	807	0	7,007	5,994	6	3	0	31	89	81	7	6	43	
38	150	3,320	18	9,469	3,406	102	14	0	6	839	1,583	696	75	44	
0	0	75	1	466	347	0	0	0	0	46	0	3	1	45	
125	1,046	13,158	223	11,868	1,994	63	133	22	13	1,000	3,648	2,441	223	46	
633	3,159	8,526	667	71,898	17,945	700	924	229	7,328	7,225	2,927	6,971	1,551	47	
184	205	662	51	13,473	5,160	128	20	0	624	2,341	292	1,039	189	48	
3	8	226	2	3,338	1,186	13	0	0	0	587	542	25	36	49	
303	3,043	5,464	408	29,163	4,246	350	977	26	385	2,952	6,874	4,588	1,375	50	
2,363	9,209	54,927	1,731	160,935	16,915	3,162	10,403	14	3,796	11,759	52,406	28,048	13,580	51	
287	2,847	2,232	859	25,673	4,284	323	1,963	12	468	1,264	9,630	1,403	2,841	52	
49,607	73,791	66,122	14,700	1,421,619	189,656	102,086	178,065	67,096	82,544	168,908	169,108	51,334	45,070	53	

9. 主 要 国 別 品

令和2年1～12月輸出額(続)

品名 国名	番号	織 機	維 絨	ベアリ ング	電 機	気 器	半導 体 等 電 子 部 品	(I C)	音響・ 映像機 器	(映像 記録・ 再生機 器)	(テレビ 受像機)	音響・ 映像機 器の部 分品	重 機	電 器	通信機	電気計 測機器
総 額	1	181,157	368,785	12,819,914	4,077,119	2,827,191	379,263	258,491	81,003	189,300	992,254	376,884	1,530,339			
大 韓 民 国	2	3,522	26,880	836,718	269,486	217,113	8,606	6,840	1,113	6,419	62,404	13,621	155,402			
中華人民共和国	3	97,639	99,038	3,201,474	1,003,721	681,446	74,151	61,262	8,347	72,954	255,256	83,989	393,794			
台 湾	4	5,849	12,809	1,280,464	817,500	716,226	6,155	3,362	2,414	4,334	53,930	26,498	118,710			
香 港	5	1,054	9,450	1,293,497	633,374	430,485	11,485	5,852	2,511	14,408	48,197	24,448	26,533			
ベ ト ナ ム	6	10,283	5,403	512,268	243,671	190,800	5,017	2,070	859	7,224	14,307	28,261	24,617			
タ イ	7	2,054	23,513	571,399	191,813	111,226	6,785	4,548	929	13,082	41,590	15,840	78,609			
シンガポール	8	527	13,222	401,761	174,917	118,372	11,107	9,850	666	7,129	12,520	5,868	35,638			
マレーシア	9	943	4,024	404,130	246,002	112,965	4,737	3,559	224	4,394	9,642	4,689	36,872			
フィリピン	10	154	2,383	265,611	95,742	73,291	496	286	87	9,007	17,374	5,201	14,998			
インドネシア	11	4,027	10,716	125,589	17,250	11,543	1,276	1,075	118	1,182	10,866	3,075	17,146			
イ ン ド	12	11,034	8,288	138,467	18,578	8,418	5,155	4,725	127	241	15,976	1,422	26,266			
パキスタン	13	5,864	276	8,203	205	1	7	4	0	4	556	308	2,111			
イ ラ ン	14	53	2	2,871	1	0	94	94	0	0	8	0	194			
サウジアラビア	15	34	1,146	14,592	51	2	174	25	19	23	1,182	553	1,367			
クウェート	16	0	93	2,272	10	3	7	5	1	1	280	5	238			
カ タール	17	0	224	3,674	0	0	373	1	371	53	391	64	274			
オ マ ーン	18	0	367	3,543	0	0	5	3	0	7	213	268	639			
イスラエル	19	19	326	11,371	1,991	296	225	161	31	51	1,095	113	728			
アラブ首長国連邦	20	69	5,158	29,076	415	127	4,913	4,564	311	444	1,755	486	2,139			
ノルウェー	21	4	24	2,975	113	0	48	22	2	37	73	245	319			
スウェーデン	22	18	161	28,158	1,700	320	244	77	37	145	960	11,507	3,311			
デンマーク	23	14	48	4,926	47	4	687	647	2	352	227	59	478			
英 国	24	1,520	4,124	134,481	5,040	1,885	6,228	3,207	2,687	1,085	21,242	4,950	16,587			
アイルランド	25	2	196	5,936	111	16	75	58	0	58	994	1,118	406			
オ ラ ン ダ	26	665	15,768	226,804	23,183	5,306	36,912	34,512	1,768	1,957	12,652	6,277	37,830			
ベルギー	27	140	679	40,472	621	190	305	118	119	877	2,546	8,780	6,857			
フ ラ ン ス	28	817	9,719	97,351	5,178	971	946	316	295	274	18,653	1,327	10,488			
ド イ ツ	29	1,128	15,989	514,410	85,392	42,510	13,983	8,251	3,421	3,062	33,451	14,988	116,486			
ス イ ス	30	110	141	11,613	2,749	167	137	54	9	54	1,709	312	2,119			
ポルトガル	31	160	458	3,504	221	39	137	91	11	68	179	13	650			
ス ペ イ ン	32	461	283	24,266	8,031	5,415	244	178	41	339	4,626	846	1,985			
イ タ リ ア	33	3,071	1,267	32,972	3,900	1,963	441	233	109	109	3,417	1,776	5,166			
フィンランド	34	0	33	5,875	836	341	16	11	0	1,536	265	47	1,336			
ロ シ ア	35	269	1,590	51,537	515	143	2,550	1,070	44	334	2,262	7,181	6,967			
オーストリア	36	1	280	12,497	2,568	101	132	41	4	55	390	75	1,147			
ギ リ シ ャ	37	6	45	1,123	63	0	10	1	6	30	147	70	291			
ト ル コ	38	7,741	653	69,907	343	7	1,367	880	400	443	17,565	4,709	9,283			
カ ナ ダ	39	102	3,653	93,059	6,001	1,714	4,712	4,327	30	806	26,915	2,812	13,611			
アメリカ合衆国	40	7,140	63,643	1,807,264	180,935	81,337	142,401	86,031	39,927	22,110	216,835	84,287	266,798			
メ キ シ コ	41	951	8,341	156,747	10,317	5,024	11,387	1,303	9,138	9,730	15,185	2,023	16,602			
パ ナ マ	42	0	2,439	2,255	17	0	38	17	18	11	300	57	487			
プエルトリコ(米)	43	0	84	437	0	0	1	0	0	0	155	0	147			
コロンビア	44	540	139	2,580	2	0	6	5	1	2	20	100	280			
ベネズエラ	45	0	7	132	0	0	0	0	0	0	37	1	16			
チ リ	46	79	173	2,848	1	1	24	1	4	3	249	28	333			
ブラジル	47	2,779	4,606	46,525	2,940	1,218	1,103	632	429	296	3,417	605	9,713			
アルゼンチン	48	397	164	8,565	804	778	204	203	1	244	412	50	3,205			
リベリア	49	0	25	335	1	1	6	0	6	3	37	20	96			
南アフリカ共和国	50	32	1,122	14,388	17	4	384	367	11	17	635	509	4,992			
オーストラリア	51	297	3,432	42,499	1,390	146	6,415	5,736	455	494	3,920	1,496	3,173			
ニュージーランド	52	70	211	5,928	320	41	203	155	14	20	1,715	224	446			
(E U)	53	7,179	49,634	1,186,989	148,733	62,401	60,108	46,359	9,548	12,280	119,582	49,395	233,934			

別 輸 出 入 額 (続)

(単位 百万円)

電気回路等の機器	電池	輸送用機器	自動車	(乗用車)	(バス・トラック)	自動車の部分品	二輪自動車	航空機類	船舶	その他	科学光学機器	写真用・映画用材料	番号
1,741,029	519,122	14,456,205	9,579,625	8,633,372	901,600	2,912,366	224,579	324,391	1,142,046	9,412,706	1,968,032	499,731	1
134,766	20,386	102,800	44,218	40,793	3,424	48,926	3,713	827	2,231	634,426	193,425	77,821	2
541,739	85,306	1,596,195	911,114	910,338	777	644,996	6,579	3,516	320	2,095,729	684,708	117,745	3
89,016	10,331	352,740	270,292	222,826	39,264	32,078	2,386	343	17,285	622,194	147,097	111,961	4
201,654	17,472	99,109	53,920	43,050	10,774	6,768	1,747	1,082	32,516	1,078,496	94,961	7,446	5
99,156	509	76,157	41,203	14,161	26,544	24,335	444	3,996	0	225,408	63,248	6,796	6
96,031	14,283	303,866	57,744	30,326	27,183	213,781	2,827	61	1,250	282,679	64,406	6,774	7
42,534	33,799	206,730	43,387	24,892	18,132	6,612	1,021	2,950	150,666	569,398	31,208	13,382	8
26,508	3,521	139,393	83,888	66,296	10,131	52,309	1,049	160	0	153,928	14,902	2,321	9
62,628	893	122,178	80,782	12,161	62,923	21,248	1,242	757	16,140	143,863	18,314	811	10
33,245	2,970	130,644	36,314	23,330	12,583	81,451	351	13	6,474	68,145	8,963	793	11
29,228	3,490	37,372	1,876	1,786	90	32,900	57	53	0	55,914	13,578	4,087	12
1,213	29	43,416	31,188	22,162	7,019	11,644	4	1	0	6,644	900	520	13
7	1	98	0	0	0	93	3	0	0	3,405	474	967	14
1,789	314	280,542	260,276	213,276	46,925	18,900	954	143	0	11,693	2,826	44	15
624	12	114,676	111,698	99,990	11,479	2,564	369	1	0	2,210	471	5	16
431	34	70,136	50,047	43,700	6,316	3,244	169	347	0	3,290	532	1	17
259	5	98,665	88,050	64,635	22,894	10,437	109	50	0	2,096	266	0	18
763	88	71,234	68,467	66,686	1,780	607	2,003	16	0	17,732	2,537	4,123	19
2,485	327	318,527	280,949	215,773	60,986	33,633	1,786	948	0	52,825	5,585	979	20
44	2	56,388	43,863	43,795	68	149	512	12	11,806	3,180	880	0	21
2,335	158	45,944	43,612	43,611	0	1,446	356	2	0	14,176	2,484	86	22
1,574	226	16,374	15,273	15,271	2	62	934	17	0	8,440	3,751	1	23
12,914	33,813	291,485	220,815	220,153	662	38,109	4,767	1,213	18,494	349,515	16,153	18,799	24
1,158	552	13,185	12,801	12,779	21	67	247	24	0	14,448	4,615	998	25
19,317	6,218	164,153	44,535	43,885	650	82,008	24,740	149	0	153,967	53,292	8,978	26
4,220	1,776	339,726	147,113	142,130	4,984	182,540	7,588	14	0	73,783	37,791	6,000	27
8,802	13,789	152,946	89,069	72,458	16,611	27,127	23,547	5,361	0	94,272	11,754	15,901	28
39,815	22,277	269,970	199,022	198,290	732	29,203	5,832	8,649	0	371,856	88,925	7,128	29
1,179	499	36,448	33,532	33,531	1	425	1,947	353	0	244,574	4,263	75	30
652	166	27,979	6,674	3,959	2,716	5,179	328	4	15,590	3,145	1,367	2	31
3,587	352	109,110	87,264	87,223	41	8,712	8,365	57	0	21,209	3,492	367	32
4,329	330	129,430	93,305	82,702	10,603	8,049	20,123	157	0	43,560	11,452	743	33
152	366	15,906	15,020	15,019	1	466	148	108	0	3,021	1,099	87	34
2,672	2,001	337,457	263,172	245,515	17,579	68,878	4,117	225	452	36,457	5,817	1,117	35
952	695	27,058	23,260	23,033	227	713	0	24	0	7,989	2,386	230	36
203	23	15,204	4,580	4,580	0	282	704	0	9,562	1,672	506	29	37
3,505	21,104	60,220	19,098	13,976	3,612	39,640	1,020	129	0	12,345	2,595	280	38
9,517	12,167	419,017	295,324	293,699	1,475	108,000	8,235	6,766	0	77,451	8,183	645	39
187,677	180,396	4,521,902	3,466,572	3,420,426	45,719	699,260	50,340	280,659	0	1,455,912	301,657	73,105	40
27,827	11,190	272,639	122,409	97,406	24,827	148,209	1,452	26	0	65,679	14,723	1,010	41
585	27	463,955	5,315	3,841	1,464	1,663	48	0	456,119	2,741	641	168	42
10	7	43,122	42,740	42,398	342	362	20	0	0	2,411	1,390	0	43
94	33	44,223	39,780	17,302	19,729	2,503	1,344	0	0	2,808	847	92	44
14	1	1,135	939	870	68	127	65	0	0	40	5	0	45
349	89	43,803	41,653	34,796	6,839	1,411	636	47	0	3,458	905	143	46
6,431	1,523	85,293	9,058	8,966	92	66,009	2,699	2,595	0	19,994	4,431	1,009	47
630	23	20,792	3,760	2,997	763	16,166	661	2	0	3,415	632	201	48
124	2	225,989	49	3	46	0	13	0	223,561	129	89	0	49
1,580	105	91,362	69,559	34,092	35,050	20,993	688	0	0	7,661	1,347	68	50
2,932	1,408	759,952	720,769	593,103	127,507	29,045	7,913	299	0	83,350	11,334	1,988	51
573	329	121,423	116,168	98,492	17,615	2,537	1,518	912	0	16,746	613	337	52
102,705	62,467	1,562,789	941,522	904,286	37,234	392,324	95,989	14,923	43,064	965,817	234,333	43,740	53

9. 主 要 国 別 品

令和2年1～12月輸入額

品名 国名	番号	輸入総額	食料品	魚介類	肉類	穀物類	野菜	果実	原料品	木材	非鉄金属	鉄鉱石
総額	1	67,837,102	6,678,153	1,367,772	1,431,066	766,120	503,862	536,837	4,595,308	278,953	1,439,690	1,030,797
大韓民国	2	2,839,829	265,081	51,331	553	12,822	30,042	6,987	62,862	525	344	1
中華人民共和国	3	17,493,085	819,882	246,012	90,947	33,971	243,624	75,600	217,901	13,518	1,349	6,221
台湾	4	2,859,122	69,061	42,822	499	2,277	10,974	2,955	84,401	653	14,061	0
香港	5	85,376	8,291	6,071	0	18	175	60	6,736	0	0	0
ベトナム	6	2,353,703	166,772	107,344	1,185	5,963	6,428	10,359	43,365	2,050	2,780	0
タイ	7	2,538,727	428,896	91,210	208,399	24,312	21,779	12,762	80,281	534	103	0
シンガポール	8	914,263	50,068	475	10	4,374	0	1	21,531	2	0	0
マレーシア	9	1,700,472	43,231	4,123	297	2,217	4,022	418	106,938	6,178	189	0
ブルネイ	10	181,495	96	51	0	0	0	0	0	0	0	0
フィリピン	11	997,663	117,070	12,829	85	280	1,638	100,613	115,751	701	92,419	0
インドネシア	12	1,651,990	123,350	63,630	17	2,287	3,054	2,304	384,154	7,476	146,608	0
インド	13	504,631	62,050	42,442	0	1,065	764	7,100	54,114	119	7,105	20,880
パキスタン	14	24,167	2,249	1,742	4	219	19	182	3,127	0	138	0
イラン	15	3,618	1,273	86	0	0	7	564	39	0	0	0
バーレーン	16	52,871	595	595	0	0	0	0	357	0	0	0
サウジアラビア	17	1,969,579	139	18	0	0	0	121	24,519	0	10,982	0
クウェート	18	487,018	0	0	0	0	0	0	54	0	0	0
カタール	19	980,701	0	0	0	0	0	0	92	0	0	0
オマーン	20	156,639	1,769	461	0	4	325	17	3,183	0	116	0
イスラエル	21	131,681	8,524	9	0	16	362	7,632	1,564	0	0	0
アラブ首長国連邦	22	1,750,572	571	0	0	119	107	35	20,375	0	10	0
ノルウェー	23	156,570	96,210	93,199	119	59	0	0	1,497	321	0	0
スウェーデン	24	301,573	2,955	32	13	183	37	352	27,415	23,360	0	2
デンマーク	25	237,341	60,786	2,986	44,330	782	0	576	5,562	69	0	0
英国	26	684,860	49,402	2,861	1,430	5,732	309	142	5,551	0	0	0
アイルランド	27	694,366	22,864	3,218	7,557	15	0	1	665	0	0	0
オランダ	28	329,115	67,721	1,293	20,122	2,861	5,399	746	19,102	147	132	0
ベルギー	29	346,062	24,376	54	12	4,604	4,335	126	4,716	17	1,221	0
フランス	30	986,719	179,548	2,341	9,078	13,267	1,827	3,446	12,530	308	0	0
ドイツ	31	2,265,990	59,168	2,807	13,148	4,499	5,147	1,072	12,771	4,184	37	0
スイス	32	796,199	52,274	1	0	178	111	49	1,600	427	0	0
スペイン	33	337,971	96,383	8,389	58,662	983	5,753	3,491	36,973	160	31	0
イタリア	34	1,117,845	286,191	3,986	8,899	14,526	14,967	5,428	20,045	578	0	0
フィンランド	35	170,658	2,439	96	298	550	6	53	39,682	23,645	13,025	0
ロシア	36	1,145,515	106,926	102,720	3	2,132	183	13	62,312	39,230	8,949	7,123
オーストラリア	37	210,683	8,680	0	4,063	220	10	1,404	10,299	8,580	61	0
カナダ	38	1,153,292	308,041	34,281	154,332	84,890	8,261	4,723	407,431	55,067	104,362	73,836
アメリカ合衆国	39	7,436,892	1,310,472	113,038	409,594	351,511	78,509	105,169	506,145	58,423	69,727	18,236
メキシコ	40	580,815	131,847	8,163	67,128	37	9,508	39,670	43,612	43	23,637	0
プエルトリコ(米)	41	225,155	384	0	0	0	0	0	74	0	0	0
ベネズエラ	42	4,015	812	54	0	0	0	0	49	0	0	0
ペルー	43	239,771	27,980	9,728	0	406	2,254	5,358	147,965	0	138,287	7,177
チリ	44	719,998	199,726	138,651	14,576	216	3,399	15,356	456,807	6,074	428,288	3,922
ブラジル	45	800,039	290,714	484	87,417	120,877	137	11,866	357,965	1,398	2,180	305,221
アルゼンチン	46	55,222	38,243	21,175	634	3,904	111	4,940	2,108	37	60	0
南アフリカ共和国	47	614,923	17,026	399	0	3,125	2,193	7,723	65,031	0	19,691	37,101
オーストラリア	48	3,821,105	395,939	14,537	194,676	50,561	3,317	18,209	816,230	110	235,940	538,261
バブアニューギニア	49	223,703	814	276	6	0	0	0	58,154	1,499	56,480	0
ニュージーランド	50	266,792	158,140	12,170	24,609	1,143	12,304	49,945	17,008	5,692	5	623
(EU)	51	7,789,959	973,392	50,150	171,047	45,628	45,879	19,677	253,543	76,934	14,508	2

別 輸 出 入 額 (続)

(単位 百万円)

大豆	鉱物性 燃料	原油及 び粗油	石 油 製 品 (揮発油)	液化天 然ガス	液化石 油ガス	石 炭 (一般炭)	化 学 製 品	有 機 化 合 物	医 薬 品	原料別 製 品	鉄 鋼	非 鉄 金 属	番 号		
159,160	11,254,947	4,646,595	1,245,379	974,730	3,208,948	430,368	1,704,265	904,212	7,793,914	1,648,138	3,154,767	6,561,382	705,828	1,722,741	1
0	315,753	0	310,044	167,630	958	4,750	0	0	463,564	111,170	58,223	601,416	263,516	147,003	2
2,459	72,607	0	44,561	13,195	0	49	12,403	2,238	1,078,621	327,397	76,805	2,289,039	128,133	145,493	3
0	6,021	0	5,574	4,931	0	30	72	0	240,487	31,125	10,488	269,355	71,740	48,156	4
0	117	0	117	0	0	0	0	0	911	37	43	5,197	1	319	5
0	21,896	16,665	604	0	0	0	4,626	0	85,083	5,317	5,498	305,520	21,132	7,531	6
0	4,191	272	3,675	2,605	0	128	115	1	247,963	11,956	7,012	245,980	13,333	7,017	7
0	20,176	2,489	17,686	10,018	0	0	0	0	281,362	75,728	135,467	18,983	169	3,000	8
0	465,330	19,427	24,448	9,895	421,454	0	0	0	104,760	19,393	916	146,469	14,922	27,583	9
0	177,808	5,123	2,919	2,919	169,766	0	0	0	3,580	3,574	6	0	0	0	10
0	1,572	0	1,571	1,543	0	2	0	0	17,724	9,136	580	121,046	743	4,983	11
0	329,525	0	5,198	0	97,523	0	226,799	109,481	87,275	24,498	7,932	223,612	1,752	18,228	12
19	66,091	0	66,091	66,020	0	0	0	0	125,099	82,559	12,038	82,582	16,431	13,849	13
0	1,952	0	1,952	1,952	0	0	0	0	1,830	1,812	8	7,328	0	605	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4	2	2,277	0	0	15
0	47,469	17,356	28,376	28,374	0	1,736	0	0	353	0	0	1,625	0	1,575	16
0	1,888,358	1,836,486	41,242	41,058	0	10,629	0	0	33,877	22,873	0	19,451	77	19,107	17
0	486,477	414,575	58,298	58,298	0	13,604	0	0	0	0	0	168	98	70	18
0	964,417	397,947	192,469	186,201	361,369	12,631	0	0	5,874	2	0	8,637	0	8,637	19
0	149,296	34,796	955	955	113,545	0	0	0	515	429	0	1,804	41	1,761	20
0	22	0	22	0	0	0	0	0	20,726	4,647	4,221	13,768	433	105	21
0	1,670,042	1,465,624	139,473	139,472	45,774	19,171	0	0	2,171	0	1	53,432	0	52,731	22
0	8,487	0	8,487	8,452	0	0	0	0	19,284	3,508	8,200	15,085	2,152	12,018	23
0	228	0	227	0	0	0	0	0	139,504	4,071	119,257	25,961	11,541	526	24
0	24	0	9	0	0	0	0	0	114,893	267	99,411	2,643	73	17	25
0	540	0	489	64	0	0	0	0	169,881	12,047	113,936	68,061	2,328	44,581	26
0	43	0	1	0	0	0	0	0	437,355	84,988	320,815	1,658	313	9	27
0	416	0	203	0	0	0	0	0	78,569	8,613	45,105	12,607	244	1,377	28
0	577	0	577	101	0	0	0	0	232,520	99,658	106,003	30,706	991	16,683	29
3	2,761	0	2,749	161	0	12	0	0	310,705	34,352	154,716	45,852	2,356	5,181	30
0	2,219	0	1,984	235	0	28	0	0	775,771	143,687	480,789	134,661	4,717	43,800	31
0	182	0	182	1	0	0	0	0	370,641	35,739	318,000	13,358	257	4,034	32
0	3,867	0	3,867	3,696	0	0	0	0	75,457	24,804	36,144	16,231	435	4,056	33
0	277	0	277	1	0	0	0	0	201,884	62,935	99,070	51,004	1,389	8,130	34
0	43	0	6	0	0	0	0	0	25,379	2,988	5,899	59,359	1,611	20,533	35
235	681,936	192,306	43,457	42,339	251,263	0	194,477	124,527	16,355	10,769	45	270,159	20,382	242,910	36
0	5	0	5	0	0	0	0	0	24,922	1,223	16,337	24,987	2,794	3,132	37
22,141	151,917	0	3,502	0	0	33,508	113,775	25,509	151,535	3,407	114,189	28,138	922	15,188	38
115,828	819,270	79,650	117,242	70,727	223,909	288,539	109,909	19,998	1,346,649	263,854	554,547	345,084	15,370	97,236	39
0	14,014	3,720	10,294	10,293	0	0	0	0	22,471	1,712	12,249	27,312	225	17,781	40
0	0	0	0	0	0	0	0	0	201,499	38,336	161,175	26	0	24	41
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,993	2,992	0	158	0	158	42
0	54,594	0	27,386	27,385	27,208	0	0	0	235	0	0	7,136	0	6,997	43
0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,493	190	0	41,260	1,064	7,366	44
18,463	2	0	0	0	0	0	0	0	72,632	50,685	7,535	60,737	23,936	23,629	45
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,421	5	116	11,829	2	11,734	46
0	1,367	0	762	0	0	0	606	606	6,966	1,863	1	485,093	19,235	448,088	47
0	2,392,946	12,732	20,804	20,663	1,290,253	43,712	1,025,441	621,852	40,683	560	6,926	134,741	4,138	88,485	48
0	164,713	0	13,344	11,570	151,368	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
0	4,275	0	0	0	0	0	4,275	0	24,614	2,038	1,893	55,826	45	35,631	50
3	15,546	0	13,707	7,947	0	40	1	1	2,514,741	485,197	1,541,110	466,984	29,512	109,597	51

9. 主 要 国 別 品

令和2年1～12月輸入額(続)

品名 国名	番号	金 属 製 品	織物用 糸・織 維製品	非金属 鉱物製 品	木製品 等(除 家具)	一 般 機 械	原動機	電 算 機 類(含周 辺機器)	電算機 類の部 分品	電 機 器	半導体 等電子 部 品	(I C)	絶 縁 電 線・絶縁 ケーブル
総 額	1	1,135,766	1,245,608	570,088	616,183	7,034,967	897,170	2,400,338	412,800	11,349,690	2,505,638	1,990,411	749,099
大 韓 民 国	2	89,072	39,526	33,417	1,215	337,586	34,369	12,287	16,055	405,254	132,767	106,207	14,187
中 華 人 民 共 和 国	3	614,652	849,596	222,437	115,848	3,408,987	83,666	1,884,309	269,100	5,100,535	462,486	186,653	191,864
台 湾	4	71,279	37,396	22,817	1,095	242,572	8,548	69,675	29,315	1,415,534	1,185,899	1,145,149	8,750
香 港	5	323	271	4,078	3	2,959	4	967	1,507	5,301	1,094	766	179
ベ ト ナ ム	6	59,760	98,560	17,388	74,487	146,071	14,260	20,132	14,613	614,407	18,874	8,752	222,701
タ イ	7	79,190	40,627	23,751	12,094	319,581	29,264	93,495	17,465	656,990	77,830	51,130	45,277
シンガポール	8	1,706	686	12,808	18	198,225	2,370	59,329	4,538	130,302	75,064	69,174	450
マレーシア	9	10,389	11,245	16,665	55,022	67,389	610	23,269	8,175	500,326	113,744	67,717	6,453
ブルネイ	10	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
フィリピン	11	11,686	5,584	8,508	83,207	84,822	5,465	32,338	13,627	364,025	65,532	39,067	118,507
インドネシア	12	15,258	43,665	11,259	74,865	74,628	16,200	16,013	12,707	163,466	10,200	5,620	86,218
インド	13	3,259	14,238	31,844	90	30,201	12,642	105	663	21,323	76	35	2,115
パキスタン	14	368	6,130	38	0	1	0	0	0	39	0	0	0
イ ラ ン	15	1	2,275	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0
バーレーン	16	0	3	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サウジアラビア	17	5	233	5	0	114	1	0	0	18	0	0	0
クウェート	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カタール	19	0	0	0	0	6	0	0	0	1	0	0	0
オマーン	20	1	1	0	0	3	1	0	0	1	0	0	0
イスラエル	21	7,107	293	5,682	11	17,285	3,915	4,276	424	48,411	15,953	15,711	125
アラブ首長国連邦	22	23	153	525	0	100	2	7	0	335	116	0	54
ノルウェー	23	307	59	44	15	10,428	3,574	102	11	2,688	23	20	32
スウェーデン	24	6,534	444	431	2,164	31,552	5,406	335	235	19,212	142	113	106
デンマーク	25	842	543	463	112	15,766	379	255	289	16,453	51	27	102
英 国	26	5,649	5,191	4,241	304	115,862	65,356	2,285	1,297	73,846	5,472	2,861	1,659
アイルランド	27	1,002	219	33	12	14,625	426	8,654	1,923	57,539	39,922	39,855	57
オランダ	28	2,249	4,729	2,005	827	82,806	1,156	6,945	3,420	32,991	2,108	1,962	369
ベルギー	29	1,713	2,074	8,162	612	6,992	154	526	192	7,754	2,634	2,589	32
フランス	30	14,411	3,044	9,949	2,602	72,000	26,670	1,325	261	62,023	7,797	5,389	5,015
ドイツ	31	36,193	8,141	18,989	3,721	324,487	56,087	10,510	2,412	299,319	30,126	23,851	3,330
スイス	32	5,799	1,633	772	44	56,878	3,197	443	146	31,200	962	746	543
スペイン	33	2,298	1,204	2,758	599	11,444	2,146	95	61	14,400	147	101	104
イタリア	34	7,031	15,476	8,884	709	102,688	41,649	1,193	457	44,107	7,065	313	446
フィンランド	35	760	554	851	17,966	12,518	2,585	129	9	13,106	244	185	15
ロシア	36	141	222	525	5,300	4,468	4,340	40	1	633	342	0	2
オーストリア	37	3,751	644	1,850	11,043	31,861	3,432	1,170	440	19,070	1,627	1,046	169
カナダ	38	2,428	1,588	646	5,343	30,260	8,311	2,458	603	22,828	1,060	681	385
アメリカ合衆国	39	66,861	19,894	65,306	17,998	1,019,345	423,605	101,069	10,166	903,555	231,724	210,452	16,763
メキシコ	40	2,141	1,838	2,961	32	60,316	13,461	32,869	1,604	157,225	8,827	1,345	3,826
プエルトリコ(米)	41	0	2	0	0	1,693	0	0	9	499	2	2	0
ベネズエラ	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペルー	43	0	101	33	0	116	0	84	1	3	0	0	0
チリ	44	1	17	73	32,612	290	0	1	39	115	0	0	0
ブラジル	45	543	593	1,447	9,644	7,403	2,119	3	2	1,021	119	0	65
アルゼンチン	46	4	5	41	2	140	101	0	1	20	0	0	2
南アフリカ共和国	47	169	79	427	16,024	2,291	25	1	5	161	2	1	6
オーストラリア	48	1,329	203	6,297	33,482	4,458	995	174	393	5,530	207	27	32
バブアニューギニア	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニュージーランド	50	1,333	216	22	18,526	1,636	197	15	3	1,171	16	5	11
(EU)	51	84,186	47,158	65,009	56,350	797,122	171,211	44,350	10,246	687,900	96,691	78,115	13,126

別 輸 出 入 額 (続)

(単位 百万円)

音響映像機器 (含部品)	重機 電器	通信機	(電話機)	電気計 測機器	輸送用 機器	自動車	自動車 の部分 品	航 空 機 類	その他	科学光 学機器	衣類・ 同付属 品	家 具	バッグ 類	番 号
1,276,467	604,579	2,849,435	1,603,579	636,662	2,599,039	1,165,150	674,348	441,098	9,969,702	1,710,127	2,723,339	747,895	505,574	1
40,190	20,317	47,039	6,889	13,842	67,783	1,747	42,988	20,134	320,531	45,038	6,059	7,115	1,547	2
755,576	327,365	1,950,344	1,336,014	122,866	414,757	3,341	254,212	3,466	4,090,755	325,872	1,474,568	452,292	205,047	3
41,106	17,555	74,733	93	11,524	45,677	365	19,610	2,055	486,014	68,166	4,313	32,527	2,205	4
808	567	998	159	323	151	8	19	111	55,713	2,421	445	3	111	5
40,407	31,282	219,441	134,794	6,542	54,642	20	44,053	1	915,947	33,576	436,732	101,428	55,413	6
94,500	38,932	183,384	119,927	33,191	211,544	103,204	80,032	439	343,300	91,522	57,947	21,087	4,581	7
1,387	1,518	4,696	106	10,559	1,284	48	124	658	192,332	76,642	29	274	86	8
93,673	17,590	97,027	4,026	37,542	15,663	190	5,184	6,953	250,366	39,433	66,393	22,805	77	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	10
32,804	24,375	40,252	3	14,960	15,621	4	12,002	2,459	160,032	20,669	11,665	14,841	7,510	11
11,484	10,915	8,619	790	2,160	50,732	18,269	25,204	29	215,248	8,453	95,246	16,699	4,693	12
108	3,337	1,963	39	6,746	17,961	4,171	10,637	718	45,211	1,514	25,239	1,058	6,030	13
0	0	0	0	0	0	5	3	1	7,636	773	5,430	10	384	14
0	0	1	0	0	0	0	0	0	13	2	0	0	0	15
0	0	0	0	0	1	0	0	1	2,471	1	6	0	0	16
0	1	0	0	14	0	0	0	0	3,103	1	2	0	0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	319	0	0	0	0	18
0	0	0	0	0	0	2	0	0	1,672	0	0	0	0	19
0	0	0	0	1	0	0	0	0	68	0	0	2	0	20
1,467	1,313	7,320	0	5,422	521	2	1	509	20,860	17,265	82	81	19	21
5	145	1	0	3	5	1	4	0	3,542	10	141	16	0	22
112	134	138	0	559	164	0	148	0	2,728	1,028	14	898	1	23
1,219	592	1,767	0	9,342	37,832	30,081	6,793	27	16,914	11,806	108	687	27	24
1,616	4,964	1,190	129	6,596	1,285	786	275	13	19,929	9,464	38	4,907	54	25
6,556	7,123	1,667	32	30,549	119,633	100,993	8,960	6,890	82,085	30,787	7,513	3,318	1,343	26
166	202	2,685	0	4,487	135	72	44	14	159,481	153,122	516	17	0	27
739	1,995	3,876	16	4,638	7,256	3,058	2,158	118	27,646	11,751	52	603	87	28
371	358	516	0	809	29,970	29,449	348	33	8,451	1,466	293	201	155	29
5,835	1,957	5,475	12	11,859	116,080	27,262	5,856	80,006	185,220	16,905	13,361	4,204	62,122	30
13,636	36,313	15,030	26	70,228	462,875	368,861	54,531	25,034	194,721	112,394	1,010	8,553	1,778	31
511	2,221	485	1	12,041	2,185	9	532	140	267,879	58,699	477	674	195	32
278	1,206	480	43	6,966	46,974	40,458	5,144	449	36,243	2,831	1,791	1,830	16,979	33
1,032	5,383	12,601	83	5,998	114,712	83,649	7,369	8,496	296,937	14,130	84,888	11,929	100,068	34
346	2,532	2,256	1	5,172	12,234	11,724	152	4	5,897	3,126	58	637	120	35
13	5	4	0	149	254	69	29	51	2,470	111	60	110	0	36
432	1,475	992	3	6,013	70,793	63,040	1,741	405	20,066	5,565	142	9,132	14	37
4,080	1,811	4,942	3	6,021	17,751	2,919	1,179	12,730	35,390	19,693	4,308	1,002	113	38
81,814	27,904	76,778	227	168,924	435,608	111,510	36,118	266,256	750,765	396,977	9,252	13,443	2,036	39
28,538	2,942	52,114	22	5,086	63,730	32,776	28,786	641	60,287	38,417	3,206	5,089	201	40
0	0	6	0	12	1	0	1	0	20,978	18,642	3	0	0	41
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	42
1	0	0	0	2	3	0	0	0	1,740	0	1,682	1	4	43
2	1	8	0	42	14	0	6	0	293	68	0	1	0	44
12	294	5	0	55	1,431	164	1,025	204	8,133	924	112	60	37	45
0	0	2	0	12	211	10	201	0	251	3	31	10	2	46
35	1	3	0	61	36,391	35,826	504	9	596	43	11	215	3	47
654	154	1,282	2	1,120	2,603	37	1,837	147	27,975	12,160	81	141	364	48
0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	3	0	0	49
49	199	31	1	315	189	7	43	1	3,934	3,049	63	47	2	50
38,796	65,562	74,824	316	148,394	1,022,702	758,633	99,131	115,389	1,058,028	360,053	137,233	48,775	187,407	51

10. 航空貨物主要

輸 出		番 号	総 額	食料品	織 維 及 同製品	織 物	衣 類	化 学 品	医 薬 品	非金属 鉱物 製品	真 珠		金 属 及 同製品	金 属 品
年 月	額										額	額		
平成30年……	1	23,913,887	117,948	164,161	68,845	43,248	2,207,360	5,144,339	523,704	337,086	30,549	34,746	766,331	404,791
令和元年……	2	22,343,896	122,866	162,264	66,191	46,465	2,210,661	5,220,863	588,905	303,328	31,065	33,037	732,694	376,218
2 ……	3	21,426,611	145,745	142,390	47,350	44,360	2,419,139	5,236,358	696,463	271,547	8,682	7,614	773,732	320,716
令和2年1～3月	4	5,389,402	30,763	46,084	15,023	11,734	569,622	1,322,209	163,243	65,773	1,590	1,279	187,740	85,405
4～6…	5	4,667,115	32,615	29,085	11,212	8,698	589,227	1,340,642	192,081	63,268	1,797	1,007	163,736	74,837
7～9…	6	5,383,523	37,671	31,648	9,220	12,608	583,216	1,227,163	164,040	66,072	2,204	2,249	209,024	73,101
10～12…	7	5,986,571	44,696	35,574	11,895	11,320	677,073	1,346,344	177,099	76,434	3,092	3,079	213,233	87,373
令和2年1月	8	1,657,672	9,462	11,159	3,726	3,631	181,993	343,494	60,243	19,539	263	352	55,323	25,225
2…	9	1,899,091	9,888	21,341	5,634	4,915	194,337	434,569	56,236	22,896	991	593	66,921	30,472
3…	10	1,832,639	11,413	13,583	5,663	3,188	193,292	544,146	46,764	23,338	336	335	65,495	29,707
4…	11	1,621,432	10,477	10,625	4,396	2,578	206,631	500,576	58,289	22,003	1,048	214	57,926	26,728
5…	12	1,474,475	10,682	9,156	3,542	2,736	194,521	404,070	68,026	20,720	231	283	47,298	24,114
6…	13	1,571,209	11,457	9,304	3,274	3,384	188,075	435,996	65,766	20,545	517	510	58,512	23,995
7…	14	1,720,029	12,538	10,577	2,942	4,563	186,512	419,690	50,947	21,857	594	549	60,571	22,991
8…	15	1,695,966	11,950	10,047	2,845	4,220	181,327	370,930	45,363	21,188	738	782	69,868	23,841
9…	16	1,967,528	13,183	11,023	3,433	3,824	215,377	436,543	67,730	23,027	871	918	78,585	26,268
10…	17	2,007,661	13,872	12,241	3,874	4,020	224,461	466,108	63,971	25,495	1,204	1,265	72,138	28,148
11…	18	1,891,242	13,682	11,002	3,990	3,154	224,188	437,052	56,681	23,779	851	881	68,005	27,415
12…	19	2,087,668	17,141	12,332	4,032	4,146	228,425	443,184	56,447	27,160	1,037	933	73,090	31,811

輸 入		番 号	総 額	食料品	生きた 動 物	原料及 び燃料	工 業 用 ダイヤモンド	化 学 品	医 薬 品	機 械 器 器	航空機用 内燃機関		事務用 機 器	
年 月	額										額	額		額
平成30年……	1	22,281,386	302,841	26,423	112,490	73,992	7,298	3,713,623	15,074,020	2,533,508	14,231,498	4,765,417	828,568	1,532,038
令和元年……	2	21,578,212	280,004	24,994	116,539	40,979	4,986	3,837,759	16,712,373	2,750,947	13,460,962	4,248,597	675,186	1,668,374
2 ……	3	20,093,645	254,944	23,125	136,087	38,779	4,095	3,858,110	13,958,592	2,766,741	12,233,786	2,149,754	441,092	1,735,382
令和2年1～3月	4	5,164,005	64,801	7,518	34,952	10,539	1,200	994,495	3,887,091	731,569	3,123,313	824,961	130,001	417,462
4～6…	5	4,759,324	55,966	3,150	33,532	10,423	1,090	1,013,742	3,603,528	729,850	2,859,650	562,428	107,476	461,513
7～9…	6	4,640,935	58,208	2,209	32,477	8,297	816	896,354	3,131,134	629,532	2,770,677	327,736	88,524	416,112
10～12…	7	5,529,381	75,969	10,248	35,125	9,520	989	953,519	3,336,839	675,790	3,480,146	434,629	115,092	440,296
令和2年1月	8	1,716,571	24,178	3,761	10,752	3,235	359	331,185	1,395,086	245,311	1,043,631	292,534	44,999	155,362
2…	9	1,558,762	19,625	2,591	9,321	3,291	393	322,554	1,206,083	235,837	902,479	286,357	45,942	103,876
3…	10	1,888,672	20,998	1,166	14,880	4,014	448	340,756	1,285,922	250,421	1,177,202	246,070	39,059	158,224
4…	11	1,728,333	15,807	1,347	11,736	4,442	504	361,664	1,287,334	259,145	1,065,024	218,897	38,628	169,676
5…	12	1,458,914	14,376	799	8,887	2,883	291	288,665	1,083,491	210,865	905,523	185,056	32,531	156,711
6…	13	1,572,077	25,783	1,003	12,908	3,098	296	363,413	1,232,703	259,841	889,103	158,475	36,316	135,126
7…	14	1,593,592	25,165	508	10,981	2,739	268	310,443	1,074,870	219,880	949,657	98,438	28,813	144,815
8…	15	1,439,750	16,706	905	9,081	2,353	229	263,869	958,450	193,069	876,291	122,157	30,117	132,298
9…	16	1,607,593	16,338	796	12,416	3,205	319	322,042	1,097,814	216,583	944,729	107,141	29,594	138,999
10…	17	1,801,490	23,594	3,228	10,455	3,165	333	340,027	1,131,818	253,233	1,110,521	131,526	34,547	138,501
11…	18	1,896,803	22,866	3,290	14,900	3,038	335	315,481	1,024,680	213,122	1,209,291	148,794	37,542	149,741
12…	19	1,831,088	29,510	3,730	9,771	3,317	320	298,012	1,180,341	209,434	1,160,334	154,309	43,003	152,054

商 品 別 輸 出 入 額

(単位 百万円)

機 械 器	事務用 機 器	映 像 機 器		音 響 機 器		半 導 体 等 電 子 部 品	電 気 計 測 機 器	航 空 機 類	科 学 光 学 機 器	時 計	そ の 他	番 号
		N O	価 額	N O	価 額							
14,524,724	500,581	4,718,771	271,519	62,083,661	11,380	3,928,854	777,220	318,225	1,469,186	85,177	5,796,277	1
13,378,058	432,414	6,151,723	216,883	59,484,084	11,740	3,816,379	724,903	313,850	1,301,109	86,597	5,434,024	2
12,605,084	426,062	5,688,813	207,924	38,382,986	12,655	3,897,058	705,867	201,226	1,166,834	63,563	5,068,973	3
3,215,301	98,459	1,723,005	50,587	10,145,836	2,406	928,583	184,259	79,729	302,979	16,821	1,274,118	4
2,749,660	85,679	856,406	28,123	7,366,516	1,962	907,502	157,304	35,632	240,625	13,149	1,039,525	5
3,121,299	107,147	1,228,696	49,269	9,546,964	3,290	1,026,069	166,924	49,915	285,606	14,789	1,334,594	6
3,518,824	134,777	1,880,706	79,946	11,323,670	4,997	1,034,903	197,380	35,950	337,624	18,803	1,420,737	7
958,217	32,912	575,774	16,511	3,747,997	786	290,279	50,169	26,457	94,714	4,686	421,977	8
1,124,339	33,016	527,997	17,879	3,539,106	760	313,613	66,576	27,456	109,144	6,472	459,369	9
1,132,745	32,531	619,234	16,197	2,858,733	861	324,691	67,515	25,816	99,121	5,662	392,773	10
961,430	30,779	377,371	10,042	3,109,459	664	321,157	56,678	5,547	81,833	4,959	352,341	11
859,948	26,518	205,546	7,815	2,086,058	567	292,946	47,899	13,272	68,578	4,024	332,150	12
928,282	28,382	273,489	10,266	2,170,999	731	293,399	52,727	16,814	90,213	4,166	355,034	13
995,465	31,846	388,358	15,228	3,158,331	868	321,723	57,189	18,809	91,888	5,538	432,509	14
1,013,389	37,231	297,660	13,101	2,985,611	1,070	342,663	55,133	15,874	92,181	4,183	388,198	15
1,112,446	38,070	542,678	20,940	3,403,022	1,352	361,684	54,602	15,231	101,537	5,069	513,887	16
1,177,653	43,729	609,786	27,083	3,956,834	1,764	355,854	63,123	15,240	111,669	6,230	481,801	17
1,116,261	45,110	666,143	28,706	3,298,392	1,609	326,869	62,851	14,165	101,461	6,286	434,325	18
1,224,911	45,938	604,777	24,157	4,068,444	1,624	352,181	71,405	6,545	124,494	6,287	504,610	19

(単位 百万円)

音 響 ・ 映 像 機 器	半 導 体 等 電 子 部 品	電 気 計 測 機 器	航 空 機 類		科 学 光 学 機 器	時 計	そ の 他	ダ イ ヤ モ ン ド		貴 石 及 び 半 貴 石 (ダ イ ヤ モ ン ド を 除 く)		非 鉄 金 属		金 製 属 品	番 号
			M T	価 額				G R	価 額	K G	価 額	M T	価 額		
457,165	2,481,207	570,896	4,806	657,037	1,443,932	310,904	3,920,935	332,138	96,575	158,288	19,474	11,654	541,910	199,925	1
487,236	2,259,949	531,191	6,757	825,025	1,410,091	337,601	3,882,948	297,883	79,825	157,468	18,187	12,053	577,640	196,630	2
440,360	2,221,595	451,577	3,091	378,104	1,304,963	240,912	3,610,718	267,160	49,237	110,259	16,083	7,832	801,369	159,867	3
112,619	555,396	131,629	1,134	127,817	334,552	72,934	946,444	60,370	15,329	39,301	3,897	3,324	188,920	46,880	4
83,682	564,216	96,731	684	91,968	306,807	32,742	796,434	34,448	6,995	13,974	3,581	1,748	180,620	40,287	5
101,964	528,591	104,160	540	71,669	317,803	62,922	883,218	81,384	13,601	24,057	5,459	1,034	193,097	33,719	6
142,095	573,392	119,058	733	86,649	345,801	72,313	984,621	90,958	13,311	32,927	3,146	1,726	238,733	38,981	7
38,116	185,480	44,123	230	20,800	105,446	25,540	306,825	28,906	6,825	14,339	1,702	1,260	51,449	14,890	8
32,655	173,886	42,739	431	48,060	104,500	22,111	304,783	16,787	4,159	17,169	1,125	1,131	65,060	13,868	9
41,847	196,030	44,766	473	58,958	124,606	25,283	334,836	14,677	4,345	7,793	1,070	933	72,410	18,122	10
30,223	194,794	33,652	289	52,109	106,837	9,711	274,101	4,007	2,667	5,065	2,202	853	58,095	14,751	11
26,166	185,032	29,322	271	28,425	97,407	8,299	241,463	12,101	1,706	4,904	640	504	58,855	13,073	12
27,293	184,390	33,757	124	11,433	102,562	14,732	280,870	18,340	2,622	4,005	740	391	63,670	12,463	13
35,187	180,773	33,881	108	11,337	104,263	21,151	297,346	21,346	4,660	7,707	3,410	337	60,431	12,091	14
30,407	158,381	34,376	221	32,249	102,994	19,350	273,804	27,271	3,894	6,656	976	302	50,999	10,601	15
36,370	189,438	35,903	211	28,084	110,546	22,421	312,068	32,767	5,047	9,694	1,074	395	81,666	11,027	16
47,367	199,618	37,318	138	14,721	118,911	23,018	316,894	38,647	4,397	10,721	1,139	495	69,113	13,108	17
49,781	186,455	40,496	177	20,885	115,337	24,848	334,265	20,419	4,765	10,760	1,058	629	78,734	12,890	18
44,947	187,319	41,244	418	51,044	111,552	24,447	333,462	31,892	4,150	11,446	949	602	90,886	12,983	19

11. 船舶・航空機の入港状況

(1) 外国貿易船

(単位 隻, 千トン, %)

区分 年	合計		日本籍		外国籍	
	隻数	純トン数	隻数	純トン数	隻数	純トン数
平成21年……	112,756	898,797	3,856	39,548	108,900	859,249
22……	119,344	1,000,386	4,123	49,564	115,221	950,822
23……	116,269	1,010,406	4,519	57,735	111,750	952,671
24……	115,961	1,033,321	4,667	65,158	111,294	968,164
25……	115,129	1,043,822	4,740	73,104	110,389	970,718
26……	112,511	1,025,336	4,997	76,279	107,514	949,057
27……	110,163	1,026,543	4,925	81,204	105,238	945,339
28……	108,805	1,030,577	4,921	89,581	103,884	940,996
29……	106,594	1,017,730	5,159	105,664	101,435	912,066
30……	104,930	1,033,732	5,424	109,386	99,506	924,346
令和元年……	102,046	1,026,262	5,546	112,008	96,500	914,254
2……	96,483	936,226	5,192	98,222	91,291	838,004
(対前年伸率)	(△5.5)	(△8.8)	(△6.4)	(△12.3)	(△5.4)	(△8.3)
構成比	100.0	100.0	5.4	10.5	94.6	89.5

(2) 外国貿易機

(単位 機, %)

区分 年	合計	日本籍	外国籍
	平成21年……	163,148	57,113
22……	168,436	53,422	115,014
23……	173,893	50,434	123,459
24……	190,257	54,729	135,528
25……	195,097	58,844	136,253
26……	210,978	63,753	147,225
27……	235,938	68,750	167,188
28……	264,104	77,001	187,103
29……	278,430	80,099	198,331
30……	289,262	79,219	210,043
令和元年……	309,083	80,190	228,893
2……	109,351	34,306	75,045
(対前年伸率)	(△64.6)	(△57.2)	(△67.2)
構成比	100.0	31.4	68.6

(船舶)

(単位 隻, 千トン, %)

区分	令和元年				令和2年			
	隻数	構成比	純トン数	構成比	隻数	構成比	純トン数	構成比
合計	102,046	100.0	1,026,262	100.0	96,483	100.0	936,226	100.0
日本	5,546	5.4	112,008	10.9	5,192	5.4	98,222	10.5
パナマ	29,788	29.2	344,487	33.6	28,519	29.6	314,823	33.6
大韓民国	15,484	15.2	37,368	3.6	14,160	14.7	34,351	3.7
香港	10,437	10.2	84,557	8.2	10,459	10.8	85,418	9.1
リベリア	5,911	5.8	87,465	8.5	5,099	5.3	82,198	8.8
シンガポール	5,305	5.2	76,952	7.5	5,143	5.3	69,462	7.4
バハマ	4,937	4.8	51,158	5.0	4,443	4.6	44,325	4.7
マーシャル	4,534	4.4	71,476	7.0	4,142	4.3	59,214	6.3
ベリーズ	4,063	4.0	5,820	0.6	4,248	4.4	6,017	0.6
アンティガ・バーブダ	1,465	1.4	6,929	0.7	1,568	1.6	7,158	0.8
トーゴ	1,455	1.4	1,826	0.2	1,162	1.2	1,579	0.2
中華人民共和国	1,445	1.4	8,647	0.8	1,767	1.8	10,383	1.1
キプロス	1,401	1.4	14,044	1.4	1,094	1.1	11,446	1.2
シエラレオネ	1,355	1.3	1,675	0.2	1,295	1.3	1,639	0.2
マルタ	1,290	1.3	21,508	2.1	875	0.9	17,296	1.8
英国	1,106	1.1	15,228	1.5	1,008	1.0	10,023	1.1
ロシア	767	0.8	392	0.0	734	0.8	297	0.0
フィリピン	614	0.6	2,876	0.3	657	0.7	3,009	0.3
ポルトガル	541	0.5	8,556	0.8	365	0.4	8,877	0.9
ノルウェー	512	0.5	10,391	1.0	518	0.5	10,959	1.2
マレーシア	495	0.5	6,273	0.6	502	0.5	7,249	0.8
その他	3,595	3.5	56,627	5.5	3,533	3.7	52,279	5.6

(航空機)

(単位 機, %)

区分	令和元年		令和2年	
	機数	構成比	機数	構成比
合計	309,083	100.0	109,351	100.0
日本	80,190	25.9	34,306	31.4
大韓民国	55,944	18.1	10,025	9.2
中華人民共和国	50,790	16.4	12,128	11.1
アメリカ合衆国	24,540	7.9	19,925	18.2
台湾	23,814	7.7	7,775	7.1
香港	19,822	6.4	5,286	4.8
タイ	8,355	2.7	2,075	1.9
シンガポール	7,502	2.4	2,183	2.0
フィリピン	6,822	2.2	2,534	2.3
ベトナム	5,707	1.8	1,928	1.8
マレーシア	2,825	0.9	871	0.8
オーストラリア	2,142	0.7	635	0.6
ドイツ	1,909	0.6	1,135	1.0
その他	18,721	6.1	8,545	7.8

12. 主要港別輸出入額の推移

(単位 百万円)

港別	年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2
	総額	輸出	65,546,475	63,747,572	69,774,193	73,093,028	75,613,929	70,035,770	78,286,457	81,478,753	76,931,665
	輸入	68,111,187	70,688,632	81,242,545	85,909,113	78,405,536	66,041,974	75,379,231	82,703,304	78,599,510	67,837,102
東京	輸出	4,709,608	4,687,725	5,473,748	6,137,426	6,245,640	5,820,405	5,862,127	6,039,750	5,823,726	5,233,155
	輸入	8,139,091	8,458,523	10,039,199	11,004,199	11,366,245	10,587,324	11,701,087	11,656,455	11,491,331	10,985,869
成田	輸出	8,943,164	7,298,822	7,149,548	6,592,959	8,910,411	9,034,949	11,167,865	11,458,775	10,525,596	10,158,878
	輸入	8,958,764	8,945,147	10,162,030	9,044,874	12,611,864	11,313,120	12,244,445	13,703,989	12,956,021	12,743,637
横浜	輸出	7,006,623	6,778,447	6,747,976	7,117,710	7,531,005	6,884,661	7,177,217	7,718,697	6,946,128	5,819,977
	輸入	3,777,297	3,665,906	4,173,680	4,617,227	4,622,943	3,799,894	4,133,560	4,753,762	4,891,967	4,045,900
川崎	輸出	1,249,656	1,289,711	1,654,706	1,693,638	1,565,199	1,259,748	1,119,827	1,114,408	1,116,740	893,922
	輸入	2,660,650	2,546,376	3,152,149	3,223,463	2,427,471	1,733,383	2,224,818	2,365,191	2,357,147	1,819,800
千葉	輸出	1,007,999	852,030	1,092,992	1,131,483	994,118	753,554	787,098	896,105	717,968	590,280
	輸入	3,834,799	4,083,883	4,792,932	5,466,058	3,561,127	2,658,495	3,314,539	3,964,417	3,268,159	2,477,813
神戸	輸出	5,366,752	5,009,794	5,216,485	5,485,777	5,550,797	5,110,104	5,631,705	5,819,818	5,557,149	4,901,723
	輸入	2,713,486	2,623,638	2,947,500	3,141,592	3,266,239	2,900,767	3,235,572	3,438,548	3,310,343	3,001,820
姫路	輸出	223,150	187,168	192,844	229,638	215,087	174,216	192,211	202,735	174,270	150,141
	輸入	449,293	520,818	624,300	744,969	571,243	396,737	443,312	490,672	452,274	364,704
大阪	輸出	3,008,568	2,746,841	3,009,742	3,262,814	3,419,611	3,144,465	3,674,184	4,242,687	3,774,242	3,808,736
	輸入	4,320,431	4,173,198	4,855,847	5,147,365	5,001,540	4,341,216	4,755,320	4,971,306	4,778,131	4,514,944
堺	輸出	497,439	482,819	514,345	554,727	493,655	444,353	464,859	511,130	439,842	369,217
	輸入	1,743,328	2,056,973	2,275,021	2,531,230	1,599,733	1,159,138	1,381,008	1,686,630	1,407,312	970,533
名古屋	輸出	9,062,985	9,676,428	11,058,377	11,374,767	11,471,742	10,745,466	11,742,128	12,484,522	12,306,759	10,413,755
	輸入	4,384,918	4,638,673	5,251,950	5,716,500	5,398,822	4,480,423	4,865,646	5,336,835	5,084,883	4,315,990
清水	輸出	1,506,108	1,617,095	1,719,154	1,782,299	1,810,183	1,747,586	1,852,953	1,882,852	1,823,906	1,668,437
	輸入	730,771	752,976	847,542	956,168	958,575	861,232	947,839	1,055,045	1,022,045	919,047
四日市	輸出	983,790	909,974	1,039,647	1,006,881	923,352	795,944	802,602	836,362	836,059	725,204
	輸入	1,852,800	1,963,881	2,168,100	2,406,144	1,662,309	1,127,307	1,365,256	1,718,812	1,586,859	1,076,269
門司	輸出	662,122	642,291	698,192	700,668	777,175	721,992	924,602	1,000,509	845,296	874,804
	輸入	698,955	708,752	805,256	828,049	850,889	775,043	883,715	918,314	885,057	685,600
徳山	輸出	406,613	335,475	437,479	416,669	439,557	424,016	529,691	492,574	419,384	339,964
	輸入	719,537	612,469	775,077	545,284	419,904	302,384	404,846	489,552	404,295	281,470
長崎	輸出	154,568	119,216	110,158	178,923	101,083	195,223	163,865	157,907	170,552	58,935
	輸入	59,891	65,339	73,125	83,482	67,543	52,158	64,526	68,697	49,052	37,191
函館	輸出	28,728	30,347	23,488	24,920	28,185	18,902	26,718	23,792	23,384	21,096
	輸入	15,289	16,510	15,533	15,876	18,156	16,683	20,903	21,199	29,920	19,070
室蘭	輸出	145,639	153,594	159,194	135,300	147,711	95,229	121,465	125,295	63,126	44,765
	輸入	571,881	673,369	727,169	297,260	210,496	122,392	196,488	226,503	113,257	62,170
那覇	輸出	5,686	4,629	4,140	7,150	5,268	4,659	5,414	4,652	4,221	2,810
	輸入	13,850	13,796	12,650	11,005	14,063	23,620	43,019	30,593	10,374	3,113

13. 輸 出 入 貨 物 屯 量

(1) 船 舶 に よ る も の

(単位 千トン, %)

年	区分	輸 出				輸 入					
		合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比	合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比
平成6年…		111,179	5,844	5.3	105,335	94.7	751,408	173,357	23.1	578,051	76.9
7……		115,769	5,919	5.1	109,850	94.9	770,572	152,194	19.8	618,378	80.2
8……		114,794	3,671	3.2	111,123	96.8	783,492	144,830	18.5	638,662	81.5
9……		119,266	3,429	2.9	115,837	97.1	794,602	136,233	17.1	658,369	82.9
10……		118,195	2,710	2.3	115,485	97.7	745,250	128,318	17.2	616,932	82.8
11……		124,562	2,948	2.4	121,614	97.6	755,854	123,089	16.3	632,765	83.7
12……		130,103	5,162	4.0	124,940	96.0	806,540	102,961	12.8	703,579	87.2
13……		138,236	2,868	2.1	135,368	97.9	787,951	90,173	11.4	697,778	88.6
14……		153,763	3,337	2.2	150,426	97.8	785,142	86,699	11.0	698,442	89.0
15……		167,436	3,140	1.9	164,297	98.1	813,734	71,783	8.8	741,951	91.2
16……		176,142	2,252	1.3	173,890	98.7	828,443	68,798	8.3	759,645	91.7
17……		149,095	2,415	1.6	146,680	98.4	691,007	52,918	7.7	638,089	92.3

(注)「千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約(通称「FAL条約」)の実施(平成17年11月1日)に伴い、船舶入出港届様式が変更され貨物数量の項目が削除されたため、平成17年11月以降は輸出入貨物屯量の集計を行っていない(平成17年の貨物屯量は1月から10月までの累計値)。

(2) 航 空 機 に よ る も の

(単位 トン, %)

年	区分	輸 出				輸 入					
		合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比	合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比
平成20年…		1,497,004	656,377	43.8	840,627	56.2	1,549,734	688,288	44.4	861,446	55.6
21……		1,183,116	545,118	46.1	637,998	53.9	1,377,621	647,074	47.0	730,547	53.0
22……		1,510,348	648,358	42.9	861,990	57.1	1,713,328	762,641	44.5	950,687	55.5
23……		1,388,590	524,108	37.7	864,482	62.3	1,657,859	624,752	37.7	1,033,107	62.3
24……		1,380,002	553,318	40.1	826,684	59.9	1,706,066	661,450	38.8	1,044,616	61.2
25……		1,367,592	599,222	43.8	768,370	56.2	1,711,285	713,906	41.7	997,379	58.3
26……		1,589,481	707,377	44.5	882,104	55.5	1,850,172	809,724	43.8	1,040,448	56.2
27……		1,666,301	720,474	43.2	945,827	56.8	1,836,025	825,781	45.0	1,010,244	55.0
28……		1,730,543	786,126	45.4	944,417	54.6	1,923,052	884,971	46.0	1,038,081	54.0
29……		1,960,031	883,538	45.1	1,076,493	54.9	2,129,294	984,721	46.2	1,144,573	53.8
30……		2,009,765	777,816	38.7	1,231,949	61.3	2,033,190	853,610	42.0	1,179,580	58.0
令和元年…		1,735,930	727,836	41.9	1,008,094	58.1	1,977,293	826,671	41.8	1,150,622	58.2
2……		1,429,898	597,001	41.8	832,897	58.2	1,723,079	712,698	41.4	1,010,381	58.6
(対前年 伸 率)		(-17.6)	(-18.0)		(-17.4)		(-12.9)	(-13.8)		(-12.2)	

14. 貿 易 指 数

(1) 総 括 表

貿易指数の推移(対世界)

年・期・月	区 分	各指数(平成27年=100)					
		輸 出			輸 入		
		金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
平成30年……		107.8	107.7	100.1	105.5	105.8	99.7
令和元……		101.7	103.0	98.8	100.2	104.6	95.9
2……		90.5	90.9	99.5	86.5	97.8	88.4
令和元年上……		101.2	101.8	99.4	99.9	102.4	97.5
下……		102.3	104.3	98.1	100.6	106.7	94.3
2. 上……		85.6	86.2	99.3	88.4	96.6	91.5
下……		95.3	95.6	99.7	84.7	99.1	85.5

14. 貿易指数 (続)

(1) 総括表 (続)

貿易指数の推移 (対世界)

区 分 年・期・月	各指数 (平成27年 = 100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和2年第 I 四半期	95.8	95.8	100.0	93.4	96.3	97.0
II	75.4	76.6	98.4	83.3	96.9	86.0
III	88.1	87.7	100.5	80.5	94.9	84.8
IV	102.6	103.5	99.1	88.9	103.3	86.1
3. I	101.5	100.2	101.4	95.2	102.1	93.2
令和2年1月	86.2	86.2	100.1	103.2	108.5	95.1
2	100.3	99.8	100.5	79.7	78.6	101.4
3	100.9	101.4	99.5	97.2	102.3	95.0
4	82.6	84.2	98.1	94.0	105.3	89.3
5	66.4	67.7	98.1	77.2	90.8	84.9
6	77.1	78.0	98.9	78.8	94.3	83.6
7	85.2	84.4	100.9	82.4	97.1	84.9
8	83.0	83.7	99.3	76.6	90.5	84.6
9	96.1	95.0	101.1	82.4	97.2	84.9
10	104.2	105.2	99.1	87.4	101.2	86.3
11	97.0	98.1	98.9	88.1	102.4	86.1
12	106.4	107.3	99.2	91.2	106.2	85.9
3. 1	91.7	90.8	101.1	93.5	104.0	89.8
2	95.8	95.5	100.4	89.2	95.9	93.0
3	117.1	114.1	102.6	102.9	106.2	96.8

各指数の前年 (同期) 伸率 (%)

平成30年	4.1	1.7	2.4	9.7	2.8	6.7
令和元	△5.6	△4.3	△1.3	△5.0	△1.1	△3.9
2	△11.1	△11.8	0.8	△13.7	△6.4	△7.7
令和元年上	△4.7	△5.6	0.9	△1.0	△0.9	△0.1
下	△6.4	△3.0	△3.5	△8.6	△1.2	△7.4
2. 上	△15.4	△15.3	△0.1	△11.5	△5.7	△6.1
下	△6.8	△8.3	1.6	△15.8	△7.1	△9.4
令和2年第 I 四半期	△5.5	△5.5	0.0	△7.3	△6.9	△0.5
II	△25.3	△25.0	△0.4	△15.8	△4.6	△11.8
III	△13.0	△14.9	2.2	△19.9	△11.1	△9.9
IV	△0.7	△1.8	1.1	△11.8	△3.2	△8.9
3. I	6.0	4.6	1.3	1.9	6.0	△3.9
令和2年1月	△2.5	△1.6	△1.0	△3.6	△1.7	△2.0
2	△1.0	△2.4	1.4	△14.0	△17.3	3.9
3	△11.7	△11.4	△0.4	△5.0	△2.3	△2.8
4	△21.9	△21.3	△0.8	△7.0	1.7	△8.6
5	△28.3	△27.2	△1.5	△25.9	△14.4	△13.4
6	△26.2	△26.9	1.0	△14.1	△0.6	△13.6
7	△19.2	△21.9	3.5	△22.0	△13.8	△9.5
8	△14.8	△14.8	0.1	△20.4	△11.3	△10.3
9	△4.9	△7.7	3.0	△17.1	△8.1	△9.8
10	△0.2	△1.6	1.5	△13.1	△5.5	△8.0
11	△4.2	△3.9	△0.2	△11.0	△2.1	△9.1
12	2.0	△0.1	2.1	△11.5	△2.0	△9.7
3. 1	6.4	5.3	1.0	△9.4	△4.1	△5.5
2	△4.5	△4.3	△0.1	11.9	22.0	△8.3
3	16.1	12.6	3.1	5.8	3.9	1.9

(注) 貿易指数伸び率は対前年 (同期・月) 比。

貿易指数の説明

1. 基準時及び基準時ウエイト算定期間
平成27年
2. 採用品目
採用品目は HS (商品の名称及び分類についての統一システム) 条約に準拠した9桁の輸出入統計品目分類に基づく
3. 価格
通関時における価格で、輸出は F.O.B 価格、輸入は C.I.F 価格による。

4. 算式

$$\text{金額指数} = \frac{vt}{vo}$$

vo …… 基準時輸出入額
vt …… 比較時輸出入額

$$\text{価格指数} = \sqrt{\frac{\sum ptqo}{\sum poqo} \cdot \frac{\sum ptqt}{\sum poqt}}$$

po …… 基準時価格
pt …… 比較時価格
qo …… 基準時数量
qt …… 比較時数量

$$\text{数量指数} = \frac{\text{金額指数}}{\text{価格指数}}$$

14. 貿 易

(2) 地 域 別

貿易指数の推移 (対米国)

区 分 年・期・月	各指数 (平成27年 = 100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
平成30年……………	101.6	105.3	96.5	111.9	105.9	105.6
令和元……………	100.2	104.7	95.7	107.2	107.1	100.1
2……………	82.8	85.6	96.7	92.3	89.4	103.2
令和元年上……………	102.7	106.7	96.3	108.4	107.9	100.4
下……………	97.7	102.7	95.1	106	106.3	99.8
2. 上……………	74.8	77.7	96.4	97.9	95.9	102.1
下……………	90.9	93.5	97.1	86.6	83.0	104.4
令和2年第I四半期	92.1	95.8	96.1	102.6	97.4	105.4
II……………	57.6	59.8	96.3	93.2	94.4	98.7
III……………	84.7	86.8	97.6	84.8	82.2	103.2
IV……………	97.0	100.3	96.8	88.5	83.9	105.5
3. I……………	87.6	88.8	98.6	99.1	91.5	108.3
令和2年1月……	82.9	86.9	95.4	101.6	94.6	107.4
2……………	100.1	103.3	96.9	95.8	92.4	103.7
3……………	93.2	97.2	95.9	110.5	105.2	105.0
4……………	69.3	72.4	95.8	103.9	104.0	99.9
5……………	46.3	48.7	95.1	86.0	89.5	96.1
6……………	57.1	58.4	97.8	89.6	89.5	100.2
7……………	86.0	88.4	97.3	86.6	83.8	103.3
8……………	73.8	77.8	95.0	84.5	83.0	101.7
9……………	94.1	94.0	100.2	83.3	79.6	104.6
10……………	102.4	105.8	96.8	89.7	83.9	106.9
11……………	93.1	96.5	96.5	88.4	83.8	105.6
12……………	95.6	98.5	97.1	87.3	83.9	104.0
3. 1……………	78.9	79.3	99.5	87.3	84.6	103.2
2……………	86.1	86.3	99.8	92.4	85.0	108.6
3……………	97.7	101.0	96.7	117.7	104.4	112.7
各指数の前年 (同期) 伸率 (%)						
平成30年……………	2.4	3.7	△1.3	11.4	4.1	7.0
令和元……………	△1.4	△0.5	△0.9	△4.2	1.2	△5.3
2……………	△17.3	△18.2	1.1	△13.9	△16.5	3.1
令和元年上……………	5.3	3.6	1.6	2.1	4.1	△2.0
下……………	△7.6	△4.5	△3.2	△9.8	△1.6	△8.3
2. 上……………	△27.2	△27.2	0.1	△9.7	-11.1	1.7
下……………	△7.0	△8.9	2.1	△18.3	-21.9	4.6
令和2年第I四半期	△9.2	△10.0	0.8	△5.8	△11.3	6.2
II……………	△44.7	△44.2	△0.9	△13.5	△11.1	△2.8
III……………	△13.7	△16.0	2.8	△19.5	△22.6	4.0
IV……………	△0.2	△1.7	1.5	△17.1	△21.2	5.2
3. I……………	△4.9	△7.3	2.6	△3.4	△6.0	2.8
令和2年1月……	△7.7	△8.9	1.3	△12.1	△20.0	9.9
2……………	△2.6	△4.4	1.9	△5.9	△11.1	5.9
3……………	△16.5	△15.9	△0.7	0.8	△1.9	2.8
4……………	△37.9	△36.9	△1.5	1.5	4.1	△2.5
5……………	△50.6	△49.4	△2.4	△27.5	△22.8	△6.1
6……………	△46.6	△47.0	0.8	△12.3	△12.6	0.3
7……………	△19.5	△21.5	2.6	△25.1	△28.0	4.0
8……………	△21.3	△20.1	△1.6	△21.5	△22.3	1.0
9……………	0.6	△6.1	7.2	△10.3	△16.5	7.4
10……………	2.5	0.8	1.7	△15.4	△21.4	7.7
11……………	△2.5	△2.6	0.1	△13.8	△19.3	6.8
12……………	△0.7	△3.4	2.8	△21.8	△22.7	1.2
3. 1……………	△4.8	△8.7	4.3	△14.1	△10.6	△3.9
2……………	△14.0	△16.4	3.0	△3.6	△8.0	4.8
3……………	4.8	3.9	0.9	6.6	△0.7	7.4

指 数 (続)

総 括 表

貿易指数の推移 (対EU)

区 分 年・期・月	各指数 (平成27年 = 100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
平成30年……………	114.8	112.0	102.5	112.5	103.7	108.5
令和元……………	111.3	109.6	101.6	112.7	101.6	111.0
2……………	94.5	86.8	108.9	98.5	93.3	105.6
令和元年上……………	113.0	110.3	102.4	111.4	100.4	111.0
下……………	109.6	108.9	100.7	114.0	102.8	110.9
2. 上……………	91.7	88.0	104.2	98.7	92.8	106.4
下……………	97.2	85.7	113.4	98.3	93.7	104.9
令和2年第I四半期	106.7	102.7	103.9	102.3	95.2	107.5
II……………	76.6	73.3	104.5	95.2	90.4	105.3
III……………	87.9	78.2	112.4	96.1	94.6	101.6
IV……………	106.6	93.2	114.4	100.5	92.8	108.3
3. I……………	109.8	83.0	132.4	108.1	95.0	113.8
令和2年1月……………	97.1	91.1	106.6	108.1	103.8	104.2
2……………	109.3	105.1	104.1	96.0	86.9	110.5
3……………	113.7	112.3	101.3	102.8	95.3	107.9
4……………	87.0	85.1	102.1	103.3	98.7	104.6
5……………	65.3	62.9	103.7	88.4	85.0	104.0
6……………	77.6	72.1	107.7	93.8	87.6	107.1
7……………	78.6	72.0	109.3	99.8	96.4	103.5
8……………	85.5	76.2	112.2	85.5	86.4	99.0
9……………	99.5	86.0	115.6	102.9	100.8	102.0
10……………	107.5	98.1	109.7	97.9	90.5	108.2
11……………	100.7	90.1	111.7	96.5	88.6	108.9
12……………	111.6	91.8	121.5	107.1	99.3	107.8
3. 1……………	95.5	67.3	141.9	105.7	92.5	114.2
2……………	105.7	80.0	132.2	96.4	88.3	109.2
3……………	128.3	104.5	122.7	122.4	103.9	117.7
各指数の前年 (同期) 伸率 (%)						
平成30年……………	6.4	2.4	3.9	11.0	0.9	10.0
令和元……………	△3.0	△2.1	△0.9	0.2	△2.0	2.3
2……………	△15.1	△20.8	7.2	△12.6	△8.2	△4.8
令和元年上……………	△1.7	△1.0	△0.8	2.2	△1.7	3.9
下……………	△4.4	△3.3	△1.1	△1.6	△2.4	0.8
2. 上……………	△18.9	△20.3	1.7	△11.4	△7.6	△4.1
下……………	△11.3	△21.3	12.7	△13.8	△8.8	△5.5
令和2年第I四半期	△8.6	△9.3	0.8	△6.7	△3.3	△3.5
II……………	△29.9	△31.7	2.6	△15.9	△11.6	△4.8
III……………	△20.2	△29.2	12.7	△16.6	△10.3	△7.1
IV……………	△2.3	△13.3	12.7	△11.0	△7.4	△3.8
3. I……………	2.9	△19.2	27.4	5.7	△0.2	5.9
令和2年1月……………	△6.5	△9.1	2.9	△2.3	1.1	△3.4
2……………	△7.7	△9.7	2.2	△8.3	△8.6	0.3
3……………	△11.1	△9.1	△2.2	△9.6	△2.6	△7.2
4……………	△27.8	△27.6	△0.3	△6.8	△0.2	△6.6
5……………	△33.8	△34.8	1.5	△29.3	△25.9	△4.6
6……………	△28.6	△33.2	6.8	△9.4	△6.2	△3.5
7……………	△30.7	△36.9	9.8	△14.3	△12.6	△2.0
8……………	△19.2	△27.5	11.6	△21.9	△15.1	△8.0
9……………	△10.6	△23.3	16.5	△14.0	△3.3	△11.1
10……………	△2.7	△10.9	9.3	△11.4	△8.3	△3.3
11……………	△2.6	△9.8	8.0	△17.2	△12.9	△5.0
12……………	△1.6	△18.4	20.5	△4.0	△0.9	△3.1
3. 1……………	△1.6	△26.1	33.2	△2.3	△10.9	9.6
2……………	△3.3	△23.9	27.0	0.4	1.7	△1.2
3……………	12.8	△6.9	21.1	19.0	9.1	9.1

(注) 表中の数値については、全て現在の加盟国 (27ヶ国) ベース。

14. 貿 易

(2) 地 域 別

貿易指数の推移（対アジア）

区 分 年・期・月	各指数（平成27年 = 100）					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
平成30年……………	110.9	109.6	101.2	102.2	108.2	94.5
令和元……………	102.5	102.9	99.6	97.5	107.2	90.9
2……………	97.3	96.6	100.6	90.3	102.9	87.8
令和元年上……………	100.4	100.9	99.5	96.6	104.5	92.5
下……………	104.5	104.9	99.6	98.4	110.1	89.4
2. 上……………	91.9	91.5	100.4	89.6	99.7	89.9
下……………	102.6	101.7	100.8	91.0	106.2	85.7
令和2年第I四半期	95.6	94.4	101.3	89.4	97.2	92.0
II……………	88.2	88.6	99.6	89.9	102.2	87.9
III……………	95.5	93.9	101.7	85.8	100.4	85.4
IV……………	109.6	109.6	100.0	96.3	112.0	86.0
3. I……………	108.5	106.4	101.9	99.2	109.6	90.6
令和2年1月……	83.9	83.5	100.4	106.1	117.4	90.4
2……………	100.3	98.3	102.0	67.2	70.9	94.7
3……………	102.7	101.5	101.2	94.9	104.0	91.3
4……………	93.2	93.8	99.4	98.9	110.5	89.5
5……………	81.7	82.6	98.9	85.9	96.6	88.9
6……………	89.8	89.4	100.4	84.8	99.5	85.2
7……………	94.5	92.4	102.3	89.0	103.0	86.4
8……………	91.6	91.5	100.2	80.9	95.2	85.0
9……………	100.5	97.9	102.6	87.4	103.1	84.9
10……………	109.8	109.3	100.5	94.5	110.5	85.6
11……………	102.5	102.8	99.8	98.4	114.0	86.3
12……………	116.5	116.7	99.8	95.9	111.5	86.0
3. 1……………	100.2	98.9	101.2	101.3	114.1	88.8
2……………	99.5	98.0	101.6	92.0	101.9	90.3
3……………	125.7	122.2	102.9	104.4	112.7	92.6
各指数の前年（同期）伸率（%）						
平成30年……………	4.2	0.6	3.6	5.9	3.4	2.4
令和元……………	△7.6	△6.1	△1.6	△4.6	△0.9	△3.8
2……………	△5.1	△6.1	1.0	△7.4	△4.0	△3.5
令和元年上……………	△7.3	△7.3	0.0	△1.8	△0.8	△1.0
下……………	△7.9	△4.9	△3.2	△7.2	△0.8	△6.4
2. 上……………	△8.5	△9.3	0.9	△7.3	△4.6	△2.8
下……………	△1.8	△3.0	1.2	△7.5	△3.5	△4.2
令和2年第I四半期	△3.9	△4.7	0.8	△9.4	△8.3	△1.2
II……………	△12.9	△13.8	0.9	△5.1	△0.7	△4.4
III……………	△6.0	△7.5	1.6	△12.3	△8.4	△4.2
IV……………	2.1	1.2	0.9	△2.9	1.3	△4.2
3. I……………	13.4	12.7	0.6	11.0	12.7	△1.5
令和2年1月……	△3.2	△1.5	△1.7	△2.7	0.3	△3.0
2……………	1.7	△0.9	2.6	△23.9	△24.8	1.3
3……………	△9.4	△10.5	1.2	△3.8	△2.3	△1.5
4……………	△11.4	△11.8	0.5	2.3	6.0	△3.5
5……………	△12.0	△11.4	△0.7	△11.6	△8.5	△3.5
6……………	△15.3	△17.7	3.0	△5.9	0.4	△6.2
7……………	△8.2	△11.3	3.5	△13.3	△10.6	△3.0
8……………	△7.8	△7.3	△0.5	△10.9	△7.2	△4.1
9……………	△2.0	△3.7	1.8	△12.4	△7.4	△5.4
10……………	4.4	2.8	1.6	△6.7	△2.4	△4.4
11……………	△4.3	△4.5	0.1	0.7	4.6	△3.7
12……………	6.1	5.2	0.9	△2.5	2.0	△4.4
3. 1……………	19.4	18.4	0.8	△4.5	△2.8	△1.8
2……………	△0.8	△0.3	△0.5	37.0	43.7	△4.6
3……………	22.4	20.4	1.6	10.0	8.4	1.4

指 数 (続)

総 括 表 (続)

貿易指数の推移 (対中国)

区 分 年・期・月	各指数 (平成27年 = 100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
平成30年……………	120.2	121.2	99.2	98.8	105.6	93.5
令和元……………	111.0	112.0	99.1	95.0	105.4	90.1
2……………	114.1	117.2	97.3	90.0	101.4	88.8
令和元年上……………	106.3	107.7	98.7	93.5	102.3	91.4
下……………	115.7	116.3	99.5	96.4	108.6	88.8
2. 上……………	102.5	103.7	98.9	87.3	96.0	91.0
下……………	125.6	130.8	96.1	92.7	106.9	86.8
令和2年第I四半期	97.5	96.3	101.3	79.2	86.0	92.0
II……………	107.5	111.2	96.6	95.5	106.3	89.9
III……………	119.0	121.0	98.3	86.7	100.4	86.3
IV……………	132.3	140.6	94.1	98.8	113.3	87.2
3. I……………	122.3	126.3	96.8	97.7	108.6	89.9
令和2年1月……………	81.4	80.8	100.7	107.3	120.3	89.2
2……………	103.1	101.4	101.7	41.6	43.3	96.2
3……………	108.1	106.6	101.3	88.5	96.4	91.8
4……………	107.3	109.8	97.7	107.3	116.1	92.4
5……………	102.2	107.6	95.0	93.4	103.6	90.2
6……………	112.8	116.2	97.1	85.9	99.1	86.7
7……………	120.6	122.9	98.2	90.0	102.8	87.6
8……………	114.5	117.9	97.1	81.6	94.5	86.4
9……………	121.7	122.2	99.7	88.4	103.9	85.1
10……………	132.3	139.9	94.5	95.1	109.2	87.1
11……………	123.4	132.0	93.5	104.3	118.2	88.3
12……………	141.3	149.9	94.2	96.9	112.6	86.1
3. 1……………	111.9	116.9	95.7	106.3	119.9	88.6
2……………	106.6	111.6	95.5	89.3	100.3	89.1
3……………	148.3	150.1	98.8	97.5	105.9	92.0

各指数の前年 (同期) 伸率 (%)

平成30年……………	6.8	2.7	3.9	4.0	3.4	0.6
令和元……………	△7.6	△7.5	△0.1	△3.9	△0.2	△3.7
2……………	2.7	4.6	△1.8	△5.2	△3.8	△1.4
令和元年上……………	△8.1	△10.1	2.2	0.2	1.3	△1.1
下……………	△7.2	△5.0	△2.3	△7.5	△1.4	△6.1
2. 上……………	△3.6	△3.8	0.2	△6.6	△6.1	△0.5
下……………	8.6	12.4	△3.5	△3.8	△1.6	△2.3
令和2年第I四半期	△5.3	△6.1	0.9	△16.6	△16.6	△0.1
II……………	△2.1	△1.6	△0.5	3.7	4.7	△1.0
III……………	9.1	10.6	△1.4	△9.5	△7.5	△2.2
IV……………	8.1	14.1	△5.2	1.8	4.3	△2.4
3. I……………	25.4	31.2	△4.4	23.4	26.3	△2.3
令和2年1月……………	△6.4	△4.8	△1.7	△5.6	△1.4	△4.2
2……………	△0.4	△2.5	2.2	△47.0	△49.1	4.1
3……………	△8.7	△10.3	1.8	△4.4	△5.8	1.5
4……………	△4.1	△2.3	△1.8	11.9	11.3	0.5
5……………	△1.9	△0.4	△1.5	△2.0	△0.7	△1.3
6……………	△0.2	△2.0	1.7	0.9	3.4	△2.4
7……………	8.2	8.5	△0.3	△9.6	△8.8	△0.9
8……………	5.1	7.7	△2.4	△6.9	△5.4	△1.6
9……………	14.0	15.8	△1.6	△11.7	△7.9	△4.1
10……………	10.2	15.6	△4.6	△3.4	△1.0	△2.4
11……………	3.8	11.2	△6.7	7.0	8.6	△1.5
12……………	10.2	15.3	△4.5	1.8	5.5	△3.4
3. 1……………	37.5	44.8	△5.0	△1.0	△0.3	△0.7
2……………	3.4	10.0	△6.1	114.6	131.7	△7.4
3……………	37.2	40.7	△2.5	10.1	9.9	0.2

14. 貿 易

(2) 地 域 別

貿易指数の推移 (対アジアNIEs)

区 分 年・期・月	各指数 (平成27年 = 100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
平成30年……………	102.7	96.2	106.8	108.5	107.2	101.2
令和元……………	94.9	86.7	109.4	99.8	104.4	95.6
2……………	90.1	82.0	109.9	92.5	102.1	90.5
令和元年上……………	94.5	87.4	108.1	99.5	101.3	98.3
下……………	95.3	86.1	110.7	100.1	107.5	93.1
2. 上……………	88.4	82.0	107.7	95.0	103.3	92.0
下……………	91.8	82.0	112.0	89.9	101.0	89.1
令和2年第I四半期	91.4	84.5	108.1	97.9	105.9	92.4
II……………	85.4	79.6	107.2	92.1	100.6	91.6
III……………	86.5	77.4	111.7	86.2	96.3	89.6
IV……………	97.1	86.5	112.3	93.6	105.6	88.6
3. I……………	98.6	85.9	114.8	99.0	103.2	96.0
令和2年1月……………	82.6	77.5	106.6	103.0	108.9	94.6
2……………	95.4	86.9	109.8	93.3	102.5	91.0
3……………	96.1	89.1	107.9	97.4	106.4	91.5
4……………	90.8	85.4	106.3	98.7	108.9	90.7
5……………	79.0	73.7	107.3	89.5	96.4	92.8
6……………	86.2	79.8	108.1	88.1	96.5	91.2
7……………	86.9	76.3	113.9	90.8	101.4	89.6
8……………	81.9	75.7	108.1	78.8	89.4	88.2
9……………	90.7	80.2	113.2	89.0	98.0	90.8
10……………	96.5	85.7	112.6	92.2	103.9	88.7
11……………	90.0	80.3	112.0	92.5	104.9	88.2
12……………	104.9	93.5	112.2	96.1	108.2	88.9
3. 1……………	94.1	82.1	114.6	99.5	103.5	96.1
2……………	92.1	79.7	115.5	91.3	94.6	96.5
3……………	109.5	95.8	114.3	106.2	111.5	95.3
各指数の前年 (同期) 伸率 (%)						
平成30年……………	△0.9	△6.9	6.4	9.7	3.9	5.6
令和元……………	△7.6	△9.9	2.5	△8.0	△2.6	△5.5
2……………	△5.1	△5.5	0.4	△7.4	△2.2	△5.3
令和元年上……………	△7.5	△10.4	3.2	△6.5	△5.2	△1.3
下……………	△7.8	△9.4	1.7	△9.4	0.0	△9.4
2. 上……………	△6.5	△6.1	△0.4	△4.6	2.0	△6.4
下……………	△3.6	△4.8	1.2	△10.2	△6.1	△4.3
令和2年第I四半期	△4.2	△3.9	△0.3	△3.3	4.3	△7.2
II……………	△8.8	△8.4	△0.5	△5.9	△0.4	△5.6
III……………	△6.9	△7.5	0.6	△11.4	△9.0	△2.6
IV……………	△0.5	△2.2	1.7	△9.0	△3.3	△5.9
3. I……………	7.9	1.6	6.2	1.1	△2.6	3.8
令和2年1月……………	△1.2	0.5	△1.8	△1.3	2.0	△3.2
2……………	2.8	0.4	2.4	0.7	9.7	△8.2
3……………	△12.4	△10.9	△1.7	△8.6	1.8	△10.3
4……………	△6.9	△6.2	△0.8	0.3	10.1	△8.9
5……………	△7.0	△5.9	△1.2	△9.2	△6.2	△3.2
6……………	△12.2	△12.6	0.5	△8.8	△4.6	△4.4
7……………	△6.7	△9.8	3.4	△10.7	△10.2	△0.5
8……………	△8.9	△6.3	△2.8	△12.6	△9.8	△3.1
9……………	△5.2	△6.5	1.4	△11.0	△7.2	△4.1
10……………	3.0	1.7	1.3	△11.0	△5.8	△5.6
11……………	△10.5	△10.9	0.4	△7.5	1.0	△8.5
12……………	6.2	2.7	3.4	△8.4	△4.9	△3.7
3. 1……………	13.9	5.9	7.5	△3.5	△4.9	1.6
2……………	△3.5	△8.3	5.3	△2.1	△7.7	6.1
3……………	14.0	7.5	6.0	9.1	4.8	4.1

指 数 (続)

総 括 表 (続)

貿易指数の推移 (対 ASEAN)

区 分 年・期・月	各指数 (平成27年 = 100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
平成30年……………	109.9	107.4	102.3	104.7	107.9	97.1
令和元……………	100.7	100.7	100.0	99.3	104.6	94.9
2……………	85.6	83.7	102.4	90.0	99.0	90.9
令和元年上……………	99.5	100.0	99.5	98.9	103.2	95.9
下……………	101.9	101.4	100.6	99.6	106.1	93.9
2. 上……………	84.2	83.4	100.9	91.0	98.2	92.7
下……………	87.1	83.9	103.8	89.1	99.8	89.2
令和2年第 I 四半期	96.2	96.4	99.8	100.2	105.9	94.6
II……………	72.1	70.6	102.1	81.9	90.3	90.7
III……………	77.8	74.7	104.2	84.1	95.6	87.9
IV……………	96.4	93.2	103.4	94.0	104.0	90.5
3. I……………	99.7	93.1	107.1	100.7	108.6	92.8
令和2年1月……………	87.3	88.9	98.2	104.7	111.8	93.6
2……………	102.6	101.9	100.6	92.2	96.5	95.5
3……………	98.9	98.4	100.5	103.5	109.4	94.6
4……………	83.7	82.5	101.4	86.0	94.3	91.2
5……………	64.0	62.7	102.1	76.9	83.5	92.0
6……………	68.5	66.7	102.8	82.8	93.2	88.9
7……………	74.2	71.1	104.3	87.8	98.9	88.8
8……………	74.3	72.0	103.2	80.8	92.5	87.4
9……………	85.0	81.0	104.9	83.7	95.5	87.6
10……………	99.6	95.2	104.6	95.5	104.5	91.4
11……………	90.7	87.9	103.2	92.5	102.6	90.2
12……………	98.7	96.5	102.3	94.1	104.8	89.8
3. 1……………	89.9	85.5	105.1	93.5	103.1	90.7
2……………	96.1	89.5	107.4	96.2	104.1	92.4
3……………	113.2	104.2	108.7	112.4	118.3	95.0

各指数の前年 (同期) 伸率 (%)

平成30年……………	6.4	2.9	3.4	7.4	2.3	5.0
令和元……………	△8.4	△6.2	△2.3	△5.2	△3.0	△2.2
2……………	△15.0	△16.9	2.4	△9.3	△5.4	△4.2
令和元年上……………	△7.0	△6.0	△1.1	△3.2	△3.7	0.5
下……………	△9.6	△6.5	△3.4	△7.1	△2.3	△4.9
2. 上……………	△15.4	△16.7	1.5	△8.0	△4.8	△3.4
下……………	△14.6	△17.2	3.2	△10.6	△5.9	△4.9
令和2年第 I 四半期	△3.6	△3.4	△0.2	△2.1	△1.0	△1.0
II……………	△27.3	△29.7	3.3	△14.4	△9.1	△5.8
III……………	△22.9	△25.5	3.5	△15.7	△10.4	△6.0
IV……………	△6.4	△9.1	2.9	△5.4	△1.5	△4.0
3. I……………	3.6	△3.4	7.3	0.6	2.5	△1.9
令和2年1月……………	△2.5	△0.9	△1.6	2.1	3.3	△1.1
2……………	4.9	5.4	△0.4	△9.1	△8.4	△0.8
3……………	△11.9	△12.6	0.9	0.8	1.9	△1.2
4……………	△21.2	△22.9	2.2	△10.0	△6.7	△3.6
5……………	△25.3	△26.8	2.1	△21.2	△16.8	△5.2
6……………	△35.1	△38.4	5.3	△11.7	△3.4	△8.5
7……………	△27.2	△30.2	4.3	△18.3	△13.7	△5.3
8……………	△23.8	△25.5	2.3	△14.3	△7.9	△6.9
9……………	△17.7	△20.7	3.8	△14.3	△9.2	△5.6
10……………	△3.6	△6.6	3.2	△7.8	△5.7	△2.2
11……………	△12.9	△15.8	3.4	△4.3	△0.1	△4.2
12……………	△2.6	△4.7	2.1	△4.0	1.7	△5.6
3. 1……………	3.0	△3.9	7.1	△10.7	△7.8	△3.1
2……………	△6.3	△12.2	6.7	4.3	7.9	△3.3
3……………	14.5	5.9	8.2	8.6	8.1	0.4

14. 貿易指数 (平成27年=100) (続)

(3) 数量指数

イ. 輸出

区分 年	総合	食料品	繊維及び 同製品	化学製品	非金属 鉱物製品	金属及び 同製品	機械機器	雑品
平成20……	122.2	78.7	118.6	93.0	144.7	103.4	131.3	124.9
21……	89.7	74.3	93.7	89.1	118.1	83.3	89.2	98.5
22……	111.4	79.8	102.4	104.4	110.1	106.8	115.3	109.7
23……	107.2	68.4	104.5	98.3	115.3	101.8	111.6	108.0
24……	102.0	69.05	99.05	93.7	105.45	103.76	106.72	95.87
25……	100.5	81.2	96.8	97.7	97.7	102.8	102.5	98.9
26……	101.1	85.6	99.3	100.4	101.1	103.4	102.8	96.0
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	100.5	97.3	93.8	101.4	99.0	98.0	100.1	106.6
29……	105.9	97.7	95.3	106.7	98.6	95.7	106.4	109.5
30……	107.7	109.9	95.5	108.8	121.8	95.8	108.7	106.5
令和元年…	103.0	113.6	93.1	109.2	144.8	89.1	101.8	105.2
2……	90.9	114.7	78.6	108.7	82.1	83.7	88.4	90.8

ロ. 輸入

区分 年	総合	食料品	原料品	鉱物性 燃料	繊維製品	化学製品	金属及び 同製品	機械機器	雑品
平成20……	99.6	101.0	103.6	106.0	106.2	82.5	109.6	92.9	112.3
21……	85.3	96.9	84.0	94.0	104.6	73.5	76.5	74.2	97.0
22……	97.1	100.4	101.5	98.5	103.4	86.2	98.6	93.7	104.0
23……	99.6	104.4	96.9	100.2	107.4	92.8	107.8	96.4	107.5
24……	102.0	105.2	99.1	105.6	106.2	93.2	99.9	99.2	109.3
25……	102.3	102.67	100.23	104.83	109.74	96.35	98.17	100.7	109.4
26……	102.9	100.7	102.6	101.7	105.4	100.4	104.0	105.4	107.1
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	98.8	101.1	100.5	97.4	96.0	102.1	98.5	98.1	98.5
29……	102.9	105.3	98.8	97.0	99.9	105.1	105.5	105.9	105.2
30……	105.8	107.7	102.1	94.5	112.0	111.7	109.9	110.7	107.7
令和元年…	104.6	109.4	99.5	90.5	110.7	113.0	105.3	110.7	105.1
2……	97.8	109.6	91.5	83.1	101.8	110.4	90.8	102.7	95.0

(4) 価格指数

イ. 輸出

区分 年	総合	食料品	繊維及び 同製品	化学製品	非金属 鉱物製品	金属及び 同製品	機械機器	雑品
平成20……	87.7	85.7	80.6	100.7	70.3	109.5	84.3	90.4
21……	79.9	82.2	77.4	83.6	68.4	89.8	78.7	77.1
22……	80.0	85.0	77.6	85.4	96.5	88.8	77.7	80.5
23……	80.9	87.7	78.8	89.1	89.5	93.3	77.2	87.3
24……	82.7	86.0	80.9	87.5	91.0	88.6	80.3	88.8
25……	91.8	89.7	91.1	99.0	101.1	97.8	88.9	100.0
26……	95.7	93.9	94.9	100.4	97.3	101.0	93.2	104.7
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	92.2	104.3	93.4	90.5	93.6	84.3	93.8	87.7
29……	97.8	110.2	94.4	99.0	98.0	97.7	97.4	98.4
30……	100.1	112.6	95.8	105.7	82.8	103.4	98.9	102.0
令和元年…	98.8	110.9	96.6	103.1	66.4	100.6	98.9	98.4
2……	99.5	115.1	97.5	101.2	99.7	98.5	99.3	98.1

ロ. 輸入

区分 年	総合	食料品	原料品	鉱物性 燃料	繊維製品	化学製品	金属及び 同製品	機械機器	雑品
平成20……	101.1	87.9	110.2	143.2	71.9	89.8	112.2	83.0	75.8
21……	77.0	73.7	83.3	82.9	64.9	80.4	76.7	75.1	70.0
22……	79.8	74.0	96.8	96.9	65.0	80.5	83.4	70.6	68.0
23……	87.2	80.1	112.1	119.5	70.5	84.8	87.2	69.1	68.4
24……	88.4	79.5	99.1	125.2	72.8	82.1	79.4	72.0	71.6
25……	101.3	90.04	110.13	143.69	85	86.58	89.75	85.16	83.29
26……	106.5	95.5	112.2	149.5	90.5	88.2	97.5	90.9	90.8
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	85.3	89.9	82.3	67.9	91.8	89.9	84.7	92.9	92.0
29……	93.4	95.2	98.5	89.7	92.0	92.9	95.5	95.2	92.0
30……	99.7	96.1	100.8	112.1	86.9	98.8	103.1	96.6	92.5
令和元年…	95.9	93.9	100.7	102.8	85.4	93.2	99.8	94.2	93.1
2……	88.4	87.0	103.5	74.4	88.7	91.1	103.1	92.0	90.5

Ⅲ その他事務統計

15. 入出国旅客数の推移

(1) 正規入国者数

(単位 人, %)

区分	年	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
総計		40,474,653	112	45,479,875	112	49,202,924	108	51,409,309	104
〈うち主要港〉									
新千歳空港		1,236,389	116	1,654,624	134	1,872,163	113	1,938,709	104
成田空港		13,589,275	106	14,582,634	107	15,815,528	108	16,476,278	104
羽田空港		7,491,579	119	8,331,310	111	8,874,080	107	9,153,157	103
中部空港		2,623,228	111	2,789,332	106	2,976,879	107	3,433,988	115
関西空港		9,280,432	115	10,477,974	113	11,124,907	106	12,351,377	111
福岡空港		2,498,434	114	3,095,065	124	3,430,788	111	3,204,076	93
横浜港		7,837	107	17,339	221	34,699	200	37,830	109
神戸港		13,679	62	20,095	147	30,506	152	37,834	124
下関港		88,907	97	104,408	117	90,003	86	51,360	57

(2) 正規出国者数

(単位 人, %)

区分	年	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
総計		40,300,287	112	45,241,985	112	48,993,119	108	51,229,818	105
〈うち主要港〉									
新千歳空港		1,283,534	123	1,635,742	127	1,853,677	113	1,927,800	104
成田空港		13,555,836	107	14,500,368	107	15,732,586	108	16,413,561	104
羽田空港		7,535,889	119	8,382,572	111	8,895,477	106	9,169,929	103
中部空港		2,545,890	111	2,702,218	106	2,907,793	108	3,338,383	115
関西空港		9,238,805	115	10,430,642	113	11,100,850	106	12,340,262	111
福岡空港		2,498,065	115	3,083,572	123	3,431,425	111	3,200,729	93
横浜港		25,213	136	22,796	90	37,532	165	28,641	76
神戸港		10,653	88	14,642	137	29,526	202	22,140	75
下関港		89,575	97	102,406	114	88,036	86	53,652	61

(出所) 出入国在留管理庁「出入国管理統計」

- 1日 ○日本銀行、短観（概要、2021年6月調査）を発表
業況判断DI（現状）は全規模全産業△3で前回調査△8に比べ上昇、大企業全産業8（前回調査2）、大企業製造業14（前回調査5）、大企業非製造業1（前回調査△1）
- 自販連、6月の国内新車販売台数を発表
国内新車販売台数（含む軽）は、36万5,631台で前年比+5.3%と9か月連続の増加
- 米供給管理協会、6月のISM景況指数（製造業）を発表
総合指数は60.6%と前月（61.2%）から低下
- 2日 ○米商務省、5月の貿易・サービス収支を発表
貿易・サービス収支（国際収支ベース）は△712億ドルとなり、前月（△691億ドル）から赤字額は拡大
- 米労働省、6月の雇用統計を発表
非農業部門の雇用者数は前月比85.0万人増、過去2か月分は修正（5月分は同58.3万人増に上方修正（+2.4万人）、4月分は同26.9万人増に下方修正（△0.9万人））
失業率は5.9%と前月（5.8%）から上昇
- 6日 ○内閣府、令和3年第10回経済財政諮問会議を開催
議事：（1）内閣府年次試算
（2）予算の全体像
（3）令和4年度予算の概算要求基準
- 総務省、5月の家計調査（二人以上の世帯）を発表
実質消費支出は前年比+11.6%と3か月連続の増加、季調済前月比は△2.1%と4か月ぶりの減少
基調判断は「2021年5月の世帯消費支出は、1年前と比べて「教養娯楽サービス」「外食」などの前年の消費水準が低かった反動により増加したが、新型コロナウイルス感染症の影響が依然大きく現れており、引き続き今後の動向に注視が必要」とし表現を変更
- 厚生労働省、5月の毎月勤労統計（速報）を発表
現金給与総額（共通事業所系列）は前年比+2.1%（うち所定内給与は同+1.3%、所定外給与は同+20.7%、特別給与は同△4.0%）となり3か月連続のプラス
- 7日 ○内閣府、5月の景気動向指数（CI）（速報）を発表
先行指数は102.6（前月差△1.2ポイント）で12か月ぶりの低下、一致指数は92.7（前月差△2.6ポイント）で3か月ぶりの低下、遅行指数は92.0（前月差△2.2ポイント）で3か月ぶりの低下、基調判断は「改善を示している」とし据え置き
- 8日 ○内閣府、6月の景気ウォッチャー調査を発表
景気の現状判断DIは前月差+9.5ポイントの47.6となり3か月ぶりの上昇、先行き判断DIは前月差+4.8ポイントの52.4となり2か月連続の上昇
景気現状の基調判断は「新型コロナウイルス感染症の影響による厳しさは残るものの、持ち直している。先行きについては、感染症の動向を懸念しつつも、ワクチン接種の進展等によって持ち直しが続く」とみている。」とし上方修正
- 財務省、5月の国際収支状況（速報）を発表
経常収支は1兆9,797億円、前年比+9,112億円（黒字幅拡大）で83か月連続の黒字
- 東京商工リサーチ、6月の全国企業倒産状況を発表
倒産件数は541件（前年比△30.6%）と2か月ぶりの前年比マイナス、負債総額は685億円（同△46.7%）、倒産企業の従業員数は2,341人（同△37.0%）、上場企業倒産は0件
- 9日 ○日本銀行、6月のマネーストック（速報）を発表
M2は前年比+5.9%、M3は同+5.2%、広義流動性は同+5.9%
- 12日 ○内閣府、5月の機械受注統計を発表
民需（除く船舶・電力）は季調済前月比+7.8%と3か月連続の増加
基調判断は「持ち直しの動きがみられる」とし上方修正
- 日本銀行、6月の企業物価指数（速報）を発表
前年比+5.0%となり、4か月連続のプラス
- 13日 ○国土交通省、5月の建設工事受注動態統計を発表
公共工事受注額は前年比+14.6%で3か月連続の増加
- 米労働省、6月の消費者物価指数を発表
総合指数は前年比+5.4%、前月比+0.9%、食品とエネルギーを除いたコア指数は前年比+4.5%、前月比+0.9%
- 中国海関総署、6月の貿易収支を発表
貿易収支は+515億ドル、輸出は2,814億ドルで前年比+32.2%、輸入は2,299億ドルで前年比+36.7%
- 15日 ○東日本建設業保証会社等、6月の公共工事前払金保証統計を発表
公共工事請負金額は前年比+0.7%で2か月連続のプラス
- 米連邦準備制度理事会（FRB）、6月の鉱工業生産を発表
総合は季調済前月比+0.4%
- 中国国家統計局、2021年4-6月期のGDPを発表
実質GDP成長率は前年比+7.9%と前期（同+18.3%）から低下
- 16日 ○日本銀行、金融政策決定会合を開催：（15日～）
- ①長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）については、以下の方針を継続
短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に△0.1%のマイナス金利を適用する
長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う
- ②資産の買入れについては、以下の方針を継続
・ETF及びJ-REITについては、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う
・CP等、社債等については、2022年3月末までの間、合計で約20兆円の残高を上限に、買入れを行う
- ③気候変動対応を支援するための資金供給の骨子素案を決定
・対象先は、共通担保オペの対象先のうち、気候変動対応に資するための取り組みについて一定の開示を行っている金融機関とする
・バックファイナンスの対象となる投融資は、対象金融機関が上記取り組みの一環として実施するわが国の気候変動対応に資する投融資とする

日誌

(7月 中)

	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付利率はゼロ%とし、貸出促進付利制度においてはカテゴリーⅢ(付利金利ゼロ%)とする ・貸付期間は原則1年とするが、制度の実施期限までの間、回数に制限を設けず、借り換えを可能とする ・年内を目途に開始し、原則として2030年度まで実施する 	<p>雇用者数(原数値)は5,980万人で前年比51万人の増加 完全失業者数(同)は206万人で前年比11万人の増加</p> <p>○厚生労働省、6月の一般職業紹介状況を発表 有効求人倍率(季調済)は1.13倍となり、前月(1.09倍)から上昇、都道府県別の有効求人倍率(季調済)は東京、神奈川、大阪、沖縄において1倍を下回る水準 雇用情勢の基調判断は「求人が求職を上回って推移しているものの、求人が弱含んでおり、求職者が引き続き高水準にあることもあいまって、厳しさがみられる。有効求人倍率が1倍を下回る地域がある等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。」とし据え置き</p>
19日	<p>○米商務省、6月の小売売上高を発表 総合は前月比+0.6%、自動車・同部品を除くと前月比+1.3%</p> <p>○政府、7月の月例経済報告を発表 景気の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」とし据え置き</p>	<p>○経済産業省、6月の商業動態統計を発表 小売業販売額は前年比+0.1%で4か月連続の増加、季調済前月比は+3.1%で3か月ぶりの増加 基調判断は「横ばい傾向にある小売業販売」とし据え置き</p>
20日	<p>○総務省、6月の消費者物価指数を発表 生鮮除く総合は前年比+0.2%となり、2か月連続のプラス</p> <p>○国土交通省、5月の建設総合統計を発表 公共工事出来高は前年比+0.3%で、33か月連続のプラス</p>	<p>○経済産業省、6月の鉱工業指数(速報)を発表 生産は季調済前月比+6.2%、出荷は同+4.3%、在庫は同+2.3% 基調判断は「持ち直している」とし据え置き</p>
21日	<p>○内閣府、令和3年第11回経済財政諮問会議を開催 議事：(1)金融政策、物価等に関する集中審議 (2)最低賃金について (3)中長期の経済財政に関する試算</p> <p>○財務省、6月の貿易統計(速報)を発表 輸出は自動車、自動車の部分品等が増加し、前年比+48.6%の7兆2,208億円、輸入は原油、非鉄金属等が増加し、同+32.7%の6兆8,376億円、貿易収支は+3,832億円で2か月ぶりの黒字</p>	<p>○国土交通省、6月の建築着工統計調査を発表 新設住宅着工総戸数(原数値)は、76,312戸(前年比+7.3%)と4か月連続の増加、季調済年率は86.6万戸(前月比△1.0%)と2か月連続の減少</p>
22日	<p>○欧州中央銀行(ECB)、政策理事会を開催 (1)政策金利は据え置き(主要政策金利0.00%、預金ファシリティ金利△0.50%) (2)政策金利のフォワードガイダンスは、変更なし (3)資産買入れは現状の規模を維持</p>	<p>○EU統計局、ユーロ圏の2021年4-6月期GDP(1次速報)を発表 実質GDP成長率は季調済前期比+2.0%(年率+8.3%)</p>
28日	<p>○米連邦準備制度理事会(FRB)、米連邦公開市場委員会(FOMC)を開催(27日~) (1)政策金利および資産買入フォワードガイダンスは変更なし (2)経済活動の状況については、改善を示しているものの完全な回復には至っていないとの認識を示す等、慎重姿勢を維持 (3)足下のインフレ率の上昇については、主に一時的な要因を大きく反映しているとの認識で変更なし ※前年のインフレ率低迷からの反動やサプライチェーンの混乱等</p>	<p>○独連邦統計局、2021年4-6月期のGDP(速報)を発表 実質GDP成長率は季調済前期比+1.5%(年率+6.1%)</p>
29日	<p>○米商務省、2021年4-6月期のGDP(1次速報)を発表 実質GDP成長率は前期比年率+6.5%(前期は同+6.4%)</p>	<p>○仏国立統計経済研究所、2021年4-6月期GDP(1次速報)を発表 実質GDP成長率は季調済前期比+0.9%(年率+3.8%)</p>
30日	<p>○総務省、6月の労働力調査を発表 完全失業率(季調済前月比)は2.9%で前月(3.0%)から△0.1ポイント低下</p>	<p>31日 ○中国国家统计局、7月の製造業PMI(購買部担当者指数)を発表 総合指数は50.4ポイントと前月(50.9)から低下</p>
		<p>東証株価指数(TOPIX)第1部(終値)</p> <p>月間最高値 1,967.64(13日) ※ 最安値 1,888.89(20日)</p> <p>日経平均株価(終値)</p> <p>月間最高値 28,783.28円(2日) ※ 最安値 27,283.59円(30日)</p> <p>東京外為市場(ドル・円相場、銀行間直物、17時時点)</p> <p>月間最高値 109.53円(30日) ※ 最安値 111.57円(2日)</p>

主要経済指標 (令和3年7月)

(財政・金融)

発表機関	財政収支		税収実績		日債券発行高		マネーストック		銀行券		財政等		資金需給		国内銀行勘定		国内銀行		貸出約定		
	億	円	%	円	円	円	%	M ₂	%	円	円	円	%	十億円	%	円	%	円	%	円	%
1970年度	△4,459	72,958	100.8	24,282	25,672	49,748	17.6	17.9	—	△6,490	△4,387	11,444	△10,877	38,204	17.0	41,175	18.6	17,837	7,663	2,066	—
1975	△21,250	37,527	102.2	54,823	41,279	112,760	11.7	13.9	—	△10,405	14,224	△9,601	3,819	89,025	15.6	89,025	11.7	17,837	7,663	—	—
1980	△28,603	268,667	99.0	107,996	89,227	168,275	5.2	8.4	—	△1,915	18,809	△15,546	16,894	1,348	8.5	139,298	7.7	33,095	8,304	8,019	—
1985	46,527	381,988	100.1	154,360	120,207	222,705	5.8	8.7	9.5	△12,855	△2,749	57,334	2,097	1,730	8.7	242,478	11.8	55,609	7,664	6,286	—
1990	21,525	601,059	101.6	259,955	183,836	337,239	7.1	10.2	8.5	△1,942	4,039	2,097	2,097	7,828	8.2	448,039	5.1	262,592	2,049	2,049	—
1995	176,503	519,308	102.5	195,151	137,354	421,329	6.5	10.8	3.2	△4,400	△343,931	91,080	△9,085	10,455	0.3	486,710	0.1	490,412	2,049	2,049	—
2000	344,674	507,125	101.6	187,889	117,472	586,744	6.5	2.2	3.2	△15,543	△327,488	△343,931	△343,931	125,271	1.0	452,965	△1.4	410,888	2,049	2,049	—
2005	377,929	490,646	104.3	155,859	132,736	749,781	0.7	0.3	2.3	△3,060	△387,389	341,844	△45,546	531,600	1.2	410,758	2.2	206,047	1,589	1,589	—
2006	407,654	490,691	97.2	140,541	149,179	758,941	0.8	0.4	3.6	△3,160	△387,928	301,832	△195,256	537,550	1.1	413,496	0.7	208,983	1,829	1,829	—
2007	371,981	510,182	97.1	160,800	147,444	764,615	1.4	0.5	3.0	△5,671	△300,085	421,469	△395,759	552,339	2.8	419,419	1.4	231,144	1,926	1,926	—
2008	364,688	442,674	95.3	149,851	100,106	768,977	0.7	0.8	2.1	△4,364	△369,451	452,835	△373,813	597,747	2.8	437,537	4.3	202,488	1,776	1,776	—
2009	364,784	387,331	105.1	129,139	63,564	773,527	0.4	2.0	1.1	△4,548	△357,665	375,277	△362,215	580,724	2.3	427,612	△2.3	171,332	1,623	1,623	—
2010	343,706	414,868	104.7	129,844	89,677	809,230	1.6	2.0	2.7	△35,701	△342,886	551,590	△378,587	597,558	2.9	425,151	△0.6	167,265	1,519	1,519	—
2011	253,292	428,326	101.9	134,762	93,514	808,428	2.5	2.4	2.9	805	△253,800	189,762	△262,995	611,205	3.3	430,289	1.2	176,039	1,428	1,428	—
2012	386,636	439,314	103.1	139,925	97,583	833,782	3.4	2.1	0.8	△25,354	△386,509	848,829	236,986	631,290	3.3	441,471	2.6	187,432	1,325	1,325	—
2013	1,071,136	469,529	103.5	155,308	104,937	886,308	3.5	3.1	3.9	△32,525	△1,116,108	1,621,493	△1,116,108	651,751	3.2	453,240	2.7	179,071	1,234	1,234	—
2014	1,316,344	539,707	104.3	167,902	110,316	896,732	3.5	3.3	3.1	△30,422	△1,351,457	2,080,764	△758,696	676,336	3.9	465,464	2.7	176,827	1,158	1,158	—
2015	1,038,641	562,854	99.8	176,071	103,289	955,947	5.6	2.9	3.5	△59,210	△1,074,083	1,672,124	△1,333,293	704,814	4.2	480,044	3.1	185,778	1,076	1,076	—
2016	1,239,494	554,686	99.3	176,816	119,953	998,001	4.5	3.2	3.6	△42,050	△1,306,084	2,021,304	△1,306,084	748,497	6.2	496,374	3.4	160,351	1,062	1,062	—
2017	982,107	687,875	101.9	188,816	119,953	1,040,004	3.7	2.4	3.8	△41,999	△1,058,295	1,455,118	△1,002,294	778,224	4.0	509,158	2.6	96,393	0,932	0,932	—
2018	885,502	638,564	100.7	199,006	123,180	1,075,582	3.7	2.4	2.7	△35,585	△956,671	1,48,714	△922,256	812,224	1.8	518,432	1.8	99,268	0,891	0,891	—
2019	688,965	594,414	97.1	191,707	107,971	1,096,165	2.7	2.2	1.9	△20,570	△738,126	772,419	△738,126	815,068	2.9	530,365	2.3	105,746	0,890	0,890	—
2020	1,532,652	1,552,652	100.7	1,552,652	1,552,652	1,610,116	5.1	8.1	4.9	△63,950	△1,487,090	2,824,183	△1,551,040	898,872	3.0	558,119	5.2	128,991	0,869	0,869	—
2019_10-12	180,502	157,244	53.9	40,213	44,471	1,127,418	2.2	2.6	1.8	△55,737	△273,277	2,729,179	△273,277	799,574	2.6	524,663	1.8	97,849	0,861	0,861	—
2020_1-3	70,887	260,155	97.1	74,175	55,245	1,096,165	2.1	2.5	3.0	31,253	△168,070	83,906	△52,911	815,068	2.9	530,660	2.3	114,019	0,850	0,850	—
2020_4-6	287,998	29,776	4.7	17,571	2,784	1,132,779	2.9	4.4	3.3	△36,614	△196,027	750,277	△232,641	860,959	8.9	554,130	6.9	129,814	0,814	0,814	—
2020_7-9	526,029	137,547	26.3	60,280	3,847	1,135,728	5.9	7.0	8.3	△2,950	△578,002	985,356	△580,952	896,640	9.3	553,321	6.3	118,039	0,816	0,816	—
2021_10-12	450,752	149,247	57.4	37,767	37,702	1,183,281	3.8	7.9	5.5	△47,552	△454,945	970,170	△502,497	876,186	9.6	554,443	5.7	130,890	0,814	0,814	—
2021_1-3	287,872	291,646	110.3	76,280	68,033	1,160,116	5.9	7.9	5.7	23,166	△258,116	518,380	△234,950	898,872	10.3	558,119	5.2	137,220	0,809	0,809	—
2021_4-6	100,965	9,936	1.3	8,653	△932	1,165,926	4.4	6.6	6.6	△5,810	△202,975	328,188	△208,785	898,872	8.1	549,969	6.5	156,472	0,819	0,819	—
2020_7	178,050	22,704	5.4	12,436	3,833	1,132,779	4.8	5.9	7.2	△19,243	△141,212	359,256	△160,455	860,959	8.9	554,130	6.9	137,822	0,814	0,814	—
2020_8	243,280	65,983	12.4	38,199	243	1,138,986	5.8	6.5	7.9	△6,207	△245,696	355,766	△251,473	860,959	8.9	554,130	6.9	118,309	0,813	0,813	—
2020_9	185,740	41,001	24.8	12,214	2,073	1,136,614	5.8	7.1	8.6	2,371	△207,666	275,034	△205,325	860,959	9.6	553,796	7.0	112,961	0,814	0,814	—
2020_10	97,099	30,522	30.4	9,147	1,531	1,135,728	6.0	7.5	9.0	886	△125,404	356,556	△124,154	860,959	9.3	553,321	6.3	102,847	0,816	0,816	—
2020_11	177,146	38,233	37.3	10,198	3,667	1,139,348	6.0	7.5	9.0	△3,620	△170,034	173,654	△173,654	860,959	9.0	553,321	6.3	102,847	0,816	0,816	—
2020_12	216,825	75,284	50.9	13,659	32,168	1,140,961	6.0	7.6	9.1	△1,612	△211,838	188,185	△215,450	860,959	9.6	554,802	6.4	122,152	0,817	0,817	—
2021_1	36,781	35,730	57.4	1,909	1,867	1,183,281	5.5	7.6	9.1	△2,320	△73,073	189,744	△115,393	877,057	9.6	554,443	5.7	136,621	0,814	0,814	—
2021_2	210,225	54,627	67.3	29,191	2,416	1,155,820	5.5	7.9	9.4	27,461	△187,197	176,469	△159,736	878,371	9.8	554,751	5.8	125,248	0,812	0,812	—
2021_3	149,737	51,373	76.7	7,272	11,452	1,158,089	6.1	8.0	9.6	△2,268	△142,703	214,660	△144,971	881,893	10.1	556,468	6.0	147,020	0,809	0,809	—
2021_4	△72,090	185,646	110.3	39,817	54,165	1,160,116	6.0	7.9	5.7	△2,027	71,784	217,255	69,757	898,872	10.3	558,119	5.2	139,394	0,809	0,809	—
2021_5	24,999	△3,584	—	△3,630	△1,517	1,173,577	5.3	6.8	7.2	△13,460	△32,984	137,897	△32,984	903,780	8.7	557,002	3.1	156,395	0,808	0,808	—
2021_6	146,523	10,819	1.3	8,634	△409	1,159,643	4.4	6.8	9.2	13,933	△150,527	105,633	△136,594	908,060	6.0	553,970	1.1	156,972	0,807	0,807	—
2021_7	45,543	—	—	—	—	1,165,926	3.5	5.2	5.9	△6,283	△32,924	118,658	△39,207	908,060	6.0	553,970	1.1	153,951	0,807	0,807	—

本 行

日 本

省 務

財 務

(資料) 財務省大臣官邸総合政策課
(注) 税収実績：2003年度以前は、前年度3月に加えて調整。
マネーストック：2003年度以前は、マネーサプライの計数で、M3は旧M1、M2は旧M2+CD (ただし1979年5月以前は旧M2)。
国内銀行勘定：1992年度以前は全国銀行勘定である。なお、金融機関の合併、相銀の普通転換、第2地銀協加盟行 (相銀) の編入等の事由により、不連続の年次がある。1986年度以降は、オフショア勘定を含む。
貸出約定平均金利：1992年4月より、当座貸越を含む。

〔公社債・株式〕

〔企業倒産〕

発表機関	国債		地方債		社債		債権		債券		株式		株式(期中平均)		手交換高		形高		不渡手形(実数)		取引停止処分(注)		企業倒産	
	年度	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億
	1970	3,557	895	2,632	6,083	31,726	CY 163.48	CY 138	CY 3.47	2012.5.16	176.21	1,708,208	3,493	11,757	4,576	10,160	21.2	7,857	37.9					
1975	53,627	3,112	4,620	15,042	80,795	312.06	179	2.31	4,243.05	4,243.05	4,356,120	3,586	14,946	11,153	13,224	12.6	20,752	21.9						
1980	145,588	7,290	15,765	59,935	135,630	474.00	352	1.63	6,870.16	6,870.16	9,270,824	5,134	16,517	14,485	18,212	10.1	28,720	21.7						
1985	229,978	8,073	27,479	9,435	263,004	997.72	415	0.99	12,565.62	12,565.62	22,508,468	5,479	15,082	19,000	18,319	10.0	44,113	27.1						
1990	390,323	9,419	19,083	20,660	469,079	2,177.96	484	0.52	29,437.17	29,437.17	39,334,030	8,023	5,989	16,153	7,157	7.5	32,753	176.0						
1995	684,306	19,740	32,370	57,192	433,643	1,378.93	357	0.92	17,329.70	17,329.70	13,581,355	5,306	10,762	25,805	15,162	6.7	86,307	32.7						
2000	1,053,917	22,690	51,410	76,371	2,104,227	1,575.22	684	0.98	17,145.01	17,145.01	13,287,447	2,853	11,888	30,096	12.2	261,287	131.4							
2005	1,806,919	70,021	105,021	140,021	3,445,450	1,242.58	2,075	1.14	12,422.58	12,422.58	3,445,450	874	5,380	30,096	13.170	61,220	15.7							
2006	1,704,322	58,604	43,014	68,295	1,625.92	1,927	1.10	16,110.38	16,110.38	3,199,238	1,227	5,315	10,230	13,337	1.2	54,462	11.0							
2007	1,365,044	57,213	42,983	94,014	1,663.69	2,228	1.30	16,996.33	16,996.33	3,177,071	2,467	5,255	12,999	14,366	7.7	57,955	6.4							
2008	1,238,668	67,617	47,517	96,049	1,887.82	2,211	1.99	12,150.80	12,150.80	2,607,851	2,217	5,739	15,898	16,146	12.3	140,189	141.8							
2009	1,560,232	73,608	46,671	103,002	41,802	869.33	2,272	2.30	9,346.11	9,346.11	2,607,816	1,018	3,986	11,230	14,732	11.3	71,367	49.0						
2010	1,604,106	74,821	41,973	99,333	37,773	885.43	2,089	2.04	10,006.49	10,006.49	2,670,982	1,337	2,993	7,756	11.3	47,245	33.7							
2011	1,672,834	66,627	33,311	82,773	34,377	820.80	2,141	2.02	9,425.42	9,425.42	2,888,215	716	2,528	6,409	12.707	39,906	15.5							
2012	1,749,568	65,768	47,221	81,524	30,002	768.64	2,096	2.23	9,102.56	9,102.56	2,699,217	949	2,299	5,330	11,719	2.7	30,757	22.9						
2013	1,801,712	70,694	50,597	81,428	26,183	1,125.94	3,436	1.70	13,577.87	13,577.87	2,666,665	1,166	1,703	3,759	10,536	10.0	27,749	29.7						
2014	1,760,647	69,426	42,197	87,163	24,992	1,263.58	2,512	1.62	15,460.43	15,460.43	2,275,066	1,683	1,414	3,178	9,543	9.4	18,686	32.6						
2015	1,736,700	67,716	31,456	69,412	23,647	1,594.16	2,541	1.51	19,203.77	19,203.77	2,036,776	1,646	1,198	2,960	8,684	9.0	20,358	8.9						
2016	1,680,014	62,493	31,069	114,129	17,380	1,355.93	2,423	1.84	16,920.48	16,920.48	1,478,828	2,693	1,024	2,067	8,361	3.4	19,508	4.1						
2017	1,559,027	61,012	39,564	100,625	13,296	1,624.09	1,985	1.63	20,209.03	20,209.03	1,337,212	788	857	2,177	8,367	3.0	30,837	58.0						
2018	1,486,960	63,111	31,041	104,516	14,463	1,729.58	1,657	1.67	22,310.73	22,310.73	1,231,036	751	740	1,593	8,110	3.0	16,187	47.5						
2019	1,429,848	64,503	18,029	157,589	11,163	1,595.12	1,377	2.03	21,697.23	21,697.23	1,159,304	317	765	1,700	8,631	6.4	12,647	21.8						
2020	2,214,160	69,913	14,193	156,133	10,162	1,597.01	1,519	2.14	22,705.02	22,705.02	1,738,681	538	2,911	811	7,163	17.0	12,084	44.4						
2019.10-12	370,776	18,356	5,900	40,554	2,923	1,679.41	1,382	1.93	23,041.56	23,041.56	288,383	65	176	355	2,211	6.8	3,678	14.7						
2020.1-3	356,620	12,162	4,679	26,391	2,215	1,583.08	1,847	2.41	21,808.90	21,808.90	255,063	172	187	338	2,164	12.9	3,019	34.4						
2020.4-6	358,905	19,710	5,873	35,379	2,311	1,497.23	1,580	2.15	20,784.70	20,784.70	194,397	60	127	339	1,837	11.4	3,551	17.8						
7-9	470,493	17,710	3,750	46,545	2,795	1,595.64	1,353	2.03	22,906.34	22,906.34	170,587	257	67	249	2,021	7.3	2,439	16.8						
10-12	700,972	20,863	3,450	50,485	2,717	1,707.78	1,318	1.91	25,194.43	25,194.43	169,873	209	51	128	1,751	20.8	3,189	13.3						
2021.1-3	683,789	11,815	1,120	23,724	2,339	1,903.38	1,559	1.80	29,001.71	29,001.71	203,823	12	46	95	1,554	28.1	2,903	33.8						
4-6	115,982	7,015	2,800	6,810	767	1,488.06	1,281	1.86	28,983.94	28,983.94	175,133	3	45	164	1,490	18.8	3,213	9.5						
2020.5	127,640	5,660	3,073	19,107	833	1,585.75	1,549	2.14	20,543.26	20,543.26	66,130	38	42	102	314	64.8	81.3	24.3						
6	161,015	5,120	1,800	25,433	984	1,560.76	1,353	2.25	22,486.93	22,486.93	65,011	9	25	39	780	6.2	1,288	48.1						
7	154,267	7,100	1,750	2,565	742	1,595.08	1,312	2.03	22,529.47	22,529.47	57,435	81	23	33	789	11.6	1,008	7.9						
8	155,212	7,490	2,000	18,547	1,068	1,632.81	1,394	2.03	22,901.45	22,901.45	51,455	121	23	56	667	11.6	724	16.9						
9	233,618	7,900	850	17,212	919	1,629.03	1,087	2.10	23,306.95	23,306.95	61,696	54	21	159	565	19.5	707	37.3						
10	238,483	6,020	1,100	4,983	845	1,714.50	1,658	1.95	25,384.87	25,384.87	45,617	168	16	66	624	20.0	783	11.5						
11	228,871	6,943	1,500	28,290	954	1,780.72	1,254	1.91	26,772.95	26,772.95	61,478	19	19	44	569	21.7	1,021	16.6						
12	231,814	3,850	1,000	6,514	723	1,842.18	1,460	1.92	28,189.06	28,189.06	58,749	41	16	19	558	20.7	1,385	11.6						
2021.1	224,576	4,050	850	8,093	741	1,911.21	1,568	1.89	29,458.80	29,458.80	50,399	11	15	30	474	38.6	81.3	34.7						
2	227,399	3,915	1,700	9,117	875	1,947.82	1,634	1.80	29,315.30	29,315.30	50,399	1	11	19	446	31.4	674	25.3						
3	155,462	8,083	0	13,496	964	1,941.37	1,213	1.86	29,426.75	29,426.75	56,646	1	14	67	477	14.3	1,414	33.5						
4	159,663	6,105	100	6,922	857	1,908.12	1,467	1.86	28,517.09	28,517.09	61,632	1	17	52	472	35.8	840	41.9						
5						1,953.44	1,194	1.86	28,943.23	28,943.23	56,854	0	14	45	541	50.3	1,686	107.3						
6																								

(注) 公社債発行高：2019年4月以降、国債以外の一般債の算出方法変更。
 有配平均利回り：月と四半期は未現在の数値。
 株式(日経平均)：2000年4月24日に構成銘柄の大幅な入れ替えを行ったことにより、入れ替えの前後を連続して比較することによる問題があるという意味において指数の連続性が失われている。
 東証株価指数(期中平均)は当該試算。
 (注) 取引停止処分：2007年4月以降、算出方法変更。
 銀行協会

手形交換所
 東京商工リサーチ

〔生産・出荷・在庫・稼働率〕

発表機関	2015年 = 100 (注)										業	産	省					
	鉱工業生産指数					特殊分類生産指数												
	季節調整済		季節調整済			建設財		耐消費財						非耐消費財		生産財		
	原指数	前年比	指数	前年比	資本財	建設財	耐消費財	非耐消費財	消費財	消費財				消費財	生産財			
生産者出荷指数													生産者製品在庫指数	生産者製品在庫率	製造工業生産能力稼働率	製造工業稼働率		
前期比 (前年比)													前期比 (前年比)	前期比 (前年比)	前期比 (前年比)	前期比 (前年比)		
1970年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1975	72.7	2.2	186.2	80.9	71.3	186.2	80.9	75.5	60.7	69.0	0.4	96.9	7.7	87.7	14.4	88.9	117.1	-
1980	86.5	2.5	168.2	111.0	90.8	168.2	111.0	86.2	72.6	80.4	2.7	101.2	4.3	86.5	4.0	99.3	117.8	-
1985	109.0	5.0	206.3	132.1	125.3	206.3	132.1	101.2	91.7	102.3	5.2	109.9	4.1	78.6	△2.4	108.7	123.6	-
1990	103.3	2.1	184.7	108.6	112.5	184.7	108.6	101.5	98.4	98.4	1.8	115.5	3.5	92.4	4.3	110.8	107.0	-
2000	107.7	4.3	156.5	122.9	115.2	156.5	122.9	100.4	99.4	105.8	4.4	107.6	2.3	90.7	△0.2	109.0	107.1	-
2005	109.3	1.6	128.2	126.5	114.4	128.2	126.5	95.0	106.1	109.8	2.2	98.9	2.5	85.4	2.0	101.4	112.1	-
2006	114.3	4.6	127.6	134.9	127.6	134.9	134.9	97.6	111.2	114.4	4.3	100.6	1.6	85.0	△0.5	114.8	114.8	-
2007	117.5	2.7	121.6	140.8	123.2	140.8	140.8	98.7	115.2	118.0	3.2	101.3	1.9	86.0	0.8	106.4	116.0	-
2008	102.8	△12.7	103.3	115.1	103.3	115.1	115.1	98.2	98.5	102.4	△12.6	97.4	△5.2	105.9	21.2	105.9	89.7	-
2009	93.0	△9.5	79.3	100.6	79.3	100.6	100.6	98.2	92.8	93.0	△9.2	87.2	△10.5	101.2	△4.4	104.8	89.4	-
2010	101.2	8.8	100.4	111.7	95.5	100.4	111.7	97.8	101.9	100.8	8.4	85.5	△1.9	88.9	△12.2	104.5	98.1	-
2011	100.5	△0.7	100.9	109.1	100.9	109.1	109.1	98.8	98.6	99.3	△1.5	95.8	12.1	96.5	8.6	103.5	96.9	-
2012	97.8	△2.9	93.9	101.6	93.9	101.6	101.6	98.2	97.2	97.2	△1.8	94.2	△3.0	101.4	5.0	102.5	95.0	-
2013	101.1	3.4	106.7	107.8	97.4	106.7	107.8	100.0	100.9	102.3	4.5	90.3	△4.1	93.4	△7.9	100.7	101.3	-
2014	100.5	△0.6	100.7	102.2	100.7	102.2	102.2	98.7	100.9	100.6	△1.7	95.0	5.2	99.3	6.3	100.3	102.0	-
2015	99.8	△0.7	100.1	100.3	98.6	100.1	100.3	101.3	99.5	99.6	△1.0	95.2	0.2	100.2	0.9	99.6	99.3	-
2016	100.6	0.8	99.3	103.1	97.5	99.3	103.1	102.7	100.7	100.2	0.6	93.9	△1.4	100.7	0.5	99.0	99.2	-
2017	103.5	2.9	100.1	104.8	102.7	100.1	104.8	102.9	104.2	102.4	2.2	98.7	5.1	101.9	1.2	98.8	102.7	-
2018	103.8	0.3	99.6	104.6	102.4	99.6	104.6	104.6	104.3	102.6	0.2	98.9	0.2	105.0	3.0	98.6	102.5	-
2019	99.9	△3.8	97.5	100.8	98.0	97.5	100.8	103.7	99.3	98.9	△3.6	101.7	2.8	112.5	7.1	98.2	98.2	-
2020	90.4	△9.5	88.7	84.4	88.6	88.7	84.4	98.1	89.5	89.2	△9.8	91.7	△9.8	122.9	9.2	97.0	87.4	-
2019_7-9	101.6	△1.1	102.2	103.8	102.2	103.8	103.8	105.2	100.2	101.3	△0.1	103.3	△1.1	109.3	1.9	97.8	100.2	-
2019_10-12	100.2	△6.8	96.8	96.8	95.8	96.8	96.8	102.2	97.0	97.3	△3.9	104.0	0.7	114.6	4.8	98.2	95.6	-
2020_1-3	97.6	△4.7	93.8	95.2	93.8	95.2	95.2	102.9	98.1	96.8	△0.5	105.1	1.1	117.1	2.2	98.2	94.6	-
2020_4-6	79.8	△20.3	81.5	88.9	83.8	88.9	88.9	98.6	78.0	80.4	△16.9	100.8	△4.1	142.1	21.3	97.6	75.3	-
2020_7-9	88.4	△13.0	87.4	86.4	83.6	87.4	86.4	99.0	87.6	87.8	9.2	97.6	△3.2	124.0	△12.7	97.3	85.1	-
2020_10-12	96.7	△3.5	88.9	97.1	90.1	88.9	97.1	96.1	94.2	93.0	5.9	96.0	△1.6	114.6	△7.6	97.3	92.6	-
2021_1-3	96.6	△1.0	95.2	93.5	95.2	93.5	93.5	98.6	97.7	94.9	2.0	94.8	△1.3	109.5	△4.5	97.0	95.6	-
2020_4	85.3	△15.5	87.0	61.9	87.0	61.9	61.9	101.4	84.1	84.1	△10.3	105.1	0.0	137.6	13.3	97.6	80.2	-
2020_5	71.5	△27.0	80.5	50.3	80.5	50.3	50.3	97.7	73.3	75.9	△9.8	102.6	△2.4	150.3	9.4	97.7	70.4	-
2020_6	82.7	△18.4	83.9	62.4	83.9	62.4	62.4	96.6	76.7	81.1	6.9	99.5	△1.8	138.3	△8.1	97.6	75.3	-
2020_7	90.0	△15.9	84.5	80.3	84.5	80.3	80.3	99.7	84.0	85.4	5.3	99.5	△1.3	127.8	△7.6	97.6	81.9	-
2020_8	79.8	△14.0	87.6	87.6	81.2	87.6	87.6	98.8	84.9	87.4	2.3	98.6	△0.9	124.7	△2.4	97.6	84.5	-
2020_9	95.4	△9.1	87.5	93.9	85.2	87.5	93.9	98.4	91.3	90.7	3.8	97.6	△0.9	119.5	△4.2	97.3	88.8	-
2020_10	97.0	△3.4	89.8	90.7	89.8	90.7	90.7	97.2	93.6	92.7	2.2	96.6	△1.0	115.3	△3.5	97.3	93.2	-
2020_11	95.3	△4.1	91.8	88.6	91.8	88.6	88.6	95.1	94.3	93.5	0.9	95.4	△1.2	114.2	△1.0	97.3	91.9	-
2020_12	97.8	△2.9	88.7	95.9	88.7	95.9	95.9	96.0	94.8	92.9	△0.6	96.0	0.6	114.3	0.1	97.3	92.7	-
2021_1	88.4	△5.3	97.3	89.8	97.3	89.8	89.8	99.0	97.8	95.6	2.9	95.1	△0.9	108.7	△4.9	97.1	95.7	-
2021_2	92.6	△2.0	96.1	88.0	96.1	88.0	88.0	99.7	96.3	94.4	△1.3	94.4	△0.7	109.8	1.0	97.1	93.0	-
2021_3	108.7	3.4	92.1	96.1	92.1	96.1	96.1	97.2	98.9	94.8	0.4	94.8	0.4	110.0	0.2	97.0	98.2	-
2021_4	98.8	15.8	103.3	91.7	103.3	91.7	91.7	100.7	100.5	97.7	3.1	94.7	△0.1	107.4	△2.4	96.7	99.3	-
2021_5	86.6	21.1	97.5	78.6	97.5	78.6	78.6	95.7	95.3	92.3	△5.5	93.7	△1.1	108.8	1.3	96.5	92.5	-

(注) 2018年11月基準年次改訂。2012年以前の指数は、2015年基準指数に接続させたものである。
年度の指数については原指数。

〔設備・住宅〕

1970年度 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2019 7-9 10-12 2020 1-3 4-6 7-9 10-12 2021 1-3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 2021 1 2 3 4 5	機械受注 (280社) (季節調整済) (注)										建設工事受注 (50社) (注)										新設住宅着工			
	総額		民需		製造業		非製造業 (別表参照)		総額		民間 非住宅		戸数		季調済 生率戸数		持家		利用関係		別 在 宅			
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%		
	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比		
66,440	25.1	40,036	29,232	19,202	0.0	10,179	18.5	36,001	15.7	18,569	15.7	1,491	5.9	1,491	—	—	—	—	—	—	—	—		
△0.4	△0.0	38,599	32,593	17,104	△30.8	15,607	2.1	59,449	△17.3	24,520	△17.3	1,428	13.2	1,428	—	—	—	—	—	—	—	—		
146,409	13.0	74,602	55,174	29,674	17.8	25,727	14.1	91,978	11.6	41,549	11.6	1,214	△18.3	1,214	—	—	—	—	—	—	—	—		
159,584	△2.5	80,053	67,000	33,262	2.5	29,861	8.1	121,576	11.0	62,723	11.0	1,251	3.6	1,251	—	—	—	—	—	—	—	—		
283,949	8.3	167,625	145,762	73,297	6.1	72,656	11.3	268,203	30.4	166,203	30.4	1,665	△0.4	1,665	—	—	—	—	—	—	—	—		
281,322	4.2	142,394	119,380	52,149	9.9	67,485	8.1	197,556	1.5	88,846	1.5	1,485	△4.9	1,485	—	—	—	—	—	—	—	—		
285,489	12.3	134,044	122,028	51,905	19.1	70,254	14.6	149,680	△11.8	69,794	△11.8	1,213	△1.1	1,213	—	—	—	—	—	—	—	—		
276,779	—	124,425	112,340	57,721	—	57,721	—	134,537	3.2	70,895	3.2	1,249	4.7	1,249	—	—	—	—	—	—	—	—		
291,148	5.2	128,603	116,296	58,183	6.0	58,403	1.2	138,936	6.4	75,464	6.4	1,285	2.9	1,285	—	—	—	—	—	—	—	—		
302,637	3.9	127,931	111,841	56,114	△3.6	56,114	△3.8	141,141	7.5	81,128	7.5	1,036	△19.4	1,036	—	—	—	—	—	—	—	—		
247,049	△18.4	112,839	97,221	43,487	△22.5	54,363	△3.2	123,767	△10.8	72,342	△10.8	1,039	0.3	1,039	—	—	—	—	—	—	—	—		
200,800	△18.7	94,917	77,405	31,366	△20.4	46,346	△14.7	106,162	△16.4	60,464	△16.4	775	△25.4	775	—	—	—	—	—	—	—	—		
243,646	21.3	104,917	84,460	37,112	18.3	47,576	2.7	100,685	56.2	56,214	△7.0	819	5.6	819	—	—	—	—	—	—	—	—		
280,226	2.7	108,746	89,742	39,284	5.9	50,698	6.6	107,829	59.4	59,446	5.7	841	2.7	841	—	—	—	—	—	—	—	—		
233,338	△6.7	103,233	87,026	35,313	△10.2	52,125	2.8	110,447	61.8	61,182	2.9	893	10.6	893	—	—	—	—	—	—	—	—		
263,702	13.0	114,991	97,030	38,904	11.5	58,441	12.1	132,677	71.7	71,714	17.2	987	10.6	987	—	—	—	—	—	—	—	—		
285,756	8.4	120,172	97,805	41,620	7.0	56,510	△3.3	143,579	4.4	74,890	4.4	880	△10.8	880	—	—	—	—	—	—	—	—		
283,956	△0.6	125,918	101,838	44,214	6.2	57,898	2.5	142,253	79.8	79,811	6.6	921	4.6	921	—	—	—	—	—	—	—	—		
267,957	△5.6	121,603	102,314	42,167	△4.6	60,373	4.3	147,907	83.9	83,960	5.2	974	5.8	974	—	—	—	—	—	—	—	—		
284,769	6.3	120,312	101,480	46,056	9.2	55,644	△7.8	148,962	87.8	87,883	4.6	946	△2.8	946	—	—	—	—	—	—	—	—		
280,315	1.9	124,719	104,364	47,792	3.8	56,801	2.1	158,590	92.4	92,419	12.0	953	0.7	953	—	—	—	—	—	—	—	—		
273,908	△5.7	125,248	104,036	43,917	△8.1	60,324	6.2	149,285	98.9	98,419	△6.4	884	△7.3	884	—	—	—	—	—	—	—	—		
264,849	△3.3	111,690	94,870	40,193	△8.5	54,873	△9.0	148,811	87.2	87,264	△5.2	812	△8.1	812	—	—	—	—	—	—	—	—		
70,488	0.1	32,658	26,470	11,283	△3.3	15,109	△6.4	32,838	19.6	19,668	△8.4	233	△5.4	233	—	—	—	—	—	—	—	—		
65,088	△7.7	31,406	25,263	10,658	△5.5	14,932	△1.2	35,257	22.6	22,610	6.5	223	△9.4	223	—	—	—	—	—	—	—	—		
68,014	4.5	30,020	25,240	10,696	0.4	14,493	△2.9	53,690	31.8	31,822	△11.1	194	△9.9	194	—	—	—	—	—	—	—	—		
58,223	△14.4	27,217	22,606	9,315	△12.9	13,257	△8.5	24,285	14.9	14,998	△16.6	205	△12.4	205	—	—	—	—	—	—	—	—		
61,641	5.9	27,748	22,546	6,605	3.1	12,963	△2.2	30,615	18.4	18,481	△6.0	210	△10.1	210	—	—	—	—	—	—	—	—		
68,851	11.7	29,446	25,451	10,703	11.4	14,972	15.5	34,580	20.7	20,278	△10.3	207	△7.0	207	—	—	—	—	—	—	—	—		
75,501	9.7	27,258	24,095	10,472	△2.2	13,601	△9.2	59,933	5.3	33,506	5.3	191	△1.6	191	—	—	—	—	—	—	—	—		
20,911	△8.6	9,798	7,597	3,333	△10.2	4,190	△17.5	7,023	4.0	4,058	△30.9	70	△12.4	70	—	—	—	—	—	—	—	—		
19,387	△7.3	9,022	7,700	2,889	△13.3	4,721	12.7	6,956	4.8	4,685	5.7	64	△12.0	64	—	—	—	—	—	—	—	—		
17,926	△7.5	8,397	7,309	3,092	7.0	4,347	△7.9	10,306	6.2	6,255	△18.6	71	△12.8	71	—	—	—	—	—	—	—	—		
18,667	4.1	9,250	7,582	3,184	3.0	4,426	1.8	9,241	5.5	5,555	△27.7	70	△11.3	70	—	—	—	—	—	—	—	—		
21,560	15.5	9,096	7,619	3,183	△0.0	4,273	△3.5	8,945	5.6	5,651	42.8	69	△9.1	69	—	—	—	—	—	—	—	—		
21,414	△0.7	9,402	7,345	3,237	1.7	4,264	△0.2	12,429	7.7	7,275	△9.4	70	△9.9	70	—	—	—	—	—	—	—	—		
22,404	4.6	9,599	8,274	3,487	7.7	4,801	12.6	9,550	5.4	5,457	△19.0	71	△8.3	71	—	—	—	—	—	—	—	—		
22,063	△1.5	9,557	8,368	3,432	△1.6	4,963	3.4	9,564	6.0	6,099	9.9	71	△3.7	71	—	—	—	—	—	—	—	—		
24,384	10.5	10,290	8,809	3,785	10.3	5,208	4.9	15,466	8.7	8,722	△15.5	66	△9.0	66	—	—	—	—	—	—	—	—		
23,974	△1.7	9,791	8,417	3,624	△4.2	4,744	△8.9	10,502	5.1	5,105	△1.1	58	△3.1	58	—	—	—	—	—	—	—	—		
30,312	26.4	8,615	7,698	3,426	△5.5	4,227	△10.9	12,435	6.6	6,658	△6.9	61	△3.7	61	—	—	—	—	—	—	—	—		
21,215	△30.0	8,852	7,981	3,422	△0.1	4,630	9.5	36,395	21.7	21,743	11.4	72	1.5	72	—	—	—	—	—	—	—	—		
25,080	18.2	9,183	8,029	3,796	10.9	4,119	△11.0	7,252	4.7	4,672	15.1	75	7.1	75	—	—	—	—	—	—	—	—		
27,547	9.8	9,965	8,657	3,901	2.8	4,532	10.0	7,470	4.3	4,370	△6.7	70	9.9	70	—	—	—	—	—	—	—	—		

(注) 機械受注 (280社)：1986年度以前は178社ベース
 2005年4月より、季節調整方法がセンサス局法 X-11から X-12-ARIMA の中の X-11に移した。
 2005年度以降は、「携帯電話」の受注額は含まない。
 建設工事受注 (50社)：1984年度以前は43社ベース。

〔消費・物価〕

発表機関	総	務		省		業		日		本		行		銀		Bloomberg		省	
		務		省		業		日		本		行		銀		Bloomberg		省	
		総		業		日		本		行		銀		Bloomberg		省		務	
		総		業		日		本		行		銀		Bloomberg		省		務	
1970年度	消費支出(二人以上の世帯)		調査者(世帯)		商業動態統計		企業物価指数		原油価格		消費物価指数		全		東		京		
	世帯)		世帯)		額		入		<トハイ>		合		合		合		合		
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
名目実質		名目実質		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
%		%		%		%		%		%		%		%		%		%	
(1ヵ月当り)		(1ヵ月当り)		%		%		%		%		%		%		%		%	
81,668	12.9	5.2	79.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
162,041	13.6	2.9	77.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
233,465	6.5	△1.2	78.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
273,907	2.1	0.2	77.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314,641	4.1	0.8	75.2	6.9	8.4	5.2	△1.7	△0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
330,736	△0.3	0.1	72.7	8.0	△1.0	△0.2	△1.7	△0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
317,903	△1.2	△0.5	72.5	△0.8	△4.7	△2.7	△6.2	△0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
299,156	△0.9	△0.6	74.7	1.2	△1.7	△0.3	△3.2	2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
295,394	△1.3	△1.6	72.0	△0.1	△0.9	△0.8	△3.0	2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
299,067	1.2	0.8	73.6	1.1	△1.0	△1.1	△2.3	2.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
294,428	△1.6	△2.9	73.3	△1.0	△4.2	△6.7	△2.5	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
292,146	△0.8	1.1	74.7	△0.5	△6.4	△8.6	△5.1	△5.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
287,645	△1.5	△1.1	73.4	1.1	△2.0	△3.1	△1.4	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
284,044	△1.3	△1.3	73.3	0.8	△0.9	△0.0	△1.3	1.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
287,700	1.3	1.6	74.8	0.3	△1.4	△0.1	△2.1	△1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
293,448	2.0	0.9	75.5	2.9	1.5	4.2	0.1	1.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
289,188	△1.8	△5.1	74.2	△1.2	△1.7	△2.3	△1.4	2.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
285,588	△0.9	△1.2	73.6	0.8	1.8	1.9	1.7	△3.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
281,038	△1.6	△1.6	72.1	△0.2	△1.4	△2.8	△0.7	△2.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
284,587	1.2	0.3	71.7	1.9	0.5	1.0	0.2	2.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
289,007	0.9	0.0	69.2	1.6	△1.0	△0.7	△1.1	2.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
291,235	0.2	△0.4	66.9	△0.4	△1.9	△4.7	△0.5	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
276,167	△3.2	△4.9	61.3	△2.8	△6.3	△23.2	1.3	△1.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
293,272	△3.4	△4.0	65.3	△3.8	△4.1	△7.5	△2.3	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
283,707	△2.9	△3.5	64.9	△1.3	△4.0	△15.3	1.7	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
264,546	△9.7	△9.8	54.9	△9.3	△4.0	△49.9	2.9	△2.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
271,040	△8.1	△8.3	62.5	△4.5	△7.2	△23.9	0.7	△0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
292,411	△0.3	0.7	65.8	2.1	△1.6	△10.1	2.6	△2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
276,671	△2.5	△2.0	65.2	0.5	△2.9	△8.3	△0.8	△0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
252,017	△16.2	△16.2	53.5	△12.5	△16.8	△63.6	4.4	△2.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
273,699	△1.1	△1.2	51.7	△1.3	△3.4	△17.3	3.4	△1.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
266,897	△7.3	△7.6	56.9	△2.9	△4.2	△18.6	3.0	△1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
276,360	△6.7	△6.9	64.3	△1.9	△3.2	△20.0	3.7	△0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
269,863	△10.2	△10.2	66.9	△8.7	△13.9	△32.1	△4.7	△0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
283,508	1.4	1.9	66.6	6.4	2.9	△0.8	4.5	△2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
278,718	0.0	1.1	66.4	0.6	△3.4	△13.6	1.8	△2.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315,007	△2.0	△0.6	64.4	△0.2	△3.4	△13.0	1.7	△2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
267,760	△6.8	△6.1	63.4	△2.4	△7.2	△28.8	3.1	△1.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
252,451	△7.1	△6.6	63.5	△1.5	△4.8	△10.2	△2.6	△0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
309,800	6.0	6.2	68.8	5.2	2.9	21.8	△2.7	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
301,043	12.4	13.0	65.8	11.9	15.5	158.3	△0.9	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
281,063	11.5	11.6	62.7P	8.2P	5.7P	61.9P	△1.9	5.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70.96	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 家計調査：2000年1月以降は、二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)。2018年及び2019年は、調査方法の影響による変動を調整した変動調整値。平均消費性向の年度は原数値。

商業動態統計：店舗調整済による。

企業物価指数：2017年1月、2015年基準企業物価指数への移行。

消費者物価指数：2016年8月基準年次改訂。

〔通関〕

1970年度 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2019.7-9 10-12 2020.1-3 4-6 7-9 10-12 2021.1-3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 2021.1 2 3 4 5	買										賣										輸										入									
	輸					出					易					輸					入					輸					入									
	総額	原産地 前年比	季節 前年比	金及び 同製品	一般 機械	事務用 機器	電機 機器	輸送用 自動車	輸送用 機器	アメリカ	E.U.	アジア	総額	原産地 前年比	季節 前年比	食料品	原燃料 石油製品	機械 機器	事務用 機器	アメリカ	E.U.	アジア	総額	原産地 前年比	季節 前年比	食料品	原燃料 石油製品	機械 機器	事務用 機器	アメリカ	E.U.	アジア								
億 円	%	%	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	%	%	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	%	%	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円									
72,901	20.6	△0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69,671	20.9	△0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	173,963	△4.2	△0.5	—	—	—	—	—	—									
170,262	△0.3	△0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	173,963	△4.2	△0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	173,963	△4.2	△0.5	—	—	—	—	—	—									
300,588	22.8	△1.1	47,141	42,419	5,226	53,704	54,996	82,115	71,260	38,978	84,110	300,588	22.8	△1.1	47,141	42,419	5,226	53,704	54,996	82,115	71,260	38,978	84,110	300,588	22.8	△1.1	47,141	42,419	5,226	53,704	54,996	82,115	71,260	38,978	84,110					
407,312	7.7	△1.1	40,848	69,664	19,321	89,749	82,115	153,454	153,454	48,836	103,908	407,312	7.7	△1.1	40,848	69,664	19,321	89,749	82,115	153,454	153,454	48,836	103,908	407,312	7.7	△1.1	40,848	69,664	19,321	89,749	82,115	153,454	153,454	48,836	103,908					
418,750	△1.1	△1.1	28,247	92,345	29,644	97,032	73,912	128,622	128,622	79,815	133,735	418,750	△1.1	△1.1	28,247	92,345	29,644	97,032	73,912	128,622	128,622	79,815	133,735	418,750	△1.1	△1.1	28,247	92,345	29,644	97,032	73,912	128,622	128,622	79,815	133,735					
420,694	3.2	△1.1	27,518	101,690	29,362	108,279	68,695	113,541	113,541	67,049	195,680	420,694	3.2	△1.1	27,518	101,690	29,362	108,279	68,695	113,541	113,541	67,049	195,680	420,694	3.2	△1.1	27,518	101,690	29,362	108,279	68,695	113,541	113,541	67,049	195,680					
520,452	7.2	△1.1	28,792	112,600	31,459	137,256	69,137	155,353	155,353	84,536	214,680	520,452	7.2	△1.1	28,792	112,600	31,459	137,256	69,137	155,353	155,353	84,536	214,680	520,452	7.2	△1.1	28,792	112,600	31,459	137,256	69,137	155,353	155,353	84,536	214,680					
682,902	10.6	△1.1	49,944	137,360	25,956	150,212	105,018	154,131	154,131	99,451	328,869	682,902	10.6	△1.1	49,944	137,360	25,956	150,212	105,018	154,131	154,131	99,451	328,869	682,902	10.6	△1.1	49,944	137,360	25,956	150,212	105,018	154,131	154,131	99,451	328,869					
774,606	13.4	△1.1	60,428	152,592	28,225	164,104	128,367	171,272	171,272	113,039	368,519	774,606	13.4	△1.1	60,428	152,592	28,225	164,104	128,367	171,272	171,272	113,039	368,519	774,606	13.4	△1.1	60,428	152,592	28,225	164,104	128,367	171,272	171,272	113,039	368,519					
851,334	9.9	△1.1	68,900	168,150	28,427	167,361	146,733	166,011	166,011	126,538	419,913	851,334	9.9	△1.1	68,900	168,150	28,427	167,361	146,733	166,011	166,011	126,538	419,913	851,334	9.9	△1.1	68,900	168,150	28,427	167,361	146,733	166,011	166,011	126,538	419,913					
711,456	△16.4	△1.1	64,831	140,255	22,281	135,712	111,293	120,876	120,876	97,068	355,657	711,456	△16.4	△1.1	64,831	140,255	22,281	135,712	111,293	120,876	120,876	97,068	355,657	711,456	△16.4	△1.1	64,831	140,255	22,281	135,712	111,293	120,876	120,876	97,068	355,657					
590,079	△17.1	△1.1	50,906	103,851	17,988	116,959	77,451	93,425	93,425	70,420	326,004	590,079	△17.1	△1.1	50,906	103,851	17,988	116,959	77,451	93,425	93,425	70,420	326,004	590,079	△17.1	△1.1	50,906	103,851	17,988	116,959	77,451	93,425	93,425	70,420	326,004					
677,888	14.9	△1.1	61,150	137,814	17,579	125,441	90,359	104,025	104,025	77,141	381,732	677,888	14.9	△1.1	61,150	137,814	17,579	125,441	90,359	104,025	104,025	77,141	381,732	677,888	14.9	△1.1	61,150	137,814	17,579	125,441	90,359	104,025	104,025	77,141	381,732					
652,885	△3.7	△1.1	59,130	137,600	15,589	115,463	85,479	103,220	103,220	74,383	361,207	652,885	△3.7	△1.1	59,130	137,600	15,589	115,463	85,479	103,220	103,220	74,383	361,207	652,885	△3.7	△1.1	59,130	137,600	15,589	115,463	85,479	103,220	103,220	74,383	361,207					
639,400	△2.1	△1.1	58,977	125,985	14,975	113,153	91,630	113,969	113,969	63,910	349,113	639,400	△2.1	△1.1	58,977	125,985	14,975	113,153	91,630	113,969	113,969	63,910	349,113	639,400	△2.1	△1.1	58,977	125,985	14,975	113,153	91,630	113,969	113,969	63,910	349,113					
708,565	10.8	△1.1	64,014	136,498	16,422	122,274	106,171	132,066	132,066	72,379	384,058	708,565	10.8	△1.1	64,014	136,498	16,422	122,274	106,171	132,066	132,066	72,379	384,058	708,565	10.8	△1.1	64,014	136,498	16,422	122,274	106,171	132,066	132,066	72,379	384,058					
746,670	5.4	△1.1	67,034	145,119	16,698	129,961	111,905	142,119	142,119	77,007	403,264	746,670	5.4	△1.1	67,034	145,119	16,698	129,961	111,905	142,119	142,119	77,007	403,264	746,670	5.4	△1.1	67,034	145,119	16,698	129,961	111,905	142,119	142,119	77,007	403,264					
741,151	△0.7	△1.1	59,407	140,547	15,828	130,336	120,560	150,934	150,934	81,033	394,152	741,151	△0.7	△1.1	59,407	140,547	15,828	130,336	120,560	150,934	150,934	81,033	394,152	741,151	△0.7	△1.1	59,407	140,547	15,828	130,336	120,560	150,934	150,934	81,033	394,152					
715,222	△3.5	△1.1	53,373	140,311	14,368	125,593	110,924	141,186	141,186	79,791	394,154	715,222	△3.5	△1.1	53,373	140,311	14,368	125,593	110,924	141,186	141,186	79,791	394,154	715,222	△3.5	△1.1	53,373	140,311	14,368	125,593	110,924	141,186	141,186	79,791	394,154					
792,212	10.8	△1.1	60,912	163,144	14,643	139,362	122,668	156,286	156,286	82,693	440,133	792,212	10.8	△1.1	60,912	163,144	14,643	139,362	122,668	156,286	156,286	82,693	440,133	792,212	10.8	△1.1	60,912	163,144	14,643	139,362	122,668	156,286	156,286	82,693	440,133					
807,099	1.9	△1.1	57,128	146,248	13,489	132,537	117,440	149,000	149,000	85,225	409,317	807,099	1.9	△1.1	57,128	146,248	13,489	132,537	117,440	149,000	149,000	85,225	409,317	807,099	1.9	△1.1	57,128	146,248	13,489	132,537	117,440	149,000	149,000	85,225	409,317					
758,788	△6.0	△1.1	57,128	146,248	13,489	132,537	117,440	149,000	149,000	85,225	409,317	758,788	△6.0	△1.1	57,128	146,248	13,489	132,537	117,440	149,000	149,000	85,225	409,317	758,788	△6.0	△1.1	57,128	146,248	13,489	132,537	117,440	149,000	149,000	85,225	409,317					
694,674	△8.4	△1.1	52,947	134,802	12,193	130,788	95,111	124,414	124,414	63,671	405,133	694,674	△8.4	△1.1	52,947	134,802	12,193	130,788	95,111	124,414	124,414	63,671	405,133	694,674	△8.4	△1.1	52,947	134,802	12,193	130,788	95,111	124,414	124,414	63,671	405,133					
191,512	△5.0	△1.1	14,447	36,357	3,317	33,881	29,409	37,334	37,334	22,219	102,466	191,512	△5.0	△1.1	14,447	36,357	3,317	33,881	29,409	37,334	37,334	22,219	102,466	191,512	△5.0	△1.1	14,447	36,357	3,317	33,881	29,409	37,334	37,334	22,219	102,466					
195,313	△7.8	△1.1	14,015	37,365	3,648	34,982	30,327	37,005	37,005	21,857	108,264	195,313	△7.8	△1.1	14,015	37,365	3,648	34,982	30,327	37,005	37,005	21,857	108,264	195,313	△7.8	△1.1	14,015	37,365	3,648	34,982	30,327	37,005	37,005	21,857	108,264					
181,091	△5.5	△1.1	14,287	34,374	3,172	31,617	27,863	35,039	35,039	19,290	96,413	181,091	△5.5	△1.1	14,287	34,374	3,172	31,617	27,863	35,039	35,039	19,290	96,413	181,091	△5.5	△1.1	14,287	34,374	3,172	31,617	27,863	35,039	35,039	19,290	96,413					
142,506	△25.3	△1.1	11,732	29,122	2,645	27,664	13,598	21,920	21,920	12,																														

〔企業収益〕

(%)

	法人企業統計 (全産業)			日銀短観 (全国企業、全産業)			日銀短観 (注)		
	売上高 前年比	経常利益 前年比	設備投資 前年比	売上高 前年比	大企業 製造業	経常利益 前年比	大企業 製造業	売上高 前年比	大企業 製造業
1985年度	6.9	4.2	12.8	2.3	0.3	△5.7	△14.4	2.68	4.04
1990	9.2	△2.0	14.1	6.7	9.6	1.1	△1.9	3.41	5.15
1995	3.2	20.2	3.9	1.4	2.6	19.1	27.9	2.67	3.81
2000	3.7	33.2	8.6	2.8	4.9	18.0	32.3	2.87	4.61
2005	6.2	15.6	△3.9	4.8	6.7	12.3	16.5	4.01	6.48
2015	△1.1	5.6	7.1	△1.3	△2.3	4.8	△5.3	4.91	7.15
2016	1.7	9.9	0.7	△1.5	△2.9	4.4	△0.5	5.21	7.33
2017	6.1	11.4	5.8	4.4	5.6	12.0	20.8	5.83	8.52
2018	△0.6	0.4	8.1	2.5	2.9	0.4	△0.9	5.71	8.21
2019	△3.5	△14.9	△10.4	△1.4	△3.2	△9.6	△17.5	5.23	7.00
2020	[△7.1]	[△23.0]	[△9.8]	△7.8	△7.8	△20.1	△1.4	4.53	7.48
2021	[2.8]	[7.7]	[7.8]	*2.8	*6.0	*9.1	*4.0	*4.81	*7.35
2017. 7～9	4.8	5.5	4.2	4.3	5.4	2.0	△2.8	5.46	7.52
10～12	5.9	0.9	4.3						
2018. 1～3	3.2	0.2	3.4	3.3	4.2	3.0	5.6	6.20	9.74
4～6	5.1	17.9	12.8						
7～9	6.0	2.2	4.5	1.7	1.6	△2.3	△8.5	5.24	6.77
10～12	3.7	△7.0	5.7						
2019. 1～3	3.0	10.3	6.1	0.8	△1.1	△5.1	△15.9	5.84	8.28
4～6	0.4	△12.0	1.9						
7～9	△2.6	△5.3	7.1	△3.4	△5.1	△14.6	△19.7	4.64	5.73
10～12	△6.4	△4.6	△3.5						
2020. 1～3	△7.5	△28.4	0.1	△13.0	△15.7	△42.0	△36.3	3.89	6.25
4～6	△17.7	△46.6	△11.3						
7～9	△11.5	△28.4	△10.6	△2.7	△0.1	6.8	48.0	5.09	8.50
10～12	△4.5	△0.7	△4.8						
2021. 1～3	△3.0	26.0	△7.8	*5.6	*11.6	*27.8	*30.9	*4.71	*7.33
4～6				*0.3	*1.3	*△3.4	*△12.3	*4.91	*7.36
7～9									
10～12									
発表機関	財務省			日本銀行					

(注) 日銀短観：*印は2021年6月調査による計画である。

法人企業統計：金融業、保険業は含まれていない。

2008年度以降は「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を含む計数である。

2009年度年次別調査から、日本郵政(株)、郵政事業(株)、郵便局(株)を含んだ計数となっている。

設備投資は2002年度以降はソフトウェア投資額を含んだものである。

なお、「[]」は「法人企業景気予測調査」(金融業、保険業を除く)の年度の見通しの計数である。

最近の財政金融政策（2021年7月27日現在）

2018. 1.22 施政方針演説・財政演説
 // 平成29年度補正予算（第1号及び特第1号）（国会提出）
 // 平成30年度予算（国会提出）
 // 平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 2. 1 平成29年度補正予算（第1号及び特第1号）成立
 3.28 平成30年度予算成立
 // 平成30年度税制改正法成立
 6.13 人づくり革命 基本構想（人生100年時代構想会議決定）
 6.15 経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）（閣議決定）
 // まち・ひと・しごと創生基本方針2018（閣議決定）
 // 未来投資戦略2018（閣議決定）
 7.10 平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）
 7.31 「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
 10.15 平成30年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 10.24 所信表明演説・財政演説
 // 平成30年度補正予算（第1号及び特第1号）（国会提出）
 11. 7 平成30年度補正予算（第1号及び特第1号）成立
 12. 7 平成31年度予算編成の基本方針（閣議決定）
 12.18 平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
 12.21 平成30年度補正予算（第2号）（閣議決定）
 // 平成31年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
 // 平成30年度税制改正の大綱について（閣議決定）
 2019. 1.18 平成31年度一般会計歳入歳出概算の変更について（閣議決定）
 1.28 施政方針演説・財政演説
 // 平成30年度補正予算（第2号及び特第2号）（国会提出）
 // 平成31年度予算（国会提出）
 // 平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 2. 7 平成30年度補正予算（第2号及び特第2号）成立
 3.27 平成31年度予算成立
 // 平成31年度税制改正法成立
 6.21 経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）（閣議決定）
 // まち・ひと・しごと創生基本方針2019（閣議決定）
 // 成長戦略実行計画（閣議決定）
 7.31 令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）
 10. 4 所信表明演説
 12. 5 令和2年度予算編成の基本方針（閣議決定）
 // 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（閣議決定）
 12.13 令和元年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 12.18 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
 12.20 令和2年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
 // 令和2年度税制改正の大綱について（閣議決定）
 2020. 1.20 施政方針演説・財政演説
 // 令和元年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）（国会提出）
 // 令和2年度予算（国会提出）
 // 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 1.30 令和元年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）成立
 3.16 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
 3.27 令和2年度予算成立
 // 令和2年度税制改正法成立
 4. 7 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（閣議決定）
 // 令和2年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 4.20 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更（閣議決定）
 // 令和2年度補正予算の変更（第1号）（閣議決定）
 4.27 財政演説
 // 令和2年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）（国会提出）
 // 「金融緩和の強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
 4.30 令和2年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）成立
 5.22 「中小企業等の資金繰り支援のための『新たな資金供給手段』の導入」の決定（日本銀行政策決定会合）
 5.27 令和2年度補正予算（第2号）（閣議決定）
 6. 8 財政演説
 // 令和2年度補正予算（第2号、特第2号及び機第2号）（国会提出）
 6.12 令和2年度補正予算（第2号、特第2号及び機第2号）成立
 7.17 経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）（閣議決定）
 // まち・ひと・しごと創生基本方針2020（閣議決定）
 // 成長戦略実行計画（閣議決定）
 10.26 所信表明演説
 12. 8 令和3年度予算編成の基本方針（閣議決定）
 // 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（閣議決定）
 12.15 令和2年度補正予算（第3号）（閣議決定）
 12.18 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
 12.21 令和3年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
 // 令和3年度税制改正の大綱について（閣議決定）
 2021. 1.18 施政方針演説・財政演説
 // 令和2年度補正予算（第3号及び特第3号）（国会提出）
 // 令和3年度予算（国会提出）
 // 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 1.28 令和2年度補正予算（第3号及び特第3号）成立
 3.19 「より効果的で持続的な金融緩和」の決定（日本銀行政策決定会合）
 3.26 令和3年度予算成立
 // 令和3年度税制改正法成立
 6.18 経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）（閣議決定）
 // まち・ひと・しごと創生基本方針2021（閣議決定）
 // 成長戦略実行計画（閣議決定）
 7. 7 令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）

財政金融統計月報編集案内

- この統計月報は、財政金融及び重要な経済の事象を、統計を基礎として、具体的に解明し部内執務の参考と一般の利用に供するものです。
- 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。
- 原則として毎月発行しますが、統計資料等の発表時期及び編集上の都合により、発行が遅れたり、編集計画の内容が前後することがあります。
- 本号の内容等についてのお問い合わせは、財務省関税局総務課（TEL. 03-3581-4111、内線5560番）へ、編集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部（内線5314番）へ御連絡下さい。

●既刊分内容紹介●

第1号～99号は第100号
 第100号～165号は第168号
 第166号～199号は第200号
 第200号～250号は第252号
 第251号～299号は第300号
 第300号～350号は第352号
 第351号～399号は第400号
 第400号～450号は第452号
 第451号～499号は第500号
 第500号～559号は第560号
 第560号～599号は第600号
 第600号～649号は第650号
 第650号～699号は第700号
 第700号～749号は第750号
 第750号～799号は第800号
 各巻末年譜参照

第816号 令和2年度予算特集
 第817号 租税特集
 第818号 国際経済特集
 第819号 関税特集
 第820号 国際収支特集
 第821号 財政投融资特集
 第822号 法人企業統計年報特集
 第823号 国庫収支特集
 第824号 対内外民間投資特集
 第825号 国有財産特集
 第826号 地域経済特集
 第827号 政府関係金融機関等特集

《令和3年度特集内容（予定）》（特集内容は予告なく変更することがあります）

第828号	国内経済特集	第834号	財政投融资特集
第829号	令和3年度予算特集	第835号	法人企業統計年報特集
第830号	租税特集	第836号	国庫収支特集
第831号	国際経済特集	第837号	対内外民間投資特集
第832号	関税特集	第838号	国有財産特集
第833号	国際収支特集		

定価：1,331円（税込）

次号予告

第833号 国際収支特集

令和2年度中の国際収支状況
 令和2年度中の地域別国際収支状況
 令和2年末現在の我が国の対外の賃借の状況

——統計——

国際収支統計
 地域別国際収支統計
 対外の賃借
 その他関連統計
 主要国の国際収支

財政金融統計月報 第832号

令和3年12月10日 発行

定価は
 表紙に表示してあります。

編集 財務省財務総合政策研究所
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
 電話 (03) 3581-4111(代)

印刷発行 中和印刷株式会社
〒104-0042 東京都中央区入船2-2-14
 電話 (03) 3552-0426(代)

販売所 各県の官報販売所
 政府刊行物センター

（霞が関
 〒100-0013
 東京都千代田区霞が関1-4-1
 日土地ビル1階
 TEL (03) 3504-3885
 FAX (03) 3504-3889

（仙台
 〒980-0014
 仙台市青葉区本町3-5-22
 (宮城県管工事会館1階)
 TEL (022) 261-8320
 FAX (022) 261-8321